
EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02968 5252




海漢冬叢
晉劉生仿



昭和六年二月十三日印刷
昭和六年二月十六日發行

第十八回配本

昭和漢文叢書
韓非子新釋
(上)

不許複製

著作者　平澤東貫
東京市神田區北神保町十一番地
發行者　辻本卯藏
東京市芝區愛宕町三丁目二十二番地
印刷者　中野鉄太郎

東京市神田區北神保町十一番地
發行所　弘道館
電話九段一三六八・一三六九番
振替口座東京八一一五番

印刷所　東洋印刷株式會社

韓非子新釋上卷終

語釋 玉版（玉を以て簡となし、圖を其の上に刻した者。堯が河洛にて得た者だと傳へらる。）○膠鬲（殷の賢臣。）○費仲（殷の佞臣。）

或は此二篇を以て、韓子弱年の作と想定するものもあるやに聞くが、蓋しさうかも知れない。

餘論 前篇竝に本篇を通觀するに、韓子の解釋が果して老子の旨を得て居るであらうか、些疑なき能はざる節もある。まゝ牽强附會と考へたいところさへも無いではない。併し斯く見ゆる場合に於ても、尙ほ韓子の時代と韓子の思想とを通ほさずに云々するは許さるべきであるまい。寧ろ此兩篇の如きは、先秦時代に於ける、而かも韓子一流の老子觀として愛讀すべきである。

若し夫の老子と韓子との思想の系絡、やがて虛無恬淡の說と形名法術の論との關係に至つては、未だ俄に解決し難いものがあらうし、從つて韓子思想の大系として、虛無論と法術論とが果して如何程まで整調されてあつたらうかは、遺された問題である。唯韓子が老子の仁義を嘲りたるを以て自家藥籠中のものと爲したるに至つては、蓋し疑を容るゝ餘地があるまい。

資費仲玉版者。是愛之也。故曰。不貴其師。不愛其資。雖知大迷。是謂要妙。

訓讀　周に玉版有り。紂、膠鬲をして之れを索めしむ。文王予へず。費中來り求む。因りて之れに予ふ。是れ膠鬲賢にして費中道無ければなり。周賢者の志を得るを惡む。故に費中に予ふ。文王、太公を渭濱に擧ぐる者は之れを貴ぶなり。費中に玉版を資する者は是れ之れを愛するなり。故に曰く、其師を貴ばず、其資を愛せずば、智と雖も大に迷ふ。是れを要妙と謂ふと。

通釋　周に寶物玉版があつた。紂王は膠鬲を遣はし、之を求めしめた。文王は與へなかつた。すると又費仲が來て懇望した。それで之を與へた。是は、膠鬲は賢者で、費仲は無道の人物であるからである。つまり周は膠鬲のやうな賢者が志を得て紂に用ひらるゝに至らんことを忌み、無道者の費仲に與へて、費仲が紂に用ひられんことを巧たるものである。文王が大公望を渭濱から擧げ用ひたのは其賢を貴んだので、費仲に玉版を與へたのは之を手段として愛したのだ。故に老子は曰ふ。「善人を師として貴ばず、不善人を資として愛せざるものは、假令それが、知者であつたとしても大に迷つて居る者だ、善は師として貴び不善は資として愛する。此は至極の要道である」と。

徳義を見ては、盛んなりとし、出で丶富貴の樂みを見ては、又盛んなりとした。此徳義と富貴とが自分の胸中に戰つて何れが勝つか解らなかつた。其爲めに臞せたのであつだが、今や胸中に於て先王の徳義が勝を占めた。それでかやうに肥えたのだ」と。それ故に、凡て志すことの難儀なのは、人に勝つといふことにあるのではなく、自分自らに勝つといふことにあるのだ。故に老子は言つて居る。「自ら勝つことを強いといふ」と。

○善行無轍跡章 第二十七章

善行無轍跡。善言無瑕讁。善計不用籌策。善閉無關楗而不可開。善結無繩約而不可解。是以聖人常善救人。故無棄人。常善救物。故無棄物。是謂襲明。故善人不善人之師。不善人善人之資。不貴其師。不愛其資。雖智大迷。是謂要妙。

周有玉版。紂令膠鬲索之。文王不予。費仲來求。因予之。是膠鬲賢而費仲無道也。周惡賢者之得志也。故予費仲。文王擧太公於渭濱者貴之也。而

子夏見曾子。曾子曰。何肥也。對曰。戰勝。故肥也。曾子曰。何謂也。子夏曰。吾入見先王之義則榮之。出見富貴之樂又榮之。兩者戰於胸中。未知勝負。故臞。今先王之義勝。故肥。是以志之難也。不在勝人。在自勝也。故曰。自勝之謂彊。

訓讀　子夏曾子を見る。曾子曰く、何ぞ肥えたるやと。對へて曰く、戰勝つ故に肥ゆるなりと。曾子曰く、何の謂ぞやと。子夏曰く、吾入りて先王の義を見れば則ち之れを榮とす。出でて富貴の樂を見れば又之れを榮とす。兩者胸中に戰ひ未だ勝負を知らず。故に臞せたり。今や先王の義勝つ。故に肥ゆと。是を以て志の難きや人に勝つに在らず、自ら勝つに在るなり。故に曰く、自ら勝つ、之れを彊と謂ふと。

通釋　子夏、曾子に會うた。曾子が問うた。「どうして又そんなに肥えたのか」と。子夏が對へた。「戰に勝つたために肥えたのだ」と。曾子は問うた。何のことかと。子夏が答へた。「我入りて先王の

目の如きなりと。王乃ち止む。故に智の難きは人を見るに在らず。自ら見るに在り。故に曰く、自ら見る之れを明と謂ふと。

通釋 楚の莊王、越を伐たんとした。杜子が之を諫めて曰ふ。「王の越を伐たるゝのは、どういふ譯か」と。王は曰ふ、「越の政治が亂れ、軍隊が弱いからだ」と。杜子は曰ふ。「臣は人の智といふものは目のやうなものだと思つて心配して居る。目は能く遠いところの百歩の外をも見るのだが、近いところの自分の睫を見ることが出來ない。王の兵が秦晉に敗られてから、領土を失ふこと數百里である。畢竟兵の弱い爲めだ。彼の莊蹻が領內に於て盜賊を働いても、役人が之を止めることが出來ない。畢竟政治の亂れて居る爲めだ。王の政治の亂れて居ること、王の兵の弱いことは、決して越より以下にあるものではない。然るに之を伐たうとする。此は智は目の如きもので、人の事が見えても自分の事が見えぬのだ」と。王はそこで越を伐つことを止めた。故に知るといふことの難儀なのは、人を見ることではなくて、自分自らを見ることにあるのだ。故に老子は言つて居る。「自らを見ることが出來るのを明と謂ふ」と。

○知人者智章

知人者智。自知者明。勝人者力。自勝者彊。知足者富。强行者有志。不失其所者久。死而不亡者壽。

楚莊王欲伐越。杜子諫曰。王之伐越何也。曰。政亂兵弱。杜子曰。臣患智之如目也。能見百步之外。而不能自見其睫。王之兵自敗於秦晉。喪地數百里。此兵之弱也。莊蹻爲盜於境內。而吏不能禁。此政之亂也。王之弱亂。非越之下也。而欲伐越。此智之如目也。王乃止。故智之難。不在見人。在自見。故曰。自見之謂明。

【訓讀】楚の莊王、越を伐たんと欲す。杜子諫めて曰く、王の越を伐つは何ぞやと。曰く、政亂れ兵弱しと。杜子曰く、臣智の目の如くなるを患ふ。能く百步の外を見て、自ら其睫を見る能はず。王の兵、秦晉に敗れてより、地を喪ふこと數百里。此れ兵の弱きなり。莊蹻盜を境內に爲し、而して吏禁ずる能はず。此れ政の亂なり。王の弱亂越の下に非ざるなり。而して越を伐たんと欲す。此れ智の

有り、蚤く自ら示さず、故に大功有り。故に曰く、大器晩成、大音希聲と。

通釋 楚の莊王、位に卽いて三年になつても、制令も發せず、政治を行はずに居る。右司馬の職に在る者が、王の側に侍して居た時、王に謎をかけて曰ふには、「鳥が南方の岡に止まつた。三年經ても、羽ばたきもせず、飛びもしないし、鳴きもしない。默として聲も出さない。一體、此鳥の名は何といふのでせうか」と。王の曰ふには、「三年羽ばたきせぬのは、羽翼を育だてゝ居るのだ。飛ばず鳴かずば人民の動靜を察して居るのだ。今こそ飛ばず鳴かずで居るが、一たび飛んだら、天にも至るであらうし。鳴いたら人を驚かすであらう。子、此儘にして置け。何事も解かつて居る」と。半年過ぎると、自ら政を取り裁き、廢止した事が十、新に起した事が九、大臣五人を誅し、處士六人を擧用して邦が大に治まつた。更に兵を擧げて齊の罪を誅め、河雍に於て晉に勝ち、宋に於て諸侯の會合を爲し、遂に天下の覇者となつた。莊王は小善に尾々たらず。故に大名を揚げた。蚤く志を人に示さなかつた。故に大功を奏した。老子は言ふ「大器は晩く出來上り、大音は希に聞く」と。

語釋 隱（隱語し謎をかける意味。） ○不穀（諸侯の自稱。）

○知人者智章

羽翼。不飛不鳴。將以觀民。則雖無飛。飛必沖天。雖無鳴。鳴必驚人。子釋之。不穀知之矣。處半年乃自聽政。所廢者十。所起者九。誅大臣五。擧處士六。而邦大治。擧兵誅齊。敗之徐州。勝晉於河雍。合諸侯於宋。遂霸天下。莊王不爲小善。故有大名。不蚤見示。故有大功。故曰。大器晚成。大音希聲。

訓讀 楚の莊王政に莅む三年、令を發する無く、政を爲す無きなり。右司馬坐に御して王の與に隱して曰く、鳥有り、南方の阜に止まる。三年翅せず、飛ばず、鳴かず、嘿然として聲無し。此れを何の名と爲すと。王の曰く、三年翅せず、將に以て羽翼を長ぜんとす。飛ばず鳴かず、將に以て民を觀んとす。則ち飛ぶ無しと雖も、飛ばば必ず天に沖せん。鳴く無しと雖も、鳴かば必ず人を驚かさん。子之れを釋け。不穀之れを知れりと。處ること半年にして乃ち自ら政を聽く。廢する所の者十、起す所の者九、大臣を誅する五、處士を擧ぐる六、而して邦大に治まる。兵を擧げて齊を誅し、之れを徐州に敗り、晉に河雍に勝ち、諸侯を宋に合し、遂に天下に霸たり。莊王小善を爲さず、故に大名

行くところが無い。而かも能く遍く知つて居る。故に老子は「行かずして知る」と言つて居る。又聖人は能く遍く觀て居る。故に老子は「見ずして明か」といつて居る。時に應じて、事を行ひ、質に從つて功を立て、萬物夫々の能を夫々に用ひて、それで利益を獲得する。故に徒らに人爲を加へず、而かも自然に成る」と老子は言つて居る。

語釋 白公勝（楚の平王の太子建の子なり。建亡げて鄭に在りて殺さる。白公之を伐たんとして、令尹子西に請ふ。子西之を許す。偶晉鄭を伐つ。鄭急を楚に告ぐ。子西賂を受けて鄭を救ふ。白公怒て亂を謀るといふ。）

○上士聞道章 第四十一章

上士聞道、勤而行之。中士聞道。若存若亡。下士聞道大笑之。不笑不足以爲道。故建言有之。明道若昧。進道如退。夷道若纇。上德若谷。太白若辱。廣德若不足。建德如偸。質直如渝。大方無隅。大器晩成、大音希聲。大象無形。道隱無名。夫惟道善貸且成。

楚莊王蒞政三年。無令發。無政爲也。右司馬御坐而與王隱曰。有鳥止南方之阜。三年不翅。不飛不鳴。嘿然無聲此爲何名。王曰。三年不翅將以長

隨時以擧事。因資而立功。用萬物之能。而獲利其上。故曰。不爲而成。

【訓讀】白公勝亂を慮り、朝を罷む。倒に策を杖ついで鋭頤を貫く。血流れて地に至れども知らず。鄭人之れを聞して曰く、頤を之れ忘る。將た何ぞ忘るゝを爲さんや。故に曰く、其の出づること彌々遠き者は、其の智彌々少しと。此れ智遠きに周くして則ち遺す所近きに在るを言ふなり。是を以て聖人には常行無きなり。能く竝び知る。故に曰く、行かずして知ると。能く竝び觀る。故に曰く、見ずして明なりと。時に隨ひ以て事を擧げ、資に因りて功を立て。萬物の能を用ひて利を其上に獲。故に曰く、爲さずして成ると。

【通釋】楚の白公勝が、亂を起さんことを慮り、朝を退いて考へ込んで居り、策が倒になつて居た爲め、其尖が頤を貫いた。血が地上まで流れても自ら知らずに居た。鄭國の人は「此事を探知し、彼は自分の頤さへ忘れる程、考を凝らして居る。彼として怨の深い我が鄭國の事をどうして忘れよう」と言つて警戒した。それ故、老子は「戸牖を出づる彌遠ければ、其の知が彌少い」と言つて居る。此は周く遠方を知らうとすると、近い處は取り遺すことになるといふことだ。故に聖人には一定した

て見たが、三度とも負けた。そこで襄主は王子期に言つた。「子の余に教へられたところは、まだ不充分で取り遺しがあるだらう」と。王子期に對へた。「御の術は全部御教授致した、只其用ひなされ方が誤つて御いでなさる。元來御に於て大切なところは、馬の體が車に落ち付き、人の心が馬とよく合つて、そこで始めて速く進み遠方まで行くことも出來る。然るに今御前は後れられると臣に追ひ付かうと急せられ、先になられると、臣に追ひ付かれはせんかと心配なさる。元來道を進んで、遠方まで行く内には、先んずることもあり、後るゝこともある筈だ。然るに御前は後れられても先きだたれても、御心が常に臣にのみあつて、馬からは離れて居られる。それでは、どうして、馬と心とを調和させることが出來よう。此が御前が後れられる理由である」と。

○不出戸章

白公勝慮亂。罷朝。倒杖策而銳貫頤。血流至於地而不知。鄭人聞之曰。頤之忘。將何爲忘哉。故曰。其出彌遠者其知彌少。此言知周乎遠。則所遺在近也。是以聖人無常行也。能竝知。故曰。不行而知。能竝觀。故曰。不見而明。

趙襄主學御於王子期。俄而與子期逐。三易馬而三後。襄主曰。子之敎我御。術未盡也。對曰。術已盡。用之則過也。此御之所貴。馬體安於車。人心調於馬。而後可以進速致遠。今君後則欲逮臣。先則恐逮於臣。夫誘道爭遠。非先則後也。而前後心皆在於臣。尙何以調於馬。此君之所以後也。

訓讀　趙の襄主、御を王子期に學ぶ。俄にして子期と逐ふ。三たび馬を易へて三たび後る。襄主曰く、子の我に御を敎ふる術未だ盡さざるなりと。對へて曰く、術已に盡く。之れを用ふる則ち過つ。此れ御の貴ぶ所、馬體車に安んじ、人心馬に調ひ、而る後以て速きを進み遠きを致すべし。今君後るれば則ち臣に逮ばんと欲し、先んずれば則ち臣に逮ばれんことを恐る。夫れ道を誘ひ遠きを爭ふ。先んずるに非ざれば則ち後るゝなり。前後の心、皆臣に在り。尙ほ何を以て馬を調へん。此れ君の後るる所以なりと。

通釋　趙襄主、御を王子期に學んだ。未だ熟練せざる内に、王子期を角逐を試みた。三度馬を易へ

則禍福雖如丘山。無從識之。故曰。不出於戶。可以知天下。不闚於牖。可以知天道。此言神明之不離其實也。

訓讀 空竅は神明の戶牖なり。耳目は聲色に竭き、精神は外貌に竭く。故に中主無し。中主無ければ則ち禍福丘山の如しと雖も、從ひて之れを識る無し。故に曰く、戶を出でずして以て天下を知るべく、牖を闚はずして以て天道を知るべしと。此れ神明の其實を離れざるを言ふなり。

通釋 耳目鼻口の如き身體の有する穴は、精神の戶や窓である。扨此の口鼻耳目を使用して、耳は聲に目は色に其力を竭し果し、精神は外界の種々の狀貌に捕はれて力を竭し果したならば、身中に主宰者が無くなる。主宰者が無くなつたならば、身に積る禍福が山程あつても、之を知ることが出來なくなる。故に老子は戶を出でずして天下を知り、牖を闚はずして、天道を知るべきを言つた。之れ精神の其德を失はず、別言すれば、其實體を離れずして、主宰者たるべきを言ふのである。

語釋 實(は室でこゝでは形骸のこと。)

○又

慧を學ばうとするのは、皆此の三年かゝつて一枚の葉を造るやり方である。故に冬日の農作は彼の古の農師の后稷でも善美にすることが出來ず。豐年の大稻は奴婢の手でも惡く出來る筈が無い、卽ち一人の力では、后稷でも不足であり、自然に從ふと臧獲でも餘力がある。

〔語釋〕列子（列禦寇。古の賢者。）○后稷（名は棄、周の先祖、堯の時、穀を種うることを敎へた。）○臧獲（奴婢）

故曰。恃萬物之自然。而不敢爲也。

〔訓讀〕故に曰く、萬物の自然を恃みて敢て爲さざるなり。

〔通釋〕故に老子は言ふ。「萬物の自然を恃むべきであつて、餘計な人爲は加ふべきで無い」と。

○不出戶章　第四十七章

不出戶、知天下、不窺牖、見天道。其出彌遠、其知彌少。是以聖人不行而知、不見而名、不爲而成。

空竅者神明之戶牖也。耳目竭於聲色。精神竭於外貌。故中無主。中無主。

過ぐる所なり。王壽之れを復す。是れ學ばざるを學ぶ。故に曰く、學ばざるを學ぶは、衆人の過ぐる所に復歸するなりと。

〔通釋〕王壽といふ人が書物を好み之を負うて、旅行した。周に行く街道に於て隱者の徐馮に遭うた徐馮が言ふやう「事とは行爲であるが、凡ての行爲は時の必要に依つて生ずるものだ。故に知者は臨機應變、時に乘ずるので、固定しては居ない。扨て書物は言を書き陳ねたものだが、其言なるものは知から出たものである、故に知者は書物などを藏しては居ない。それに今あなたは、どうしてそんな物を負うて旅行されるのか」と、王壽は徐馮の教に因て書物を焚き、嬉さに舞ひ踊つたといふことである。知者の教ふるところは言語談話では無い。慧者の藏するところは書箱の書物では無い、併しかういふ事は、世間では知らずに過ごして居る。王壽は徐馮の教によつて、茲に立ち返へつた。是は畢竟學ばざるを學ぶことである。故に老子は「學ばざるを學ぶは、衆人の過ぐるところに復歸するのだ」と言つて居る。

夫物有常容。因乘以導之。因隨物之容。故靜則建乎德。動則順乎道。

と言つた。子罕は「其方は玉を以て寶とするが、自分は、其方の玉を受けないことを以て寶とするぞ」と答へた。是れは田舍漢は、玉を寶とするのに、子罕は玉などを寶としなかつたのだ、老子は言ふ、同じ欲しがるでも欲しがらないといふことを欲しがるが善い、得難い寶を貴んで欲しがつてはならぬ」と。

王壽負書而行。見徐馮於周塗。馮曰。事者爲也。爲生於時。知者無常事。書者言也。言生於知。知者不藏書。今子何猶負之而行。於是王壽因焚其書而儛之。故知者不以言談教。而慧者不以藏書篋。此世之所過也。王壽復之。是學不學。故曰。學不學。復歸衆人之所過也。

訓讀　王壽書を負ひて行き、徐馮を周塗に見る。馮曰く、事は爲なり。爲は時に生ず。知は常の事無し、書は言なり、言は知に生ず、知者は書を藏せず。今子何ぞ猶ほ之れを負ひて行くと、是に於て王壽因りて其書を焚きて、儛す。故に知者は言談を以て敎へず。慧者は藏書を以て篋せず。此れ世の

○其安易持章

老子第六十四章。本文は前に載せてある。

宋之鄙人得璞玉。而獻之子罕。子罕不受。鄙人曰。此寶也。宜爲君子器。不宜爲細人用。子罕曰。爾以玉爲寶。我以不受子玉爲寶。是鄙人欲玉。而子罕不欲玉。故曰。欲不欲。不貴難得之貨。

訓讀 宋の鄙人璞玉を得て之れを子罕に獻ず。子罕受けず。鄙人曰く、此れ寶なり、宜しく君子の器と爲すべし、宜しく細人の用と爲すべからずと。子罕曰く、爾は玉を以て寶と爲し、我は子の玉を受けざるを以て寶と爲す、是れ鄙人は玉を欲し、而して子罕は玉を欲せず。故に曰く、欲せざるを欲して、得難きの貨を貴ばず。

通釋 宋の田舍漢が、璞玉を得たので、之を家老職の子罕に獻じたところ、子罕は之を受けない。田舍漢は「此は寶物である、貴人の器となすべきで、賤者の用とすべきでない。どうぞ受けて下され」

於て擒にすることにもなつた。それだから老子は「柔を守るを强と曰ふ」と言つて居る。

語釋　王門（詳ならず。）

○知不知章 第七十一章

知不知上。不知知病。夫惟病病、是以不病。聖人不病、以其病病。是以不病。

越王之霸也。不病官。武王之王也。不害詈。故曰。聖人之不病也。以其不病。是以無病也。

訓讀　越王の霸たるや、官を病まず、武王の王たるや詈を害とせず。故に曰く、聖人の病まざるや其の病まざるを以てす。是れを以て病無きなり。

通釋　越王勾踐の霸者となるや、嘗て吳に仕官したことを羞と思はない、周の武王の王となるや、嘗て父文王の詈られたことを羞と思はない。故に、老子は「聖人の物言を病ましと思はれぬのは、衆人の如くに病むべからざるを病まない故、病むといふことが無いからであると」言つて居る。

箕子は單に象箸だけを見ただけで、天下の禍を見越した。老子は言つて居る。「微小なのを見出すのこそ明である」と。

語釋 炮烙（普通の解釋は、銅柱に油を塗り、之を火上に加へ、罪人をして之を渡らしめ、火中に落ちるやうにする酷刑なれど、今は別說に從つた。）

勾踐入宦於吳。身執干戈。爲吳王洗馬。故能殺夫差於姑蘇。

訓讀 句踐吳に入宦し、身干戈を執り、吳王の洗馬と爲る。故に能く夫差を姑蘇に殺す。

通釋 越王勾踐が吳王夫差に破られ、降つて之に臣事し、身干戈を執つて、夫差の前驅とまでなつた、かく屈したればこそ、遂に夫差を破つて之を姑蘇臺に殺すことが出來た。

文王見詈於王門。顏色不變。而武王擒紂於牧野。故曰。守柔曰彊。

訓讀 文王、王門に詈らる顏色變せず、而して武王紂を牧野に擒にす。故に曰く、柔を守るを彊と曰ふ。

通釋 周の文王が王門に於て詈られたが、顏色自若として能く忍んだ。故に其子武王は紂を牧野に

には用ひられまい。自然犀の角や玉で造つた杯を用ひることにならう。象箸玉杯には、豆や豆の葉の汁は、不相應にならう。きつと。旄象や豹胎などを用ひるやうにならう。旄象豹胎の佳味珍膳を備へることになれば、自然着物も賤者の着る短褐などは用ひまいし、家屋も茅葺の家に住めなくならう。錦の衣を幾枚も重ね、廣い家高い臺を作ることにならう。さう奢侈に移り行つたら將來どうなることであらうか私は終りが怖しいから、始が怖しいのだ」と。

【語釋】旄象豹胎（旄は長毛の牛。豹胎は豹の子のまだ胎中にあるもの。）○短褐（短い毛布の衣。賤者の服。）

居五年。紂爲肉圃。設炮烙。登糟丘。臨酒池。紂遂以亡。故箕子見象箸。以知天下之禍。故曰。見小曰明。

【訓讀】居ること五年、紂、肉圃を爲り炮烙を設け、糟丘に登り、酒地に臨む。紂遂に以て亡ぶ。故に箕子象箸を見て以て天下の禍を知る。故に曰く、小を見るを明と曰ふ。

【通釋】五年過ぎると、紂は果して豪奢を通り越して、肉は陳ねて圃の如く、澤山な肉を一時に燒く大炮烙を設け、酒糟は積んで丘の如く、酒は湛へて池の如くであつた。かくて紂は遂に亡んで、故に

○天下有始章 第五十二章

天下有始、以爲天下母。既得其母、以知其子、既知其子、復守其母、沒身不殆。塞其兌、閉其門、修身不勤。開其兌、濟其事、終身不救。見小曰明、守柔曰彊、用其光、復歸其明、無遺身殃、是謂襲常。

昔者紂爲象箸、而箕子怖。以爲象箸必不加於土鉶、必將犀玉之杯。象箸玉杯、必不羹菽藿、則必旄象豹胎。旄象豹胎、必不衣短褐、而食於茅屋之下、則錦衣九重、廣室高臺。吾畏其卒。故怖其始。

【訓讀】昔者紂、象箸を爲りて箕子怖る。以爲らく、象箸は必ず土鉶に加へず。必ず犀玉の杯を將ひん。象箸、玉杯必ず菽藿を羹にせず。則ち必ず旄象、豹胎ならん。旄象、豹胎必ず短褐を衣て茅屋の下に食はず。則ち錦衣九重、廣室高臺ならん、吾其卒を畏る、故に其の始めを怖ると。

【通釋】昔殷の紂王が象牙の箸を作つたので、箕子が恐怖した。箕子の思ふやう。「象牙の箸は、瓦器

を假すことは決して御許なさるな」と、虞君は之を聞き入れず、遂に道を晉に假した。晉は之によつて已に虢を伐ち取つて還り、翻て又虞を滅した。

此ノ二臣者皆爭フ於腠理ニ者也。而シテ二君不レ用ヒ也。然ラバ則叔瞻宮之奇ハ亦虞鄭之扁鵲也。而シテ二君不レ聽カ。故ニ鄭以テ破レ。虞以テ亡ブ。故ニ曰ク。其安キトキハ易レ持シ也。其未ダレ兆セザルトキハ易レ謀リ也。

【訓讀】此の二臣は皆腠理に爭ふものなり、而して二君用ひざるなり。然らば則ち叔瞻・宮之奇は亦虞鄭の扁鵲なり、二君聽かず。故に鄭以て破れ、虞以て亡ぶ。故に曰く、其安きときは持し易く、其未だ兆せざるときは、謀り易きなりと。

【通釋】此叔瞻と宮之奇とは、所謂事を微細の内に、病で言へば腠理にある内に爭ふ者である。而かも鄭君も虞君も之を用ひない。故に叔瞻宮之奇は虞鄭兩國にとつては、正に病に於ける扁鵲の如き名醫である。而かも二君は之を聞き入れない。それだから、鄭が破れ、虞は亡んだのだ。故に老子は言つて居る「平安な内ならば維持の方法も立ち易く、まだ兆さぬ内ならば防禦の方法も謀り易い」と。

將來國家の患を御遺しなさるな」と。鄭君は殺すことも聽き入れなかつた。後重耳が晉國に歸ると、果して、軍隊を擧げて、鄭を伐ち、大に之を破つて、八城を拔き取つた。

晉獻公以垂棘之璧。假道於虞而伐虢。大夫宮之奇諫曰。不可。唇亡而齒寒。虞虢相救非相德也。今日晉滅虢。明日虞必隨之亡。虞君不聽。受其璧而假之道。晉已取虢還。反滅虞。

訓讀 晉の獻公垂棘の璧を以て、道を虞に假りて、虢を伐つ。大夫宮之奇諫めて曰く、不可、脣亡びて齒寒し。虞虢相救ふは、相德するに非ざるなり。今日晉、虢を亡ぼさば明日虞必ず之れに隨ひて亡びんと。虞君聽かず、其の璧を受けて之れに道を假す。晉已に虢を取りて還る。反りて虞を滅す。

通釋 晉の獻公が、垂棘より産する璧を虞君に遺つて歡心を得、道を假りて虢を伐たうとした。虞の太夫宮之奇が諫めて曰ふやう「宜しくないことだ。唇が無くなれば、齒が寒さを感ずる、今虞と虢とは、唇齒の關係にある。互に相救はなければならんのは、啻に德義の上だけのことではない。實に利害存亡の關係である、今日晉が虢を滅ぼしたなら、明日は虞が之に續いて、滅びるに相違ない、道

學、復衆人之所過、以輔萬物之自然而不敢爲。

昔晉獻公重耳出亡過鄭。鄭君不禮。叔瞻諫曰。此賢公子也。君厚待之。可以積德。鄭君不聽。叔瞻又諫曰。不厚不若殺之。無令有後患。鄭君又不聽。及公子返晉邦、舉兵伐鄭。大破之。取八城焉。

【訓讀】昔晉の獻公重耳出亡して鄭を過ぐ。鄭君禮せず。叔瞻諫めて曰く、此れ賢公子なり。君厚く之れを待て以て德を積むべしと。鄭君聽かず叔瞻又諫めて曰く、厚からざれば之れを殺すに若かず。後患有らしむる無れと、鄭君又聽かず。公子晉邦に返るに及び、兵を擧げて鄭を伐ち、大に之れを破り八城を取る。

【通釋】昔晉の獻公が重耳といつて一公子の頃、出奔して鄭の國に立ち寄つた。鄭君が之を禮遇しなかつた。鄭の臣叔瞻が諫めて言つた。「此の重耳といふ人は賢明な公子である。君之を厚遇せられよ。それに依て恩義を積んで置いた方が後の爲めに宜しい」と。鄭君は之を聽き入れなかつた。叔瞻は又諫めて言つた。「優遇しない位ならば、いつそのこと、殺した方が宜しい。厚遇もせず、殺しもしないで

うとしたが、其時には扁鵲は既に逃げて秦に行つて仕舞つた。斯くて桓侯は遂に死んだ。

故良醫之治病也、攻之於腠理。此皆爭之於小者也。夫事之禍福、亦有腠理之地。故曰。聖人蚤從事焉。

訓讀 故に良醫の病を治むるや、之れを腠理に攻む。此れ皆之れを小に爭ふ者なり。夫れ事の禍福亦腠理の地有り、故に曰く、聖人は蚤く事に從ふと。

通釋 それ故に、良醫の病氣を治療する手當は、之を輕微な内にする。畢竟、重くならん内に病氣を攻むるのである。事の禍福にも、矢張病の腠理に於けるが如く輕微な場合がある。故に老子は「聖人は早く事に從ふ」と言つて居る。

○其安易持章 第六十四章

其安易持、其未兆易謀、其脆易破、其微易散。爲之於未有、治之於未亂。合抱之木、生於毫末、九層之臺、起於累土、千里之行、始於足下。爲者敗之、執者失之。是以聖人無爲、故無敗。無執、故無失。民之從事、常於幾成而敗之。愼終如始、則無敗事。是以聖人欲不欲、不貴難得之貨。學不

疾腠理に在るは湯熨の及ぶ所なり、肌膚に在るは鍼石の及ぶ所なり。腸胃に在るは火齊の及ぶ所なり。骨髓に在るは司命の屬する所、奈何ともする無きなり。今骨髓に在り。臣是を以て請ふ無きなりと。

通釋 其儘十日過ぎて、扁鵲が宮中に入り、遠くから桓侯を見て、逃げて走り還つた。そこで、桓侯は、態々人を扁鵲に遣はして、其譯を聞かせた。「扁鵲がいふやう。疾が腠理にある間は、罨法で治療が出來る。肌膚にある間は、針で治療が出來る。腸胃にある間は、煎藥で治療が出來る、ところが疾が骨髓まで侵入したのでは、最早人命を司る星の配下に屬するので、人間たる自分では治療の方法が無い、然るに君侯の御病氣は、最早骨髓まで侵入して居るのだ拙者は、それ故、何とも御願をしなかつたのだ」と。

語釋 湯熨（藥布を妥帖する療法であるから今なら罨法。）○鍼石（金針と石針。）○火齊（煎藥）○司命（星の名、人の生命を司る。）

居五日。桓侯體痛。使人索扁鵲。已逃秦矣。桓侯遂死。

訓讀 居ること五日、桓侯體痛む、人をして扁鵲を索めしむ。已に秦に逃る。桓侯遂に死す。

通釋 五日過ぎてから、桓侯の體が痛み出した。人を遣はして、扁鵲を捜し出して、治療して貰は

居十日。扁鵲復見曰。君之病在腸胃。不治將益深。桓侯又不應。扁鵲出。桓侯又不悅。

訓讀　居ること十日、扁鵲復見えて曰く、君の病腸胃に在り、治めずば將に益々深からんとすと。桓侯又應ぜず。扁鵲出づ。桓侯又悅ばず。

語釋　又十日過ぎて、扁鵲が後桓侯に會つて、君侯の御病氣は腸胃にあります。御療治なさらねば御病氣は段々深入りするでありませうと言つた。桓侯は復返事もしない。扁鵲が退出した。桓侯は復不機嫌である。

居十日。扁鵲望桓侯而還走。桓侯故使人問之。扁鵲曰。疾在腠理。湯熨之所及也。在肌膚。鍼石之所及也。在腸胃。火齊之所及也。在骨髓。司命之所屬。無奈何也。今在骨髓。臣是以無請也。

訓讀　居ること十日、扁鵲桓侯を望んで還り走る。桓侯故に人をして之れに問はしむ。扁鵲曰く、

あらせられる。患部は毛穴で御座います。御療治なさらねば、御病氣が段々深か入りまするで御座いませう」と。ところが、桓侯は「イヤ自分は病氣など致して居らぬ」と言はれた。扁鵲が退出した。桓侯は「醫者といふものは儲けづくなもので、無病の者に對し治療してやるなど申して、手柄を立てようとしたがる者だ」と言はれた。

語釋 扁鵲（越の人、名は秦。名醫。） ○腠理（腠は津液滲泄の所を謂ふとあり毛穴のこと。）

居十日。扁鵲復見曰。君之病在肌膚。不治將益深。桓侯不應。扁鵲出桓侯又不悅。

訓讀 居ること十日、扁鵲復た見て曰く、君の病肌膚に在り。治めずば將さに益々深らんとすと。桓侯應ぜず。扁鵲出づ、桓侯又悅ばず。

通釋 其儘十日過ぎ、扁鵲が復桓侯に會つて「君侯の御病氣に肌膚にあります、御療治なさらぬと御病氣が段々深く入り致さう」と言つたが、其時には桓侯は答もしなかつた。扁鵲が退出した。桓侯は不機嫌であつた。

【通釋】千丈の堤も蟻の一穴に潰れ、百尺の家も竈の隙から焼ける。故に白圭が堤を巡視する時には其の穴を塞ぎ、主翁が火に注意して、其隙間を塗る。其ために白圭には水難がなく、主翁に火災がない。此は皆易に注意を拂つて難を避け、細に留意して大を遠ざけた譯だ。

【語釋】螘（蟻の大きいもの。）○白圭（名は丹周の人。古の治水者。）○丈人（老人、主翁。尸子といふ書物に「年老いたる者は、隙を塗り突を戒めしむ、故に終身火を失ふ患なし。而して徳とするを知らず」と書いてある）○故曰（曰は衍文。）

此章の本文は、現今流布の老子の書に無い。佚文であらう。

扁鵲見蔡桓侯。立有閒。扁鵲曰。君有疾。在腠理。不治將恐深。桓侯曰。寡人無。扁鵲出。桓侯曰。醫之好。欲治不病以爲功。

【訓讀】扁鵲、蔡の桓侯を見る。立つこと閒有り。扁鵲曰く、君疾有り、腠理に在り。治めざれば將に恐くは深からんとす、桓侯曰く、寡人無しと、扁鵲出づ。桓侯曰く、醫の好むや病まざるを治し、以て功と爲さんと欲すと。

【通釋】名醫の扁鵲が、蔡の桓侯に會うた。立つこと稍暫くあつて、扁鵲が言つた。「君侯は御病氣で

是以欲制物者。於其細也。故曰。圖難於其易也。爲大於其細也。

【訓讀】是を以て物を制せんと欲する者は其の細に於てす。故に曰く、難を其の易に圖り、大を其の細に爲すと。

【通釋】故に物を抑へ止めようと思ふならば、其の些細の內でなくてはならぬ。老子も「難儀な事は輕易な內に之を圖り、大きい事は小さい內に之を爲す」と言つて居る。

千丈之隄。以螻蟻之穴潰。百尺之室。以突隙之煙焚。故曰白圭之行隄也。塞其穴。丈人之愼火也。塗其隙。是以白圭無水難。丈人無火患。此皆愼易以避難。敬細以遠大者也。

【訓讀】千丈の隄は螻蟻の穴を以て潰え、百尺の室は突隙の煙を以て焚く。故に曰く、白圭の隄を行るや、其穴を塞ぎ、丈人の火を愼しむるや、其隙を塗る。是を以て白圭に水難無く、丈人に火患無し、此れ皆易を愼しみて以て難を避け、細を敬して以て大に遠かる者なり。

○天下大事章（第六十三章）

爲無爲、事無事、味無味。大小多少、報怨以徳、圖難於其易、爲大於其細。天下難事必作於易、天下大事必作於細。是以聖人終不爲大、故能成其大。夫輕諾必寡信、多易必多難。是以聖人猶難之。故終無難。

有形之類。大必起於小。行久之物。旅必起於少。故曰。天下難事。必作於易。天下大事。必作於細。

訓讀 有形の類、大は必ず小より起り、行久の物、旅は必ず少より起る。故に曰く、天下の難事は必ず易より作り、天下の大事は必ず細より作ると。

通釋 凡そ、形のあるもの、類では、大きいものは必ず小さいものより起り、久しく續いてる物は多いものは必ず少いものより起る。故に老子は、天下の難儀な事は必ず易き事柄から始まり、天下の大事件は、必ず些細な事柄から始まると言つて居る。

語釋 旅（衆なり。） ○行久之物（一本には行久之物といふ句がない。或は無い方がよいかも知れぬ。）

先づ以て、兵車を贈物にした。共に油斷をさせる手段であつた。故に老子は「人から取らうと思ふなら先づ姑く與へろ」と言つて居る。

【語釋】廣車（兵車）

○將欲噏章

起二事於無形一。而要二大功於天下一。是謂二微明一。

【訓讀】事を無形に起して大功を天下に要む。是れを微明と謂ふ。

【通釋】形跡を著はさずに大事を起し、大功を天下に求むる。形跡の見えぬのは微で、大功を天下に求むるの明だ。老子の微明とは是だ。

處二小弱一而重自卑損。謂二弱勝一レ強也。

【訓讀】小弱に處りて重ねて自ら卑損す。弱强に勝つを謂ふなり。

【通釋】小弱の者は愈自ら謙遜すべきである。老子が弱が彊に勝つといつてるのが其の事だ。

ず固く之れを張る。將に之れを弱めんと欲せば必ず固く之れを彊うすと。

【通釋】越王勾踐が戰敗れ、呉に降つて臣事した。やがて勾踐は呉王夫差に勸めて齊を伐たしめた。此は呉を疲敝せしめる勾踐の手段である。呉の軍は艾陵といふ處で齊國を破り、更に江濟の間に溝を穿ち、晉公と黃池の會を爲して彊きを示した。かやうに呉は兵力財力を費した爲め國力を盡したから勾踐が五湖に於て復讎を爲し得たのである。故に老子は「弛めんと思はゞ姑く之を張れ、弱めんと思はゞ姑く之を強めよ」と言つてるのだ。

【語釋】張之於江濟、彊之於黃池（呉語といふ書物に「呉王乃ち師を起し、北闕を征し、深溝を商魯の間に造り北之を沂に屬し、西之を濟に屬し。以て晉公に黃池に會す」とある。）

晉獻公將欲襲虞。遺之以璧馬。智伯將襲仇由。遺之以廣車。故曰。將欲取之。必固與之。

【訓讀】晉の獻公將に虞を襲はんと欲す。之れに遺るに璧馬を以てす。智伯將に仇由を襲はんとす。之れに遺るに廣車を以てす。故に曰く、將に之れを取らんと欲すれば必ず固く之れを與ふと。

【通釋】晉の獻公が虞を襲はんとし、先づ以て、馬と璧とを贈物にした。智伯が仇由を襲はんとし、

を御するに足り、若し假して臣に在れば、臣が却つて君に勝つことになる。君が人を賞せんとする場合に之を臣に示すと、臣は之を損らして私德を施す手段となし、又君が人を罰せんとする場合に之を臣に示すと、臣は之を益して私威を弄する手段とする。賞罰共に之を臣に示すと、臣は之を私利を圖る手段に供する。故に老子も「國の利器は人に示してならぬ」と言つて居る。

語釋　損益（此の二字は彼是入替へて見ると誠に穩に解ける。）

○將欲噏章

越王入宮於吳。而勸之伐齊以弊吳。吳兵既勝齊人於艾陵。張之於江濟。彊之於黃地。故可制於五湖。故曰。將欲噏之。必固張之。將欲弱之。必固彊之。

訓譯　越王、吳に入宮す。之れに勸めて齊を伐ち以て吳を弊す。吳兵、既に齊人に艾陵に勝ち、之れを江濟に張り、之れを黃池に彊うす。故に五湖に制すべし。故に曰く、將に之を噏めんと欲せば必

べからずと。

【通釋】勢が重いといふことは、人君として例へば魚が淵に潜んで居るやうに、離る可からざる大切なものである。實に人君は其勢が人臣の間に重いのだ。然るに之を失つたら取り返しがつかない。彼の齊の簡公は之を田成に奪はれ、晉公は之を六卿のために失つて、やがて國も亡び身も死するに至つた。故に「魚は深き淵から出てはならない」と老子も曰つた。

賞罰者邦之利器也。在君則制臣。在臣則勝君。君見賞。臣則損之以爲德。君見罰。臣則益之以爲威。人君見賞。而人臣用其勢。人君見罰。而人臣乘其威。故曰。邦之利器。不可以示人。

【訓讀】賞罰は邦の利器なり。君に在れば則ち臣を制し、臣に在れば則ち君に勝つ。君賞を見せば臣則ち之れを損じ以て德と爲す、君罰を見せば、臣則ち之れを益し、以て威と爲す。人君賞を見して人臣其勢を用ひ、人君罰を見して、人臣其威に乘ず。故に曰く、邦の利器は以て人に示すべからず。

【通釋】賞と罰との二柄は、邦家のために利刀の如き用を爲すものである。此二柄が君に在れば、臣

死す。故に曰く、輕なれば則ち臣を失ひ、躁なれば則ち君を失ふと。主父の謂なり。

〔通釋〕勢力なきを輕といひ、位を離れたるを躁といふ。主父は實に輕であり、躁であつた。それだから生存中に幽閉されて死に至るといふ最後を遂ぐるに至つた。故に老子も言つて居る「輕なれば臣を失ひ躁なれば君を失ふ」と。實に主父の事だ。

○將欲喩章 第三十六章

將欲翕之、必固張之。將欲弱之、必固强之。將欲廢之、必固興之。將欲奪之、必固與之、是謂微明。柔勝剛、弱勝剛。魚不可脫於淵。國之利器、不可以示人。

勢重者人君之淵也。君人者。勢重於人臣之閒。失則不可復得也。簡公失之於田成。晉公失之於六卿。而邦亡身死。故曰。魚不可脫於深淵。

〔訓讀〕勢重きは人君の淵なり。人に君たる者、勢人臣の閒に重し、失へば則ち復得べからざるなり。簡公、之れを田成に失ひ、晉公之れを六卿に失ふ。而して邦亡び身死す。故に曰く、魚は深淵を脫す

【語釋】輜重（輜は衣服を載する車、重は重物を載する車。）○主父（趙の武靈王國を太子に讓り、自ら主父と稱した。）

故雖有代雲中之樂。超然已無趙矣。

【訓讀】故に代雲中の樂有りと雖も、超然として已に趙無し。

【通釋】故に、代や雲中に於ける歡樂はあつたけれども、趙の國家からは超然と全く離れてしまつた。

【語釋】代雲中（代も雲中も地名。主父中山を滅し、代を併せ、大赦置酒歡樂を極めた事あり。）

主父萬乘之主。而以身輕於天下。

【訓讀】主父は萬乘の主なり、而して身を以て天下に輕んず。

【通釋】主父は大諸侯でありながら天下の爲めに、其身を輕々しく取り扱つた。

無勢之謂輕。離位之謂躁。是以生幽而死。故曰。輕則失臣。躁則失君。主父之謂也。

【訓讀】勢無き、之れを輕と謂ひ、位を離るゝ、之れを躁と謂ふ。是を以て、生きながら幽せられて

ち能く躁を使ふ。故に曰く、重は輕の根たり、靜は躁の君爲り。

通釋　政の己にあるを重と曰ひ、位を離れないのを靜と曰ふ。自分が重ければ始めて、輕き者を使ひ得るし、自分が靜なれば始めて躁者を使ふことが出來る。故に老子も「重は草木に比すれば、輕き枝葉に對する根であり。靜は躁者たる諸臣を使ふ君主である」といつて居る、

邦者人君之輜重也。故曰。君子終日行不離輜重也。主父生傳其邦。此離輜重者也。

訓讀　邦は人君の輜重なり。故に曰く、君子終日行くも輜重を離れざるなりと。主父生きながら其邦を傳ふ。此れ其輜重を離るゝ者なり。

通釋　邦は人君が重をなし靜をなすところの軍隊に於ける輜重の如き物である。之を離れては人君たる所以を失ふ。それ故に老子は君子は終日行くとも、輜重を離れないといつて居る。然るに彼の趙の主父は生存中に其國を太子に讓つた。此れ則ち人君として重をなし靜をなすところの輜重を失つた者である。

【通釋】楚の莊王が既に晉に勝つて、河雍の地にて狩りを爲し、歸つて、孫叔敖を賞せんとした。孫叔敖は、漢閒の地で沙石の多いところを擇み、之を頂きたいと願つた。一體、楚國の法では、臣下に知行として與へた土地は、二代限りで召し上げることになつて居る。然るに孫叔敖だけは、領地が其儘になつて居た。其國法によつて召し上げられないのは、其土地が石地で瘠せて居るからである。故に九代の子孫に至るまで先祖の祀が絶えなかつた。「善く建てると拔けないし、善く抱くと、脫しない子孫代々祭祀をして止まない」と、老子が言つて居るが實に孫叔敖の事である。

○重爲輕根章 第二十六章

重爲輕根。靜爲躁君。是以君子終日行不離輜重。雖有榮觀、燕處超然。奈何萬乘之主、而以身輕天下。輕則失臣、躁則失君。

制在己曰重。不離位曰靜。重則能使輕。靜則能使躁。故曰。重爲輕根。靜爲躁君。

【訓讀】制己に在るを重と曰ひ、位を離れざるを靜と曰ふ。重なれば則ち能く輕を使ひ、靜なれば則


可（淮南子に寄とあつて、寄は餘の意味。こゝの可も寄に作るべきである。）

○善建者不拔章

老子第五十四章。本文は解老篇に載せてある。

楚莊王既勝狩于河雍。歸而賞孫叔敖。孫叔敖請漢閒之地。沙石之處。是邦之法。祿臣再世而收地。唯孫叔敖獨在。此不以其邦收者。瘠也。故九世而祀不絕。故曰。善建不拔。善抱不脫。子孫以其祭祀。世世不輟。孫叔敖之謂也。

訓讀　楚の莊王既に勝ち、河雍に狩す。歸りて孫叔敖を賞す。孫叔敖、漢閒の地沙石の處を請ふ。是の邦の法臣を祿する再世にして地を收む。唯孫叔敖獨り在り。此れ其邦を以て收められざる者は瘠せたればなり、故に九世にして祀絕えず。故に曰く、善く建つれば拔けず、善く抱けば脫せず、子孫其祭祀を以て世世輟まずと、孫叔敖の謂なり。

得るを欲するより憯きは莫しと。

通釋 虞の君が屈といふ地より產する馬と、垂棘より出る璧とを欲し、宮之奇の諫を用ひないで、晉に路を假して虢を伐たしめた。其爲めに邦が亡び其身も死するに至つた。老子は曰つてる。「咎は物を欲しがるより銳利なるは無い」と。

邦以存爲常。霸王其可也。身以生爲常。富貴其可也。不欲自害。其邦不亡。身不死。故曰。知足之爲足。

訓讀 邦は存を以て常と爲す。霸王其れ可なり。身は生を以て常と爲す。富貴其れ可なり。自ら害するを欲せざれば其の邦亡びず、身死せず。故に曰く、足るを知るを之れ足ると爲す。

通釋 國が亡びずに存在すれば、それで充分である。霸王となることなどは其上の餘事である。身は生存して居れば、それで充分である。富貴となることなどは其上の餘事である。故に足ることを知つて、自ら害することを爲さなければ、邦も亡びず身も死なぬのだ。それで老子はかう曰つてる。「足ることを知つて居れば、常に不足は感じないものだ」と。

分。漆其首以爲溲器。故曰。禍莫大於不知足。

【訓讀】智伯・范・中行を兼ね而して趙を攻めて已まず。韓魏之れに反す、軍、晉陽に敗れ、身、高梁の東に死し、遂に卒に分たれ、其首を漆して以て溲器と爲す。故に曰く、禍は足るを知らざるより大なるは莫し。

【通釋】智伯は范氏中行氏を滅ぼして、其地を併せ、尚ほ滿足せず、趙を攻めて止めない。韓魏二國は之に反した。ために軍が晉陽に敗れて高梁の東で戰死し、國は韓魏趙に分ち取られ、智伯の頭蓋骨は、漆を塗られて趙襄子の便器とされるに至つた、それで老子は曰つて居る。「禍は足ることを知らないより大きいものはない」と。

【語釋】溲器（便器だともいはれ、杯だともいはれる。）

虞君欲屈產之乘與垂棘之璧。不聽宮之奇。故邦亡身死。故曰。咎莫憯於欲得。

【訓讀】虞君屈產の乘と、垂棘の璧とを欲し、宮之奇に聽かず、故に邦亡び身死す。故に曰く、咎は

爲レ罪。夫治レ國者。則以二名號一爲レ罪。徐偃王是也。則以二城與一レ地爲レ罪。虞虢是也。

故曰。罪莫レ大二於可一レ欲。

【訓讀】翟人豐狐玄豹の皮を晉の文公に獻ずる有り。文公客の皮を受けて歎じて曰く、此れ皮の美を以て自ら罪を爲す、夫れ國を治むる者則ち名號を以て罪を爲すは、徐の偃王是れなり。則ち城と地とを以て罪を爲すは、虞・虢是れなり。故に曰く、罪は欲すべきより大なるは莫し。

【通釋】昔、翟といふ國の人が、豐狐と玄豹との皮を、晉の文公に獻じたことがあつた。文公が之を受け、歎じて曰つた「此れ自分の毛皮の美しいのが禍して、存外にも殺されたものだ」と。人君として名譽が仇となり、國を亡ぼすに至つたのは、徐の偃王である。城と地との禍の本となり。國を亡ぼしたのは虞と虢との二國である。それで老子は「罪は、欲す可きより大きいものがない」といつて居る。

【語釋】豐狐（尾の毛の深き狐。）　〇玄豹（黑き豹。）　〇徐偃王（仁義を以て國を治め諸侯服從する者三十六國あつた。周王楚をして之を伐たしめた。偃王は民を愛して鬪はない。遂に楚に敗られた。）　〇虞虢（二國名事實は十過篇にある。）

智伯兼二范中行一而攻レ趙不レ已。韓魏反レ之。軍敗二晉陽一。身死二高梁之東一。遂卒被レ

【通釋】天下に道が行はれて、危急な憂患がないと、宿次の車馬の用がない。故に老子がいつて居る。「馬は走らして用ひることなく、之を農事に用ひる」と。

【語釋】遽傳（驛傳）　○糞（培ふ）　○曰靜（曰靜は衍文。）

天下無道。攻擊不休。相守數年不已。甲冑生蟣虱。燕雀處帷幄。而兵不歸。故曰。戎馬生於郊。

【訓讀】天下道無ければ、攻擊休まず。相守る數年已まず。甲冑に蟣虱を生じ、燕雀帷幄に處て、而して兵歸らず。故に曰く、戎馬郊に生ずと。

【通釋】然るに、天下に道が行はないと、交戰止む時なく、相持して守ること數年の久しきに及び、將士の甲冑には「シラミ」が生じ、燕や雀などが、陣屋の帷幄に巣を作る狀態にまでなつても、尙ほ兵士は家に還ること出來ぬといふやうになる。それで老子は曰ふ。「軍馬が近郊に於て生れる」と。

翟人有獻豐狐玄豹之皮於晉文公。文公受客皮而歎曰。此以皮之美自

訓讀　郷を治むる者、此の節を行へば則ち家の餘有る者益聚る。故に曰く、之れを郷に脩むれば其の德乃ち長しと。

通釋　郷を治むる者、此の節度を行へば、餘裕のある家が益々其郷に聚まるから、老子は「之を郷に治むれば、其德乃ち長し」と言つて居る。

治邦者行此節。則郷之有德者益衆。故曰。脩之邦其德乃豐。

訓讀　邦に治むる者此の節を行へば則ち郷の德有る者益々衆し。故に曰く、之れを邦に脩むれば其の德乃ち豐と。

通釋　邦を治むる者が、此節度を行ふと、郷の有德者が益々多くなるから老子は「之を邦に脩むれば其德乃ち豐かなり」と言つて居る。

蒞天下者行此節。則民之生。莫不受其澤。故曰。脩之天下。其德乃普。

訓讀　天下に蒞む者此の節を行へば則ち民の生、其の澤を受けざる莫し。故に曰く、之れを天下に脩むれば、其の德乃ち普しと。

【訓讀】身は積精を以て德と爲し、家は資財を以て德と爲し、鄉國天下は皆民を以て德と爲す。今身を治めて外物其の精神を亂す能はず、故に曰く、之れを身に脩めて其の德乃ち眞と。眞とは愼の固なり。

【通釋】一身に於ては精神を積むを德とし、一家に於ては財產を以て德とし、一鄉一國天下に於ては人民を以て德とする、今身を治むれば外物が精神を惑亂することが出來ぬ。故に老子は「之を身に脩むれば其德が眞だ」と言つて居る、眞とは愼の固いことである。

治家者。無用之物。不能動其計。則資有餘。故曰。脩之家。其德有餘。

【訓讀】家を治むる者、無用の物、其の計を動かす能はざれば則ち資餘有り。故に曰く、之れを家に脩めて其の德餘有りと。

【通釋】家を治むる者に對し、贅澤物が一家の經營を亂すことが出來なければ、財產に餘裕が有る。故に老子は「之を家に脩むると其德餘あり」と言つて居る。

治鄉者。行此節。則家之有餘者益衆。故曰。脩之鄉。其德乃長。

一於其情。雖有可欲之類。神不爲動。神不爲動之謂不脫。

【訓讀】其の情に一にして欲す可きの類有りと雖も、神爲めに動かず、神爲めに動かざる之れを不脫と謂ふ。

【通釋】其情專一にして、欲す可き類の物があつても、精神之が爲めに動かない。之を老子は不脫と言つて居る。

爲人子孫者。體此道以守宗廟。宗廟不滅。之謂祭祀不絕。

【訓讀】人の子孫たる者は此の道を體して以て宗廟を守る。宗廟滅びざる、之れを祭祀絕えずと謂ふ。

【通釋】人の子孫たる者は、道を守つて、先祖の廟を守れば、先祖の祭が絕えない。之を老子は「祭祀絕えず」と言つて居る。

身以積精爲德。家以資財爲德。鄉國天下。皆以民爲德。今治身而外物不能亂其精神。故曰。脩之身。其德乃眞。眞者愼之固也。

訓讀　人愚智と無く趨舍有らざる莫し。恬淡平安、禍福の由來する所を知らざる莫し。好惡に得、淫物に怵はれ而る後變亂す。然る所以のものは、外物に引かれ玩好に亂さるればなり。恬淡趨舍の義有り、平安禍福の計を知る。今や玩好之れを變じ、外物之れを引く。之れを引きて往く、故に拔と曰ふ。聖人に至りては然らず。一たび其の趨舍を建つるや、好む所の物を見ると雖も引くこと能はず。引くこと能はざる、之れを不拔と謂ふ。

通釋　人は愚であらうが智であらうが、取るべきと、捨つべきとを分たないものはない。恬淡にして無慾、平安にして無事、心の靜平な時には、禍福の出て來るところ知らぬことは無い。ところが、好惡に動かされ、玩好無用の物に誘はれると、精神態度が變亂する。さうなる譯は、心が外物に引かれ、貲澤物に亂されるのである。恬淡の時には、趨舍の義理を辨へて居り、平安の時には、禍福の計算を知れるに拘はらず、今や玩好之を變じ外物之を引き附け、遂に之に攫はれて仕舞ふのだ。老子は之を拔と言つて居る。聖人に至つては之に反し、一たび進退取捨の義を建てた以上は、愛好する物を見ても、之に引き摺られることが無い。老子は此事を不拔と言つて居る。

るに大奸物であつて、他の大小盜の首唱者であり、音樂にして譬へれば、竽である」と言つて居る。

語釋 貌施（貌は衍。施は邪。） ○徑大（大は衍。） ○術（誘れる意味。）

○善建者不拔章

善建者不拔。善抱者不脫。子孫祭祀不輟。脩之身、其德乃眞。脩之家、其德乃餘。脩之鄕、其德乃長。脩之國、其德乃豐。脩之天下、其德乃普。故以身觀身。以家觀家。以鄕觀鄕。以國觀國、以天下觀天下。我何以知天下之然哉。以此。第五十四章

人無愚智。莫不有趣舍。恬淡平安莫不知禍福之所由來。得於好惡。怵於淫物。而後變亂。所以然者。引於外物。亂於玩好也。恬淡。有趣舍之義。平安知禍福之計。而今也玩好變之。外物引之。引之而往。故曰拔。至聖人不然。一建其趣舍。雖見所好之物不能引。不能引之謂不拔。

ふのは朝廷が清潔に掃除が行き屆いで居ることで、訴訟の多い證據である。訴訟が多いと、農家が耕作に手が附かず、ために田畑が荒れる。田畑が荒れると、穀物が穫れぬから倉庫がガラ明きになる。府庫が虛しいと、國が貧しくなる。國が貧しいに拘はらず、民間の風俗が淫靡で且つ奢侈であるならば衣食の業が絕えて仕舞ふ。衣食の業が絕えると、恒產なければ恒心なしで、民嘘詐を飾り立てることになる。民巧詐を飾るに至ると、やがて錦繡の美を知るやうになる。老子の文采を服すと言つてるのは此事である。扠又訴訟が多く倉庫が虛く、而かも淫侈俗を爲すといふに至つては、國の重傷で銳利なる刀劍を以て刺された如くである。故に老子は利劍を帶ぶと言つて居る。人々が巧詐を以つて國家を傷くるに至るのは、其一面は必ず私家が富むのである。老子が「資貨餘りあり」と言つて居るのは此事である。國に既に巧詐國を害して自ら富む者が出ると、愚民も誘はれて之に效ふことになり、小盜賊が發生する。それであるから、大奸物が起ると、小盜賊は隨ひ起り、大奸物が唱へると小盜賊は之に和する。竽といふ樂器があるが五音の長である。竽が先に鳴れば鐘や瑟が之に隨つて鳴るのだ。竽が唱ふれば諸樂が皆和するのだ。それと同じく、大奸物が起れば、俗民が唱へ小盜賊が和するといふことになるのである。それで老子は「文采を服し、利劍を帶び、飲食に厭き、資貨餘りある者は要す

【訓讀】書の所謂大道なる者は端道なり所謂貌施なる者は邪道なり。所謂徑大なる者は佳麗なる者は邪道の分なり。朝甚だ除なる者は獄訟繁きなり。獄訟繁ければ則ち田荒る。田荒るれば則ち府倉虛し。府倉虛しければ則ち國貧し。國貧しくして民俗淫侈なり。民俗淫侈なれば則ち衣食の業絶ゆ。衣食の業絶ゆれば則ち民巧詐を飾る無きを得ず。巧詐を飾れば則ち采文を知る、采文を知る、之れを文采を服すと謂ふ。獄訟繁く、倉庫虛くして有淫侈を以て俗と爲すあれば則ち國の傷なり、利劍を以て之れを刺すが若し、故に曰く、利劍を帶ぶと。諸夫の智故を飾り以て國を傷ましむるに至る者は其の私家必ず富む。私家必ず富む、故に曰く、資貨餘有りと。國是の若き者有れば則ち愚民術して之れに效ふ無きを得ず。之れに效へば則ち小盜生ず。是れに由りて之れを觀れば、大姦作れば則ち小盜隨ふ。大姦唱ふれば則ち小盜和す。竽なるものは五聲の長なる者なり。故に竽先んずれば則ち鐘瑟皆隨ふ、竽唱ふれば則ち諸樂皆和す。今大姦作れば則ち俗の民唱ふ。俗の民唱ふれば則ち小盜必ず和す、故に文采を服し、利劍を帶び、飲食に厭き、而して資貨餘有る者、是れを之れ盜竽と謂ふと。

【通釋】老子の書に、大道と稱するものは正しい道のことであり、施と稱するものはよこしまな道のことである。又徑と稱するものは華美のことであつて、華美は邪道の一部分である。朝甚だ除すとい

書之所謂大道也者。端道也。所謂貌施也者。邪道也。所謂徑大也者。佳麗也。佳麗也者。邪道之分也。朝甚除也者。獄訟繁也。獄訟繁則田荒。田荒則府庫虛。府庫虛則國貧。國貧而民俗淫侈。民俗淫侈則衣食之業絕。衣食之業絕則民不得無飾巧詐。飾巧詐則知采文。知采文之謂服文采。獄訟繁。倉庫虛。而有以淫侈爲俗。則國之傷也。若以利劍刺之。故曰帶利劍。諸夫飾智故以至於傷國者。其私家必富。其私家必富。故曰資貨有餘。國有若是者。則愚民不得無術而效之。效之則小盜生。由是觀之。大姦作則小盜隨。大姦唱則小盜和。竽也者。五聲之長者也。故竽先則鐘瑟皆隨。竽唱則諸樂皆和。今大姦作則俗之民唱。俗之民唱則小盜必和。故服文采。帶利劍。厭飲食。而資貨有餘者。是之謂盜竽矣。

下之道盡之生也。若以慈衞之也。事必萬全。而擧無不當。則謂之寶矣。故曰。吾有三寶。持而寶之。

【訓讀】夫れ能く自ら全きなり。而して盡く萬物の理に隨ふ者は必ず且つ天生有り。天生なる者は生心なり、故に天下の道は盡く生に之くなり。若し慈を以て之れを衞るや事必ず萬全にして擧當らざるなし。則ち之れを寶と謂ふ。故に曰く、吾に三寶有り、持して之れを寶とすと。

【通釋】畢竟、自ら徳を全うし、而して盡く萬物の理に從へば、必ず天生を有する。天生とは生生の心である、即ち慈である。天下の道は總て生に之くものである。若し慈を以て衞つたならば、事は必ず一の缺失なくして、行は理に當らざるは無い。則ち之を寶といふ。故に老子は「吾に三寶あり、守つて之を寶とす」と言つて居る。三寶は慈と儉と敢て天下の先と爲らずの三つを指すのである。

○使我介然有知章

使我介然有知、行於大道、唯施是畏。大道甚夷而民好徑。朝甚除。田甚蕪。倉甚虛。服文采、帶利劍、厭飮食、財貨有餘。是謂盜夸。非道哉（第五十三章）

慈於子者。不敢絶衣食。慈於身者。不敢離法度。慈於方圓者。不敢舍規矩。故臨兵而慈於士吏。則戰勝敵。慈於器械。則城堅固。故曰。慈於戰則勝。以守則固。

〔訓讀〕子に慈なる者は敢て衣食を絶たず、身に慈なる者は敢て法度を離れず。方圓に慈なる者は敢て規矩を舍てず。故に兵に臨みて士吏に慈なれば則ち戰ひて敵に勝ち、器械に慈なれば則ち城堅固なり。故に曰く、戰に慈なれば則ち勝ち、以て守れば則ち固しと。

〔通釋〕子を愛する者は、決して子の衣食を絶たない。身を愛する者は、決して法度を離れて恣なことはしない、方圓を作るに忠實な者は、決して規矩を棄てることはしない。故に戰爭に於て士卒軍吏に對して慈愛であれば、敵に勝ち、慈愛の心を以て器械を取り扱へば、城は堅固に保つのである。故に老子は「慈を以て戰へば勝ち慈を以て守れば固い」と言つて居る。

夫能自全也。而盡隨於萬物之理者。必且有天生。天生也者生心也。故天

を成さうとするなら、ぶんまはしと曲金に隨へば、萬端違算なく功果が形はれる。其他一切の物に標準の無い筈が無い。謂はゆる議言の士も畢竟規矩を思慮するのである。聖人は總て一切の事物の規矩に從ふのである。故に老子は「天下の先とはならぬ」と言つて居る。

不敢爲天下先。則事無不事。功無不功。而議必蓋世。欲無處大官其可得乎。處大官之謂爲成事長。是以故曰。不敢爲天下先。故能爲成事長。

〔訓譯〕敢て天下の先と爲らざれば、則ち事事ならざる無く、功功ならざる無く、議必ず世を蓋ふ。大官に處る無からんと欲するも其れ得べけんや、大官に處る之れを成事の長と爲ると謂ふ。是れを以ての故に曰く、敢て天下の先と爲らず。故に能く成事の長と爲ると。

〔通釋〕斯く天下の先きとならざれば、事は遂げざるなく、功は成らざるない。而して其名聲大にして世を蓋ふに至る。自然の勢、大官に坐らぬ譯にはいかなくなる。大官に坐るといふのは事業を成就する長と爲ると謂ふことである。故に老子は天下の先とならない。故に成事の長となり得るのだと言つて居る。

矣。而萬物莫不有規矩。議言之士。計會規矩也。聖人盡隨於萬物之規矩。故曰。不敢爲天下先。

語釋 凡そ物の形ある者は裁し易きなり。割き易きなり。何を以て之を論ずる。形あれば則ち短長あり、短長あれば則ち小大あり、小大あれば則ち方圓あり。方圓あれば則ち堅脆あり。堅脆あれば則ち輕重あり、輕重あれば則ち白黑あり、短長、大小、方圓、堅脆、輕重、白黑之れを理と謂ふ。理定まりて物割き易きなり。故に大庭に議して後に言ひ則ち權議の士を立てゝ之れを知らしむ。故に方圓を成さんと欲して、規矩に隨へば、則ち萬事の功形はる。而して萬物規矩有らざる莫し。議言の士は規矩に計會するなり。聖人は盡く萬物の規矩に隨ふ。故に曰く、敢て天下の先と爲らずと。

通釋 凡そ形體のある物ならば、裁つも割くも自在である。何故斯く論ずるかといふに。物に形ある以上は、短長あり小大あり方圓あり堅脆あり輕重あり白黑がある。此短長小大方圓堅脆輕重白黑は即ち理である。此等一定の理がある限りは、其理に應じて裁割が自在に爲すことが出來るからである。政事上の事も同斷で、朝廷に於て議して而る後發令し、權謀の士を立てゝ其實施を司らしめる。方圓

以て之れを擧げて、曰く、儉故に能く廣しと。

通釋 周公は「冬の凝結が固くないと、春夏の茂りが思はしくない」と言つて居る。天地でさへ幕無しに倐り、のべつに費すことが出來ない。人間は勿論のことである。故に一切の物に一盛一衰があり、一切の事に一弛一張がある。國家には必ず文武あり官治には必ず賞罰があり、寬猛恩威竝び行はれて調節がつくのである、故に智慮ある士が資財を儉約に用ひれば家が富み、聖人が其心神を愛重すれば精力は常に旺盛である。人君は其兵卒を戰爭に用ひることを憚かつたならば、人口が増加し、其結果領土も廣くなる。故に老子は此道理を擧げ示して「儉故に能く廣し」と言つて居る。

凡物之有形者。易裁也。易割也。何以論之。有形則有短長。有短長則有小大。有小大則有方圓。有方圓則有堅脆。有堅脆則有輕重。有輕重則有白黑。短長大小方圓堅脆輕重白黑之謂理。理定而物易割也。故議於大庭而後言則立權議之士知之矣。故欲成方圓而隨於規矩。則萬事之功形

るが如くである。故に熟慮の後、斷行すべきの道を見出す。斷行すべきの道を見出した限りは、堂々其事に從ひ何等遲疑するところが無い。疑はざるを勇といふのであるが、其疑はざるは慈から生ずる。故に老子は「慈故に勇だ」と言つて居る。

周公曰。冬日之閉凍也不固則春夏之長草木也不茂。天地不能常侈常費。而況於人乎。故萬物必有盛衰。萬事必有弛張。國家必有文武。官治必有賞罰。是以智士儉用其財則家富。聖人愛寶其神則精盛。人君重戰其卒則民衆。民衆則國廣。是以擧之曰。儉故能廣。

訓讀　周公曰く、冬日の閉凍するや固からざれば則ち春夏の草木を長ずるや茂からずと。天地も常に侈り、常に費す能はず、而るを況んや人に於てをや。故に萬物必ず盛衰あり。萬事必ず弛張有り、國家必ず文武有り、官治必ず賞罰有り、是を以て智士其の財を儉用すれば則ち家富み、聖人其の神を愛寶すれば則ち精盛に、人君其の卒を戰はすを重んずれば則ち民衆し、民衆ければ則ち國廣し。是を

之謂勇。不疑生於慈。故曰。慈故能勇。

訓讀 子を愛する者は子に慈し、生を重んずる者は身に慈し、功を貴ぶ者は事に慈す。慈母の弱子に於けるや、其の福を致すと務む。其の福を致すを務むれば則ち其の禍を除くを事とす。其の禍を除くを事とすれば則ち思慮熟す。思慮熟すれば則ち事理を得。事理を得れば則ち必ず功を成す。必ず功を成せば則ち之れを行ふや疑はず。疑はざる之れを勇と謂ふ。聖人の萬事に於けるや盡く慈母の弱子の爲めに慮るが如きなり。故に必ず行ふの道を見る。必ず行ふの道を見れば則ち其事に從ふに明に、亦疑はず。疑はざる之れを勇と謂ふ。疑はざるは慈に生ず。故に曰く、慈なるが故に能く勇と。

通釋 子を愛する者は子を深切に取り扱ひ、生を重んずる者は身を深切に取り扱ひ。功を貴ぶ者は、事業を深切に取り扱ふ。情深い母の幼少の子に對するや、其幸福を來すを專一にする。幸福を來すを務むる一面は其禍を除くを務める。禍を除くを務むる結果は思慮熟し、思慮の熟する結果は事理を得、事理を得る結果は必ず成功する。間違なく成功するとすれば、之を行ふに當つて、疑念を懷かない、疑念が無いのは之を勇といふのである。聖人の一切の事に於ける、亦總て慈母の弱子の爲めに慮

故に老子は「死地なし」と言つて居る。活動して而かも死地に入らぬやうなれば、善く生を養ふといふべきである。

○天下皆謂章

天下皆謂我道大似不肖。夫惟大、故似不肖。若肖久矣、其細也。夫我有三寶。保而持之。一曰慈。二曰儉。三曰不敢爲天下先。慈故能勇。儉故能廣。不敢爲天下先、故能成器長。今舍慈且勇。舍儉且廣。舍後且先死矣。夫慈以戰則勝、以守則固。天將救之。以慈衞之。第六十七章

愛子者慈於子。重生者慈於身。貴功者慈於事。慈母之於弱子也。務致其福。務致其福則事除其禍。事除其禍則思慮熟。思慮熟則得事理。得事理則必成功。必成功則行之也不疑。不疑之謂勇。聖人之於萬事也。盡如慈母之爲弱子慮也。故見必行之道。見必行之道則明其從事。亦不疑。不疑

ふ必要も無い。故に老子は「軍中に在つても甲兵を被らず」と言つて居る。

遠諸害。故曰。兕無所投其角。虎無所措其爪。兵無所容其刃。

【訓讀】諸害に遠ざかる、故に曰く、兕も其の角を投ずる所無く、虎も其の爪を措く所無く、兵も其の刃を容るゝ所無しと。

【通釋】斯くの如く諸害に遠ざかる。故に老子は「兕も其角を向けるところなく、虎も其爪を立てるところなく、武器も其刃を刺すところがない」と言つて居る。

不設備而必無害。天地之道理也。體天地之道。故曰。無死地焉。動無死地。而謂之善攝生矣。

【訓讀】備を設けずして必ず害無きは天地の道理なり。天地の道を體す。故に曰く、死地無しと。動いて死地無し。之れを善く生を攝すと謂ふ。

【通釋】備を設けずとも害なきは、天地本來の道理である。天地の道を其儘身につけて守つて居る。

之心。則必無人害。無人害則不備人。故曰陸行不遇兕虎入山不恃備以救害。故曰。入軍不被甲兵。

訓讀 凡そ兵革は害に備ふる所以なり。生を重んずる者は軍に入ると雖も忿爭の心無し。忿爭の心無ければ則ち害を救ふの備を用ふる所無し。此れ獨り野處の軍のみを謂ふに非ざるなり。聖人の世に遊ぶや、人を害するの心無し。人を害するの心無ければ則ち必ず人の害無し。人の害無ければ則ち人に備へず。故に曰く、陸行して兕虎に遇はずと。山に入るも備を恃みて以て害を救はず。故に曰く、軍に入りて甲兵を破らずと。

通釋 凡そ刀劍甲冑等は害を防ぐ備へである。然るに生を愛重する者は、軍中に在つても、他と忿爭する心が無い、忿爭の心が無ければ、害を救ふために防備する必要が無い。此事は唯野外に於ける戰爭のみを謂ふのでなく、聖人が世間を渉つて行くのにも、人を害する心が無いから、又人から害せらるゝ筈も無い。人から害せられない以上は、人に備へる必要は當然無いのである。故に老子は「陸地を行つても兕虎に遇はず」と言つて居る、山に入つても防備を恃みにして害を救

時間も粗定まつて居る。故に其場所を避け、其時間を注意さへすれば、兕虎の害を免るゝことが出來る。然るに民は唯兕虎の爪角の怖しいことを知つて居るが、萬物の悉く爪角を具へて居ることを知らない、其ために萬物の害を免るゝことが出來ぬのである。何故に斯く論ずるかといふに。時雨の降りしきる際、廣野の物寂しきところを通行し、星を戴き月を踏んで山川を跋渉すれば、風露といふ爪角が之を害し、上に事へて忠實を缺き、輕々しく禁制を犯すと、刑法といふ爪角が之を害し、鄕黨に居て節制を缺き、愛憎を恣にすると、他人と爭鬪するといふ爪角が之を害し、欲望すること際限がなく、動靜節度を失ふと、腫物など疾病の爪角が之を害し、私智を好んで用ひ、道理を棄てると、法律の網といふ爪角が之を害する。凡そ此等は兕虎の害毒よりも甚大である。兕虎には棲む場所があり、一切の害には、原因がある、其場所を避け、其原因を塞ぎ止めれば、諸害を免れることが出來るのだ。

語釋　兕（野牛の類）

凡兵革者。所以備害也。重生者。雖入軍。無忿爭之心。無忿爭之心。則無所用救害之備。此非獨謂野處之軍也。聖人之遊世也。無害人之心。無害人

角害之。好用其私智。而棄道理。則網羅之爪角害之。兕虎有域。而萬害有原。避其域。塞其原。則免諸害矣。

訓讀　是を以て聖人は精神を愛して處靜を貴ぶ。此れ甚だ兕虎の害より大なり。夫れ兕虎は域有り、動靜は時有り、其域を避け、其の時を省れば、則ち其の兕虎の害を免る。民獨り兕虎の爪角有るを知りて、萬物の盡く爪角有るを知る莫きや、萬物の害を免れず。何を以て之れを論ずる。時雨降集、曠野閒靜、而して昏晨を以て山川を犯せば則ち風露の爪角之れを害す。上に事へて忠ならず。輕々しく禁令を犯せば則ち刑法の爪角之れを害す。鄕に處りて節あらず、憎愛度無ければ則ち爭鬭の爪角之れを害す。嗜欲限り無く、動靜節ならざれば則ち痤疽の爪角之れを害す。好みて其の私智を用ひて道理を棄つれば、則ち網羅の爪角之れを害す。兕虎域有り、而して萬害原有り。其域を避け其の原を塞げば則ち諸害を免れん。

通釋　故に聖人は精神を愛惜して盡さず、平靜に居るを貴んで妄動を敢てしない。兕虎は怖しいものではあるが、妄念妄動の害は一層怖しい、兕虎の棲んで居る場處は決まつて居るし、其の出沒する

是れ損して止まざるなり。損して止まざれば則ち生盡く。生盡くる之れを死と謂ふ。則ち十有三の具は皆死死の地たるなり。故に曰く、民の生生して動き、動きて皆死地に之く亦十有三と。

通釋　總じて民の生れて生れ出づる限りの者は、固より活動する。活動し盡せば則ち損ずる故に活動して止まないのは卽ち損して止まないのである。損して止まなければ生が盡きる。生の盡きるを死といふのである。則ち十有三の機關は皆死にて死に行く原因のあるところである。故に老子は「民の生生して動き、動きて皆死地に行く亦十有三」と言つて居る。

是以聖人愛精神而貴處靜。此甚大於兕虎之害。夫兕虎有域。動靜有時。避其域。省其時。則免兕虎之害矣。民獨知兕虎之有爪角也。而莫知萬物之盡有爪角也。不免萬物之害。何以論之。時雨降集。曠野閒靜。而以昏晨犯山川。則風露之爪角害之。事上不忠。輕犯禁令。則刑法之爪角害之。處鄕不節。憎愛無度。則爭鬭之爪角害之。嗜欲無限。動靜不節則痤疽之爪

〔訓読〕人の身、三百六十節、四肢九竅は其大具なり。四肢と九竅との十有三の者、十有三の者の動靜は盡く生に屬す。屬を之れを徒と謂ふなり。故に曰く、生の徒十有三と。其死に至るや、十有三具は、皆還りて之れを死に屬す。死の徒亦十有三。故に曰く、生の徒十有三、死の徒十有三と。

〔通釋〕人の身體に於て、三百六十の骨節と四肢九竅とは大機關である。四肢と九竅、即ち兩手兩足と、眼耳鼻口並に下の二門、都合十有三。此十有三は生に屬して活動靜止する。屬とは徒といふ意味であるから、老子は「生の徒十有三」と謂つて居る。扨て又死する場合になると此十有三の大機關は、皆反對に死に屬することゝなる。即ち死の徒も矢張十有三である。故に老子は「生の徒十有三、死の徒十有三」と言ふのである。

凡民之生生而生者固動。動盡則損也。而動不止。是損而不止也。損而不止則生盡。生盡之謂死。則十有三具者。皆爲死死地也。故曰。民之生生而動。動皆之死地亦十有三。

〔訓読〕凡そ民の生生して生ずる者固より動く。動盡くれば則ち損ずるなり。而して動きて止まず。

善攝生者、陸行不遇兕虎。入軍不被甲兵。兕無所投其角、虎無所措其爪、兵無所容其刃。夫何故、以其無死地。（第五十章）

訓讀 人は生に始まりて死に卒る。始を之れ出と謂ひ、卒を之れ入と謂ふ。故に生に出で死に入ると曰ふ。

人始於生而卒於死。始之謂出。卒之謂入。故曰、出生入死。

通釋 人生は生るゝに始つて、死するに卒る。始を出といふ。無より出づることである、卒を入といふ。無に入ることである。故に老子は「生に出で、死に入る」といつて居る。

人之身三百六十節。四肢九竅。其大具也。四肢與九竅十有三者。十有三者之動靜。盡屬於生焉。屬之謂徒也。故曰。生之徒。十有三者。至其死也。十有三具者。皆還而屬之於死。死之徒亦十有三。故曰、生之徒十有三。死之徒十有三。

り。聖人其の玄虛を觀、其の周行を用ひ、彊ひて之れに字して道と曰ふ。然り而して論ずべし。故に曰く、道の道とすべきは常の道に非るなり。

〔通釋〕理は方圓長短麤靡堅脆等の物の差別である。元來理は道の分賦であるが故に、物は一定理が與へられて始めて道を與へられたものである。理に存亡生死盛衰の差別があるから、物にも存亡生死盛衰の差別がある、卽ち一存一亡一生一死一盛一衰がある限りは、常卽ち不易とは言へない。唯天地開闢に始まつて、天地消散に至るも不死不衰のものにして始めて常と稱することが出來る。常は不易である限りそれには或る定まりたる理のある筈が無い。已に定理が無い限りは、常といふ不常に對する差別の一理境に在る筈も無い。故に又道などとも謂ふべきで無い。聖人は其無色にして、無物なるを觀、其運行の普遍なるところから、强ひて名づけて道と言つて居る、斯く名が出來上ると、始めて論議の資となるのである。故に老子は道の道とすべきは眞の道卽ち常道では無いと言つて居る。

○出生入死章

出レ生入レ死。生之徒十有三、死之徒十有三。人之生、動之二死地一亦十有三、夫何故、以二其生生之厚一。蓋聞

道可道非常道、名可名非常名、無名天地之始、有名萬物之母、故常無欲以觀其妙、常有欲以觀其徼、此兩者同出而異名、同謂之玄、玄之又玄、衆妙之門

凡理者方圓長短。麤靡堅脆之分也。故理定而後可得道也。故理有存亡。有死生。有盛衰。夫物之一存一亡。乍死乍生。初盛而後衰者。不可謂常。唯夫與天地之剖判也俱生。至天地之消散也。不死不衰者謂常。而常者無攸易無定理。無定理。非在於常。是以不可道也。聖人觀其玄虛。用其周行。彊字之曰道。然而可論。故曰。道之可道非常道也。

〔訓讀〕凡そ理は方圓長短、麤靡、堅脆の分なり。故に理定まりて後道を得べきなり。故に理に存亡有り、死生有り、盛衰有り、夫れ物の一存一亡、乍ち死し、乍ち生じ、初め盛にして後に衰ふる者、常と謂ふべからず。唯夫れ天地の剖判と倶に生じ、天地の消散に至るも死せず衰へざるものを常と謂ふ、而して常は易はる攸無く、定理無し。定理無きは常に在るに非ず。是を以て道とすべからざるな

人希見生象也。而得死象之骨。按其圖。以想其生也。故諸人之所以意想者。皆謂之象也。今道雖不可得聞見。聖人執其見功。以處見其形。故曰。無狀之狀。無物之象。

訓讀 人、生きたる象を見ること希なり。而して死象の骨を得、其の圖を按じて以て其の生を想ふ。故に諸人の意想する所以の者は、皆之れを象と謂ふ。今道は聞見を得べからずと雖も、聖人其の見功を執り以て其の形を處見す。故に曰く、無狀の狀、無物の象と。

通釋 生きた象を見た人は少い。普通は死んだ象の骨を得、圖に照し合せて、其生きた象を想像するのである。それからして、人々の想像による形を特に象といふのである。彼の道といふものは目で見ることも耳で聞くことも出來ぬものであるけれども、聖人は現在の事迹を執り來て、其本體の形象を想見するのである。故に老子は、道を指して、狀態の無いところの狀態、物象で無いところの物象といつてるのだ。感性には知得し能はざるも、其實在して萬象の本體たるに相違ないからである。

○道可道章

在る。道は一切の矛盾を包容す。故に暗しと爲さんか、其の光昭々たり。明かと爲さんか、其物冥々たり。其功業に至つては天地を創造し、其化育に至つては、雷霆をも和順ならしむる。凡そ宇内の物皆此を恃みて生成する。本來、道の實體は、何等の制約をも受けず、何等の形象をも成さない。流轉時に從つて自在であり。一切稟賦の萬理と相卽して居る。一切の生死成敗悉く道に由らざるは無しである。道は譬へば水の若しだ。同じく是れ水である。而かも多量に飮めば、溺者を現じ、適宜に飮めば生者を現ずる。又譬へば劍戟の若しだ。愚人忿に使へば禍が生じ、聖人暴を誅すれば福が出來上る。故に死生敗成悉く道に出て成形するのである。

語釋 維斗（維は天の四方、斗は北斗星であつて天の四維は北斗を以て運らすとも云ひ、又北斗は敗軍星とも云つて、此星の向ふところ必ず敗軍するともいはれて居る。）○五常（木火土金水の五行。）

○視之不見章

視レ之不レ見、名曰レ夷。聽レ之不レ聞名曰レ希。搏レ之不レ得、名曰レ微。此三者不レ可二致詰一。故混而爲レ一。其上不レ皦、其下不レ昧。繩繩不レ可レ名。復二歸於無物一。是謂二無狀之狀。無象之象一。是爲二惚恍一。迎レ之不レ見二其首一。隨レ之不レ見二其後一。執二古之道一。以御二今之有一。能知二古始一。是謂二道記一。（第十四章）

じ、萬物之れを得て以て敗れ、之れを得て以て成る。道は諸れを譬ふるに水の若し、溺者多く之れを飲めば卽ち死し、渇者適に之れを飲めば則ち生く。之れを譬ふるに劍戟の若し、愚人以て忿を行へば則ち禍生じ、聖人以て暴を誅すれば則ち福成る。故に之れを得て以て死し、之れを得て以て生き、之れを得て以て敗れ、之れを得て以て成ると。

〔通釋〕物は各道より分たれたる理を有して居る。甲は甲の理を有し乙は乙の理を有し居て互に相侵すことが出來ぬ。故に理は物の制約である。萬物は各獨自の理を有して、而かも道は一切の理を統合する。故に道は一切の化を行はねばならぬ。一切の化を行ふが故に道自身には一定の體用がない。故に生死も其氣を此の道に稟け、一切の智識も此の道に斟酌し、一切の事象も此の道によつて廢興する。天の萬象を覆ふも、地の萬貨を藏するも、維斗の威を成すも、日月の常恒に光を放つも、五行の其位置を得るも、列星の運行の正しきも、四時の推移の亂れざるも、黄帝軒轅氏が四方を制御せるも、隱者赤松子が天地と終始したるも、聖人が制度文物を構成したるも、皆此の道を得たる成果である。堯舜の智も、接輿の狂も、桀紂の滅亡も、湯武の隆昌も皆道其物の顯現である。道は宇宙に遍滿す。故に存在せざるところなし、近きに在りと思へば四方の極邊にも在り、遠きに在りと思へば吾が側にも

譬諸若水。溺者多飲之即死。渇者適飲之則生。譬之若劍戟。愚人以行忿。則禍生。聖人以誅暴則福成。故得之以死。得之以生。得之以敗。得之以成。

訓讀 物に理有り、以て相薄るべからず。物に理有り、以て相薄るべからず、故に理物の制と爲る。萬物各理を異にす。萬物各理を異にして道は盡く萬物の理を稽む。故に化せざるを得ず。化せざるを得ず故に常操無し。是を以て生死氣稟し、萬智斟酌し、萬事廢興す。天は之れを得て以て高く、地は之れを得て以て藏し、維斗之れを得て以て其の威を爲し、日月之れを得て以て其の光を恒にし、五常之れを得て以て其の位を常にし、列星之れを得て以て其の行を端し、四時之れを得て以て其の變氣を御し、軒轅之れを得て以て四方を擅にし、赤松之れを得て天地と統し、聖人之れを得て以て文章を成す。道は堯舜と倶に智、接輿と倶に狂、桀紂と倶に滅し、湯武と倶に昌ふ。以て近しと爲すか、四極に遊ぶ。以て遠しと爲すか、常に吾側に在り。以て暗しと爲すか、其光昭々。以て明と爲すか、其の物冥々。而して功は天地を成し、和は雷霆を化す。宇内の物は之れを恃みて以て成る。凡そ道の情、制せず、形せず。柔弱にして時に隨ひ、理と相應ず。萬物之を得て以て死し、之れを得て以て生

現象であつて、道は生成の本體である。故に老子も道は萬物を統理するものと言つて居る。

物有理。不可以相薄。物有理。不可以相薄。故理爲物之制。萬物各異理。萬物各異理而道盡稽萬物之理。故不得不化。不得不化。故無常操。是以生死氣稟焉。萬智斟酌焉。萬事廢興焉。天得之以高。地得之以藏。維斗得之以成其威。日月得之以恒其光。五常得之以常其位。列星得之以端其行。四時得之以御其變氣。軒轅得之以擅四方。赤松得之與天地統。聖人得之以成文章。道與堯舜俱智。與接輿俱狂。與桀紂俱滅。與湯武俱昌。以爲近乎。遊於四極。以爲遠乎。常在吾側。以爲暗乎。其光昭昭。以爲明乎。其物冥冥。而功成天地。和化雷霆。宇內之物恃之以成。凡道之情。不制不形。柔弱隨時。與理相應。萬物得之以死。得之以生。萬物得之以敗。得之以成。道

病氣に罹ると、智慧が衰へる。智慧が衰へると、節度を失ふ。節度を失ふと、妄動する。妄動すると、禍害が來る。禍害が來ると、疾病は愈内部に繋み付く。さうなると、外部からも激烈な禍害が切迫して來る。激しい禍が外部から迫つて來ると、苦痛が腹心の間に入り込む。人を傷くること刄物の如く鋭利である。斯くて退いて自ら咎める。自ら咎めることに立ち至るのも元はといふと、欲利の心から起るのである。故に老子は咎は欲利より鋭利なるは無いと言つて居る。

語釋 憯（鋭利の義）

此一章に引く老子の語は、現今流布の書に見えない。多分佚文であらう。

道者萬物之所然也。萬理之所稽也。理者成物之文也。道者萬物之所以成也。故曰。道理之者也。

訓讀 道は萬物の然る所なり。萬理の稽る所なり。理は成物の文なり。道は萬物の成る所以なり。故に曰く、道は之れを理むる者なり。

通釋 道は萬物の同じく道とするところ、萬理の悉く集まるところである。理は生成せる事物の

語釋　胥靡（徒刑囚。懲役刑に處せられたる者。）

故欲利甚則憂。憂則疾生。疾生而智慧衰。智慧衰則失度量。失度量則妄舉動。妄舉動則禍害至。禍害至而疾嬰內。疾嬰內則痛禍薄外。痛禍薄外則苦痛雜於腸胃之間。則傷人也憯。憯則退而自咎。退而自咎也。生於欲利。故曰。咎莫憯於欲利。

訓讀　故に欲利甚しければ則ち憂ふ。憂ふれば則ち疾生ず。疾生じて智慧衰ふ。智慧衰ふれば則ち度量を失ふ。度量を失へば則ち妄りに舉動す。妄りに舉動すれば則ち禍害至る。禍害至りて疾內に嬰る。疾內に嬰れば則ち痛禍外に薄る。痛禍外に薄れば則ち苦痛腸胃の間に雜はる。則ち人を傷くるや憯し、憯ければ則ち退いて自ら咎む。退いて自ら咎むるや欲利に生ず。故に曰く、咎は欲利より憯きは莫し。

通釋　故に欲望の增長が甚だしいと、之を充足せんがため心配でならず。心配すると病氣に罹る。

衣以て寒を犯すに足り、食以て虚を充すに足れば則ち憂へず。衆人は則ち然らず。大は諸侯と爲り、小は千金の資を餘し、其欲得の憂除かざるなり。胥靡も免るゝ有り、死罪も時に活く。今足るを知らざる者の憂は終身解けず。故に曰く、禍は足るを知らざるより大なるは莫しと。

通釋 是の故に聖人は美色に誘はれず、音樂に耽溺せず。明君は珍奇な物を賤しんで、華美な物を近けない。固より人間には毛も羽もないから衣服を着なければ、寒氣に堪へられない。又人間は天に屬する星辰でもなく、地に屬する草木でもない。腸胃は生活の根本で、食はなければ、活きてることが出來ない。それ故、人間は欲望から脫出することは出來ぬが、又同時に之を除くことをも知らなければ、憂が常に其身に附き纏うて放れない。故に聖人は衣服は寒氣に堪ふるに足れば滿足し、食物は空腹を充たすに足れば滿足して、それ以上の欲望は之を除いて憂としない。然るに衆人はさうでなく、大は諸侯と爲り得ても、小は千金の財産を餘し得ても、尙ほ欲得の憂が取り除けられないのだ。徒刑囚も赦される時が來ぬでもない。死罪も時には一等を減ぜられることもある。然るに滿足の出來ぬ人間の憂は、一生涯解ける時が來ないのである。故に老子は禍は足るといふこと知らぬより大なるものが無いと言つて居る。

〔語釋〕計會（思慮。）　○事經（事物の常理。）

是以聖人不引五色。不淫於聲樂。明君賤玩好而去淫麗。人無毛羽。不衣則不犯寒。上不屬天。而下不著地。以腸胃爲根本。不食則不能活。是以不免於欲利之心。欲利之心不除。其身之憂也。故聖人衣足以犯寒。食足以充虛。則不憂矣。衆人則不然。大爲諸侯。小餘千金之資。其欲得之憂不除也。胥靡有免。死罪時活。今不知足者之憂。修身不解。故曰。禍莫大於不知足。

〔訓讀〕是を以て聖人は五色に引かれず、聲樂に淫せず。明君は玩好を賤しみて淫麗を去る。人毛羽莫し。衣ざれば則ち寒を犯さず。上天に屬せず、下地に著かず。腸胃を以て根本と爲す。食はざれば則ち活くる能はず。是れを以て欲利の心を免れず。欲利の心除かざるは其の身の憂なり。故に聖人は

勝てば則ち事經絶ゆ。事經絶ゆれば則ち禍難生ず。是れに由りて之れを觀るに、禍難は邪心に生じ、邪心は可欲に誘はる。可欲の類進んでは則ち良民をして姦を爲さしめ、退いては則ち善人をして禍有らしむ。姦起れば則ち上弱君を犯し、禍至れば則ち民人多く傷く。然らば則ち可欲の類、上弱君を侵し而して下人民を傷く。夫れ上弱君を侵し、下人民を傷くるは大罪なり。故に曰く、禍は可欲より大なるは莫しと。

通釋 人、欲望があると、其爲めに蔽はれて思慮が亂れる。思慮が亂れると、欲望が愈〻增長する。欲望が增長すると邪心が募り、其結果事理を失つて、禍難が起る。之で觀ると、禍難といふものは、邪惡の心から生みだすもので、邪惡の心はまた欲望の目的となる音樂衣食住などいふものから誘はれるものである。此等欲望を充足せしめる種類のものは、良民を誘つて姦曲を爲さしめ、善人には禍あらしめる。姦曲のことが起ると、上は弱君をも犯すこと〻なり、禍が來ると人民が多く害を蒙る。して見ると、欲望を充足するに足る事物は上弱君を侵凌し、下人民を傷害するに至るものである。上弱君を侵し下人民を傷くるは、實に大罪である。故に老子は禍は欲望の誘惑物より大なるは無いと言つて居る。

結果は近侍の臣までも出征することゝなる。一體、馬は戰爭に於て非常に必要なものである。郊といふのは近いことを意味して居る。今軍に供給するところのもの、牝馬や近臣やを以てすることゝなる。故に老子は、天下に道が行はれないと、牝馬までが軍用に供せられ、近郊に於て軍馬を生むに至ると言つて居る。

語釋 將馬（將は牸の字の誤にて牝馬のことゝする說に從つた。）

人有欲則計會亂。計會亂而有欲甚。有欲甚則邪心勝。邪心勝則事經絕。事經絕則禍難生。由是觀之。禍難生於邪心。邪心誘於可欲。可欲之類。進則敎良民爲姦。退則令善人有禍。姦起則上犯弱君。禍至則民人多傷。然則可欲之類。上侵弱君。而下傷人民。夫上侵弱君。而下傷人民者大罪也。故曰。禍莫大於可欲。

訓讀 人欲有れば則ち計會亂る。計會亂るれば有欲甚し。有欲甚しければ則ち邪心勝つ。邪心

則兵數起。民產絕則畜生少。兵數起則士卒盡。畜生少則戎馬乏。士卒盡則軍危殆。戎馬乏則將馬出。軍危殆則近臣役。馬者軍之大用。郊者言其近也。今所以給軍之具。於將馬近臣。故曰。天下無道。戎馬生於郊矣。

訓讀 人君なる者無道なれば、則ち內其民を暴虐し、外其隣國を侵欺す。內暴虐なれば則ち民の產絕え、外侵欺すれば則ち兵數々起る。民の產絕ゆれば則ち畜生少く、兵數々起れば則ち士卒盡く。畜生少ければ則ち戎馬乏しく、士卒盡くれば則ち軍危殆なり。戎馬乏しければ則ち將馬出で、軍危殆なれば則ち近臣役す。馬は軍の大用、郊とは其近きを言ふなり。今軍に給する所以の具を將馬近臣に於てす。故に曰く、天下道無ければ戎馬郊に生ずと。

通釋 以上に反して、人君が無道であると、內に於ては人民を暴虐し、外に向つては、隣國を侵し凌ぐ。內に於て暴虐であると人民は恒產を失ひ、外に向つて侵凌すると屢隣國との戰が起る。民產が絕ゆると、畜類が減少し、屢戰爭が起ると士卒が盡きる。畜類が少くなれば、軍馬が缺乏し、士卒が盡くれば軍隊が危殆に陷る。軍馬缺乏の結果は牝馬まで軍用に供することゝなり、軍隊危殆の

なりと。

通釋 有道の君は、外に向つては、四隣の敵國に怨讎なく、內に於ては、人民に恩惠がある。外隣敵に怨讎ない譯は、平生諸侯を待つに禮を以てして居るからであり。內人民に德澤あるのは、民事を治むる上に於て、根本政策たる農業を專一にするからである。諸侯を待遇するに禮儀があれば、戰爭の起ることが稀有であり、民事を治むるに、本を務むれば、淫奢が行はれない。一體、馬の大に用ひらるゝのは、外に於ては軍事の用に供し、內に於ては、淫奢の用に供するからである。然るに有道の君は、甲兵を用ひることが稀有であつて、又淫奢の事を禁制する。從つて上に於ては馬を戰爭に用ひて或は逐ひ或は逃るに用ひる要がなく、人民に於ても贅澤無用の物を遠國より運輸する必要が無い。努力するところは、農業のことだけである。斯く農業に力を盡すことになれば、必ず馬を培養、灌漑の仕事の爲めに用ひることになる。故に天下道あれば、馬を戰場に驅馳することを止めて、田畑の培養に用ひると老子が言つて居る。

人君者無道。則內暴虐其民。而外侵欺其鄰國。內暴虐則民產絕。外侵欺

其遇諸侯也。外有禮義。內有德澤於民者。其治人事也務本。遇諸侯有禮義。則役希起。治民事務本。則淫奢止。凡馬之所以大用者。外供甲兵。而內給淫奢也。今有道之君。外希用甲兵。而內禁淫奢。上不事馬於戰鬪逐北。而民不以馬遠通淫物。所積力唯田疇。積力於田疇必且糞灌。故曰。天下有道。却走馬以糞也。

訓讀 有道の君、外は隣敵に怨讎無く、而して內は人民に德澤有り。夫れ外隣敵に怨讎無き者は、其諸侯を遇するや、外に禮義有り。內民に德澤有る者は、其人事を治むるや、本を務む。諸侯を遇する禮義有れば、則ち役起ること希に、民事を治めて本を務むれば、則ち淫奢止む。凡そ馬の大に用ふる所以の者は、外甲兵に供し、內淫奢に給するなり。今有道の君、外には甲兵を用ふる希に、而して內には淫奢を禁ず。上馬を戰鬪逐北に事とせず。而して民馬を以て遠く淫物を通せず。力を積む所は唯田疇のみ。力を田疇に積めば、必ず且つ糞灌す。故に曰く、天下道有れば走馬を却けて以て糞する

〔通釋〕内に於ては人民が法を犯さないから、上が刑罰を用ひることが無く、又外に於ては人民の産業を上の利に供して人民を害することがない。そこで人口が蕃殖し、財産が蓄積する。人口が増加して貯蓄が豐富になるを有德と稱する。扨て又所謂祟といふのは人の魂魄が去つて、精神が亂るゝことを謂ふのである。精神が亂るれば無德と謂はねばならぬ。然るに鬼が人に祟らなければ、魂魄が去らず、魂魄が去らなければ、精神が亂れない。精神が亂れなければ、之を有德と謂ふべきである。上は民の蓄積を盛んにし、鬼が又人の精神を亂さなければ、德が共に人民にある。故に上と鬼と兩ながら相害さなければ德が交々之に歸すと老子が言つて居る。上下いづれも盛んで、其德が皆人民に歸するといふのである。

○天下有道章

天下有道。却走馬以糞。天下無道。戎馬生於郊。罪莫大於可欲。禍莫大於不知足。咎莫大於欲得。故知足之足常足。（第四十六章）

有道之君。外無怨讎於鄰敵。而内有德澤於人民。夫外無怨讎於鄰敵者。

有德。凡所謂祟者。魂魄去而精神亂。精神亂則無德。鬼不祟人。則魂魄不去。魂魄不去。則精神不亂。精神不亂。之謂有德。上盛蓄積。而鬼不亂其精神。則德盡在於民矣。故曰兩不相傷。則德交歸焉。言其德上下交盛而倶歸於民也。

訓讀 民敢て法を犯さざれば、則ち上、内は刑罰を用ひず、而して外は其の産業を利するを事とせず。上、内は其刑罰を用ひず、而して外は其産業を利するを事とせざれば、則ち民蕃息す、民蕃息して蓄積盛なり。民蕃息して蓄積盛なる、之れを有德と謂ふ。凡そ所謂祟とは魂魄去りて精神亂るゝなり。精神亂るれば則ち德無し。鬼人に祟らざれば則ち魂魄去らず。魂魄去らざれば則ち精神亂れず。精神亂れざる、之れを有德と謂ふ。上蓄積を盛にし、而して鬼其の精神を亂さざれば則ち德盡く民に在り。故に曰く、兩つながら相傷めざれば則ち德交々歸す。其德上下交々盛にして倶に民に歸するを言ふなり。

通釋 鬼の祟りが人を惱ますを、鬼が人を害すといひ、人が之を拂ひ除けるを人が鬼を害すといふ。民が法令を犯すを民が上を害すといひ、上が民を刑戮するを上が民を害すといふ。人民が法を犯さなければ、自然上も刑を行ふことがない。上が刑を行はないのは、即ち上が人を害せぬと謂ふべきである。故に老子は、聖人も民を害せずと言つて居る。

語釋 鬼祟也疾人（祟は衍。）

上不與民相害。而人不與鬼相傷。故曰。兩不相傷。

訓讀 上民と相害せず、而して人鬼と相傷めず。故に曰く、兩つながら相傷めずと。

通釋 上は民と互に相害し合ふことなく、人は鬼と互に害し合ふことがない。故に、雙方互に相害し合ふことが無いと老子は言つて居る。

民不敢犯法則上內不用其刑罰。而外不事利其產業。上內不用其刑罰而外不事利其產業則民蕃息。民蕃息而蓄積盛。民蕃息而蓄積盛之謂

さるなり。

【通釋】故に太平の民は、鬼神とは沒交渉で相害し合ふことが無い。故に老子は、其鬼が神でない譯ではない。神であつても、人に隙が無いから、其神を顯はして人を傷めることをせぬのだと言つて居る。

【語釋】鬼（死人の靈魂、人に祟を爲す。）○神（靈妙なるはたらき。）

鬼祟也疾人之謂鬼傷人。人逐除之。之謂人傷鬼也。民犯法令。之謂民傷上。上刑戮民。之謂上傷民。民不犯法。則上亦不行刑。上不行刑之謂上不傷人。故曰。聖人亦不傷民。

【訓讀】鬼祟の人を疾むる、之れを鬼人を傷むと謂ひ、人之れを逐除する、之れを人鬼を傷むと謂ふ。民法令を犯す、之れを民上を傷むと謂ひ、上民を刑戮する、之れを上民を傷むと謂ふ。民法を犯さゞれば則ち上亦刑を行はず。上刑を行はざる、之れを上人を傷めずと謂ふ。故に曰く、聖人亦民を傷めずと。

【訓讀】人疾に處れば則ち醫を貴び、禍有れば則ち鬼を畏る。聖人上に在れば則ち民慾少く、民慾少ければ則ち血氣治まりて擧動理まる。擧動理まれば則ち禍害少し。夫れ内に痤疽癉痔の害無く、而して外に刑罰法誅の禍無き者、其の鬼を輕恬するや甚し。故に曰く、道を以て天下に位めば其の鬼神ならずと。

【通釋】人が疾に臥すと、醫師を頼みにし、禍があると鬼の祟を畏れる。ところで、聖人が位に在ると、人民が欲望が少くなる。欲望が少くなると、氣持も治り、動作も理に合ふやうになる。動作が治まれば自ら禍害が少くなる。内には腫物や衰弱病や痔病やの如き疾病が無く、外には死刑其他の刑罰に罹ることが無いならば、鬼神の祟を畏れる必要が無く、全く之を輕んじてびくとも思はぬことになる。故に老子は、道を以て天下に位めば其鬼神ならずと言つて居る。

【語釋】痤疽癉（痤疽は腫物。癉は衰病。）

治世之民。不與鬼神相害也。故曰。非其鬼不神也。其神不傷人也。

【訓讀】治世の民は鬼神と相害せざるなり。故に曰く、其鬼神ならざるに非ざるなり。其神人を傷け

損をすることになり。一萬人が日に半日の損をすれば、十日で五萬人の損が立つ。故に數々仕事を變へることは、人が多い場合ほど、其缺損が大きくなる。扨て、凡そ法令が改正になると、人民の利害が從來と轉倒する場合も生ずる。利害が變はると、自然人民の業務の狀況にも變動が起る。此は今例證にした細工人や人夫などの仕事の變更と同斷である。故に道理の上から見ると、多數の人を取扱ふに當て、數々仕事を變へさせると、成功に害があり、大きな器物を藏して居て數々移動すると破損することが多く、小魚を烹るのに、數々搔き廻すと其味が惡くなる。此と同樣で、大國を治むるに數々法令を變へると、人民が困難する。故に有道の君は、平靜を貴んで、法を變へることを憚るのだ。故に大國を治むるは小魚を烹るやうなものだと老子も言つて居る。

語釋 澤（色の澤の如く、こゝでは味の澤といふ意味。） ○重（憚る意味。）

人處疾則貴醫。有禍則畏鬼。聖人在上。則民少欲。民少欲則血氣治而擧動理。擧動理則少禍害。夫內無痤疽癉痔之害。而外無刑罰法誅之禍者。其輕恬鬼也甚。故曰。以道莅天下。其鬼不神。

則多敗傷。烹小鮮而數撓之。則賊其澤。治大國而數變法則民苦之。是以有道之君貴靜而重變法。故曰。治大國者。若烹小鮮。

訓譯 工人數々業を變ずれば則ち其の功を失ひ、作者數々徙を搖せば則ち其の功を亡ふ。一人の作日に半日を亡へば、十日にして則ち五人の功を亡ふ。萬人の作、日に半日を亡へば、十日にして則ち五萬人の功を亡ふ。然らば則ち數々業を變ずる者、其人彌々多ければ、其の虧彌々大なり。凡そ法令更まれば則ち利害易り、利害易はれば則ち民の務變ず。務變ずる、之れを業を變ずと謂ふ。故に理を以て之れを觀るに、大衆を事として數々之れを搖かせば則ち成功少く、大器を藏して數々之れを徙せば則ち敗傷多く、小鮮を烹て數々之れを撓せば則ち其の澤を賊ひ、大國を治めて數々法を變ずれば則ち民之れに苦む。是れを以て有道の君は靜を貴びて、變法を重んず。故に曰く、大國を治むるは小鮮を烹るが若しと。

通釋 細工人が時々、仕事を變へると、其出來上りが不味いし。工業家が度々其使役する者に仕事を變へさせると、其效果は宜しくない。一人の仕事で一日に半日づゝの損をすると、十日で五人分の

祿を保持することが出來る。故に老子は「其根を深うす」と言つて居る。道を守れば其生が益々永續することゝなる。故に老子は「其柢を固うす」と言つて居る、柢が固ければ生命が延び、根が深ければ生活が久しい。故に老子は「其根を深くし、其柢を固うするのは長生久視の道だ」と言つて居る。

語釋 視（活の意味。）

○治大國章

治大國如烹小鮮。以道莅天下、其鬼不神。非其鬼不神、其神不傷人。非其神不傷人、聖人亦不傷人。夫兩不相傷、故德交歸焉。（第六十章）

工人數變業。則失其功。作者數搖徙則亡其功。一人之作。日亡半日。十日則亡五人之功矣。萬人之作。日亡半日。十日則亡五萬人之功矣。然則數變業者。其人彌衆。其虧彌大矣。凡法令更則利害易。利害易則民務變。務變之謂變業。故以理觀之。事大衆而數搖之。則少成功。藏大器而數徙之。

者木之所以持生也。德也者人之所以建生也。祿也者人之所以持生也。今建於理者。其持祿也久。故曰。深其根。體其道者。其生日長。故曰。固其柢。柢固則生長。根深則視久。故曰。深其根。固其柢。長生久視之道也。

訓讀 樹木に曼根有り。直根有り。根は書の所謂柢なり。柢は木の生を建つる所以なり。曼根は木の生を持する所以なり。德は人の生を建つる所以なり。祿は人の生を持する所以なり。今理に建つ者其の祿を持するや久し。故に曰はく、其の根を深くすと。其の道を體する者は其の生日に長ず。故に曰はく、其の柢を固くすと。柢固ければ則ち生長し、根深ければ則ち視久し。故に曰く、其の根を深くし、其の柢を固うするは長生久視の道なりと。

通釋 樹木に譬へて見ると、樹木には曼根も直根もある。直根は樹立を固うする作用を爲すもので、曼根は榮養を採る作用を爲すものである。直根は老子の所謂柢である。柢は樹木の生命其物の立ち得る所以であり、曼根は生存を保持する所以のものである。扨德は柢の樹木に於けるが如く、人の生其物を立てるもので、祿は曼根の樹木に於けるが如く、生を保持するものである。理に立てば、久しく

所謂有國之母。母者道也。道也者。生於所有國之術。所以有國之術。故謂之有國之母。夫道以與世周旋者。其建生也長。持祿也久。故曰。有國之母。可以長久。

訓讀 所謂國を保つの母とは。母は道なり。道は國を有つ所の術を生ず。國を有つ所以の術、故に之れを國を有つの母と謂ふ。夫れ道は以て世と周旋する者、其の生を建つるや長く、祿を持するや久し。故に曰く、國を有つの母、以て長久なるべしと。

通釋 老子の所謂國を有つの母といふ母とは道を指して居るのだ。道は國を有つの術を生ずる。國を有つの術であるから、國を有つの本である意味で母とも稱して居るのだ。道は世と推移するものであるから、之を體して國を有てば、其生命も長く、其祿を持することも久しきに及ぶのだ。故に老子は「國を有つの母、以て長久なるべし」と言つて居る。

樹木有曼根。有直根。根者書之所謂柢也。抵也者木之所以建生也。曼根

ち、能く其の身を保つと謂ふ可からず。夫れ能く其の國を有てば、必ず能く其社稷を安んじ、能く其身を保てば、必ず能く其天年を終ふ。而して後能く其國を有ち、能く其の身を保つと謂ふべし。夫れ能く其の國を有ち、其の身を保つ者は、必ず且つ道を體す。道を體すれば則ち其の智深し。其智深ければ則ち其の會遠し。其の會遠ければ衆人能く其の極まる所を見る莫し。唯夫れ能く人をして其の事の極を見ざらしむ。其の事の極を見ざる者は、能く其の身を保ち、其の國を有つと爲す。故に曰く、其の極を知らるゝ莫かれ。其の極を知らるゝ莫ければ則ち以て國を有つべしと。

通釋　一體、國を有して之を失ひ、身を有して之に禍を受けるならば、能く國を有ち能く身を保つとは謂へない。能く國を有つものは必ず能く其國家を平安にし、能く身を保つものは必ず能く其天年を全うする。それでこそ始めて、能く國を有ち能く身を保つと謂はれるのだ。扨て又其能く國を有ち身を保つ者は、必ず道を守る者である。道を守れば、其智が深くなり。其計る處が遠大になる。其計る處が遠大になれば、衆人は其究極するところを見ることが出來ぬ。衆人をして其究極の處を窺ひ見ることを得ざらしむ者は、能く其國を有ち能く其身を保つことが出來るのだ。故に老子は、其究極する處を知らしめるな、さうすれば國を有つことが出來る」と言つて居る。

る莫し、是を以て其の極を知る莫し。故に曰く、克たざる無ければ則ち其の極を知る莫しと。

通釋　戰つて、容易に敵に勝ち得れば、天下を併せ有することが出來る、名聲世界を蓋ふことになれば、人民が服從する。進んでは天下を兼有し、退いては人民を服從せしめる。其の術深遠にして、衆人には其本末を見ることが出來ぬ。其本末を見ることが出來ぬが故に、勿論其窮極するところを悟ることが出來ない。故に、克たざる無ければ、其究極の處を知ることが出來ぬと老子は言つて居る。

凡有國而後亡之。有身而後殃之。不可謂能有其國。能保其身。夫能有其國。必能安其社稷。能保其身。必能終其天年。而後可謂能有其國。能保其身矣。夫能有其國保其身者。必且體道。體道則其智深。其智深。則其會遠。其會遠。衆人莫能見其所極。唯夫能令人不見其事極。不見其事極者。爲能保其身有其國。故曰。莫知其極。莫知其極則可以有國。

訓讀　凡そ國を有ちて而して後に之れを亡ひ、身を有ちて而して後に之れに殃す。能く其國を有

ざる無し」と言つて居る。

【語釋】戰易勝敵（戰とは胸中の戰であつて、敵に勝つとは道心の人心に勝つことゝする說もある念のため擧げて置く。）〇無不克（能はざる無しの意味にも解することが出來る。）

無不克。本於重積德。故曰。重積德。則無不克。

【訓讀】克たざる無きは重積德に本づく。故に曰く、重積德なれば、則ち克たざる無しと。

【通釋】而かも此の克たざるなきは、重積德に本づく。故に老子は「重積德なるが故に克たざる無し」と言つて居る。

戰易勝敵。則兼有天下。論必蓋世。則民人從。進兼天下。而退從民人。其術遠則衆人莫見其端末。莫見其端末。是以莫知其極。故曰。無不克則莫知其極。

【訓讀】戰ひて敵に勝ち易ければ則ち兼て天下を有つ。論必ず世を蓋へば則ち民人從ふ。進みては天下を兼ね、而して退きては民人を從ふ。其の術遊くして則ち衆人其の端末を見る莫し。其の端末を見

訓讀 夫れ能く故徳をして去らず、新和氣をして日に至らしむる者は、蚤く服すればなり。故に曰く。蚤服是れを重積徳と謂ふと。

通釋 以上の如く既存の徳を去らしめず、新和氣を日に至らしむるものは、蚤く道理に服從するからである。故に老子は蚤く服するを、重積徳といふと言つて居る。

積徳而後神靜。神靜而後和多。和多。而後計得。計得而後能御萬物。能御萬物則戰易勝敵。戰易勝敵。則論必蓋世。論必蓋世故曰。無不克。

訓讀 積徳而る後神靜か、神靜か而る後和多し。和多し而る後計得。計得而る後能く萬物を御す。能く萬物を御すれば、則ち戰敵に勝ち易し。戰敵に勝ち易ければ則ち論必ず世を蓋ふ。論必ず世を蓋ふ、故に曰く、克たざる無しと。

通釋 積徳の結果は精神が安靜を得る。安靜の結果は和氣が多い。和氣の多い結果は、思慮するところが、妥當なるを得る。思慮が妥當なる結果は能く萬物を制馭するに足る。斯くて戰へば容易に敵に勝つを得るし、容易に敵に勝つことを得れば、名聲が世界を蓋ふ程大なるに至る、故に老子は「克た

理に服從する。此の如きことを蚤く道理に服從すと謂ふのである。故に老子は「夫惟嗇する、故に蚤服する」と言つて居る。

知治人者。其思慮靜。知事天者。其孔竅虛。思慮靜。故德不去。孔竅虛。則和氣日入。故曰重積德。

【訓讀】人を治むるを知る者は其の思慮靜か、天に事ふるを知る者は其の孔竅虛し。思慮靜か故に德去らず、孔竅虛し則ち和氣日に入る。故に重積德と曰ふ。

【通釋】人爲を治むることを知る者は、其思慮が落ち着きがあつて、妄に動かない。自然に從ふことを知る者は、眼耳鼻口等の一切外物を接受する門は空虛である。思慮靜かなれば、德は能く存在を保ち、孔竅虛しければ、中和の氣日に入つて、德を盛んにする。故に老子は積みたる上に更に積み重ねたる盛んな德をいつて居る。

夫能令故德不去。新和氣日至者。蚤服者也。故曰。蚤服是謂重積德。

人離於患。陷於禍。猶未知退。而不服從於道理。聖人雖未見患禍之形。虛無服從於道理。以、稱蚤服。故曰。夫惟嗇。是以、蚤服。

訓讀 衆人の神を用ふるや躁なり。躁なれば則ち費え多し。費え多き之れを侈と謂ふ。聖人の神を用ふるや靜なり。靜なれば則ち費え少し。費え少き之れを嗇と謂ふ。嗇の術たるや道理に生ず。夫れ能く嗇なり。是れ道に從ひて理に服する者なり。衆人患に離り、禍に陷るも猶ほ未だ退くを知らず、道理に服從せず。聖人未だ患禍の形を見ずと雖も、虛無、道理に服從す。以て蚤く服すと稱す。故に曰く、夫れ惟嗇、是れを以て蚤服すと。

通釋 衆人の精神の用ひ方は、躁はしい、躁はしいと、消費が多くなる。消費の多いことを侈といふ。之に反して、聖人の精神の用ひ方は、落ち着きがある、落ち着きがあれば、消費が少い。消費の少いことを嗇といふ。嗇の術といふものは、もと道理から起つたものである。故に能く嗇することは即ち道に從ひ、理に服することに外ならない。衆人は患に遭ひ禍に陷つても、それでも、まだ道理に服從して退くべきを知らんで居る。然るに聖人は患禍の形跡を見ぬ内に於ても、己を虛うして、道

聰ならざるときは、音の淸濁をも區別することが出來ず、知識が混亂すると、利害の在る所をも明確にすることが出來なくなる。目が色の黑白を決する能はざるを盲と謂ひ、耳が聲の淸濁を別つ能はざるを聾と謂ひ、心が得失の在る所を明確にし能はざるを狂と謂ふ。盲なる以上は晝間に於ても尙ほ危險を避くることが出來ず。聾なる以上は雷霆の害をも知ることが出來ず。狂なる以上は法令の禍をも免るゝことが出來ない。それ故に老子の書に所謂治人者は、動靜の程合を適切にし、思慮の消費を節約する。又所謂事天者は、聰明の力を極度までは用ひず。知識の任務を極度までは用ひない。苟も極め盡したならば、精神を消費すること多く。精神を消費すること多ければ、盲聾狂悖の禍が來るのである。それ故に、やぶさかなのだ。やぶさかな譯は、要するに精神を惜しみ、知識を惜しみて亂用しないのである。故に老子は人を治め天に事ふるは、やぶさかなるに越したことが無いと言つて居る。

衆人之用神也躁。躁則多費。多費之謂侈。聖人之用神也靜。靜則少費。少費之謂嗇。嗇之爲術也。生於道理。夫能嗇也。是從於道而服於理者也。衆

天智に託して以て思慮す。故に視強なれば則ち目明ならず。聽甚しければ則ち耳聰ならず。思慮度を過ぐれば則ち智識亂る。目明ならざれば則ち黑白の分を決する能はず。耳聰ならざれば則ち淸濁の聲を別つ能はず。智識亂るれば則ち得失の地を審にする能はず。目黑白の色を決する能はざれば則ち之れを盲と謂ふ。耳、淸濁の聲を別つ能はざれば則ち之れを聾と謂ふ。心得失の地を審にする能はざれば則ち之れを狂と謂ふ。盲なれば則ち晝日の險を避くる能はず。聾なれば則ち雷霆の害を知る能はず。狂なれば則ち人間法令の禍を免るゝこと能はず、書の所謂人を治むる者は動靜の節を適にし、思慮の費を省く。所謂天に事ふる者は聰明の力を極めず、智識の任を盡さず。苟も極め盡せば則ち神を費すこと多し。神を費すこと多ければ則ち盲聾狂悖の禍至る。是を以て之れを嗇す。之れを嗇する者其の精神を愛し、其の智識を嗇するなり。故に曰く、人を治め天に事ふるは嗇に如くは莫しと。

通釋 視聽や知識は自然であつて、其動靜し思慮するは人爲である。人爲は須らく自然に從ふべきである。故に自然の明に從つて視、自然の聰に從つて聽き、自然の智に從つて思慮すべきである。之に反して、視ること度に過ぐれば、目が明かならず。聽くこと度に過ぐれば、耳が聰かならず。思慮も亦度を越せば、知識が混亂する。目が明かならざるときは、黑白の區別も決することが出來ず、耳

聽明睿智天也。動靜思慮人也。人也者乘於天明以視。寄於天聽以聽。託於天智以思慮。故視強則目不明。聽甚則耳不聽。思慮過度。則智識亂。目不明則不能決黑白之分。耳不聽則不能別清濁之聲。智識亂則不能審得失之地。目不能決黑白之色。則謂之盲。耳不能別清濁之聲。則謂之聾。心不能審得失之地。則謂之狂。盲則不能避晝日之險。聾則不能知雷霆之害。狂則不能免人間法令之禍。書之所謂治人者。適動靜之節。省思慮之費也。所謂事天者。不極聽明之力。不盡智識之任。苟極盡則費神多。費神多則盲聾狂悖之禍至。是以嗇之。嗇之者。愛其精神。嗇其智識也。故曰。治人事天。莫如嗇。

訓讀 聰明睿智は天なり。動靜思慮は人なり。人は天明に乘じて以て視、天聽に寄せて以て聽き、

ことはしない。何故かといふに、有道の士は世の路を失つて居る者をして、習熟せる者に從つて聽き、知識ある者に就て問ひ、迷はざらしめんとして居るのだ。今衆人の成功を欲して反て失敗する譯は、道理を知らないのに拘はらず、知者に問ひ能者に聽かんとすることを肯てしないからの事である。扨て又、衆人が知者に問ひ能者に聽かざる結果、禍敗に陷つても、聖人は之を譏めない。之を譏むれば必ず怨むからである。世は普通の人が多くて、聖人が寡い。衆寡敵せずは自然の理である。今事を行つて、天下全體を讎となすのは、身を全うし、命を長うする仕方では無いのである。故に方廉直光といふことについても相當に加減をして行ふのである。故に老子は方であつても、他を害せず。廉であつても他を傷けず。直であつても屈するを知り。光であつても、耀かしくはしないと言つて居る。

語釋 窮墮（窮は追窮すること。墮は毀ること。） ○罷（罷弱事に任へざる者。） ○軌節（程よき程度。） ○割（切斷すること。） ○劌（傷けること。） ○肆（伸びること。）

○治人事天章

治レ人事レ天莫レ若レ嗇。夫惟嗇。是謂二早服一。早服謂二之重積一レ德。重積レ德。則無レ不レ剋。無レ不レ剋、則莫レ知二其極一。莫レ知二其極一。可二以有一レ國。有レ國之母、可二以長久一。是謂二深根固柢一。長生久視之道。第五十九章

り貪を羞かしめず。義端黨せずと雖も、以て邪を去り私を罪せず。勢尊く衣美なりと雖も、以て賤に夸り貧を欺かず。其の故何ぞや。路を失へる者をして肯て習へるに聽き、知るに問ひ、卽ち迷を成さざらしむるなり。今衆人の功を成さんと欲して、反りて敗を爲す所以の者は、道理を知らずして、肯て知に問ひ能に聽かざるに生ず。衆人肯て知に問ひ能に聽かず。而して聖人强ひて其の禍敗を以て之れに適むれば則ち怨む。衆人は多くして聖人は寡し。寡の衆に勝たざるは數なり。今擧動して天下と之れ讐を爲すは、身を全くし長生するの道に非ざるなり。是を以て行軌節して之れを擧ぐるなり。故に曰く、方にして割ならず、廉にして劌ならず、直にして肆ならず、光にして耀ならずと。

【通釋】所謂方とは、內情と外貌と表裏がなく、言行が一致することである。所謂廉とは、生を偷まぬことであり、財產を貪らないことである。所謂直とは、正義を守り、不偏不黨のことである。所謂光とは、官爵が尊貴で、衣裘が壯麗なことである。今有道の士は、自分の心は信であり、自分の行は順であつても、他を非難し又は追窮したりはしない。自分は節に死し財を輕んじても、やくざものを侮り貪欲なものを辱めたりはしない。自分は公正にして不偏不黨であつても、邪惡な者を退け、私曲ある者を咎むることはしない。自分は勢が尊く、衣服が美麗であつても、賤者に誇り貧者を凌ぐ

有道之士、雖中外信順。不以誹謗窮墮。雖死節輕財。不以侮罷羞貪。雖義端不黨。不以去邪罪私。雖勢尊衣美。不以夸賤欺貧。其故何也。使失路者而肯聽習問知。即不成迷也。今衆人之所以欲成功。而反爲敗者。生於不知道理。而不肯問知而聽能。衆人不肯問知聽能。而聖人強以其禍敗適之則怨。衆人多而聖人寡。寡之不勝衆數也。今擧動而與天下之爲讎。非全身長生之道也。是以行軌節而擧之也。故曰。方而不割。廉而不劌。直而不肆。光而不耀。

訓讀 所謂方とは、外内相應ずるなり。言行相稱ふなり。所謂廉とは生死の命を必するなり。資財を輕恬するなり。所謂直とは義公正を必し、心偏黨せざるなり。所謂光とは官爵尊貴、衣裘壯麗なり。今有道の士は中外信順と雖も以て窮墮を非謗せず、節に死し、財を輕んずと雖も、以て罷を侮

路を失ひて妄行する者之れを迷といふ。迷へば則ち其の至らんと欲する所に至る能はず。今衆人の其至らんと欲する所に至る能はず。故に迷と曰ふ。衆人の其至らんと欲する所に至る能はざる所や、天地の剖判より以て今に至る。故に曰く、人の迷へるや其故以に久しと。

【通釋】富貴全壽を希はない人はない。而かも貧賤死夭の憂目を脫することが出來ぬ。心に富貴全壽を望んで、却つて貧賤死夭を得る。是れ望むところに至ることが出來ぬのである。一體、自分の行くべき路を失つて、無茶に歩き行く者を迷と名づける。迷へば、其目指すところに至ることが出來ぬ。今世間の富貴全壽の場合も、衆人は其望むところに至ることが出來ぬから、迷といふのである。ところで衆人の其望むところに至る能はざるは、天地開闢の昔から今日まで變りが無い。故に老子は人の迷や其事すでに久しいと言つてるのである。

【語釋】其故以久矣（故は事と同義。）〇所不能至（所の字衍。）

所レ謂方者。外內相應也。言行相稱也。所レ謂廉者。必二生死之命一也。輕二恬資財一也。所レ謂直者。義必二公正一。心不二偏黨一也。所レ謂光者。官爵尊貴衣裘壯麗也。今

を有して居る者でも、人民を失ひ、財産を失ふに至るのである。輕々しく道理を棄て、無造作に、妄動する衆人は、禍福循環の理の此の如く深く且大にして、大道の此の如く廣く且つ遠いことを會得しない。故に老子は人に諭し警めた。「孰か禍福循環の極まりなき道理を知る者があるか」と。

語釋 猗頓陶朱卜祝（猗頓陶朱は古の大富豪。卜祝は不詳。）

人莫不欲富貴全壽。而未有能免於貧賤死夭之禍也。心欲富貴全壽。而今貧賤死夭。是不能至於其所欲至也。凡失其所欲之路。而妄行者謂之迷。迷則不能至於其所欲至矣。今衆人之不能至於其所欲至。故曰迷。衆人之所不能至於其所欲至也。自天地剖判以至今。故曰。人之迷也。其故以久矣。

訓讀 人富貴全壽を欲せざるは莫し、而して未だ能く貧賤死夭の禍を免るゝ有らざるなり。心富貴全壽を欲して今は貧賤死夭、是れ其至らんと欲する所に至る能はざるなり。凡そ其の欲する所の

得卿相將軍之賞祿。夫棄道理而妄擧動者。雖上有天子諸侯之勢尊。而下有猗頓陶朱卜祝之富。猶失其民人而亡其財資也。衆人之輕棄道理。而易妄擧動者。不知其禍福之深大。而道之闊遠若是也。故諭人曰。孰知其極。

訓讀 夫れ道理に緣りて、以て事に從ふ者は能く成らざる無し。能く成らざる無き者、大は能く天子の勢の尊きを成し、而して小は卿相將軍の賞祿を得易し。夫れ道理を棄てゝ妄に擧動する者は、上は天子諸侯の勢の尊き有り、下は猗頓陶朱卜祝の富有りと雖も、猶ほ其の民人を失ひて、其の財資を亡ふ。衆人の輕々しく道理を棄てゝ、易く妄りに擧動する者は其の禍福の深大にして道の闊遠是の若きを知らざるなり。故に人に諭して曰く、孰れか其の極を知らんと。

通釋 道理に從つて事を行ふ者は、成功せぬ筈がない。能く成功せざる無き者は、大きい事では、天子の勢の貴きをも成し得べく、小さい事では、容易に大臣大將の賞祿をも得ることが出來る。然るに道理を棄てゝ妄に事を行ふならば、假令上は天子諸侯の尊き勢を有し、下は猗頓陶朱卜祝の富

而動棄理。行邪僻則身死夭。動棄理則無成功。夫內有死夭之難。而外無成功之名者大禍也。而禍本生於有福。故曰。福兮禍之所伏。

訓讀 人福あれば則ち富貴至る。富貴至れば則ち衣食美なり。衣食美なれば則ち驕心生ず。驕心生ずれば則ち行邪僻にして動くに理を棄つ。行邪僻なれば則ち身死夭す。動きて理を棄つれば則ち成功無し。夫れ內に死夭の難有りて外に成功の名無き者は大禍なり。而して禍本福有るに生ず。故に曰く、福は禍の伏す所なりと。

通釋 人が幸福なときには、富も貴も來るのであるが、富貴が來れば、衣服も飲食も善美を盡して、高慢心も起つて來る。高慢の心が起れば行が條理に違ひ、事を爲すにも道理に背くことゝなる。行が邪僻であると、天命を全うせずして短命にて終り。動くに道理を棄つれば、成功することが出來ない。自分としては、死夭の難があり、世間には成功の名がない。實に大なる禍である。而かも此禍の本は幸福から起つて居る。故に老子は「福は禍の伏すところ」と言つて居る。

夫緣道理以從事者。無不能成。無不能成者大能成天子之勢尊。而小易

思慮熟すれば則ち事理を得、行端直なれば則ち禍害無く、禍害無ければ則ち天年を盡くす。事理を得れば則ち必ず功を成す。天年を盡せば則ち全くして壽。必ず功を爲せば則ち富みて貴し。全壽富貴之れを福と謂ふ、福は禍有るに本づく。故に曰く、禍は福の倚る所。其の功を成すを以てなり。

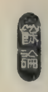
通釋　人は禍に遭ふと、心に恐を懷く。畏怖の念が起ると、自然に行が正しくなる。行が正しくなると、思慮が熟する。思慮が熟すると、事物の道理を會得する。又行が正しいと、禍害を受くることがない。禍害を受けなければ、天年を終ふることが出來る。更に又、事物の道理を會得すれば、必ず成功する。扨て天年を終ふることが出來れば、即ち生命を全うして、長生することが出來。間違なく成功することが出來れば、富貴を得ることゝなる。全壽富貴は福といふべきであるが、之を得るに至れる原因は禍に遭つたことになるから、畢竟福は禍に本づくのである。故に老子は禍は福の倚るところと言つて居る。要するに其成功を得るからである。

語釋　與（福與貴の與は而と同義。）○以成其功也（衍文であらう。）

人有レ福則富貴至。富貴至レバ則衣食美ナリ。衣食美ナレバ則驕心生ズ。驕心生ズレバ則行邪僻ニシテ

貌や徑絶を去つて、緣理を取り質實を好むことである。

語釋 徑絶(路なきところを通ることで、本文では理に緣らずして妄斷することである。)


最後の句故曰去彼取此は衍文であらう。

○其政悶悶章

其政悶悶、其民淳淳。其政察察、其民缺缺。禍兮福所倚、福兮禍所伏。孰知其極。其無正、正復爲奇、善復爲妖。民之迷其日固久。是以聖人方而不割。廉而不劌。直而不肆。光而不耀。第五十八章

人有禍則心畏恐。心畏恐則行端直。行端直則思慮熟。思慮熟則得事理。行端直則無禍害。無禍害則盡天年。得事理則必成功。盡天年則全而壽。必成功則富與貴。全壽富貴之謂福。而福本於有禍。故曰。禍兮福之所倚以成其功也。

訓讀 人、禍あれば則ち心畏恐す。心畏恐すれば則ち行端直、行端直なれば則ち思慮熟し、

智慧のない十二三歲の童子と結果は同一である。それ故愚の首だといふのだ。故に老子は、「前識といふことは道の華であつて實ではない。而かも愚の首だ」と言つて居る。

所謂大丈夫者謂其智之大也。所謂處其厚。不處其薄者。行情實而去禮貌也。所謂處其實。不處其華者。必緣理不徑絕也。所謂去彼取此者。去貌徑絕。而取緣理好情實也。故曰去彼取此。

【訓讀】所謂大丈夫とは其の智の大なるを謂ふなり。所謂其の厚きに處りて其の薄きに處らざる者は、情實を行ひて禮貌を去るなり。所謂其の實に處りて其の華に處らざる者は、必ず理に緣りて徑絕せざるなり。所謂彼れを去りて此れを取る者は、貌徑絕を去りて、緣理を取り、情實を好むなり。故に曰く、彼を去り此れを取ると。

【通釋】老子の所謂大丈夫とは、其智の大なるをいふのである。所謂厚きに居つて薄きに居らないとは、內面の情實を行つて、外面の禮貌を棄てることである。所謂實に居つて、華に居らぬといふことは、必ず道理に從つて判斷し、妄斷を爲さぬことである。所謂彼を去つて此を取るといふことは、禮

之に侍して居る。恰度其時門外で牛の鳴き聲がした。弟子は言ふ。「今鳴いた牛は黑牛で、白い額である」と。詹何は言つた。「左樣、黑い牛ではあるが、白いところは其角に在る」と。人をして視させたところが、果して黑牛で、白い布を以て角を裹んであつた。詹何の前識の術を以て一般の人を迷はしたならば、紛然として亂れ危ふいことである、故に「道の華であつて實では無い」と老子は言ふのだ。

嘗試釋詹子之察。而使五尺之愚童子視之。亦知其黑牛而以布裹其角也。故以詹子之察。苦心傷神。而後與五尺愚童子同功。是以曰愚之首也。故曰。前識者。道之華也。而愚之首也。

〔訓讀〕嘗試に詹子の察を釋て、五尺の愚童子をして之れを視しむるも、亦其の黑牛にして布を以て其の角を裹むを知るなり。故に詹子の察を以て心を苦しめ神を傷め、而る後に五尺の愚童子と功を同じくす。是を以て、愚の首めと曰ふなり。故に曰く、前識は道の華なり。愚の首なりと。

〔通釋〕試みに、詹子の明察を用ひずに、十二三歲の童子に之を視させても、黑牛で白布を以て角を裹んで居る位のことは解ることだ。故に詹子の明察を以てして而かも精神を苦しめて意度をなしても、

先物行。先理動。之謂前識。前識者。無緣而妄意度也。何以論之。詹何坐。弟子侍。有牛鳴於門外。弟子曰、是黑牛也。而白題。詹何曰。然。是黑牛也。而白在其角。使人視之。果黑牛。而以布裹其角。以詹子之術。嬰衆人之心。華焉殆矣。故曰。道之華也。

訓讀　物に先だちて行ひ、理に先ちて動く、之れを前識と謂ふ。前識は緣無くして妄りに意度するなり。何を以て之れを論ず。詹何坐す。弟子侍す。牛有り門外に鳴く。弟子曰く、是れ黑牛なり。而して白題と。詹何曰く、然り是れ黑牛なり。而して白は其角に在りと。人をして之れを視しむ、果して黑牛にして布を以て其角を裹めり。詹子の術を以て衆人の心を嬰す、華焉にして殆し。故に曰く、道の華なりと。

通釋　事の起らぬ前に行ひ、理の明ならぬ前に動くのは、之を前識といふのである。前識者は理由も無きに、妄に臆測するものである。何故にさういふかといへば、楚の隱者の詹何が坐し、弟子が

父子の禮是れなり。是れに由りて之れを觀れば、禮繁き者は實心衰ふるなり。然らば則ち禮を爲す者は人の樸心を通ずるを事とする者なり、衆人の禮を爲すや、人應ずれば則ち輕しく歡び、應ぜざれば則ち責怨す。今禮を爲す者、人の樸心を通ずるを事とし、而も之れを資くるに、相責の分を以てす。能く爭ふ無からんや。爭ふ有れば則ち亂る。故に曰く、夫の禮は、忠信の薄きなり。而して亂の首かと。

通釋 總じて、物は雙方同時に盛んでは居ない。陰陽の互に消長するのが其である。理は肯定か否定かである。消極か積極か一方に歸する。刑罰と恩賞との關係は其である。之と同じ譯で、內實の厚き者は却つて外貌は薄いものだ。父子の間の禮は其である。さうして見ると、禮式の煩瑣なのは、却て誠實の心が薄いのである。本來禮を行ふのは、飾などのない眞實の心を相手に通ずるのが目的である。ところが、普通の人は禮を爲して、人が之に對し答禮すれば、輕々しく歡び、之に答禮しないと、責め怨むのだ。禮を爲す本來の目的は、樸心卽ち眞實心を通ずるにあるのだ。然るに之を取つて彼の是のと相責め合ふものとする。斯くては爭の起らぬ譯にはいかぬ。爭は亂の本である。故に老子は、「禮は誠の薄きもので、亂の起る始めである」と言つて居る。

云するやうでは、其情は惡しきに相違なく、文飾を必要として、質を是彼いふのでは、其質は劣つて居るに相違ない。何故に斯く論ずるかといふに。彼の和氏の璧は五色を以て飾り立てはしない。隋侯の珠は金銀を以て裝飾は施さない。それは和氏の璧隋侯の珠は、其自身の質が至極美麗であつて、他の何物を以てしても、之を飾るに足らないからである。裝飾をして初めて用ひらるゝ物では、其實質が餘り美でないからの事である。それ故、父子の間の禮は、飾けの無いもので、他から見ては氣の附かぬ程のものである。故に、禮の價値は本來は輕いものだと、老子は言つて居る。

凡物不竝盛。陰陽是也。理相奪予。威德是也。實厚者貌薄。父子之禮是也。由是觀之。禮繁者實心衰也。然則爲禮者。事通人之樸心者也。衆人之爲禮也。人應則輕歡。不應則責怨。今爲禮者事通人之樸心。而資之以相責之分。能無爭乎。有爭則亂。故曰。夫禮者。忠信之薄也。而亂之首乎。

訓讀 凡そ物は竝び盛ならず、陰陽是れなり。理は相奪予す、威德是れなり。實厚き者は貌薄し、

禮爲情貌者也。文爲質飾者也。夫君子取情而去貌。好質而惡飾。夫恃貌而論情者。其情惡也。須飾而論質者。其質衰也。何以論之。和氏之璧不飾以五采。隋侯之珠。不飾以銀黃。其質至美。物不足以飾之。夫物之待飾而後行者。其質不美也。是以父子之閒。其禮樸而不明。故曰。禮薄也。

訓讀 禮は情の爲めに貌する者なり。文は質の爲めに飾ふる者なり。夫れ君子は情を取りて貌を去り、質を好みて飾を惡む。夫れ貌を恃みて情を論ずる者は、其情惡し。飾を須ちて質を論ずる者は、其質衰ふ。何を以て之れを論ず。和氏の璧は飾るに五采を以てせず、隋侯の珠は飾るに銀黃を以てせず。其質至美にして、物以て之れを飾るに足らざればなり。夫れ物の飾るを待ちて後に行はるる者は、其質美ならざるなり。是を以て父子の閒、其禮樸にして明ならず。故に曰く、禮は薄きなり。

通釋 禮は情を外貌に表はすことで畢竟文であるが、文といふのは、實質に修飾を加へることである。君子は情を取つて、貌を捨て、實質を好んで虛飾を惡むものである。外貌を恃みにして、情を云

語釋　疾趨（支那の風俗で貴人の前には急ぎ足にすることである。）

道有積而德有功。德者道之功。功有實而實有光。仁者德之光。光有澤而澤有事。義者仁之事也。事有禮而禮有文。禮者義之文也。故曰。失道而後失德。失德而後失仁。失仁而後失義。失義而後失禮。

訓讀　道積む有りて德功有り。德は道の功なり。功實有りて實に光有り。仁は德の光なり。光澤有りて、澤事有り。義は仁の事なり。事禮有りて禮文有り。禮は義の文なり。故に曰く、道を失ひて後德を失ひ、德を失ひて後仁を失ひ、仁を失ひて後に義を失ひ、義を失ひて後に禮を失ふと。

通釋　道が重積すると、其果として德が生ずる。德とは道の果である。道の果たる德が充實すると、光が生ずる。仁とは德の光である。德の光たる仁が更に潤澤が生ずると、事と爲つて表現する。義とは事に顯はれたる仁の表現である。事に品節が有つて品節に文が有る。禮とは義の文である。則ち、道があつて德があり。德があつて仁があり。仁があつて、義があり。義があつて禮がある。故に、道を失へば德を失ひ、德を失へば仁を失ひ、仁を失へば義を失ひ、義を失へば禮を失ふのである。

表明するものである。心に懐うたゞけでは、他人は之を諭り得ない、故に疾趨卑拜して之を表明する。實意を以て愛しても、相手は知らずに居る、故に好言繁辭して之を信實にする。要するに禮とは外面に修飾して內情を他人に諭らせる方法である。禮は情を貌する所以といふのは此事である。人間は兎角何事も外物の爲めに動くものであつて、禮は自分の爲めに修むるものなるを知らない。それ故、衆人の禮を行ふ場合も其實情の表明にあらずして、唯他人を尊敬するといふに止まつて居る。既に實情の表明でないから、時によつて或は懇ろを極め、或は粗末極まることもある。君子はさうでない。禮を行ふは、其身を修むる爲めである。既に其身を修むる爲めに行ふのであるから、精神的である。此の如く精神的なるを上禮といふのである。上禮は精神的であるから、內外統一、時處位によつて不一致がない。然るに衆人のは、外的のもので、內外表裏、時に勸み時に衰ふるを免かれない。故に君子の上禮と衆人の下禮とは、相應ずることが出來ない。「上禮は之を爲しても、應ずるなし」と老子の曰へるのは此事である。併しながら、假令衆人が內外不一致な、又時に勸み時に衰ふ下禮を行つても、聖人は之に對し、恭敬を行つて手足の禮を十分に盡し、少しも衰へない。故に老子は「臂を攘げて之に仍く」と言つて居る。手や足で行ふべき禮を十分に盡して相手に對し恭敬の意を表明することである。

以爲其身。故神之爲上禮。上禮神而衆人貳。故不能相應。故曰。上禮爲之。而莫之應。衆人雖貳。聖人之復恭敬盡手足之禮也不衰。故曰。攘臂而仍之。

【訓讀】禮は情を貌する所以なり。羣義の文章なり。君臣父子の交なり。貴賤賢不肖の別るゝ所以なり。中心懷うて而も諭らず。故に疾趨卑拜して之れを明にす。實心愛して而かも知らず、故に好言繁辭以て之れを信にす。禮は外飾の內を諭す所以なり。故に曰く、禮は以て情を貌するなりと。凡そ人の外物の爲めに動くや、其の身を爲むるの禮なるを知らざるなり。衆人の禮を爲すや、以て他人を尊ぶなり。故に時に勸み、時に衰ふ。君子の禮を爲むる以て其の身の爲めにす。故に神なるを上禮と爲ふ。上禮は神にして衆人は貳す。故に相應ずる能はず。故に曰く、上禮は之れを爲して、之れに應ずるなく、衆人貳と雖も、聖人の恭敬を復む、手足の禮を盡すや、衰へず。故に曰く、臂を攘げて之れに仍くと。

【通釋】禮は情を貌に表はす方法である。一切の義の修飾である。君臣父子の交、貴賤賢愚の分を

へて宜しき、下の上に懷き、子の父に事へて宜しき、賤の貴を敬して宜しき、知交朋友の相助くるや宜しき、親なる者は內に而して疎なる者は外に宜しき、義とは其の宜しきを謂ふなり。宜しくして之れを爲す。故に曰く上義は之れを爲して以て爲す有るなりと。

通釋 義とは、君臣上下の敬禮、父子貴賤の差別、知交朋友の交際、親疎內外の分限である。臣が君に事へて宜しき、下が上に懷きて宜しき、子が父に事へて宜しき、賤しきが貴きを敬うて宜しき、知人朋友の相助け合うて宜しき、親疎の間には自ら內外の差別があつて宜しき等、要するに義とは宜であつて、宜しくするといふ意味である。事に物に妥當に應ずることが義であるのだ。故に老子は最上の義を解して、有爲を以て爲して居ると言つて居る。

禮者所以貌情也。羣義之文章也。君臣父子之交也。貴賤賢不肖之所以別也。中心懷而不諭。故疾趨卑拜而明之。實心愛而不知。故好言繁辭以信之。禮者外飾之所以諭內也。故曰。禮以貌情也。凡人之爲外物動也。不知其爲身之禮也。衆人之爲禮也。以尊他人也。故時勸時衰。君子之爲禮。

不能已也。非求其報也。故曰。上仁爲之而無以爲也。

訓讀　仁は其中心欣然人を愛するを謂ふなり。其の人の福有るを喜びて、人の禍有るを惡むなり。心の已む能はざる所に生ずるなり。其報を求むるに非ざるなり。故に曰く、上仁は之れを爲して以て爲す無きなりと。

通釋　仁といへることは、心から喜んで人を愛することである。人が福を得れば之を喜び、人が禍に逢へば之を惡み、止むに已まれぬ心の要求から生ずるのだ。報酬を求むる心などは夢にも無い。故に老子は最上の仁なるものを解して、無爲を以て爲して居ると曰つて居る。

義者君臣上下之禮。父子貴賤之差也。知交朋友之接也。親疎內外之分也。臣事君宜。下懷上宜。子事父宜。賤敬貴宜。知交友朋之相助也宜。親者內而疎者外宜。義者謂其宜也。宜而爲之。故曰。上義爲之而有以爲也。

訓讀　義は君臣上下の禮、父子貴賤の差なり。知交朋友の接なり。親疎內外の分なり。臣の君に事

さらに無爲無思を務めて、强ひて虛を爲さうとするときは、其意常に虛を忘れない。それでは虛其物に執著して、之に左右される。元來虛といふことは、意思の純粹自由を意味する。然るに今は却て虛を爲さうとする其事に左右される。それでは始より虛では無いのである。眞實の意味の虛者の無爲なるものは、無爲は道であるなど〻さへ思惟して居ない。此の無爲を以て道とさへ爲さざる底に至つて始めて虛と謂ふべきである。既に虛であれば德が盛んになる、德の盛んなるを上德といふ。老子が上德は無爲にして爲さゞるなしと言つてるのは此事である。卽ち上德は無爲である。かるが故に其作用は非無爲である。

餘論 原文に忠ならんと欲すれば、釋文の晦澁を免かれず。釋文の明ならんことを欲すれば、原文に不忠なるを免かれない。讀者に寛容を乞ふの外はない。本文言はんと欲するところは、天の與ふる道を德といふ。人能く德を養つて、妄意妄動を敢てせずば、大我既に內に完全にして天眞自から外に流露し、體用倶に盛んなるものあるを言ふのである。蓋し修養の工夫として翫味するを要する。

仁者謂其中心欣然愛人也。其喜人之有福而惡人之有禍也。生心之所

きなりと。

【通釋】内に具はるを德といひ。外より得るを得といふ。上德は無爲を爲となし、無用を用となす。之に反して下德は有爲を爲となし、有用を用とする。老子の所謂上德は德とせずとは、無爲を以て有爲となさず、無用を以て有用となさざるを意味する。別言すれば、內神が外物に亂されざることであ る。內神が外物に亂さるゝことなければ、自我が完全である。自我の完全は卽ち德である。翻言すれば、德とは自我の完全である。故に德は無爲無欲にして集成され、不思不用にして安固たるものであ る。若し姿欲にして妄爲ならば、內神は常に外物に亂され、德は內に宿り得ない。德にして宿るなければ、則ち自我の完全が有り得ない。且又思慮し作用すれば、德は常に安固たるを得ない。德にして常に安固たる無ければ、自我の完成することは有り得ない。斯く德の完成せず卽ち自我の完全せざるものは、畢竟德を德とするに生ずる。別言すれば、內神が外物に亂されるからである。無爲無欲不思不用卽ち德を德とせざれば、全德が實現するのである。上德は德とせず、是を以て德ありと老子の言つてるのは此事である。

ところで、又彼の道術を知らない者は、故に無意無思を務め、強ひて虛を爲さうとする。併し、こと

也。今制於爲虚。是不虚也。虚者之無爲也。不以無爲爲有常不以無爲爲有常則虚。虚則德盛。德盛之謂上德。故曰。上德無爲而無不爲也。

訓讀 德は内なり、得は外なり。上德は德とせずとは、其の神外に淫せざるを言ふなり。神外に淫せざれば則ち身全し。身全き之れを德と謂ふ。德は身に得るなり。凡そ德は無爲を以て集り、無欲を以て成り、不思を以て安く、不用を以て固し。之れを爲し、之れを欲すれば則ち德舍無し。德舍無ければ則ち全からず、之れを用ひ之れを思へば則ち固からず。固からざれは則ち功無し。功無きは德とするに生ず。德とすれば則ち德無し。德とせざれば則ち有德に在り。故に曰く、上德は德とせず。是れを以て德ありと。無爲無思の虚たるを貴ぶ所以の者は、其意制する所無きを謂ふなり。夫の無術の者は故に無爲無思を以て虚と爲す。夫れ故に無爲無思を以て虚と爲す者は其の意常に虚を忘れず。是れ虚を爲すに制せらる。虚は其意制せらるゝ無き所を謂ふなり。今虚を爲すに制せらる、是れ虚ならざるなり。虚者の無爲たるや、無爲を以て有常と爲さず。無爲を以て有常と爲さざれば則ち虚なり。虚なれば則ち德盛なり。德盛なる之れを上德と謂ふ。故に曰く、上德は無爲にして爲さざる無

仁。失仁而後義。失義而後禮。夫禮者忠信之薄、而亂之首。前識者道之華、而愚之始。是以大丈夫處其厚、不處其薄。處其實、不處其華。故去彼取此。第三十八章

爲學日益、爲道日損。損之又損、以至於無爲。無爲而無不爲。取天下常以無事、及其有事、不足以取天下。第四十八章

德者內也。得者外也。上德不德言其神不淫於外也。神不淫於外則身全。身全之謂德。德者得身也。凡德者以無爲集、以無欲成、以不思安、以不用固。爲之欲之則德無舍。德無舍則不全。用之思之則不固。不固則無功。無功生於德。德則無德。不德則在有德。故曰、上德不德。是以有德。所以貴無爲無思爲虛者。謂其意無所制也。夫無術者。故以無爲無思爲虛也。夫故以無爲無思爲虛者。其意常不忘虛。是制於爲虛也。虛者謂其意所無制

ると、民は死力を盡す。民が死力を盡せば、軍隊が強く、人主が尊い。刑賞が明かでないと、民は功が無くとも賞を得んことを求め、罪があつても僥倖にも免かれんことを願ふ。さうなれば、軍隊が弱くなり、人主が卑くなる。故に公私の別は明かにしなくてはならず、法禁は明確にしなくてはならない。先王は能く此の道理を知つて居る。

【語釋】故先王賢佐盡力竭智（脱字でもあるらしく不明であるから解釋を省く。）

解老第二十

【敍說】本篇は、韓子が老子道德經五千言八十一章中の、或る一章又は數語數句を解釋したものである。本篇各章に於いて、其の講明せんとする老子の本文を掲げて讀者の參觀に便した。

○上德不德章。爲學日益章。

上德不レ德。是以有レ德。下德不レ失レ德、是以無レ德。上德無爲而無二以爲一、下德爲レ之而有二以爲一。上仁爲レ之而無二以爲一、上義爲レ之而有二以爲一。上禮爲レ之而無レ應、則攘レ臂而仍レ之。故失レ道而後德。失レ德而後

至夫臨難必死。盡智竭力。爲法爲之也。

訓読 夫の難に臨み、必ず死し、智を盡し、力を竭すに至りては、法の爲めに之を爲すなり。

通釋 然るに、臣が國難に臨んで、必ず死し、智を盡し、力を竭すのは、法の爲めにするのである。

故先王明賞以勸之。嚴刑以威之。賞刑明則民盡死。民盡死則兵彊主尊。刑賞不察則民無功求得。有罪而幸免。則兵弱主卑。故先王賢佐。盡力竭智。故曰。公私不可不明。法禁不可不審。先王知之矣。

訓読 故に先王賞を明にして以て之れを勸め、刑を嚴にして以て之れを威す。賞刑明なれば、則ち民死を盡す。民死を盡せば則ち兵彊く、主尊し。刑賞察ならざれば則ち民功無くして得るを求む。罪有りて免るゝを幸へば則ち兵弱く主卑し。故に先王の賢佐力を盡し、智を竭す、故に曰く、公私明ならざるべからず。法禁審ならざるべからず。先王之れを知ると。

通釋 故に古の聖王は賞を明にして之を勵まし、刑罰を嚴にして、之を威した。賞刑が明かであ

君以計畜臣。臣以計事君。君臣之交計也。害身而利國。臣弗爲也。害國而利臣。君不行也。臣之情。害身無利。君之情。害國無親。君臣也者。以計合者也。

訓讀 君計を以て臣を畜ひ、臣、計を以て君に事ふ。君臣交も計るなり。身を害して、國を利するは、臣爲さざるなり。國を害して臣を利するは、君行はざるなり。臣の情身を害する利無く、君の情國を害する親無し。君臣なる者は計を以て合ふ者なり。

通釋 君は利害の打算を以て臣下を養ひ、臣もまた利害の打算を以て君に事へて居る。即ち君臣互に打算的だ。自分の一身を害して國家のために利益を圖ることは臣下の爲さないところだ。其の反對に、國家を害して臣下のために利益を圖ることは、また人君の行はないところだ。臣の心では、身を害するのは損だと思ふし、君の心では、また國を害してまで臣を愛する必要がないと思つて居る。元來君と臣とは計算づくで相合うて居る者である。

國家が治る。故に公私の區別がある。

人臣有私心。有公義。修身潔白。而行公行正。居官無私。人臣之公義也。汚行從欲。安身利家。人臣之私心也。明主在上。則人臣去私心。行公義。亂主在上。則人臣去公義。行私心。故君臣異心。

訓譯　人臣には私心あり、公義有り。修身潔白にして公を行ひ正を行ひ、官に居て私無きは人臣の公義なり。行を汚し欲に從ひ、身を安んじ、家を利するは人臣の私心なり。明主上に在れば則ち人臣私心を去り、公義を行ふ。亂主上に在れば則ち人臣公義を去り私心を行ふ。故に君臣、心を異にす。

通釋　人臣には、私心があり、公義がある。品行端正廉潔にして、公正の行を爲し、官吏となつては私の行がないのは、人臣としての公義である。破廉耻の行をも敢てし、利慾を恣にし、一身の安穩一家の利便を計り、利己的なるは人臣の私心である。明主が上に在れば、人臣は私心を棄てゝ公義を行ふが、亂主が上に在れば、人臣は公義を棄て、私心を行ふ。それ故に、君と臣とは心の持ち方が違つて居る。

を防害するものである。今人臣、其私智を立てゝ法を非とするものが多いが、此の如き者は、邪智を以て智能となし、公法を踰えて、私智を立つる者であつて、卽ち人主を拘束せんとするものである。

明主之道必明於公私之分。明法制去私恩。夫令必行禁必止。人主之公義也。必行其私。信於朋友。不可爲賞勸。不可爲罰沮。人臣之私義也。私義行則亂。公義行則治。故公私有分。

【訓讀】明主の道は、必ず公私の分を明にし、法制に明にして、私恩を去る。夫れ令必ず行はれ、禁必ず止むは人主の公義なり、必ず其私を行ひ、朋友に信に、賞の爲めに勸む可からず、罰の爲めに沮む可からざるは、人臣の私義なり。私義行はるれば則ち亂れ、公義行はるれば則ち治まる。故に公私分あり。

【通釋】明主たるの道は、公私の區別を明にし、法律制度を明かにして、私恩を棄てるにある。令すれば行はれ、禁ずれば止むは、人主の公義である。之に反し、私を行ひ、朋友には信義を立て、賞罰などの爲めに動かないのは、人臣の私義である。私義が行はれると國家が亂れ、公義が行はれると、

訓讀　凡そ法を敗る人は、必ず詐を設け、物に託し、以て親を求め、又好んで天下の希に有る所を言ふ。此れ暴君亂主の惑ふ所以なり。人臣賢佐の侵さるゝ所以なり。故に人臣、伊尹管仲の功を稱すれば則ち法に背き、智を飾る資有り、比干子胥の忠にして殺さるゝを稱すれば、則ち疾彊諫辭あり。夫れ上賢明と稱し、下暴亂を稱し、以て類を取る可からず。是の若き者は、君の法を立て以て是れを爲すを禁ずるなり。今人臣、其私智を立て法を以て非と爲す者多し。邪を以て智と爲し、法を過ぎて智を立つ、此の如き者は主を禁ずるの道なり。

通釋　凡そ法を敗る人は、必ず詐欺手段を設け、事柄に假託して、人主の歡心を買ひ、其親を求めるものである。又好んで天下稀有の事實を言つて主徳を動かさうとするものである。此れ暴君亂主が惑はさるゝ譯で、人臣賢佐の侵さるゝところである。故に人臣が伊尹や管仲などの功績を稱することは法を敗り智を飾らんとする好手段となり。比干や子胥などの忠にして、殺されたことを稱することは、強く諫爭する爲めのよい口實となる。上は湯王武王などの賢明や、下は桀王紂王などの暴亂を說くことは、君を劫制して自己を防衛する好手段とならう、併し此等は先に言つた如く天下稀有の事實であつて、一般の類例となすべきことではない。此の如きは、君が法を立て、國是となさんとする

方には賄賂が盛んに行はれて、貨財が上に居る有力者に流れ込み、一方には辯舌に巧みなる者が用ひられる。是の如くにして、實功ある者が愈少くなり。姦奸の臣が愈ゝ進み、材能ある臣が愈ゝ退けば、主は惑うて行ふべきところを知らず。人民も徒に聚つて賴るべきところを知らなくなる。即ち君民共に途方に暮れる。此が法禁を廢し、功勞を後にし、評判などばかり高い人間を擧用し、妄りに人の請謁を聽くより生ずる失政である。

語釋 賣官於上取賞於下（賣官於下取賞於上を可とする說に從ふ。） ○明主使民飾於道之故（明主使民飾於法知通之故を可とする說に從つた。）

凡敗法之人。必設詐託物。以求親。又好言天下之所希有。此暴君亂主之所以惑也。人臣賢佐之所以侵也。故人臣稱伊尹管仲之功、則背法飾智有資。稱比干子胥之忠而見殺。則疾彊諫有辭。夫上稱賢明。下稱暴亂。不可以取類。若是者。禁君之立法以爲是也。今人臣多立其私智以法爲非者。以邪爲智。過法立智。如是者禁主之道也。

【訓讀】明主は民をして道の故を飾らしむ。故に佚して功あり。規を釋てゝ巧に任じ、法を釋てゝ智に任ずるは惑亂の道なり。亂主は民をして智に飾り。道の故を知らさらしむ。故に勞して功無し、法禁を釋てゝ請謁に聽き、羣臣官を上に賣り、賞を下に取る。是れを以て利、私家に在りて、威羣臣に在り。故に民力を盡し主に事ふるの心無く、而して務めて交を上に爲す。民上交を好めば則ち貨財上流して巧說者用ひらる。是の若くなれば功ある者は愈ゝ少し。姦臣愈ゝ進んで、材臣退けば、則ち主惑ひて行ふ所を知らず、民聚りて道る所を知らず。此れ法禁を廢し、功勞を後にし、名譽を擧げ請謁を聽くの失なり。

【通釋】明主は人民をして法を修め、道に關する先例を知らしめる。故に勞せずして功がある。圓を描くに規を棄てゝ人の器用に任かせるやうに、法を棄てゝ智能に任かせるのは、惑亂した仕方である。惑亂の主は人民を智能の上に修めしめ、道の先例を知らしめない。故に勞しても功が無い。法禁を棄てゝ顧みず、請謁を聽いて事を行ふに至ると、羣臣が賄賂を取つて官を下に賣り、功なくして賞を上に取ることゝなつて、其結果私家に利があつて、羣臣に威があることゝなる。さうなると、人民は骨折つて、主に事ふる心が無くなり。骨折らずに上羣臣に交際することを務めるやうになる。斯くて一

法を基本とする、本が治まれば名分も尊くなり、本が亂るれば名分が絶える。若し知能明通の人があつて用ひらるれば治道が行はれるが、若し知能明達の人が無ければ、用ひられるといふ筈もなく、治道が卽ち止むのである。智能は其人獨有のものであつて、他人に傳へ得べきもので無い。且法は萬誤り無きものなれども、智能は時に過誤なき能はざるものである。故に平を知るには、衡に懸け、圓を知るには規を設けるやうに、法に從ふは萬に缺失なき方法である。

明主使民飾於道之故。故佚而有功。釋規而任巧。釋法而任智。惑亂之道也。亂主使民飾於智。不知道之故。故勞而無功。釋法禁而聽請謁。羣臣賣官於上。取賞於下。是以利在私家。而威在羣臣。故民無盡力事主之心。而務爲交於上。民好上交。則貨財上流。而巧說者用。若是則有功者愈少。姦臣愈進。材臣退則主惑而不知所行。民聚而不知所道。此廢法禁後功勞。擧名譽聽請謁之失也。

則不得爲明。搖衡則不得爲正。法之謂也。故先王。以道爲常。以法爲本。本治者名尊。本亂者名絕。凡知能明通。有以則行。無以則止。故知能單道。不可傳於人。而道法萬全。智能多失。夫懸衡而知平。設規而知圓。萬全之道也。

訓讀　故に鏡清を執りて事無し。美惡從ひて比す。衡、正を執りて事無し。輕重從ひて載す。夫れ鏡を搖せば則ち明を爲すを得ず、衡を搖せば則ち正を爲すを得ず。法の謂なり。故に先王は道を以て常と爲し、法を以て本と爲す。本治まる者は名尊く、本亂るゝ者は名絕ゆ。凡そ智能明通、以るあれば則ち行はれ、以る無ければ則ち止む。故に智能は單道人に傳ふべからず。法に道れば萬全、智能は失多し。夫れ衡を懸けて平を知り、規を設けて圓を知る、萬全の道なり。

通釋　鏡は清明一點張で物の美醜が比較され、衡は正確一點張で物の輕重が裁斷される。鏡も搖がせば明を失ひ。衡も搖がせば正を失ふ。此譬は法のことを言つてるのだ。故に先王は道を常規と爲し、

昔者舜使吏決鴻水。先令有功。而舜殺之。禹朝諸侯會稽之上。防風之君後至。而禹斬之。以此觀之。先令者殺。後令者斬。則古者必貴如令矣。

訓讀 昔者、舜吏をして鴻水を決せしむ。令に先だちて功有り。舜之れを殺す。禹、諸侯を會稽の上に朝す。防風の君後れて至る。禹之れを斬る。此れを以て之れを觀るに、令に先だつ者も殺し、令に後るゝ者も斬る。則ち古は必ず令の如きを貴ぶ。

通釋 昔、舜役人に命じて、洪水を切り落さしめたことがある。其時或る役人が命令を受けない内に行つて功を立てた。舜は功は有つても、命を受けずに行うたを罪として之を殺した。禹はまた、諸大名を會稽山の上に召集した。其時防風といふ國の君が遲參した。禹は之を斬り殺した。此で見ると命令に先きだつ者も後れる者も殺されるのだ。則ち古は必ず命令通り行ふことを貴んだのである。

語釋 鴻（洪と同じ鴻水とは洪水のことをいふ。）

故鏡執清而無事。美惡從而比焉。衡執正而無事。輕重從而載焉。夫搖鏡

語曰。家有常業。雖飢不餓。國有常法。雖危不亡。夫舍常法而從私意。則臣下飾於智能。臣下飾於智能。則法禁不立矣。是妄意之道行。治國之道廢也。治國之道。去害法者。則不惑於智能。不矯於名譽矣。

訓讀 語に曰く、家に常業有れば飢うと雖も餓ゑず。國に常法あれば危しと雖も亡びずと。夫れ常法を舍てゝ私意に從はゞ則ち臣下智能を飾る。臣下智能を飾れば則ち法禁立たず。是れ妄意の道行はれ、治國の道廢するなり。治國の道、法を害する者を去れば則ち智能に惑はされず、名譽を矯られず。

通釋 語に、家業が定まつて居ると、凶年に逢つても餓死はしない、國法が定まつて居ると、危殆に臨んでも滅亡はしないと言つて居る。常法を棄てゝ、私意に任せたならば、臣下は智能を飾つて、人主を欺瞞することに務むるであらう。かくて、法律禁令は確立しなくなる。即ち亂脈な意見が行はるゝことゝなつて、法術を以て國を治むる道が廢たれるのだ。治國の道が立ち、法を妨くる者を除けば智能に惑はされることもなく、又名譽の爲めに欺かれることもなくなる。

ち兵弱く、地削られ、國鄰敵に制せらる。故に曰く、法を明にする者は彊く、法を慢にする者は弱しと。彊弱是の如く其れ明なり。而して世主爲さず。國亡ぶる宜なり。

通釋 魏が明に法を立て、制令に從つて政治を行ひ、命令が能く行はれた頃には、有功の者は賞せられ、有罪の者は誅せられ、强いことは、天下をも正し、威力は四鄰に行はれた。ところが法令を疎略にし、妄りに賞を行ふやうになつてから、領土は日に日に縮少することになつた。趙が國家の法律を明かにし、大軍隊を從へて居る頃には、人民も多く、軍隊も强くて、齊や燕の土地にまで領土を廣めたが、國律が疎慢になり、事を用ひる者が懦弱になつてからは、領土は日に日に削られた。燕が明に法を守り、官署の裁斷が愼重詳密であつた頃には、東の方では齊の地方を其縣となし、南の方では中山地方全部を其領土とした。ところが法を奉することが止み、官斷も弛み、左右相爭ひ、法令賞罰が下の者に論議せらるゝやうになつてからは、軍隊が弱く、土地は削られ、鄰國から左右されることになつた。故に法を明かにするものは强くなり、法を疎かにするものは弱くなると曰ふのである。强弱の道理が此程明瞭である。而るに世の人主は之を行はない、國の亡びるのは尤千萬なことである。

當魏之方明立辟從憲令行之時。有功者必賞。有罪者必誅。彊匡天下。威行四鄰。及法慢妄予。而國日削矣。當趙之方明國律從大軍之時。人衆兵彊。辟地齊燕。及國律慢。用者弱。而國日削矣。當燕之方明奉法。審官斷之時。東縣齊國。南盡中山之地。及奉法已亡。官斷不用。左右交爭。論從其下。則兵弱而地削。國制於鄰敵矣。故曰。明法者彊。慢法者弱。彊弱如是其明矣。而世主弗爲。國亡宜矣。

訓讀 魏の方に明かに辟を立て憲に從ひ、令行はるゝ時に當りて、功有る者は必ず賞し、罪有る者は必ず誅し、彊天下を匡し、威四隣に行はる、法慢に妄予するに及びて國日に削らる。趙の方に、國律を明にし、大軍を從ふの時に當りて、人衆く、兵彊く、地を齊燕に辟く、國律慢に用る者弱きに及びて、國日に削らる。燕の方に明に、法を奉じ、官斷を審にするの時に當りて東齊國を縣にし、南中山の地を盡す。法を奉ずる已に亡び、官斷用ひられず、左右交ゝ爭ひ、論其下に從に及びて、則

げて差し出した。子反は「よせ。是は酒ぢや」といふと。穀陽は、「イヤ酒では御座らぬ」といつた。子反は受けて飲んだ。子反といふ男は、元來酒好きである。甘いといふので、息をも繼がずに引つかけて、とうとう、醉つぱらつて寢て仕舞つた。恭王はもう一度戰はうとして相談せんがために、人を遣はして子反を召んだ。子反は胸が痛いからと言つて、辭退した。恭王は車に乘り往いて之を見舞つた。引幕の中に入つて酒の香を嗅ぎ、其儘引つ返して曰つた。「今日の戰に私は目に傷を負うた。恃みに思ふは、軍奉行である。然るに又あの有樣だ。是れ我國家を亡ぼし、我軍隊を恤へないものである。もう軍は罷めだ」と言つて、戰を罷めて歸り、子反を斬つて、懲戒處分にした。一體、豎穀陽の酒を進めたのは、何もことさらに、子反の爲めに惡しかれと計つた譯ではない。實に心から深切を盡さうとして、存外にも、殺す程のことになつたのである。卽ち此は小忠を行つて大忠を害したものである。眞箇の忠義深切ではない。それ故に曰く、小忠は大忠の賊なりと。若し小忠の者に法を司らせたならば、必ず罪人を殺すことであらう。罪人を赦して之を愛するといふのは、取りも直ほさず、人民と共に一時の安を偸むことである。而も其實人民を治むることに非常な妨害を與へる者である。

語釋 友豎穀陽（友の字無きをよしとする說に從つた。）　端（ことさらに。）

卮酒を奉じて之を進む。子反曰く、之れを去れ、此れ酒なりと。豎穀陽曰く、非なりと。子反受けて之れを飲む。子反人なり、酒を嗜む。之れを甘しとし、之れを口に絶つこと能はず、醉ひて臥す。恭王復戰はんと欲し事を謀る人をして子反を召さしむ。子反辭するに心疾を以てす。恭王駕して往きて之れを見る。幄中に入り、酒臭を聞きて還る。曰く、今日の戰、寡人の目親ら傷く。恃む所の者は司馬なり、司馬又此の如し。是れ荊國の社稷を亡ぼして吾が衆を恤ざるなり。寡人與に復戰ふ無しと。師を罷めて之れを去り、子反を斬りて、以て大戮と爲す。故に曰く、豎穀陽の酒を進むるや、以て端に子反を惡むに非ざるなり。實に心以て之を忠愛して適ゝ以て之れを殺すに足るのみ。此れ小忠を行ひて大忠を賊する者なり。故に曰く、小忠は大忠の賊なりと。若し小忠をして法を主らしめば則ち必ず將に罪を赦さんとす。罪を赦し以て相愛す、是れ下と安んずるなり。然り而して民を治むるを妨害する者なり。

【通釋】それ故に曰ふ。小知の者には事を謀らせてはならず、小忠の者には、法を司らせてはならないと。荊の恭王が晉の厲公と鄢陵に戰つた時、荊軍が敗れて恭王が矢に中つて目に傷を受けた。戰の眞最中に、荊の軍奉行の子反が、喉が乾いたので水を求めた。僕の穀陽は卮に酒を注ぎ、之を捧

反曰去之。此酒也。豎穀陽曰。非也。子反受而飲之。子反爲人嗜酒甘之不能絶之於口。醉而臥。恭王欲復戰。而謀事。使人召子反。子反辭以心疾。恭王駕而往視之。入幄中聞酒臭而還。曰。今日之戰。寡人目親傷。所恃者司馬。司馬又如此。是亡荊國之社稷。而不恤吾衆也。寡人無與復戰矣。罷師而去之。斬子反以爲大戮。故曰。豎穀陽之進酒也。非以端惡子反也。實心以忠愛之。而適足以殺之而已矣。此行小忠而賊大忠者也。故曰。小忠大忠之賊也。若使小忠主法。則必將赦罪。赦罪以相愛。是與下安矣。然而妨害於治民者也。

訓譯　故に曰く、小知には事を謀らしむ可からず。小忠には法を主らしむ可からずと。荊の恭王、晉の厲公と鄢陵に戰ひ、荊師敗れ、恭王傷く。酣戰のとき司馬子反渇して飲を求む。其友豎穀陽

らず。刑有るも以て禁ずるに足らず。則ち國大と雖も必ず危し。

通釋　人主が又臣下に對して過つて賞を與へ、人臣は又功勞なくして徒らに賞を受ける。又現在の法度を度外し、若し古先王の仁政を說く者があると、古の治功に明かな考だと思うて之に國政を任せる。臣故に曰ふ、是は古の功績を慕ひ、古ならば功を奏し得るも、今としては何等の役に立たぬ者に對し、賞を與へるものだ。是が即ち、主が過與し、臣が徒取するといふ譯である。かやうに、主が過予すれば、自然、臣は功無くして僥倖に賞を得ることゝなる。臣が功なきに、賞を得れば、功といふものは貴き價値がなくなる。のみならず功なき者も賞を受けることゝなる。財政が乏しくなつて、つまり、人民が懇望する。さうなると人民が力を盡さない。それ故に、過つて賞を用ゐるときは人民を失ひ、過つて刑を用ひるときは、人民が畏なくなる。かくて、賞も以て勸すに足らず、刑も以て禁ずるに足らなくならば、假令國が大きくとも、必ず危いことである。

故曰、小知不可使謀事。小忠不可使主法。荊恭王與秦厲公戰於鄢陵。荊師敗、恭王傷。酣戰而司馬子反渴而求飲。其友豎穀陽奉卮酒而進之。子

となることが出來ず。唐虞三代の盛と雖も强い譯にはいかないのだ。

人主又以過予。人臣又以徒取。舍法律而言先王。以明古之功者。上任之以國。臣故曰。是願古之功。以古之賞賞今之人也。主以是過予。而臣以此徒取矣。主過予。則臣偷幸。臣徒取則功不尊。無功者受賞。則材匱而民望。財匱而民望。則民不盡力矣。故用賞過者失民。用刑過者民不畏。有賞不足以勸。有刑不足以禁。則國雖大必危。

訓讀 人主又過予を以てし、人臣又徒取を以てし法律を舍てゝ先王を言へば、古の功を明にする者と以ひ、上之れに任ずるに國を以てす。臣故に曰く、是れ古の功を願ひ、古の賞を以て今の人を賞するなり。主是れを以て過予し、而して、臣此れを以て徒取す。主過予すれば則ち臣偷幸し、臣徒取すれば則ち功尊からず。功無き者賞を受くれば、則ち財匱しくして民望む。財匱しく民望めば、則ち民力を盡さず、故に賞を用ひて過つ者は民を失ひ、刑を用ひて過つ者は民畏れず。賞有るも以て勸むるに足

此皆不明其法禁。以治其國。恃外以滅其社稷者也。

〔訓讀〕此れ皆其法禁を明にし、以て其の國を治めず、外を恃みて以て其社稷を滅ぼす者なり。

〔通釋〕此皆法度禁制を明かにして、以て國を治むることを知らないで、外國を恃みにして遂に其國家を亡ぼす者である。

臣故曰。明於治之數。則國雖小富。賞罰敬信。民雖寡彊。賞罰無度。國雖大。兵弱者。地非其地。民非其民也。無地無民。堯舜不能以王。三代不能以彊。

〔訓讀〕臣故に曰く、治の數に明なれば、則ち國小と雖も富み、賞罰敬信なれば民寡と雖も彊く、賞罰度無く、國大と雖も、兵弱き者、地其地に非ず、民其民に非ざるなり。地無く民無ければ堯舜以て王たる能はず、三代以て彊き能はず。

〔通釋〕臣故に曰ふ、政治の理に明かであるなら、國が假令小さくとも富み、賞罰が愼重であれば人民の數が假令寡くとも強い、之に反し賞罰が亂雜で、國が大きくとも兵が弱いときは、其領土は最早其領土でなく人民は最早其人民ではないのである。領土がなく、人民がないならば堯舜の聖と雖も王

者不足以廣壤。而韓不見也。荊爲攻魏。而加兵許鄢。齊攻任扈。而削魏。不足以存鄭。而韓不知也。

訓讀 今は韓は國小にして大國を恃み、主慢にして秦魏に聽き、齊荊を恃みて用を爲し、小國愈〻亡ぶ、故に人を恃む者は以て壤を廣むるに足らず、而して韓見ざるなり。荊、爲めに魏を攻めて、兵を許鄢に加ふ、齊任扈を攻めて魏を削り、以て鄭を存するに足らず、而して韓知らざるなり。

通釋 今、韓は國が小さくて、大國を恃みとし、人主は怠慢にして、鬼神に吉凶を聽いて賴りとして居る。彼の大國たる齊荊を恃として之に使役せられ、元來の小さい國が愈〻削られる。故に他を恃とする者は領土を廣むることが出來ないものだ。然るに韓は此に氣が附かんで居る。彼の恃みとする荊が韓の爲めに魏を攻めて、兵を許鄢に加へた。齊をまた、任扈を攻めて、魏を削つたが、而かもいづれも、韓を存在せしむるには足らんのだ。然るに、韓は之に氣が附かんで居る。故に大國を恃みとしたり、鬼神に仕へたりすることは、全く駄目のことである。

語釋 秦魏（鬼神の誤りだといふ說に從つた。） ○小國愈亡（削國愈甚の誤とする說もあり要地の意味となす說もある。） ○鄭（當時韓の都である。）

語釋 大明（書の名。）

曹恃齊而不聽宋。齊攻荊而宋滅曹。荊恃吳而不聽齊。越伐吳而齊滅荊。許恃荊而不聽魏。荊攻宋而魏滅許。鄭恃魏而不聽韓。魏攻荊而韓滅鄭。

訓譯 曹、齊を恃みて宋に聽かず、齊、荊を攻めて、宋、曹を滅す。荊吳を恃みて齊に聽かず、越吳を伐ちて、齊、荊を滅す。許、荊を恃みて魏に聽かず、荊、宋を攻めて、魏、許を滅す。鄭、魏を恃みて韓に聽かず、魏、荊を攻めて韓鄭を滅す。

通釋 諸侯を恃みにすると國を危くする例を擧げると、曹は齊を恃として宋に屈しなかつたが、齊が荊を攻めるに乘じて、宋が曹を滅ぼした。荊は吳を恃として、齊に屈しなかつたが、越が吳を伐つに乘じて、齊が荊を滅ぼした。許は荊を恃として魏に屈しなかつたが、荊が宋を攻めるに乘じて、魏が許を滅ぼした。鄭は魏を恃として韓に屈しなかつたが、魏が荊を攻めるに乘じて韓が鄭を滅ぼした。故に他國を恃にすること危險千萬のことである。

今者韓國小而恃大國。主慢而聽秦魏恃齊荊爲用。而小國愈亡。故恃人

の威力が高まりしは彼の秦である。之に反し、羣臣が徒黨を結びて、正道を隱し私曲を行ひ、其結果として、領土が削られ君主の位置が降つたのは山東諸國である。本來、亂弱なる者の亡びるのは、人事の常であつて、治彊なる者の王者となるのは、是亦古來からの道である。

越王勾踐。恃大明之龜。與吳戰而不勝。身臣入宦於吳。反國弃龜。明法親民。以報吳。則夫差爲擒。故恃鬼神者慢於法。恃諸侯者危其國。

訓讀 越王勾踐大明の龜を恃み吳と戰ひて勝たず、身臣として吳に入宦し、國に反り龜を弃て、法を明にし民に親み以て吳に報ず則ち夫差擒となる、故に鬼神を恃む者は法に慢にし、諸侯を恃む者は其國を危うす。

通釋 越王勾踐は大明の龜を恃みにし、吳と戰つて敗れ、其身吳に入り事へた。その後國に歸りて龜を棄てゝ法を明かにし、人民に親しみて、遂に吳に復讎し、吳王の夫差は其の擒となつた。故に鬼神を恃みにするものは、法を疎にして敗亡の患を買ひ、諸侯の救援を恃みにするものは、其國を危くするものである。

〔通釋〕それ故に、龜筴鬼神は勝を決定するに足るものでなく、左右背鄕は戰を決定するに足るものでない。然るに之を恃みとする。此より大なる愚は無いのだ。

〔語釋〕背鄕（背は後、鄕は前）

古者、先王盡力於親民、加事於明法。彼法明則忠臣勸、罰必則邪臣止。忠勸邪止。而地廣主尊者秦是也。羣臣朋黨比周。以隱正道。行私曲。而地削主卑者山東是也。亂弱者亡。人之性也。治彊者王。古之道也。

〔訓讀〕古者、先王力を民に親むに盡し、事を法を明にするに加ふ。彼の法明なれば則ち忠臣勸み、罰必なれば則ち邪臣止む、忠勸め邪止みて地廣く主尊き者は秦是れなり、羣臣朋黨比周し、以て正道を隱し、私曲を行ひて地削られ、主卑き者は山東是れなり。亂弱なる者亡ぶるは人の性なり。治彊なる者王たるは古の道なり。

〔通釋〕むかし、先王は人民に親むために力を盡し、法を明かにするために事を行つた。法が明かなれば、忠臣は進んで働き、罰が必すれば、邪臣は退く。忠臣が勸み、邪臣が退き、領土が廣まり、君主

【訓讀】初時には、魏、數年東鄕し、攻めて陶衞を盡し、數年西鄕し以て其國を失ふ。此れ豐隆、五行、太乙、王相、攝提、六神、五括、天河、殷槍、歲星、數年西に在るに非ざるなり、又天缺、弧逆、刑星、熒惑、奎台、數年東に在るに非ざるなり。

【通釋】はじめ、魏は數年東に向ひ攻めて陶衞を略取し、又數年西に向つて秦と戰つて敗れ遂に國を失つた、此れ豐隆、五行、大乙、王相、攝提、六神、五括、天河、殷槍、歲星などいふ天文の上に於て吉とせらるゝものが數年間西にあつたでもなく、又天缺、弧逆、刑星、熒惑、奎台などいふ天文の上に於て凶とせらるものが數年間東にあつたでもない。

【餘論】豐隆以下天缺以下天體上の名詞は、詳にすることが難いし、又左程必要でなからうから解釋を省く。

故曰。龜筴鬼神。不足擧勝。左右背鄕。不足以專戰。然而恃之。愚莫大焉。

【訓讀】故に曰く、龜筴鬼神は擧勝つに足らず。左右背鄕は以て專ら戰ふに足らず。然り而して之を恃む。愚之れより大なるは莫し。

通釋　趙は又、占をして、北の方燕を伐ち因て之を劫かして、合從し以て秦を拒がんとした。占の現はれが大吉と出た。先づ手始に魏の大梁を攻めると、秦は其の虚を衝いて趙の上黨郡に兵を出した。又趙兵が燕の釐に至ると、趙の六城は秦に攻め落された、趙兵が燕の陽城に至ると秦は鄴を拔き、龐煖が兵を引き上げて南に引つ返すと、趙の堡城が盡く秦に拔れた、臣韓非はそれ故に曰ふ、趙の龜が遠方の燕の事を見ることが出來ないとしても、近い秦が趙を破るの凶は見ることが出來る筈だ、秦は占の大吉を以て領土を擴張して實利を得、其上燕を救ふといふ美名をも得て居る。然るに趙は同じく占の大吉を以て領土は削られ、兵は敗れ、悼襄王は憤懣の餘り終に死するに至つた。此また、秦の龜が靈驗があつて、趙の龜が虚僞を示すといふのではない。

語釋　彰（彰は鄣でとじる、とりで等をいふ。）

初時者。魏數年東鄉。攻盡陶衛。數年西鄉以失其國。此非豐隆。五行。太乙。王相。攝提。六神。五括。天河。殷槍。歲星數年在西也。又非天缺。弧逆。刑星。熒惑。奎台數年在東也。

語釋 鑿龜數筴（何れも古の方法で、鑿龜は龜の甲を灼き判斷するもの。數筴は筮の莖を數へて判斷するもの。）○劇辛（燕劇辛をして趙を伐たしむ、趙龐煖をして之を撃たしめ、燕軍二萬を取り劇辛を殺す。）○鄒衍（燕王の師となりし人、陰陽主運の說を述べ諸侯に顯はる。）○趙代（代については色々の說あれども、衍字とすべしとの說に從ふ。）○提衡（抗衡と同じで對等の力を有すること。）

趙又嘗鑿龜數筴。而北伐燕。將劫燕以逆秦。兆曰大吉。始攻大梁。而秦出上黨矣。兵至釐而六城拔矣。至陽城秦拔鄴矣。龐煖揄兵而南。則彰盡矣。臣故曰。趙龜雖無遠見於燕。且宜近見於秦。秦以其大吉。辟地有實。救燕有名。趙以其大吉。地削兵辱。主不得意而死。又非秦龜神而趙龜欺也。

訓讀 趙又嘗て龜を鑿り筴を數へ、北燕を伐ち、將に燕を劫して以て秦を逆へんす。兆大吉と曰ふ。始め大梁を攻む、而して秦、上黨に出づ、兵釐に至りて六城拔かる、陽城に至れば秦、鄴を拔く。龐煖兵を揄きて南すれば則ち彰盡く、臣故に曰く、趙龜燕に遠見無しと雖も、且宜しく秦に近見すべし、秦其大吉を以て地を辟きて實有り、燕を救ひて名あり。趙其大吉を以て地削られ、兵辱しめられ、主、意を得ずして死す。又秦の龜神にして趙の龜欺くに非ざるなり。

燕也。劇辛之事レ燕。無レ功而社稷危。鄒衍之事レ燕。無レ功而國道絕。趙代先得ニ意於燕ニ。後得ニ意於齊ニ。國亂節高。自以爲下與レ秦提衡上。非ニ趙龜神而燕龜欺一也。

訓讀　龜を鑿り、筴を數へ、兆大吉と曰ふ、而して以て燕を攻むる者は趙なり。龜を鑿り、筴を數へ、兆大吉と曰ふ、而して以て趙を攻むる者は燕なり。劇辛の燕に事ふるや、功無くして社稷危く、鄒衍の燕に事ふるや、功無くして國道絕ゆ。趙代先づ意を燕に得、後に意を齊に得、國亂れて高を飾り、自ら以爲らく秦と提衡すと。趙の龜神にして燕の龜欺くに非ざるなり。

通釋　龜の甲を灼き、筴を數へて、占が大吉と現はれたので、燕を攻めたのは趙だ。同じく占つて大吉と現はれたので、趙を攻めたのは燕だ、然るに、劇辛は燕の將となつて趙を伐つたが、功がなくして、國家が危くなり、鄒衍は燕に事へて重んぜられたが、此また功なくして、國家の治道が絕えた。一方、趙は先には燕を破り、後には齊を破り、國家の內情は亂れて居ても、尙ほ態度を高く飾り示して、自ら、强國秦と對等だと思つて居た。占が同じく大吉を現はれながら、一方は破れ、一方は勝つた、此は決して趙の龜が靈驗著しくして、燕の龜が人を欺くといふのではない。

長使。故鄒賈非載旅。狎習於亂。而容於治。故鄭人不能歸。

【訓讀】是れを以て愚戇、窳惰の民小費を苦しんで大利を失するなり。故に寅虎阿謗を受け、小變を輾め長便を失ふ。故に鄒賈、載旅に非ず、亂に狎習して、治に容る。故に鄭人歸る能はず。

【餘論】此部分は、文章に誤りがあるであらう。いかにも不明であるから、講說を附さないことにした。顧氏は、說商君云々以下の句例は、全く內儲說外儲說の經と同じいから、古くは此の下に內外儲說の傳の如きものがあつたのだが、今は佚したのであらうと曰うてゐる。いかにも、さうであらう。

飾邪第十九

【敍說】法術を以て臣下を御するにあらざれば、臣下は智能を飾つて私情を遂げ、國家の衰亡に至るべきを痛論したもので、多分韓子が韓王に上り、祖國の爲めに心血を灑ぎたる一篇であらう。

鑿龜數筴。兆曰大吉。而以攻燕者趙也。鑿龜數筴。兆曰大吉。而以攻趙者

訓讀　人主は明能く治を知り、嚴必ず之れを行ふ。故に民に拂ると雖も、必ず其治を立つ。

通釋　人主は、その明能く治なるものを知り、必ず治術を勵行する。故に假令人民の意思に逆らつても、治術を斷行して大平の治を成立せしめるのだ。

說在商君之內外。而鐵殳重盾而豫戒也。故郭偃之始治也。文公有官卒。管仲始治也。桓公有武車。戒民之備也。

訓讀　說は商君の內外に在り。而して鐵殳重盾にして豫め戒むるなり。故に郭偃の治を始むるや、文公に官卒有り。管仲の治を始むるや。桓公に武車有り。民の備を戒むるなり。

通釋　此の說は商鞅の著はした書の內外篇といふに書いてある。彼の商鞅が治を施すに當つては、鐵殳や重盾を以て豫め備へ戒めた。それ故、彼の郭偃が始めて治を施すに當つては、文公に兵卒が護衛に附き、管仲が始めて治を施すに當つては、桓公に戰車が護衛に附いたといはれる。皆人民の暴行に對する防備である。

是以愚戇窳惰之民。苦小費而失大利也。故夤虎受阿謗。而輾小變而失

布いたなら、湯王武王は王となることが出來ず。又彼の管仲が齊の制度を改革せず、郭偃が晉の制度を改革しなかつたなら、桓公文公が霸者となることが出來なかつたのだ。

凡人難變古者。憚易民之安也。夫不變古者。襲亂之迹。適民之心者。恣姦之行也。民愚而不知亂。上懦而不能更。是治之失也。

訓讀　凡そ人古を變ずるを難る者は民の安きを易ふるを憚るなり。夫れ古を變ぜざる者は亂の迹を襲ぎ、民の心に適する者は姦の行を恣にするなり。民愚にして亂を知らず、上懦にして更ふる能はず、是れ治の失なり。

通釋　凡そ、古制度を變ずるに憚るのは、人民が古制度に慣れ安んじ居るからである。併し古制度を變へぬといふことは、卽ち亡亂の迹を續ぐことであり、又人民の心に適ふやうに努むるのは、卽ち人民に姦惡の行をも自由にさせることである。人民は愚にして天下の亂るゝことを知らぬものだ。然るに人主も亦懦弱で制度を更革することが出來ぬとあつては、是れ政治の缺失である。

人主者明能知治。嚴必行之。故雖拂於民。必立其治。

【訓讀】治を知らざる者は必ず曰はん。古を變ずる無かれ、常を易ふる毋かれと。變と不變とは聖人聽かず。正治まるのみ。然らば則ち古の變ずる無き、常の易ふる毋き、常古の可と不可とに在り。

【通釋】抑、治術に暗き者は、必ず曰ふ「古制を變へてはならぬ、常法を易へてはならぬ」と。けれども變へるとか、變へぬとかは、聖人の問題にするところで無い。聖人は唯天下の治まるといふことのみを目的とする。それ故に、古制常法の變へる、變へぬは、古とか常とかいふ理由にあるのではなく、唯其制法が可であるか、不可であるかにあるのだ。

【語釋】正（は止の字の誤りだらうといふ說がある、それに從つた。）

伊尹毋レ變レ殷。太公毋レ變レ周。則湯武不レ王矣。管仲毋レ變レ齊。郭偃毋レ變レ晉。則桓文不レ覇矣。

【訓讀】伊尹殷を變ずる毋く、太公周を變ずる毋ければ、則ち湯武王たらず。管仲齊を變ずる毋く、郭偃、晉を變ずる毋ければ、則ち桓文覇たらず。

【通釋】彼の伊尹が夏の制度を改めないで、其儘殷に布き、太公が殷の制度を改めないで、其儘周に

實益を失ふものである。かくの如きは其功は小で、其の害は大なるものである。

凡功者其入多。其出少。乃可謂功。今大費無罪。而少得爲功。則人臣出大費而成小功。小功成而主亦有害。

訓讀 凡そ功は、其の入多く、其の出少し。乃ち功と謂ふべし。今大費罪無くして、少得功とならば、則ち人臣大費を出して小功を成さん、小功成つて主亦害有り。

通釋 總じて、功といふものは、其利得が多くて、其出費が少いものである。それでこそ始めて功と謂はれるのだ。然るに大なる費用を支出しても罪とはならず、少しばかりの利得があつても功となることならば、人臣たる者は、大なる費用を使つて、小なる功績を成すことにならう。扨て其小功の出來上つた時には、人主は既に損を受けることである。

不知治者必曰。無變古。毋易常。變與不變。聖人不聽。正治而已。然則古之無變。常之毋易。在常古之可與不可。

【通釋】人主が事を行はんとし、未だ其端末を明にせずして、早くも其實行せんとする意思を表明するときは、其事は利を得ずして、反つて害を得るに至らう。故に之を知る者は、總て事を擧ぐるに當つては、盲目なる利欲の念を去つて清明なる理性に從ふのである。一體、事を擧ぐるに其可否を決定する道がある、最少の勞費を以て最大の功果を得ることを標準とする是である。

【餘論】計其入多其出少者可爲也。此れ正しく所謂經濟主義の標語と符節を合するもの、而して韓子功利主義の尖鋒を露はしたものに外ならない。

惑主不然。計其入、不計其出。出雖倍其入、不知其害。則是名得而實亡。如此者、功小而害大矣。

【訓讀】惑主は然らず。其の入るを計りて、其の出づるを計らず。出、其の入に倍すと雖も其の害を知らず。則ち是れ名得て實亡ぶ。是の如き者は功小にして其害大なり。

【通釋】然るに惑うてる主は之とは反對に、其利得の方にのみ目が昏んで、其出費の多いのを念頭に置かず。出費が假令其收入に一倍もかゝつても、其損失であることを覺らない。則ち是は虛名を得て

人臣莫敢妄言矣。又不敢默然矣。言默則皆有責也。

訓讀　人主人臣をして言ふ者は、必ず其端を知り、以て其實を責め、言はざる者は必ず其取舍を問ひ、以て之れが資と爲さしむ。則ち人臣敢て妄言する莫く、又敢て默然たらず。言默則ち皆責有るなり。

通釋　人主は、臣下が意見を述べた時は、其趣旨を十分に突き止めて、其實效を責め。若し臣下が意見を述べない時は、必ず已に主張せられて居る意見を取るか取らないか贊否如何を問うて、其責任を負はしむる資料とする。さうすると、人臣は妄言を敢てする者もなければ、沈默を敢てする者もなくなる。かくて、言ふ者も言はぬ者も、いづれも責任あることになる。

人主欲爲事。不通其端末。而以明其欲有爲之意。者其爲不得利。必以害反。知此者任理去欲。擧事有道。計其入多其出少者可爲也。

訓讀　人主事を爲さんと欲し、其端末に通ぜず、而して以て其爲す有らんと欲するの意を明にする者は、其の爲、利を得ず。必ず害を以て反す。此を知る者は理に任じ欲を去り、事を擧ぐるに道有り、其の入多く、其の出少き者を計りて爲す可きなり。

〔通釋〕人に主たるの道は、人臣をして言へば言つただけの責任があり。又言はなければ言はないによつての責任があることを知らしめるを要する。

言無端末。辯無參驗者。此言之責也。

〔訓讀〕言に端末無く、辯に參驗無き者は此れ言の責なり。

〔通釋〕言ふところ、目論見と事功とが契合せず。辯ずるところ、色々と比較對照して見て符合せざるとき、即ち空言虚論を敢てするときは、此れ言つて責るのである。

以不言避責。持重位者。此不言之責也。

〔訓讀〕不言を以て責を避け、重位を持する者は此れ不言の責なり。

〔通釋〕沈默を守つて、言の責を避け、重位を失はないやうにしようとするのは、即ち言はさるの責任である。

人主使人臣言者。必知其端以責其實。不言者。必問其取舍。以爲之資。則

あり、有功の者は必ず賞せらる、ことゝすれば、群臣が言葉を飾つて主を昏ますことが無くなる。人主たる者の道は、前言が後に悖り、後言が前に悖る、即ち前後突き合はぬときは、假令功があつても必ず其罪に伏せしめる。之を下に任ずる法と謂ふ。人臣が人主のために事業を企て、而かも之を他から非難する者あるを恐れると、說を案出し言を造つて、前以て人主にかう告げるのだ。此事業を非難する者があるかも知れぬ。併しそれは嫉妬心より出づる者であると。人主は此言を胸中に藏め、群臣には意見を諮はない。群臣も亦此言を畏るゝから言ひ出す者が無い。斯の如く人主は群臣に諮はず、群臣も敢て議せずといふ此二つのことが行はれると、其成り行きは、忠誠の臣の言は用ゐられずして、評判のよい臣などばかりが信任されることゝなる。此が即ち言に壅がれると謂ふのである。言に壅がれるといふことは、取りも直さず臣に制せられるのである。

語釋　復（悖らざること。又喩の意味にも解せらる。）

主道者使人臣知有言之責。又有不言之責。

訓讀　主道は人臣をして言の責有り、又不言の責有るを知らしむ。

曰。議是事者。妬事者也。人主藏是言。不更聽羣臣。羣臣畏是言。不敢議事。二勢者用。則忠臣不聽。而譽臣獨任。如是者謂之壅於言。壅於言者制於臣矣。

訓読 其進んで言ふや少く、其退くや費多し。功有りと雖も、其の言を進むる信ならず。夫れ信ならざる者は罪有り。功有る者は必ず賞すれば則ち羣臣敢て言を飾りて以て主を惛ます莫し。主道は人臣をして前言後に復せず、後言前に復せざらしめば、事功有りと雖も、必ず其罪に伏す。之れを任下と謂ふ。人臣主の爲めに事を設けて、其非を恐るゝや、則ち先づ說を出し、言を設けて曰く、是の事を議する者は、事を妬む者なりと。人主是の言を藏して、更に羣臣に聽かず。羣臣是の言を畏れて、敢て事を議せず。二勢の者用ひらるれば則ち忠臣聽かれず、而して譽臣獨り任ず。是の如き者之れを言に壅せらると謂ふ。言に壅せらるゝ者は臣に制せらる。

通釋 人臣が人主に對し進言した時に、費用を少く言ひながら、退いて實施した結果、多額の費用を要した場合には、假令その功果は立派であつても、不信の罪は免れない。それ故、不信の者は罪が

制レ主也。如レ是者謂二之誘一。誘二於事一者。困二於患一。

訓讀 人臣易く事を言ふ者は、必ず資を索め、事を以て主を誣ふ。主誘はれて察せず、因りて之れを多とす。則ち是れ臣反つて事を以て主を制するなり。是の如き者之れを誘と謂ふ。事に誘はるゝ者は患に困しむ。

通釋 人臣の無造作に事を進言する者は、必ず何等かの手段を索め、或る事件を以て人主を欺く者である。人主、之に誘はれて察せず、因て之を賞讃して賢なりとする。是が即ち臣が反て事を以て主を制すといふのである。之を誘と名づくる。人主が事に誘はれると難儀に陷つて苦むに至る。

語釋 資（手段。上に舉げた三つのものとも見られ、黨與とも見られる。）

其進言少。其退費多。雖レ有レ功。其進レ言不レ信。夫不レ信者有レ罪。有レ功者必賞。則羣臣莫下敢飾レ言。以惛上レ主。主道者使下人臣前言不上レ復二於後一。後言不レ復二於前一。事雖レ有レ功。必伏二其罪一。謂二之任下一。人臣爲レ主設レ事而恐二其非一也。則先出レ說設レ言

有忠信。不得釋法而不禁。此之謂明法。

〔訓譯〕人主、人臣を使ふ、知能有りと雖も、法に背きて制を專にするを得ず、賢行有りと雖も、功を踰えて勞に先んずるを得ず。忠信有りと雖も、法を釋てゝ禁ぜざるを得ず。此れを之れ明法と謂ふ。

〔通釋〕人主、人臣を使ふに當つては、假令其者が知能があつても、法に背いて、制を專にすることを許してはならない。又假令其者が賢行があつても、他の功勞ある者に立ち踰えて先に進むことを許してはならない。又假令其者が忠信であらうとも、法を棄て置いて自由に働くことを許してはならない。此を法を明にするといふのである。

人主有誘於事者。有壅於言者。二者不可不察也。

〔訓譯〕人主事に誘はるゝ者有り。言に壅せらるゝ者有り、二者察せざるべからざるなり。

〔通釋〕一體、人主は事件によつて誘惑されることもあるし、又言葉によつて聰明を蔽はれることもある。事と言とは、注意しなくてはならぬ。

人臣易言事者。必案資以事誣主。主誘而不察。因而多之。則是臣反以事

制主也。如是者謂之誘。誘於事者。困於患。

訓讀 人臣易く事を言ふ者は、必ず資を索め、事を以て主を誣ふ。主誘はれて察せず、因りて之れを多とす。則ち是れ臣反つて事を以て主を制するなり。是の如き者之れを誘と謂ふ。事に誘はるゝ者は患に困しむ。

通釋 人臣の無造作に事を進言する者は、必ず何等かの手段を索め、或る事件を以て人主を欺く者である。人主、之に誘はれて察せず、因て之を賞讃して賢なりとする。是が即ち臣が反て事を以て主を制すといふのである。之を誘と名づくる。人主が事に誘はれると難儀に陷づて苦むに至る。

語釋 資（手段。上に擧げた三つのものとも見られ、黨與とも見られる。）

其進言少。其退費多。雖有功。其進言不信。夫不信者有罪。有功者必賞則羣臣莫敢飾言。以惛主。主道者使人臣前言不復於後。後言不復於前。事雖有功。必伏其罪。謂之任下。人臣爲主設事而恐其非也。則先出說設言

有忠信不得釋法而不禁。此之謂明法。

訓讀　人主、人臣を使ふ、知能有りと雖も、法に背きて制を專にするを得ず、賢行有りと雖も、功を踰えて勞に先んずるを得ず。忠信有りと雖も、法を釋てゝ禁ぜざるを得ず。此れを之れ明法と謂ふ。

通釋　人主、人臣を使ふに當つては、假令其者が知能があつても、法に背いて、制を專にすることを許してはならない。又假令其者が賢行があつても、他の功勞ある者に立ち踰えて先に進むことを許してはならない。又假令其者が忠信であらうとも、法を棄て置いて自由に働くことを許してはならない。此を法を明にするといふのである。

人主有誘於事者。有壅於言者。二者不可不察也。

訓讀　人主事に誘はるゝ者有り。言に壅せらるゝ者有り、二者察せざるべからざるなり。

通釋　一體、人主は事件によつて誘惑されることもあるし、又言葉によつて聰明を蔽はれることもある。事と言とは、注意しなくてはならぬ。

人臣易言事者。必索資以事誣主。主誘而不察。因而多之。則是臣反以事

【通釋】人主たる者法を棄てゝ、臣を以て臣を牽制するといふやうなことをすると、臣下の內相愛する者が比周して、互に譽め合ひ、相憎む者は各徒黨を組んで毀り合ふことゝなる。誹る者譽る者、迭に相爭ふ結果は、何れが眞で何れが僞か分からぬから、人主は惑ひ亂ることゝなる。

人臣者非名譽請謁無以進取。非背法專制無以爲威。非假於忠信無以不禁。三者惛主壞法之資也。

【訓讀】人臣たる者名譽請謁に非ざれば以て進取する無し。法に背き制を專にするに非れば以て威を爲す無し。忠信を假るに非ざれば以て禁ぜざる無し。三者は主を惛まし法を壞るの資なり。

【通釋】人臣としては、或は名譽を以てし或は請謁を以てするでなければ、昇進することが出來ない。法を犯し制令を擅にしなければ、威力を逞しうすることが出來ない。又忠信らしく見せ附けて信用を得なければ、何もかも禁ぜられて、思ふことが何も出來ない。そこで人臣はこの三つを巧に用ゐて、私曲を働くことゝなる。故に此三者は、人主を昏まし、法を破るの本源である。

人主使人臣。雖有知能。不得背法而專制。雖有賢行。不得踰功而先勞。雖

臣の信を得るに道無きなり。

〔通釋〕人主の過は、既に大臣に政務を委ねながら、而かも其專恣を抑へんがため、政務を委ねざる他の小臣と與に之に備へんとするに在る。一體、人主の斯くの如きことをする譯は、斯くすれば、大臣と小臣とが互に疾視して相牽制するといふにある。併しながら、斯くする結果は、人主は反つて此小臣のために制せらるることになる。斯くて今備へた者は、曩に備へられた者と同じものになつて仕舞ふのだ。もともと、法を明かにして大臣の威を制することが出來ずして、小臣の信を恃みにしようとしても、夫れは得べき筈が無い。

〔語釋〕人主之過在已任在臣矣（已は「すでに」であつて己「おのれ」で無いとする說に從ひ、在臣の在は衍字とする說に從ふ。）

人主釋法。而以臣備臣。則相愛者比周而相譽。相憎者朋黨而相非。非譽交爭則主惑亂矣。

〔訓讀〕人主法を釋てゝ臣を以て臣に備ふれば、則ち相愛する者比周して相譽め、相憎む者朋黨して相非り、非譽交々爭へば則ち主惑亂す。

南面第十八

敍説 南面は人君の位である。人君其位に在つて能く治術を行ふべきを説いたから、南面を以て篇名とした。

此篇には錯簡があるらしく、連絡に疑はしいところもあるが、姑く一通りの説明を試みた。

人主之過。在已任在臣矣。又必反與其所不任者備之。此其説必與其所任者爲讎。而主反制於其所不任者。今所與備人者。且曩之所備也。人主不能明法而以制大臣之威。無道得小臣之信也。

訓讀 人主の過は已に在臣に任じて、又必ず反つて其の任ぜざる所の者と之れに備ふるに在り。此れ其説必ず其の任ずる所の者と讎を爲す。而して主反つて其の任ぜざる所の者に制せらる。今與に人に備ふる所の者、且曩の備ふる所なり。人主法を明にして以て大臣の威を制する能はずんば、小

般論を構成するの誤りを覺らぬ者でもない。而も猶、此の極論を爲す所以の者は、人主を警醒せんとする彼が熱意と亂世に處する彼れの安全第一主義に由るものに外ならぬ。

腹心股肱の臣に全幅の信頼を置き、君臣水魚の交を結ぶといふも、君に人を見るの明有りての事で已にその明無くして徒らに明君の態度に倣はんとする程危險なるは無い。當時の君主が斯樣な危險を冒しつゝ、而も自ら知らずに居る樣を見て、韓子は默止するに堪へなかつたのである。

又彼は其の師の如く「人の性は惡なり」と簡單に片付ける者ではなかつた。現實の事象として、人間の醜惡なる點を多分に之を認めるけれども、亦善美清純なる點をも認めざるを得ない。かゝる人間界を治めて行くには、善人の道義心を信頼するやりかたでは失敗するは必定である。それよりも、惡人も惡を爲し得ざる方策に依るの萬全なるに如くはないと考へたのである。これだけの理解を有つて初めて「韓非子」を讀解し得ると思ふ。

「民、信無くんば立たず」とは孔子を俟つて初めて知るべきことでもあるまい。苟も人間ならば、子を疑ひ妻を信ぜずして一日も生きて居ることはできまい。韓子も人の子である以上、四六時中、疑懼嚴戒の生活に堪へ得ると思ふ者でもあるまい。

偏借其權勢。則上下易位矣。此言人臣之不可借權勢也。

訓讀　偏に其權勢を借せば則ち上下位を易ふ。此れ人臣の權勢を借すべからざるを言ふなり。

通釋　專ら權勢を臣下に借すと、君と臣との位置が顚倒する、此れ人臣に權勢を借してはならぬと言ふことである。

餘論　人間の醜惡なる一面を抉剔暴露せる章句は「韓非子」の各處に見る所で珍らしくはないが、本篇の如く極端なるは無い、之を讀む者、誰しも不快の念を禁じ得まい。韓子言ふ所の事實、たとひ事實であつても、決して人間性の全部ではない。然るに韓子が凡そ人間といふものは信ずるに足らぬとして論を進めて居る。是は人間性を冒瀆するものであり、吾人は之を讀んで先づ不快の感を催し、次いで人間性の爲に義憤を發するのは極めて自然なことである。儒者先生が「韓非子」を忌嫌憎惡するのも無理からぬことである。

然し韓子が此の極端論を敢てする所以の心術を理解してやらなければなるまい。余の見る所に依れば彼は其の師荀子の性惡論を無條件に信奉して立論して居るのでもなく、又限られた事例によりて一

て大姦を成し遂げる者は、皆尊貴の臣ばかりである。ところが、法令の備ふるところ、刑罰の行はるるところはいつも、卑賤の者にのみ及んで、重臣には及ばない。それだから、人民は絶望して、自己の難儀な狀況を哀訴するところが無い。

大臣比周。蔽上爲一。陰相善而陽相惡。以示無私。相爲耳目。以候主隙。人主擁蔽。無道得聞。有主名而無實。臣專法而行之。周天子是也。

【訓讀】大臣比周し、上を蔽ひて一と爲り、陰に相善くして陽に相惡み、以て私無きを示し、耳目を相爲して、以て主隙を候ふ。人主擁蔽聞くを得るに道無く、主名有て實無く、臣法を專らにして之れを行ふ。周の天子是れなり。

【通釋】大臣はグルになつて、人主の聰明を掩ひ、內實は相睦みながら、表面は、相惡み合ふやうな眞似をして、私のないことを示し、互に聞きしところ見しところを知らせ合うて、人主の隙を窺ふ。人主は又忠言も聽くに由なく、下情を知ることも出來ず、人主たるの名のみあつて、其の實が無く、臣下は法を自由に取り行ふ。彼の周の天下の如きは實に其例である。

てると、水が沸騰して却て火の上で水が盡きてしまふ。さうして火は盛んに水の下で焚え、水は火に勝つといふ普通の狀況を失つて仕舞ふ。扨彼の政治が姦邪を禁ずることの出來る事は、固よりのことで、水が火に勝つ道理よりも一層明かな筈である。けれども、法を守るべき臣下が、君と民との間を隔てゝ水火の場合のやうに釜鬲の行をしたならば、法が獨り人主の胸中に明かなばかりで、一向下に對して行はれないことゝなる。即ち水が火に勝つ所以を失ふやうに、姦を禁ずる所以を失つてしまふのだ。

上古之傳言。春秋所記。犯法爲逆。以成大姦者。未嘗不從尊貴之臣也。然而法令之所以備。刑罰之所以誅。常於卑賤。是以其民絕望。無所告愬。

【訓讀】上古の傳言、春秋記する所、法を犯し逆を爲し、以て大姦を成す者は未だ嘗て尊貴の臣に從はずんばあらざるなり。然り而して法令の備ふる所以、刑罰の誅する所以は常に卑賤に於てす。是を以て其民、望みを絕ち、告愬する所無し。

【通釋】大昔から傳へ言うて居るところや、春秋の記載するところによると、法律を犯し惡逆を爲し

ることが始まる。其の結果は人民を苦めて、貴人を富ましめ、權勢を人臣に借し與へることになる。此れ固より天下のため大なる利益で無い。それだから、徭役が少いと人民が安らかであり、人民が安らかであると、人臣に重い權力が無くなる。人臣に重い權力が無いと、取りも直さず權勢を行ずる者が無くなる。さうすれば恩德は獨り上に在ることになる。

語釋 徭役（賦役人民を土木建築などの人夫に使ふこと。）○復除（賦役を免ずること。）

今夫水之勝火亦明矣。然而釜鬲間之。水煎沸竭盡其上。而火得熾盛焚其下。水失其所以勝者矣。今夫治之禁姦。又明於此。然守法之臣。爲釜鬲之行。則法獨明於胸中而已。失其所以禁姦者矣。

訓讀 今夫れ水の火に勝つは亦明なり。然り而して釜鬲之を間すれば水煎沸して其上に竭盡し、火熾盛其下に焚ゆるを得、水其の勝つ所以の者を失ふ。今夫れ治の姦を禁ずる又此れより明なり。然れども守法の臣釜鬲の行を爲せば、則ち法獨り胸中に明なるのみ。其の姦を禁ずる所以の者を失ふ。

通釋 彼の水が火に勝ちて火を消すことの出來ることは明かな事實である。而かも釜や鼎が之を隔

赦されたりはしない。それだから、姦邪の者も私曲を行ふ餘地がない。

【語釋】不參之事（對照比較して調査せぬ事、物を取り合せて調べぬ事。）○內外（內は后妃夫人太子。外は大臣當路者。）○同異（他人の意見に雷同するは同。自己の意見を主張するは異。）○偶參伍之驗（偶は合であつて比較對照して其の結果を突き合せ見ること。）○衆端（事件の衆くの端端。衆人の言葉の端とも見られる。）

徭役多則民苦。民苦則權勢起。權勢起則復除重。復除重則貴人富。苦民以富貴人。起勢以藉人臣。非天下長利也。故曰。徭役少則民安。民安則下無重權。下無重權。則權勢滅。權勢滅。則德在上矣。

【訓讀】徭役多ければ則ち民苦しむ、民苦しめば則ち權勢起る。權勢起れば則ち復除重く、復除重ければ則ち貴人富む。民を苦しめ以て貴人を富まし、勢を起して以て人臣に藉すは、天下の長利に非ざるなり。故に曰く、徭役少なければ則ち民安く、民安ければ則ち下重權無く、下重權無ければ則ち權勢滅し、權勢滅すれば則ち德上に在りと。

【通釋】扨て人民を賦役に使ふことが多いと、人民が難儀する。人民が難儀すると之に乘じて、權勢家が起つ、權勢家が起つと、人民の爲めに、賦役を免除して自己の勢力を扶植し、且つ賄賂を收受す

以治衆。衆端以參觀。士無幸賞。賞無踰行。殺必當罪。有罪不赦。則姦邪無所容其私矣。

訓讀　是の故に明主は不參の事を擧げず。非常の食を食はず。遠聽して近視し、以て外内の失を審にし。同異の言を省み、以て朋黨の分を知り、參伍の驗を偶し、以て陳言の實を責め、後を執り以て前に應じ、法を按じ以て衆を治め、衆端以て參觀す、士に幸賞無く、賞に踰行無し、殺せば必ず罪に當り、罪有れば赦さず、則ち姦邪其私を容るゝ所無し。

通釋　それ故に、賢明なる主は、參驗して名と實とが、突き合はない事は行はない、普通でない食物は食はない。遠き事は耳で聽き、近き事は目で視て、外部卽ち朝廷の方や内部卽ち奥向やの過失を明察する。或は同意し或は反對するのを省みて、君子小人の黨派の區別を知り、臣下の進言は參較對照して、其實效を責める。後に出來上つた實跡を執つて、之を前に述べた言葉と合ふや否やを正し、法律に依つて衆人を治める、事件の衆くの端端を參へ觀て、賞罰を行ふが故に、僥倖に賞を受くる者も無く、又實際の成績に踰えた過分の賞も無い、死刑を行へば罪必ず之に當つて居り、罪あるものが

に過ぎない。それだから、后妃夫人太子などの徒黨が出來上ると、自然君の死ぬのを願ふことになるのだ。君が死なけりや、自分達の勢力が重くならんからで、君を憎むなどいふ感情からでは毛頭なく、君の死することが自分達に利益だからに外ならない。故に人主たる者は、自分の死ぬことを利益とする者に對し警戒しなければならない。

故日月暈圍於外。其賊在内。備其所憎。禍在所愛。

訓讀 故に日月外に暈圍すれば、其賊内に在り。其の憎む所に備ふれども、禍は愛する所に在り。

通釋 日月が暈といつて、俗にいふ傘を以て外部を圍んでも、日月を食ふといふ蝦蟇が却てその中に住んで居るといふやうに、人主が其憎んで居る人に對して備を怠らなくとも、禍は存外にも、其愛する人達にあるのだ。

是故明主不舉不參之事。不食非常之食。遠聽而近視。以審外内之失。省同異之言。以知朋黨之分。偶參伍之驗。以責陳言之實。執後以應前。按法

【訓讀】故に王良の馬を愛し、越王勾踐の人を愛するは戰と馳との爲めなり。醫の善く人の傷を吮ひ人の血を含むは、骨肉の親に非ざるなり。利の加ふる所なり。故に輿人輿を成せば則ち人の富貴を欲し、匠人棺を成せば則ち人の夭死を欲す。輿人仁にして匠人賊なるに非ざるなり。人貴からざれば則ち輿售れず、人死せざれば則ち棺買はれず、情人を憎むに非ざるなり、利人の死に在るなり。故に后妃夫人太子の黨成りて、君の死を欲するなり。君死せざれば則ち勢重からず。情君を憎むに非さるなり。利君の死に在るなり。故に人主以て心を已の死を利とする者に加へざるべからず。

【通釋】それ故、昔王良といふ御者が馬を愛したのも、越王勾踐が人を愛したのも、人を戰爭に働かせ、馬を馳逐せんが爲めである。醫者が善く人の傷を吮つてやつたり。人の血を口に含んだりするのも、決して親戚關係の親みからといふのではなく、患者から謝禮を受くるといふ實利があるからだ、同じ道理で、車を製造する者が車が出來上ると、人の富貴ならむことを願ひ、大工が、棺が出來上ると人の死ぬことを願ふ、此は何も輿人が慈悲に富み、匠人が殘酷だといふ譯ではない。人が富貴になつて吳れぬと自分の造つた車が賣れず。人が死んで吳れないと自分の造つた棺が賣れないからである。匠人だといつて、人を憎むなどいふ筈は決してなく、唯人の死ぬのが自分に取つて商賣になるといふ

【訓讀】故に桃左春秋に曰く、人主の疾死する者半に處る能はずと。人主知らざれば則ち亂資多し、故に曰く、君の死を利する者衆ければ則ち人主危しと。

【通釋】それ故に、桃左春秋といふ書物にも、人主の病氣で死ぬ者は、半數もあり得ないと言つて居る。人主たる者が氣が附かんで居ると、亂の起る原因が存外に多い。それだから、曰ふことだ、「君の死ぬのを利益とする者が多かつたら人主は危い」と。

【語釋】桃左春秋（書物の名、今詳にすることが出來ない。）

故王良愛馬。越王勾踐愛人。爲戰與馳。醫善吮人之傷。含人之血。非骨肉之親也。利所加也。故輿人成輿。則欲人之富貴。匠人成棺。則欲人之夭死也。非輿人仁而匠人賊也。人不貴則輿不售。人不死則棺不買。情非憎人也。利在人之死也。故后妃夫人太子之黨成而欲君之死也。君不死。則勢不重。情非憎君也。利在君之死也。故人主不可以不加心於利己死者。

唯母爲后、而子爲主。則令無不行。禁無不止。男女之樂。不減於先君。而擅萬乘不疑。此酖毒扼昧之所以用也。

〔訓讀〕唯母后と爲り而して子主と爲れば、則ち令行はれざる無く、禁止まざるなく、男女の樂み、先君に減ぜず。而も萬乘を擅にして疑はず、此れ酖毒扼昧の用ひらるゝ所以なり。

〔通釋〕唯母が太后となり、子がまた主となれば、自分が命令すれば行はれないことがなく、禁止すれば止まないことがない。而かも性慾は、先君在世の時より減ることの無い方法もあらう、其の上萬乘の大國の權威を自由に振り廻はして、何憚ることがないやうになる。此が則ち、其君を毒殺したり、絞殺したりすることの行はれる譯である。

〔語釋〕酖毒（鴆に通ず。鴆鳥。人其羽を浸した酒を飲めば死ぬといふ。）○扼昧（暗中で絞殺すること。）

故桃左春秋曰。人主之疾死者。不能處半。人主不知則亂多資。故曰。利君死者衆則人主危。

子疑不爲主。此后妃夫人之所以冀其君之死者也。

訓讀　何を以て其の然るを知るか、夫れ妻は骨肉の恩有るに非ざるなり、愛すれば則ち親しみ、愛せざれば則ち疎んず。語に曰く、其母好せらるゝ者は其子抱かると。然らば則ち其の之れが反を爲すや、其母惡まるゝ者は其子釋てらる、丈夫年五十にして好色未だ解らざるなり。婦人年三十にして美色衰ふ、衰美の婦人を以て好色の丈夫に事ふれば、則ち身疎賤せられ其の子主爲らざるを疑ふ、此れ后妃夫人の其の君の死を冀ふ所以の者なり。

通釋　どうして、さういふことを知るかといふに、抑も妻といふものは、血縁關係の恩誼がある譯ではない。愛せらるれば親しまれ、愛せられざれば疎まれるのだ。諺にも「母が好かれると子が抱かれる」といつて居る、さうすると其の反對は、母が嫌はれると、其子迄が棄てられることになる。元來男子は年が五十になつても性慾が衰へないのだが、女子は三十歳になると、美貌が衰へる、美色の衰へた女子が、好色の衰へない男子に事へるのだから、自然、其身は疎じ賤まれ、從て其子の跡相續が氣遣はれるのだ、此が后妃夫人が其君の死ぬのを冀ふ譯である。

夫以妻之近與子之親。而猶不可信。則其餘無可信者矣。

訓讀 夫れ妻の近と子の親とを以て猶ほ信ずべからず。則ち其餘は信ずべき者無し。

通釋 抑も、妻の如き最も自分に接近せる者、子の如き最も自分に親しき者でも、それでも、信用が出來ないからには、其他には信ずべき者が有らう筈が無い。

且萬乘之主。千乘之君。后妃夫人。適子爲太子者。或有欲其君之蚤死者。

訓讀 且つ萬乘の主、千乘の君、后妃夫人、適子の太子爲る者、或は其君の蚤死を欲する者有り。

通釋 のみならず、萬乘の大國の君にしても、千乘の小國の君にしても、其后妃夫人或は適子にして太子たる者が、其君の早く死なんことを希望することさへあるのだ。

何以知其然。夫妻者非有骨肉之恩也。愛則親。不愛則疏。語曰。其母好者。其子抱。然則其爲之反也。其母惡者其子釋。丈夫年五十。而好色未解也。婦人年三十。而美色衰矣。以衰美之婦人。事好色之丈夫。則身見疏賤。其

王に傅き主父を餓ゑしむ。

通釋 人主となつて、大に其子を信ずると、姦臣は之を利用して自分の私曲を成し遂げることが出來る。それだから、昔李兌は趙王に附いて、王の父たる武靈王を沙丘に餓死させた。

語釋 乘（因るなり手段としてとか、附け込んでなどいふこと。）○李兌云々（事實は史記に見ゆ。）

爲人主而大信其妻。則姦臣得乘其妻以成其私。故優施傅麗姫殺申生而立奚齊。

訓讀 人主となりて大に其の妻を信ずれば、則ち姦臣其妻に乘じ以て其私を成すを得。故に優施は麗姫に傅き、申生を殺して奚齊を立つ。

通釋 人主となつて、大に自分の妻を信ずると、姦臣は之を手段として、其私曲を成し遂げることが出來る、それだから、晉の獻公の愛した俳優施が、獻公の寵姫麗姫に附いて、太子申生を殺させ、麗姫の子奚齊を立てさせた。

語釋 優施云々（事實は國語に見ゆ。）

【訓讀】人臣の其君に於ける骨肉の親有るに非ざるなり、勢に縛せられて事へざるを得ざるなり。故に人臣爲る者は其君心を窺覘するや、須臾の休むこと無し。而して人主怠傲其上に處る。此れ世に君を劫かし、主を弑するある所以なり。

【通釋】人臣の君に對する關係は、父子兄弟といふやうな血緣關係のある譯ではない。其勢力に束縛されて、事へざるを得ないから、事へて居るのだ。それだから、人臣は、常に君の心中を窺ひ、其の好惡を知り貫いて之を利用しようとして、暫の間も止む時が無い、而るに、人主は、そんな事とは、御存知なく、怠け高ぶつて、彼等の君となつて居る、此が世間に人臣として、君を劫かし、主を弑する者が出る譯である。

【語釋】骨肉（親族。）○須臾（暫時。）

爲人主而大信其子。則姦臣得乘於子以成其私。故李兌傅趙王而餓主父。

【訓讀】人主と爲りて大に其子を信ずれば、則ち姦臣子に乘じ、以て其私を成すを得。故に李兌は趙

備內第十七

【敍說】本編は、人主の內憂を說き之に備ふべきを論じたものである。冒頭第一に人主の患は人を信ずるに在りと言つて居る。之を赤心を人の腹中に置くものと比べて何等の庭徑ぞや、而かも兩命題は倶に眞なるに於て、各世態の一面を道破せるものと謂ふべきであらうか。

人主之患。在於信人。信人則制於人。

【訓讀】人主の患は人を信ずるに在り。人を信ずれば則ち人に制せらる。

【通釋】人主の患は、人を信ずるにある。常に警戒を拂はないで、人を信用すると、却て人から制せらるゝやうになる。

人臣之於其君。非有骨肉之親也。縛於勢而不得不事也。故爲人臣者。窺覘其君心也。無須臾之休。而人主怠傲處其上。此世所以有劫君弑主也。

ふのである。

語釋　險言（第一に進んで其の罪惡を云ふこと。）○主言惡（第一に進んで其の罪惡を云ふこと。）

至於守司囹圄。禁制刑罰。人臣擅之。此謂刑劫。

訓讀　守司囹圄、禁制刑罰に至るまで人臣之れを擅にす。此れを刑劫と謂ふ。

通釋　裁判刑務禁令刑罰の事に至るまで、人臣之を勝手に行ふ、之を刑劫といふのである。

語釋　囹圄（獄牢）

三守不完。則三劫者起。三守完。則三劫者止。三劫止塞則王矣。

訓讀　三守完からされば則ち三劫の者起り、三守完ければ則ち三劫の者止む、三劫止塞せば則ち王たらん。

通釋　三守不完全であつたなら、三劫が起り。三守完全であつたなら、三劫が止む、三劫が止み塞がつたなら、王者となることが出來るであらう。

鬻寵擅權。矯外以勝內。險言禍福得失之形。以阿主之好惡。人主聽之。卑身輕國以資之。事敗。與主分其禍。而功成則臣獨專之。諸用事之人。一心同辭。以語其美。則主言惡者。必不信矣。此謂事劫。

訓讀 寵を鬻ぎ權を擅にし、外を矯り以て內に勝ち、禍福得失の形を險言し以て主の好惡に阿る。人主之れを聽き、身を卑くし、國を輕んじ以て之れに資す。事敗るれば主と其禍を分ち、功成れば則ち臣獨り之れを專にす、諸の用事の人心を一にし、辭を同じうし以て其美を語れば、則ち主として惡を言ふ者必ず信ぜられず。此れを事劫と謂ふ。

通釋 また大臣は恩寵を賣り、權柄を擅にし、外國の權力を矯り借りて、國內を壓伏し、禍福得失の情況を痛言して、人主の感情に阿り機嫌を取る。人主之を信用して、身を屈し、國を輕んじて、其外交策を資ける、若し事が失敗に終れば、人主にも責任を分ちて、己のみで禍を引受けず。事が成功すると自分だけ其の利益を受ける。政に參る者共が、彼に阿つて一緒になり、口を揃へて其の美點を語るから、假りに先に立つて、其の惡を言ふ者があつても、人君は之を信じない。之を事劫とい

らざるあらば、則ち國亡國と爲る。此を國に臣無しと謂ふ。國に臣無しとは豈郎中虛にして朝臣少からんや。羣臣祿を持し、交を養ひ、私道を行ひて公忠を致さず。此れを明劫と謂ふ。

【通釋】人臣たる者大臣の貴き身分に居り、外に對し賞罰與奪の國家機要の權柄を執つて、群臣を使役する手段と爲し、內外の事項皆自分を經ざれば行ふことを得ざらしめ、假令賢良の臣があつたとしても、之に逆らへば、必ず禍を來し、之に順へば、必ず福を來すのであるから、之を畏怖し之に阿附する。斯くて人主に忠義を盡し、國家を憂へて、利害を爭はうとするものが無くなる、人主が假令賢明であつても、自分單獨で國事を計ることが出來ず、人臣が亦君に忠義でなかつたなら、其國は亡國となる外はない、かういふのを國に臣なしといふのである。國に臣なしといふことは、侍御の臣が一人も居ないといふことでもなければ、朝廷に臣下が少ないといふ意味でも無い。群臣が只管祿位を守り、權臣などの交際を積み、私行を事として、公義を努めないといふことである。之が明劫と謂ふのである。

【語釋】郎中（侍御の臣。）

訓讀 凡そ劫に三有り。明劫あり、事劫あり、刑劫あり。

通釋 總じて、人主が人臣に劫されるのに、其種類が三つある。明劫、事劫、刑劫である。

語釋 明劫（朋劫の謬なりともいふ。）

人臣有大臣之尊。外操國要。以資羣臣。使外內之事非己不得行。雖有賢良。逆者必有禍。而順者必有福。然則羣臣莫敢忠主憂國。以爭社稷之利害。人主雖賢。不能獨計。而人臣有不敢忠主。則國爲亡國矣。此謂國無臣。國無臣者。豈郎中虛而朝臣少哉。羣臣持祿養交。行私道。而不效公忠。此謂明劫。

訓讀 人臣、大臣の尊を有し、外、國要を操り以て羣臣に資し、外內の事をして己に非ざれば行ふを得ざらしむ。賢良ありと雖も、逆ふ者は必ず禍あり。順ふ者は必ず福あり、然らば則ち羣臣敢て主に忠に、國を憂へ、以て社稷の利害を爭ふ莫し、人主賢と雖も獨り計る能はず。人臣敢て主に忠な

大臣。如是者侵。

【訓讀】自治の勞憚を惡み、羣臣をして用事に輻輳せしめ、因りて柄を傳へ籍を移し、殺生の機、奪予の要をして大臣に在らしむ、是の如き者は侵さる。

【通釋】人主が政治を親らすることの勞苦を厭うて爲さず。群臣が事を用ゐる者を中心にして之に集るやうになると、自然にして、政柄之に傳はり、重要文書も亦これに移つて、殺生奪與の緊要なる權力は、皆大臣の手に在ることになる。斯くて人主は必ず大臣の侵害を受くるに至るのだ。

【語釋】勞憚（勞苦）〇輻輳（人の多く聚り來るにいふ、輻の轂に輳るに譬ふ。）〇籍（文書）

此謂三守不完。三守不完則劫殺之徵也。

【訓讀】此れを三守完からずと謂ふ。三守完からざるは則ち劫殺の徵なり。

【通釋】以上害を漏したり、威福を獨り自ら爲し得なかつたり、固く權柄を握り居らなかつたりするのを、三守完からずといふ。此の三守完からざるは、劫殺を受けるの前兆である。

凡劫有三。有明劫有事劫有刑劫。

出來なくなる。それでは、正言行道の士は直接人主に進見することが出來ずして、忠義正直の士は日に日に疏遠になる譯である。

語釋 擧臣（擧は擧朝などいふ意味の擧。） ○能人（幸臣）

愛人不獨利也。待譽而後利之。憎人不獨害也。待非而後害之。然則人主無威而重在左右矣。

訓讀 人を愛する獨り利せざるなり、譽むるを待ちて後之れを利す。人を憎む獨り害せざるなり、非るを待ちて後之れを害す、然らば則ち人主威無くして重き左右に在り。

通釋 人を愛しても、自ら之を利することを爲し得ずして、近習能人の譽むるのを待つて、しかる後之に利を與へ、人を憎みても、自ら之を害することをなし得ずして、近習能人の誹るのを待つて、然る後之を害するやうであるならば、人主には威嚴といふものが無くなつて、權力が左右の者に在ることになる。

惡自治之勞憚。使羣臣輻輳用事。因傳柄移籍。使殺生之機。奪予之要在

通釋　人主に守るべき三つの重要事項がある。此三つの事項が、完全に守らるれば、其國が安全であるが、若し完全に守られなかつたならば、其國が危く從て人君の身も亦殆ふい。

何謂三守。人臣有議當途之失。用事之過。擧臣之情。人主不心藏而漏之近習能人。使人臣之欲有言者不敢不下適近習能人之心。而乃上以聞人主。然則端言直道之人。不得見而忠直日疏。

訓讀　何をか三守と謂ふ。人臣當塗の失、用事の過、擧臣の情を議するあり、人主心に藏せずして之れを近習能人に漏らし、人臣の言ふあらんと欲する者をして、敢て下近習能人の心に適して、而して乃ち上以て人主に聞せずんばあらさらしむ。然らば則ち端言直道の人、見るを得ずして、忠直日に疏し。

通釋　人臣が、當路の失策や、爲政者の過失や、一般臣下の內情などを人主に對して論議することがあつた場合に、人主が之を心中に秘め藏して置かずに、近侍の者や、幸臣に漏すときは、人臣の建白しようとするものは、先づ近侍幸臣に氣に入られてからでなければ、人主に對して建白することが

からず。

通釋 大諸侯が能く術を守り法を行つて、臣下を馭し、人民を治めたならば、亡徴を有する君に對し、風雨となつて之を折り之を壞つて、打ち亡ぼし、天下を幷有することは難儀な事でない。

餘論 亡徴、列擧すること四十有七、煩瑣の嫌ひがないでもないが、支那先秦時代内政外交の情狀、概見するに足るものがあり、歴史上の資料としても珍とすべきであらう。結末數十言、論じ得て剴切、文亦放膽跌宕、盍し名文字と稱するに足らう。

三守第十六

敍說 人君は三守を愼みて、三劫を避くべきを言つて居る。三守とは、言を守り、威福を守り、政柄を守ることであり。三劫とは明劫、事劫、刑劫である。

人主有三守。三守完則國安。三守不完則國危身殆。

訓讀 人主三守有り。三守完ければ則ち國安く、三守完からざれば則ち國危く身殆し。

すといふ論理も無い。或は王となり、或は亡びるの機は、必ず一方は治、一方は亂。一方は彊、一方は弱といふ違があるからである。

【語釋】踦（兩立しないとか、一高一低相違ふなどいふ意味である。）

木之折也。必通レ蠹。牆之壞也。必通レ隙。然木雖レ蠹無二疾風一不レ折。牆雖レ隙無二大雨一不レ壞。

【訓讀】木の折るゝや必ず蠹を通じ、牆の壞るゝや必ず隙を通ず。然れども木は蠹すと雖も疾風なければ折れず、牆は隙すと雖も大雨なければ壞れず。

【通釋】木の折れるのは必ず、蟲が食つて居るからであり、牆の壞れるのは、必ず、隙間が出來て居るからである。併し木は假令蟲が食つてあつても、疾風が吹かなければ折れないし、牆は假令隙間が出來てあつても、大雨が降らなければ、壞れはしない。

萬乘之主。有レ能服レ術。行レ法。以爲二亡徵之君風雨一者。其兼二天下一不レ難矣。

【訓讀】萬乘の主、能く術を服し、法を行ひ、以て亡徵の君の風雨たる者有らば、其天下を兼ぬる難

訓譯 公壻公孫民と門を同じうし、其の鄰に暴傲する者は亡ぶべきなり。

通釋 公婿公孫などが人民と同じ里に住居し、威光を笠に被て近隣に對し、亂暴を働き、傲り高ぶるならば其國は亡びるであらう。

語釋 門（門は閈で、里の門こと。同門は同里に同じ。）

亡徵者非レ曰二必亡一也。言二其可レ亡一也。

訓譯 亡徵とは必ず亡ぶと曰ふには非ざるなり。其の亡ぶべきを言ふなり。

通釋 以上述べ來たつた亡徵といふのは、亡ぶべき兆候を言ふのであつて、必ず亡びると言ふのでは無い、亡びるだらう、亡びる筈だといふのである。

夫兩堯不レ能二相王一。兩桀不レ能二相亡一。亡王之機。必其治亂。其彊弱相踦者也。

訓譯 夫れ兩堯相王たる能はず。兩桀相亡ぶる能はず、亡王の機、必ず其の治亂、其彊弱、相踦する者なり。

通釋 雙方ともに堯だから、兩人ともに王となるといふ道理も無く、雙方ともに桀だから、相亡ぼ

匿れ、功勞なき者は尊貴にして勞苦せる者は卑賤に居るやうであつては、下が怨む、下が怨む場合には、其の國亡びるであらう。

語釋　親臣（親は新の字に通ず。）

父兄大臣。祿秩過功。章服侵等。宮室供養大侈。而人主勿禁。則臣心無窮。臣心無窮者。可亡也。

訓讀　父兄大臣祿秩功に過ぎ、章服等を侵し、宮室供養大に侈る、而して人主禁ずる勿ければ、則ち臣心窮り無し、臣心窮り無き者は亡ぶべきなり。

通釋　宗族大臣の知行や官爵が其功勞に過ぎ、其制服が等級を越え、其家屋や生活狀態が非常に奢侈であつても、人君が之を禁止することとなければ、臣下は際限なく增長して、足るを知らざるに至るであらう。此の如き國は亡びるであらう。

語釋　祿秩（俸祿と官爵。）　○章服（衣冠などいふ等級相當の服裝。）

公壻公孫與民同門。暴傲其鄰者。可亡也。

【語釋】人主之孝（人君の孝は祖宗の天下を興隆する。）○匹夫之孝（平民の孝は冬溫夏凊にある。）○刑餘（刑罰によりて生殖器を取り去られたる者。宦者をいふ。）

辭辯而不法。心智而無術。主多能而不以法度從事者。可亡也。

【訓讀】辭辯にして法ならず、心智にして術無く、主多能にして法度を以て事に從はざる者は亡ぶべきなり。

【通釋】辯舌は巧みであつても、內容は法度に合はず。知識はあれども、治術なく、君が多能の結果却て法度に從つて事を行はざる時は亡びるであらう。

親臣進而故人退。不肖用事而賢良伏。無功貴而勞苦賤。如是則下怨。下怨者。可亡也。

【訓讀】親臣進んで故人退き、不肖事を用ゐて賢良伏し、無功貴くして勞苦賤し、是の如くなば則ち下怨む、下怨む者は亡ぶべきなり。

【通釋】新參者は進み用ひられて、故參者は退け用ゐられず、愚者は政事を行つて、賢良の臣は伏し

【訓譯】大利を見て趨かず、禍端を聞て備へず、爭守の事に淺薄にして、務めて仁義を以て自ら飾る者は亡ぶべきなり。

【通譯】大なる利益を見ても、進み取ることを爲さずして時を失ひ、禍の端緒となるべきことを聞いても、怠つて之が備へを爲さず。功戰守備の事には疎略にして、務めて仁義の虛名を博し、以て自ら修飾するものは亡びるであらう。

【語釋】禍端（禍の起る糸口。）

不レ爲ニ人主之孝一。而慕ニ匹夫之孝一。不レ顧ニ社稷之利一。而聽ニ主母之令一。女子用レ國。刑餘用レ事者。可レ亡也。

【訓譯】人主の孝を爲さずして匹夫の孝を慕ひ、社稷の利を顧みずして、主母の令を聽き、女子國を用ひ、刑餘、事を用ふる者は亡ぶべきなり。

【通譯】君たる者としての大孝を行はないで、賤しき身分の者の孝行の仕方を慕ひ、國家の利益を顧みないで、母夫人の命令を聽き、女が國事を行ひ、刑餘の宦者が政事に與るやうでは亡びるであらう。

が擧げ用ひられて、官職にありて功勞を立てた者は棄てられるやうであると、國が亡びるであらう。

語釋 馬府（幕府）　○世（子孫）

公家虛而大臣實。正戶貧而寄寓富。耕戰之士困。末作之民利者。可亡也。

訓譯 公家、虛くして大臣實ち、正戶貧くして寄寓富み、耕戰の士困しみて末作の民利なる者は亡ぶべきなり。

通釋 人主の財政は窮乏して、大臣の經濟は充足し、國籍を有する者は貧乏して、他國民の寄寓者は富み、平時は耕作し戰時は兵士と爲る者は困窮して、商人が利益を得るやうでは、其國が亡びるであらう。

語釋 正戶（貫屬の民。）

見大利而不趨。聞禍端而不備。淺薄於爭守之事。而務以仁義自飾者。可亡也。

いといふやうだと、内外不和を生じ、國は亡びるであらう。

語釋 典謁（謁者、取次役のこと。）

大臣甚貴。偏黨衆彊。壅塞主斷而重擅國者。可亡也。

訓讀 大臣甚だ貴く、偏黨衆彊、主斷を壅塞して重く國を擅にする者は亡ぶべきなり。

通釋 大臣の權力が強く、其の徒黨がまた多くて強く、君の裁斷を妨げ塞いで、其位置が重も過ぎ國政を自由にするやうでは、亡びるであらう。

私門之官用。馬府之世絀。郷曲之善擧。官職之勞廢。貴私行而賤公功者。可亡也。

訓讀 私門の官用ゐられて、馬府の世絀けられ、郷曲の善擧げられて、官職の勞廢せらる。私行を貴んで、公功を賤しむ者は亡ぶべきなり。

通釋 大臣其他貴族の家臣が擧げ用ゐられて、將帥の子孫は退けられ、郷黨に於て小善を爲せる者

語釋 徑爲（獨斷專行。） ○邊地（國境の地。）

后妻淫亂。主母畜穢。外內混通。男女無別。是謂兩主。兩主者可亡也。

訓讀 后妻淫亂主母畜穢、外內混通、男女別無し。是を兩主と請ふ。兩主なる者は亡ぶべきなり。

通釋 夫人が淫亂で、大夫人もまた汚行を敢てし、奥向の人と表方の人とは、濫に交通し、男女の禮もなきに至らば、是を兩主と謂つて、夫人の黨と、大夫人の黨とを生じ、二人の主人があるやうになる。さうなると亡びるであらう。

后妻卑而婢妾貴。太子卑而庶子尊。相室輕而典謁重。如此則內外乖。內外乖者。可亡也。

訓讀 后妻卑しくして婢妾貴く、太子卑くして庶子尊く、相室輕くして典謁重し、此の如くなれば則ち內外乖く、內外乖く者は亡ぶべきなり。

通釋 夫人が卑くて、妾が貴く、太子が卑くて、庶子が尊く、大臣が輕くて、謁者などが却つて重

藏怒而弗發。懸辠而弗誅。使羣臣陰憎而愈憂懼。而久未可知者。可亡也。

訓讀　怒を藏して發せず、辠を懸けて誅せず、羣臣をして陰に憎んで愈々憂懼せしめ、而も久しく未だ知るべからざる者は亡ぶべきなり。

通釋　怒を含んで表面に、顯はさず、犯罪を懸案として、即時に誅戮を加へず、群臣をして其の奸人を私に憎んで、愈憂懼せしめ、而かも久しく成り行きを不明にして置くならば、やがて禍が勃發して亡びるであらう。

出軍命將太重。邊地任守太尊。專制擅命。徑爲而無所請者。可亡也。

訓讀　軍を出し、將を命ずる太だ重く、邊地守に任ずる太だ尊く、制を專にし命を擅にし、徑に爲して請ふ所無き者は亡ぶべきなり。

通釋　軍隊を出動して、將軍を命ずるに、其委任すること甚だ重く、國境に守牧を置くに、權力を與ふること甚だ高く、自由に制令を行ひ、獨斷專行して、君主の指揮命令を待たざるやうなことであると、其の國は亡びるであらう。

也。

訓讀 貴臣相妬み、大臣隆盛、外、敵國を藉り、內、百姓を困しめ以て怨讎を攻め、而して人主誅せざる者は亡ぶべきなり。

通釋 高位の者が互に妬み合ひ、大臣の勢力が隆んで、外は敵國の威勢を借りて後援となし、內は人民を苦めて、自分の仇敵を攻める。而かも君主が之を誅殺しないならば、其國が亡びるであらう。

君不肖而側室賢。太子輕而庶子伉。官吏弱而人民桀。如此則國躁。國躁者。可亡也。

訓讀 君不肖にして側室賢、太子輕くして庶子伉し、官吏弱くして人民桀、此の如くなれば則ち國躁なり國躁なる者は亡ぶべきなり。

通釋 君は愚にして、庶子は賢に、世嗣は威嚴が無くて、庶子之に匹敵し、役人は弱くて、人民は却て傲悍であるならば騒がしくなる、さうなると、國は亡びるであらう。

語釋 側室（側室の子卽ち庶子を指して居る。）

攣褊而心急。輕疾而易動。發心悁忿而不訾前後者可亡也。

訓讀　攣褊にして心急に、輕疾にして動き易く、心を發する悁忿にして前後を訾らさる者は亡ぶべきなり。

通釋　心が狭くて性急、かるはづみで物事に動き易く、心が動くと躁急で怒り易く、前後の考も無いやうなのは、亡びるであらう。

語釋　攣褊（心狹く氣せはしいこと。）○悁忿（躁急で怒りぽいこと。）

主多怒而好用兵。簡本教而輕戰攻者。可亡也。

訓讀　主、怒多くして、好んで兵を用ゐ、本教を簡て、戰攻を輕んずる者は亡ぶべきなり。

通釋　君主が怒りぽくて、好んで戰爭を爲し、農業や敎練を疎かにして、輕々しく他と戰ひ他を攻むるものは、亡びるであらう。

語釋　本教（本とは農業のこと。敎とは錬兵のこと。）

貴臣相妬。大臣隆盛。外藉敵國。內困百姓。以攻怨讎。而人主弗誅者可亡

種類不壽。主數卽世。嬰兒爲君。大臣專制。樹羈旅以爲黨。數割地以待交者、可亡也。

〔訓讀〕種類壽ならず、主數々世に卽き、嬰兒君と爲り、大臣制を專にし、羈旅を樹てゝ以て黨を爲し、數々地を割き、以て交を待つ者は亡ぶべきなり。

〔通釋〕君主の一門が長命を保つなく、君は屢死亡して、幼稚の子が君となり、大臣政を專にし寄寓の他國人を擧用して徒黨を組み、幾度となく領土を割讓して、外交を恃む者は亡びるであらう。

〔語釋〕種類（宗族）○待交（外國との交際を保つ。或は恃の誤か。）

太子尊顯。徒屬衆彊。多大國之交。而威勢蚤具者。可亡也。

〔訓讀〕太子尊顯、徒屬衆彊。大國の交多くして、威勢蚤く具る者は亡ぶべきなり。

〔通釋〕太子が尊ばれて世に顯はれ、從屬する者が多くて强く、且大國との交際も多くあり、早くから威勢が具はつて居ると、國は亡びるであらう。

【通釋】大臣は輕視して重んぜず、一門の尊長には禮を加へず。人民には難儀をさせ、罪の無き者を殺すやうならば亡びるであらう。

好以智矯法。時以私雜公。法禁變易。號令數下者。可亡也。

【訓讀】好んで智を以て法を矯め、時に私を以て公に雜へ、法禁變易、號令數々下る者は亡ぶべきなり。

【通釋】好んで私智を以て法令の規定を曲げ、時とすると公事を行ふに私事を雜へ、法令禁制は朝令暮改定着なく、命令が幾度となく下つて適從するところを失ふやうでは、亡びるであらう。

地無固。城郭惡。無蓄積。財物寡。無守戰之備。而輕攻伐者。可亡也。

【訓讀】地に固無く、城郭惡しく、蓄積無く、財物寡く、守戰の備なく、而して輕々しく攻伐する者は亡ぶべきなり。

【通釋】土地には堅固な要害も無く、城郭も粗惡で、兵粮の貯もなければ、財用も少く、守るにしても戰ふにしても、何等の準備がない。それでも尚ほ輕卒に他を攻め伐つ者は亡びるであらう。

大臣兩重。父兄衆彊。內黨外援。以爭事勢者。可亡也。

訓讀 大臣兩重、父兄衆彊、內黨外援以て事勢を爭ふ者は亡ぶべきなり。

通釋 大臣が何れも勢力があり、一門の父兄が澤山あつて又勢力あり、其等が內では徒黨を組み、外は他國の應援を借りて、互に權勢を相爭ふやうならば亡びるであらう。

婢妾之言聽。愛玩之智用。外內悲惋而數行不法者。可亡也。

訓讀 婢妾の言聽かれ、愛玩の智用ゐられ、外內悲惋して數々不法を行ふ者は亡ぶべきなり。

通釋 內では婢妾の言ふことが用ゐられ、外では愛臣弄臣の智慧が用ゐられ、朝野慨嘆して居るのに之を察せず、不法な行を繰り返す時は亡びるであらう。

語釋 婢妾（愛妾などのこと。）○愛玩（佞幸の小臣などのこと。）○惋（怨み嘆くこと。）

簡侮大臣。無禮父兄。勞苦百姓。殺戮不辜者。可亡也。

訓讀 大臣を簡侮し、父兄に無禮し、百姓を勞苦し、不辜を殺戮する者は亡ぶべきなり。

【通釋】國君が逃亡し又は放逐されて他國に居り、本國では別に君を立てた、或は又太子が他國に人質となつてまだ歸らない、そして本國では君は更に他の子を太子に立てた。かういふ場合には、國中の人は向背を分つて二心を抱く。さういふ國は亡びるであらう。

【語釋】出君（他國に逃亡し或は放逐されし君。）○攜（二心を抱くこと。）

挫辱大臣。狎其身。刑戮小民。而逆其使。懷怒思恥。而專習則賊生。賊生者。可亡也。

【訓讀】大臣を挫辱し、其身に狎れ、小民を刑戮して、其の使を逆し、怒を懷き恥を思はしめ、而して專習すれば則ち賊生ず、賊生ずる者は亡ぶべきなり。

【通釋】大臣を折き辱しめながら、尙ほ狎れ近づけ、小民を刑罰して耻辱を與へながら之を虐使する。斯くて彼等をして心中に怒を抱き耻を思はしめる。然かも其をも考へずに、之を繰り返へすと、亂逆をなす者が生ずる。かうなると國は亡びるであらう。

【語釋】專習（意義確かならざれども、專ら行ひ繰り返すことなるべし。）

訓讀 太子已に置く、而して彊敵に娶り、以て后妻と爲せば則ち太子危し、是の如くにして則ち羣臣慮を易ふる者は亡ぶべきなり。

通釋 世嗣が置かれて後、强敵たる國から娶つて正夫人とすると、世嗣の地位が危くなる、さうなると群臣が心變して正夫人の黨となるものも出て來る。さういふ國は亡びるであらう。

怯懾而弱守。蚤見而心柔懦。知有可斷。而弗敢行者。可亡也。

訓讀 怯懾にして弱守、蚤見にして心柔懦、斷ずべき有るを知りて敢て行はざる者は亡ぶべきなり。

通釋 臆病無氣力で、國を堅固に守ることが出來ず。危險の徵候は早く見出しても、心が柔弱で、其處置を爲す能はず、凡て斷行すべきを知りながら決行し得ない。かういふ國は亡びるであらう。

語釋 蚤見（兆候を豫見する。）

出君在外。而國更置。質太子未反。而君易子。如是則國攜。國攜者可亡也。

訓讀 出君外に在り、而して國更に置く、質太子未だ反らずして、君、子を易ふ。是の如くなれば則ち國攜る、國攜るゝ者は亡ぶべきなり。

大心而無悔。國亂而自多。不料境內之資。而易其鄰敵者。可亡也。

訓讀 大心にして悔ゆるなく、國亂れて自ら多とし、境內の資を料らずして、其鄰敵を易る者は亡ぶべきなり。

通釋 放漫で、失敗しても悔ひることなく、國が亂れても、自ら智能ありとなし、國內の資力を考へないで、隣國なる敵を馬鹿にするやうでは、亡びるであらう。

語釋 大心（國法蔑なること。）

國小而不處卑。力少而不畏彊。無禮而侮大鄰。貪愎而拙交者。可亡也。

訓讀 國小にして卑きに處らず、力少にして彊を畏れず、無禮にして大鄰を侮り、貪愎にして交りに拙なる者は亡ぶべきなり。

通釋 國が小さいのに大國に對して讓ることをなさず。實力がないのに強敵を畏れず、無禮で強大な隣國を輕視し、貪慾剛腹で、外交に下手であつたら、亡びるであらう。

太子已置。而娶於彊敵。以爲后妻。則太子危。如是則羣臣易慮者。可亡也。

境内之傑不事。而求封外之士。不以功伐課試。而好以名問擧錯。羈旅起貴。以陵故常者。可亡也。

【訓讀】境内の傑を事とせずして封外の士を求め、功伐を以て課試せずして、好んで名問を以て擧錯し、羈旅起り貴く、以て故常を陵ぐ者は亡ぶべきなり。

【通釋】國内の人物を用ゐないで、他國人を用ゐ、功績を吟味しないで、評判だけで任免をなし、外來の者が高く用ゐられて、舊臣の上に居るやうでは、其國は亡びるであらう。

【語釋】擧錯（擧は登用すること。錯は用ゐぬこと。）　○名問（名譽）

輕其適正。庶子稱衡。太子未定而主卽世者。可亡也。

【訓讀】其適正を輕んじ、庶子稱衡し、太子未だ定まらずして、主、世に卽く者は亡ぶべきなり。

【通釋】嫡出の子を輕んじて、庶子が之と對等の地位に居り、世嗣がまだ決定しないのに君が死亡するやうでは、其國は亡びるであらう。

【語釋】稱衡（比敵さること。）

〔通釋〕同盟國を恃みにして、近隣の國を侮り、強い大きな國の救を頼みにして、隣國を輕んずるものは亡びるであらう。

〔語釋〕簡（侮ること。）　○所迫國（隣國なり。）

羈旅僑士。重帑在外。上閒謀計。下與民事者。可亡也。

〔訓讀〕羈旅僑士、重帑外に在り。上、謀計に閒り、下、民事に與る者は亡ぶべきなり。

〔通釋〕他國より來て寄寓して、財産や妻子を外國に留めて置く説客などが國家の謀議に參與し、民事にも關與するやうなら、其の國は亡びるであらう。

〔語釋〕僑（旅寓の士。）　○閒（與ること。）

民信其相。下不能其上。主愛信之。而弗能廢者。可亡也。

〔訓讀〕民其相を信じ、下其上に能からず、主之れを愛信して廢する能はざる者は亡ぶべきなり。

〔通釋〕人民が大臣に信頼して、其君に心服せず、然るに君は其大臣を愛し信じて之を廢すことが出來なかつたなら、自然權力が大臣に移ることになり。其國は亡びるであらう。

【訓讀】淺薄にして見易く漏泄して藏する無く、周密なる能はずして、羣臣の語を通ずる者は亡ぶべきなり。

【通釋】淺はかで其の心が見え透き、秘密にすべきことを漏して匿すことを知らず。注意周匝を缺いて、羣臣の言つたことを他の者に漏らすやうでは、國は亡びるであらう。

狼剛而不和。愎諫而好勝。不顧社稷而輕爲自信者。可亡也。

【訓讀】狼剛にして和せず、諫に愎りて勝つことを好み、社稷を顧みずして輕々しく爲して自ら信ずる者は亡ぶべきなり。

【通釋】剛愎で他と協調することなく。人から諫められると、逆らつて之に勝つことを好み。國家の事は何とも思はず、輕々しく事を行つて、徒に自らを信ずるものは亡びるであらう。

【語釋】狼（還ふこと。）○愎（戻ること。）

恃交援而簡近鄰。怙彊大之救而侮所迫之國者。可亡也。

【訓讀】交援を恃みて近隣を簡り、彊大の救を怙みて迫る所の國を侮る者は亡ぶべきなり。

【訓譯】饕貪にして厭く無く、利に近きて得るを好む者は亡ぶべきなり。

【通釋】慾が深くて足ることを知らず。利益になることに近づいて、得ることを好むものは亡びるであらう。

【語釋】饕は（甚だしく貪ること。）

喜淫刑而不周於法。好辯說而不求其用。濫於文麗而不顧其功者。可亡也。

【訓譯】淫刑を喜んで法に周ならず、辯說を好んで其用を求めず、文麗に濫して、其功を顧みざる者は亡ぶべきなり。

【通釋】濫に刑罰を施して、法令の適用に周到を缺き、辯論を好んで實用を意とせず、外面の文飾に溺れて、其の實效を顧慮せざる者は亡びるであらう。

【語釋】淫（「ミダリ」又は「スギル」などいふこと。）○周（詳密とか又合ふとかいふこと。）

淺薄而易見。漏泄而無藏。不能周密。而通群臣之語者。可亡也。

官職可以重求。爵祿可以貨得者。可亡也。

訓讀 官職は重を以て求むべく、爵祿は貨を以て得べき者は亡ぶべきなり。

通釋 官職は高官の人にたよつて求めることが出來、位や知行は財產を出せば得らるゝやうな國は亡びるであらう。

緩心而無成。柔茹而寡斷。好惡無決。而無所定立者。可亡也。

訓讀 緩心にして成る無く、柔茹にして斷寡く、好惡決する無くして、定立する所無き者は亡ぶべきなり。

通釋 兎角緩漫で、何事も成就せず。柔弱で決斷が少く、好き嫌ひに定まりが無く、確乎たる態度を有せざる者は亡びるであらう。

語釋 茹（柔なり。）

饕貪而無厭。近利而好得者。可亡也。

【通釋】宮殿高臺庭園などの土木建築を好み、車服や珍しき娯樂品などを集むることを務め、其等の爲めに、人民を使つて疲弊させ、財產を濫費する國は亡びるであらう。

【語釋】宮室（家のこと。）○臺榭（土を高く築き上げたるを臺といひ、臺の上に屋あるを榭といふ。）○陂池（陂は池の堤。池は貯水。）○煎靡（消費すること。）

用二時日一。事二鬼神一。信二卜筮一而好二祭祀一者。可レ亡也。

【訓讀】時日を用ゐ、鬼神に事へ、卜筮を信じて、祭祀を好む者は亡ぶべきなり。

【通釋】事を行ふに、吉日だの凶日だのと選み用ひ、淫祠邪神に事へ、「うらなひ」を信じ、祭を好み、其他迷信深き國は、亡びるであらう。

不下以二衆言一參中驗上。用二一人一爲二門戶一者。可レ亡也。

【訓讀】衆言を以て參驗せず、一人を用ゐて門戶と爲す者は亡ぶべきなり。

【通釋】多くの人の言を取つて、參較對照し以て其價値を定むる無く、唯一人を信用して、恰も家に入るものが、必ず門戶を通過するを要する如く、君の命令を傳ふるも、臣の建言を受けるも、皆此一人を經由するを要するやうであつたなら、其國は亡びるであらう。

通釋　法令禁制を等閑にして、智略を專一にし、領內を荒して、外交による救援を恃みとするやうでは、亡びるであらう。

語釋　荒封內（領內の土地を荒蕪にすること。）　○恃交援（交際與國の來援をたよりにすること。）

羣臣爲レ學。門子好レ辯。商賈外積。小民內困者。可レ亡也。

訓讀　羣臣學を爲し、門子辯を好み、商賈外積し、小民內に困む者は、亡ぶべきなり。

通釋　羣臣は學問を事とし、大夫の嫡子は辯說を好み、皆空論虛談を相爲して思想混亂し、商人は脫稅等の爲めに財產を隱匿し、ために國內の小民が難儀をする。さういふ國は亡びるであらう。

語釋　門子（大夫の嫡子。）　○商賈（商は行商のこと、賈は店持ちの商人。）　○外積（いろいろ說あれども、通釋の如く見るが良い。）　○內困（或る本には右伎として居る、右は尙ぶ伎は武器で右伎とは武藝を學ぶこと。）

好ニ宮室臺榭陂池。事ニ車服器玩好。罷ニ露百姓。煎ニ靡貨財ー者。可レ亡也。

訓讀　宮室臺榭陂池を好み、車服器玩好を事とし、百姓を罷露せしめ、貨財を煎靡する者は亡ぶべきなり。

亡徵第十五

【敍說】亡徵とは、國の亡びる兆候といふことで、此篇は人君が治術に暗くして、政法に意を留めず、國事を放擲して顧みざるときは、軈て亡ぶべき運命に在ることを述べ、其兆候として四十七箇條を列示し、人君たる者に警戒を與へたものである。

凡人主之國小而家大。權輕而臣重者。可亡也。

【訓讀】凡そ人主の國小にして家大に、權輕くして臣重き者は亡ぶべきなり。

【通釋】總じて、君の領地が小さくて、大夫の領地が大きく、君の權力が輕く弱くて、大夫の方が却て重く強いときには、軈て亡びるであらう。

【語釋】國・家（天子には天下といひ、諸侯には國といひ、大夫には家といふ。）〇權（君の權力をいふ。）

簡法禁而務謀慮。荒封內而恃交援者。可亡也。

【訓讀】法禁を簡て、謀慮を務め、封內を荒して交援を恃む者は亡ぶべきなり。

故厲雖癰腫疕瘍。上比於春秋。未至絞頸射股也。下比於近世。未至於飢死擢筋也。故刦殺死亡之君。此其心之憂懼。形之苦痛也。必甚於厲矣。由此觀之。雖厲憐王可也。

訓讀 故に厲は癰腫、疕瘍すと雖も、上、春秋に比するに、未だ絞頸射股に至らざるなり。下、近世に比するに、未だ飢死擢筋に至らざるなり。故に刦殺死亡の君、此れ其心の憂懼、形の苦痛や、必ず厲より甚し。此れに由りて之れを觀れば、厲、王を憐むと雖も可なり。

通釋 故に癩病患者は、身體腫れ上りて瘡などが出來て、洵に氣の毒な有樣ではあるが、之を上古春秋時代の例に比ぶれば、頸を絞められ、股を射られるに至らず、又、下近世の君主に比するに、まだ飢死したり、筋を引き擢かれたりするまでには至らない。故に刦殺死亡に遭へる君主は、其の心の憂懼といひ、肉體の苦痛といひ、必ず癩病患者よりも一層甚しいものであらう。して見れば世の諺に曰ふ如く、「癩病患者が國王を氣の毒に思ふ」といふも萬更理由の無いことでもない。

て崔氏に與へるからといふたが崔氏は許さない。そこで廟堂に於いて自刄せんことを請うたが聴き容れない。そこで公は北方の土牆を踰えて逃れようとしたが、賈擧は公を射て股に矢を中てた。公が土牆より墜落した處を崔氏の徒黨が戈を振つて公を斫り殺して了ひ、其の弟景公を立てた。

近世所見。李兌之用趙也。餓主父百日而死。淖齒之用齊也。擢湣王之筋懸之廟梁。宿昔而死。

訓讀　近世の見る所、李兌の趙を用うるや、主父を餓ゑしめ百日にして死せしむ。淖齒の齊を用うるや、湣王の筋を擢き、之れを廟梁に懸け、宿昔にして死せしむ。

通釋　近世に至りて見る所の例を擧げれば、李兌が趙の政權を握るや主父即ち武靈王を監禁して飢ゑしめ、百日にして死なした。又、淖齒が齊の權力を握つた時は湣王の筋を拔きとり、宗廟の梁にひきかけ、一夜を經て絶命せしめた。

語釋　近世（世を、一本に之を作るは誤、國策により改む。）

子之徒。乃以レ戈。斫レ公而死レ之。而立二其弟景公一。

【訓讀】故に春秋に之れを記して曰く、楚の王子圍、將に鄭に聘せんとす。未だ境を出でず、王の病むを聞いて反る。因りて入つて病を問ひ、其の冠纓を以て王を絞りて之れを殺し、遂に自立す。齊の崔杼、其の妻美にして莊公之れに通じ、數々崔氏の室に如く。公の往くに及び、崔子の徒、賈擧、崔子の徒を率ゐて公を攻む。公、室に入り、之れと國を分たんと請ふ。崔子許さず。廟に自刃せんことを請ふ。崔子又聽かず。公乃ち走りて北牆を踰ゆ。賈擧、公を射て其股に中つ、公墜つ。崔子の徒、乃ち戈を以て公を斫りて之を死して、其弟景公を立つ。

【通釋】故に春秋の記錄に曰く、楚の王子圍が國を代表して鄭に使せんとして未だ國境を出でないうちに、王の病氣の由を聞いて反つて來たが、其の機會に乘じ、病氣見舞に言よせて王の室に入り、其の冠の紐を以て王の頸を絞りて之を殺し、遂に自ら國王となつたと。又齊の崔杼は其の妻が美人であつたので、齊の莊公が之と通じ、數崔氏の室に通うた。そこで莊公が丁度崔氏の室に往つて居る機會に乘じて崔氏の家臣賈擧が崔氏の徒黨を率ゐて公を攻めた。公は室に逃げ込み、國を分割し

事を擅にし、斷を主つて、各々其私急を爲さんとす。而して父兄豪傑の士、人主の力を借り以て己を禁誅するを恐るゝなり。故に賢長を弑して幼弱を立て、正適を廢して不義を立つ。

〔通釋〕國君が其の臣下を統御すべき法術を心得て居ない時は、假令其の年齢長じ才能は美にして勝れて居つても、やはり大臣は勢力を得、國勢を勝手に行ひ、各自分の都合を計るであらう。そして君主の一族の長老や、豪傑の士が人主の力を借りて自分を禁誅するに至ることを恐れるが故に、賢明にして年長じた君を弑して、幼弱な君を立て、正適の世嗣を廢して、義として立つべからざる庶子の類を立て、實を握らうとするのである。

〔語釋〕正適（血統正しい嫡男をいふ—本に洒を的に作るは非。）

故春秋記之曰。楚王子圍將聘於鄭。未出境。聞王病而反。因入問病。以其冠纓。絞王而殺之。遂自立也。齊崔杼其妻美。而莊公通之。數如崔氏之室。及公往。崔子之徒賈擧。率崔子之徒而攻公。公入室。請與之分國。崔子不許。請自刃於廟。崔子又不聽。公乃走踰於北牆。賈擧射公中其股。公墜。崔

主言也。

訓読 諺に曰く、厲、王を憐むと。此れ不恭の言なり。然りと雖も、古へ虚諺無し。察せざるべからず。劫殺死亡の主の謂めに言ふなり。

通釋 世の諺に「癩病患者が國王を氣の毒に思ふ」とあり、此れ固より無禮千萬の言である。然し古へに虚僞の諺といふものは無いのだから、十分之を考察して見なければならない。即ち是は國王でありながら劫殺せられ死亡に至る者の爲に言つたものである。

語釋 厲（癩病のこと。） ○謂劫殺（謂は爲に通用。）

人主無法術以御其臣。雖長年而材美。大臣猶將得勢。擅事主斷而各爲其私急。而恐父兄豪傑之士。借人主之力。以禁誅於己也。故弒賢長而立幼弱。廢正適而立不義。

訓読 人主、法術以て其臣を御する無ければ、長年にして材美なりと雖も、大臣猶ほ將に勢を得、

不畏重誅。不利重賞。不可以罰禁也。不可以賞使也。此之謂無益之臣也。吾所少而去也。而世主之所多而求也。

訓讀　古、伯夷叔齊なる者有り。武王讓るに天下を以てして受けず。二人首陽の陵に餓死す。此の臣の若き者、重誅を畏れず。重賞を利とせず。罰を以て禁ずべからざるなり。賞を以て使ふべからざるなり。此れを之れ無益の臣と謂ふ。吾が少として去る所、而るに世主の多として求むる所なり。

通釋　古へ伯夷・叔齊といふ二人兄弟あり、周の武王が之に天下を讓つても、辭して受けず、兩人共首陽山に餓死した、此くの如き臣下は重い誅罰をも畏れず、重い賞與をも利とせず、從つて罰を以て其の言動を禁ずることもできず、賞を以て誘うて使役することもないのである。こんなのを無益の臣と謂ふのであり、吾が之を輕蔑して排斥する所である。而るに世の君主の尊重して之を得んと求むる所である。

語釋　武王讓以天下（伯夷・叔齊の兄弟が孤竹君の二子として各その宗國を讓り合へることは歷史に傳ふる所なるも武王が天下を讓らんとしたことは無い是は韓非の思ひ違ひであらうか。）

諺曰。厲憐王。此不恭之言也。雖然古無虚諺。不可不察也。謂劫殺死亡之

難の患を避けしむる能はず、下、其の衆を領御して以て其國を安んずる能はず。襄子の智伯を殺すに及んで、豫襄乃ち自ら黥劓し、其形容を敗り、以て智伯の爲めに襄子の仇を報ず、是れ形を殘ひ、身を殺し、以て人主の爲めにするの名ありと雖も、實は智伯に益すること秋毫の末の若きも無し。此れ吾の下とする所なり。而るに世主以て忠と爲して之れを高しとす。

【通釋】夫の晉の豫讓が智伯の臣となつた場合の如きは、上は主君智伯に說いて之をして法術度數の理を了解せしめて、禍難の患を避けしめることも能きず、下は其の民衆を統治して其の國を安ずることも亦能きず、いよ〳〵趙襄子が智伯を殺して了うてから後に、豫讓は自ら我が身に入れ墨を施し、鼻を切り落しなどして、其の肉體を損傷し、姿を變へて智伯の爲に趙襄子に復讎せんとした。是れは成る程、身體を損なひ、身を殺して君主の爲に忠を盡したといふ美名を得たとは謂ふものゝ、實は智伯の爲に秋毫の利益をも與へて居ない。此の點が余の彼を卑しむ所以である。而るに世の君主は彼れを忠義なりとして尊んで居る。

古有伯夷叔齊者。武王讓以天下而弗受。二人餓死首陽之陵。若此臣者。

外に敵國の患無く、內に亂臣の憂無し。長く天下を安んじて、名後世に垂る。所謂忠臣なり。

【通釋】殷の湯王は伊尹を任用し得たるが爲に、百里の小國より起つて直に天子となり、齊の桓公は管仲を用ひ得たるが爲に忽ちにして五霸の第一となり、諸侯を結合し天下を一統し、秦の孝公は商君を用ひ得たる爲に領土は廣く、兵は強くなつた。故に忠臣を有する國は、外に敵國の患無く、內に亂臣の憂無く、長く天下を安じて、名譽は後世に垂るゝに至るものである。かくてこそ所謂、眞の忠臣といふべきである。

若夫豫讓爲智伯臣也。上不能說人主使之明法術度數之理以避禍難之患。下不能領御其衆以安其國。及襄子之殺智伯也。豫讓乃自黥劓敗其形容。以爲智伯報襄子之仇。是雖有殘形殺身以爲人主之名。而實無益於智伯。若秋毫之末。此吾之所下也。而世主以爲忠而高之。

【語釋】夫の豫讓が智伯の臣たる若き、上、人主に說いて之れをして法術度數の理を明にし、以て禍

管仲は、やはり此の道を會得し居つたが故に、齊國はその力に依つて霸者の地位を得た。又商君も之を心得居り、秦はその商君の御蔭で彊國となつた。伊尹・管仲・商君の三人は皆、天下に霸王たるべき方法を心得、國を治め兵を彊くするの道理を察知して、一般凡俗の議論に迷はされず、其の時代の明君の御意に適へる場合には、一介布衣の身を以つて國家の大任を負ひ、直に卿相の地位に立つことを得たのであつた。又爲政者の位に立ち國を治めたる場合には、王を尊び領土を廣むるの實功を擧げた。此くの如き人をこそ貴ぶに足る臣下とは謂ふのである。

語釋 任布衣之士（民間布衣の士なるに拘らず任用せられる意味、語調をとゝのへる爲少し無理な用字法である。）○卿相之處（處義は處を名の誤りとなす、蒲坂氏は處をそのまゝ位の意に解す今後說に從つて置く。）

湯得伊尹。以百里之地。直爲天子。桓公得管仲。立爲五霸主。九合諸侯。一匡天下。孝公得商君。地以廣。兵以彊。故有忠臣者。外無敵國之患。內無亂臣之憂。長安天下。而名垂後世。所謂忠臣也。

訓讀 湯、伊尹を得、百里の地を以て直に天子と爲り、桓公、管仲を得、立ちどころに五霸の主と爲り、諸侯を九合し、天下を一匡す。孝公、商君を得、地以て廣く、兵以て彊し。故に忠臣有る者、

〔通釋〕國を治むるに法術賞罰を用ふるは恰も陸行するに犀車良馬の用意有るが如く、又水行するに輕舟便檝の用意有るが如きもので、之に乘るものは遂に其の功を成し得るのである。

伊尹得之湯以王。管仲得之齊以霸。商君得之秦以强。此三人者。皆明於霸王之術。察於治强之數。而不以牽於世俗之言。適當世明主之意。則有直任布衣之士。立爲卿相之處。處位治國。則有尊主廣地之實。此之謂足貴之臣。

〔訓讀〕伊尹之れを得、湯以て王たり。管仲之れを得、齊以て霸たり。商君之れを得、秦以て强し。此の三人は皆霸王の術に明にして、治强の數を察し、而して以て世俗の言に牽かれず。當世明主の意に適しては則ち直に布衣の士に任じ立ちどころに卿相の處と爲す有り。位に處り國を治めては則ち主を尊び地を廣むるの實有り。此れを之れ貴ぶに足るの臣と謂ふ。

〔通釋〕伊尹はこの法術賞罰の道を心得、殷の湯王はその伊尹の盡力によりて王者の地位を得た、

民を使ふに功勞によつて賞し、徒らに仁恩を施與しない。又、刑を嚴にし罰を重くして邪惡を禁止する方針であるから、人民を使ふに、罪に依りて誅を行ひ、むやみに愛惠を加へて赦免しない。かるが故に功無き者は賞與を斷念して望まず、罪有る者は罰を覺悟して萬一にも赦免せらるゝことを庶はない。抑も犀車に良馬をつけて之に乘れば、陸上に於て坂や險阻な處でも、物ともせずに進むことができるし、安全な船に乘り便利な機を使へば、水上に於いて江河の難所でも渡ることができる。それと同じく國を治むるにも、法術の理を運用して、重罰嚴誅を行へば、覇者や王者の功業を成すことができるのである。

語釋 不幸（まぐれさいはひをねがはぬこと。） ○犀車（犀甲で張った堅牢な車。）

治國之有法術賞罰。猶若陸行之有犀車良馬也。水行之有輕舟便機也。乘之者遂得其成。

訓讀 國を治むるの法術賞罰あるは猶ほ陸行の犀車良馬有り、水行の輕舟便機有るが若きなり。之れに乘る者は遂に其成るを得。

調に見える。）

故善爲主者。明賞設利以勸之。使民以功賞。而不以仁義賜。嚴刑重罰以禁之。使民以罪誅。而不以愛惠免。是以無功者不望。而有罪者不幸矣。託於犀車良馬之上。則可以陸犯阪阻之患。乘舟之安。持檝之利。則可以水絶江河之難。操法術之數。行重罰嚴誅。則可以致霸王之功。

【訓讀】故に善く主たる者は、賞を明にし、利を設け、以て之れを勸め、民を使ふに功賞を以てして、仁義を以て賜はず。刑を嚴にし、罰を重くし、以て之れを禁じ、民を使ふに罪誅を以てして、愛惠を以て免ぜず。是を以て功無き者は望まず、罪有る者は幸せず。犀車良馬の上に托すれば、則ち以て陸に阪阻の患を犯すべし。舟の安きに乘じ、檝の利を持すれば、則ち以て水に江河の難を絶つべし。法術の數を操り、重罰嚴誅を行へば、則ち以て霸王の功を致すべし。

【通釋】故に明君は、賞を明かにし、利を設け示して、人民を奬勵するやりかたであるからして、人

輕釋重罰嚴誅、行愛惠。而欲霸王之功。亦不可幾也。

訓讀　棰策の威、銜橛の備無ければ、造父と雖も、以て馬を服する能はず。規矩の法、繩墨の端無ければ王爾と雖も以て方圓を成す能はず。威嚴の勢、賞罰の法無ければ、堯舜と雖も以て治を爲す能はず、今、世主皆輕々しく重罰嚴誅を釋てゝ愛惠を行ひ、而して霸王の功を欲するも亦幾ふべからず。

通釋　馬を威すべき鞭も無く、馬を制すべき銜も無くては、御者の名人たる造父でも馬を服することはできない。又法に適つたコンパスと曲りがねも無く、曲直を正すべき墨繩も無い場合には、大工の名人といはれた王爾でも方圓の形を造ることができない。之と同様に、君主が國に臨んで威嚴を示すべき勢も、賞罰の法も無いならば、たとひ堯舜と雖も、國を治めることができない。然るに現代の君主たる者は皆輕々しく重罰嚴誅をすてゝ、愛惠の事を行ひ、而も自ら霸王たるの功を擧げようと思つたとて、是亦決して望まれないことである。

語釋　棰策（棰も策も馬鞭のこと。）　○銜橛（銜も橛も馬の口に含ませる橛を車の心木だとする說あるも採らず。くつわのこと。）　○造父（周の穆王の臣御者の名人。）　○王爾（古の大工の名人、淮南本經

設其所惡。以防其姦。是以國安而暴亂不起。吾以是明仁義愛惠之不足用。而嚴刑重罰之可以治國也。

訓讀 夫れ嚴刑は民の畏るゝ所なり。重罰は民の惡む所なり。故に聖人、其畏るゝ所を陳し、以て其衺を禁じ、其惡む所を設け以て其姦を防ぐ。是を以て國安くして、暴亂起らず。吾是れを以て仁義愛惠の用ふるに足らずして、嚴刑重罰の以て國を治むべきを明にするなり。

通釋 抑も嚴刑は民の畏れる所であり、重罰は民の嫌がる所である。故に聖人は民の畏れる嚴刑を示して、其の邪惡を禁じ、民の嫌がる重罰を設けて姦計を妨げるのである。それで國家安泰で暴亂は起らぬ。以上の理由で、自分は仁義愛惠なるものゝ政治上役に立たず、嚴刑重罰こそ以て國を治むるに足るものなるを知るのである。

無棰策之威。銜橛之備。雖造父不能以服馬。無規矩之法。繩墨之端。雖王爾不能以成方圓。無威嚴之勢。賞罰之法。雖堯舜不能以成治。今世主皆

之を結構なものと思ひ、其の實際を見屆けない。その結果、禍の大なる者は國亡び身殺されるに至り、禍の小なる者も領土削られ君の勢力を失ふに至るのである、其の理由如何といふに、抑も貧困者に財物を施與することが世の所謂仁義であり、百姓を憐れみ誅罰するに忍びぬことが、世の所謂惠愛である。

一體、貧困者に施與すれば、國家に功勞無き者が賞を得るが如き形となり、誅罰するに忍びなければ亂暴者がつけ上つて其の亂行を止めない。國中に、功無くして賞を得る者が有るときは、民は外に對して敵と戰ひ首を斬ることを務めなくなり、內に於いては農耕等の勞働に努力しなくなつて、何れも只賄賂をつかつては一身の富貴を計り、人氣取りの善行を爲しては空名を博し、以て尊官厚俸を取らうとする。此の故に姦い利己主義の臣が愈々多くなる、暴亂の徒輩が勝を占めることゝなる。是では亡國を待つより外はない。

語釋 世之學術者（術の字は衍であらう。）○力田疾作（力田はつとめて耕すこと、疾作は敏捷に働くこと。）

夫嚴刑者民之所畏也。重罰者民之所惡也。故聖人陳其所畏以禁其邪。

事富貴。爲私善。立名譽。以取尊官厚俸。故姦私之臣愈衆。而暴亂之徒愈勝。不亡何待。

訓讀　世の學術の者、人主に說くに、威嚴の勢に乘じて以て姦衺の臣を困しむるを曰はず、皆仁義惠愛のみと謂ふ。世主仁義の名を美として其實を察せず、是を以て大なる者は、國亡び、身死し、小なる者は地削られ、主卑し。何を以て之れを明にするか。夫れ貧困に施與する者は此れ世の所謂仁義にして、百姓を哀憐し誅罰に忍びざる者、此れ世の所謂惠愛なり。夫れ貧困に施與すれば、則ち功無き者賞を得、誅罰に忍びざれば、則ち暴亂する者止まず。國功無くして賞を得る者有らば、則ち民は、外、敵に當り首を斬るを務めずして、內、力田疾作を急にせず。皆貨財を行ひて、富貴を事とし、私善を爲して、名譽を立て、以て尊官厚俸を取らんと欲す。故に姦私の臣愈々衆くして、暴亂の徒愈々勝つ。亡びずして何をか待たん。

通釋　世の所謂學者が人君に說く場合には、君の威嚴の勢に乘じて姦邪の臣を惱ます法治主義を說かずして、皆、唯仁義惠愛を以て臣民に臨むべしと說く。世の人君は其の仁義の美名に迷はされて

人臣爲るは、固より左右姦臣の害とする所、明主に非ざれば聽く能はざるなり。

通釋 凡そ人臣たる者は勝手なもので、罪を犯しても固より誅せらるゝを欲せず、功無き者も皆爵位を受けて世に顯はれようと欲する。然るに聖人が國を治むるに當つては、賞は功無き者に與へず、誅罰は必ず罪有る者に行はれる「やりかた」である。然らば則ち、此の聖人の治を致さんとする法術者が臣下として採用されることは、固より君の左右に事へる姦臣共の災として嫌ふ所である、よほどの明君でない限りは姦臣共の反對を押し退けて法術の士の言を聽くことはできない次第である。

世之學術者說人主。不曰乘威嚴之勢。以困姦衺之臣。而皆謂仁義惠愛而已矣。世主美仁義之名。而不察其實。是以大者國亡身死。小者地削主卑。何以明之。夫施與貧困者。此世之所謂仁義。哀憐百姓。不忍誅罰者。此世之所謂惠愛也。夫施與貧困。則無功者得賞。不忍誅罰。則暴亂者不止。國有無功得賞者。則民外不務當敵斬首。內不急力田疾作。皆欲行貨財。

父子の親有るに非ざるなり。而して羣臣の毀言、特に一妾の口のみに非ざるなり。何ぞ夫の聖賢の戮死を怪まんや。此れ商君の秦に車裂せらるゝ所以にして呉起の楚に枝解せらるゝ所以の者なり。

通釋 この例に出つて考ふるに、父子の仲ですら、毀りを以て之を隔てゝ殺し合はせることが出來る。然るに君臣の關係は父子の親しさが有るわけではない。そして羣臣の毀言の力は唯に一婦人の口舌の力の比ではないのであるから、夫の聖賢の人でも讒言によりて誅戮せらるゝに至るのも別に不思議ではない。此れ、商君が秦に於いて車裂せられたる理由であり、呉起が楚の國で手足を切斷せられた理由でもある。

凡人臣者。有罪固不欲誅。無功者皆欲尊顯。而聖人之治國也。賞不加於無功。而誅必行於有罪者也。然則有術數者之爲人臣也。固左右姦臣之所害。非明主弗能聽也。

訓讀 凡そ人臣たる者、罪有るも固より誅せらるゝを欲せず。功無き者皆尊顯を欲す。而して聖人の國を治むるや、賞は功無きに加へず、誅は必ず罪有る者に行はるゝなり。然らば則ち術數有る者の

通釋 妾余は又正妻の子甲を殺して自分の子を春申君の相續人と爲したく思ひ、一計を運らし、自ら自分の下着の裏を裂き、それを君に示して泣いて曰く「妾が君の御寵愛を受けて居りますことは日久しいことで、甲の之を知らぬわけはない、然るに今强ひて余に戯れようとなさるので、余は之を爭ひ、こんなに余の衣を裂くに至りました。此の子の不孝、之より大いなるは無いと思ひます」と。そこで君は怒つて甲を殺した。それ故、正妻は妾余の詐りの爲に追ひ出され、子は又その爲に殺された次第である。

語釋 親身衣（したぎのこと。）

從是觀之。父之愛子也。可以毀而害也。君臣之相與也。非有父子之親也。而羣臣之毀言。非特一妾之口也。何怪夫聖賢之戮死哉。此商君之所以車裂於秦。而吳起之所以枝解於楚者也。

訓讀 是れに從りて之れを觀れば、父の子を愛するや、毀を以て害すべきなり。君臣の相與するは

吾が身固より不束にて御二方の御氣に適ふ程の才力を有ちませぬので、勢ひどちら樣にも御氣に召さぬことに相成ります。それでどうせ罪を得て殺されるのなら、夫人の所で死ぬよりも寧ろ、君の御前にて死を賜はりたう御座います。願はくは我が君、よく事情を御察し下され、人の物笑ひとならぬ樣遊ばしませ」と。春申君は因つて此の妾余の詐を信じて正妻を放逐した。

語釋　春申君（此の春申君は、有名な春申君黃歇のことでなく、別人である。）　○正妻子曰甲（甲は假の名、本名でない。昔時かゝる例あり。）　○身故不肖（故は固に同じ。）

余又欲殺甲而以其子爲後。因自裂其親身衣之裏。以示君而泣曰、余之得幸君之日久矣。甲非弗知也。今欲彊戲余。余與爭之。至裂余之衣。而此子之不孝。莫大於此。君怒而殺甲也。故妻以妾余之詐棄。而子以之死。

訓讀　余又甲を殺して其子を以て後と爲さんと欲す。因りて自ら其親身衣の裏を裂き、以て君に示して泣いて曰く、余の幸を君に得るの日久し。甲知らざるに非ざるなり。今彊ひて余に戲れんと欲す。余與に之れを爭ひ、余の衣を裂くに至る。而して此の子の不孝、此れより大なるは莫しと。君怒りて甲を殺す。故に妻は妾余の詐りを以て棄てられ、子は之れを以て死す。

其死夫人所者。不若賜死君前。願君必察之。無爲人笑。君因信妾余之詐。爲弃正妻。

〔訓讀〕楚の莊王の弟春申君、愛妾有り。余と曰ふ。春申君の正妻の子を甲と曰ふ。余、君の其妻を弃てんことを欲するや、因つて自ら其身を傷け以て君に視して泣いて曰く、君の妾たるを得るは甚だ幸なり。然りと雖も、夫人に適ふは君に事ふる所以に非ざるなり。君に適ふは夫人に事ふる所以に非ざるなり。身故不肖、力、以て二主に適ふに足らず、其勢倶に適はず。其の夫人の所に死せんよりは、死を君の前に賜はらんに若かず。願はくは君必ず之れを察せよ。人の笑と爲るなかれと。君因りて妾余の詐りを信じ、爲めに正妻を弃つ。

〔通釋〕楚の莊王の弟、春申君の愛妾に余と名づくる者あり。又春申君の正妻の子を甲といつた。愛妾余は春申君をして其の正妻を棄てさせようとして、わざと其の身體を傷つけて君に示して泣き訴へて曰く「自分として君の妾たるを得るは甚だ幸ひではありまするが、然し夫人の御氣に召す樣にすれば君に事へることはできないし、君の御氣に召す樣にすれば、夫人に事へることができませぬ。

【訓論】非道の位に處り、衆口の譖を被り、當世の言に溺れて、嚴天子に當りて安きを求めんと欲す。幾ど亦難からずや。此れ夫の智士死に至るまで世に顯れざる所以の者なり。

【通釋】今、法術の士が無道の朝廷に事へ、衆人の讒言を被り俗論に陷れられながら、人君の心を犯して、而も安きを求むることは、如何にも困難なことではないか。此れ彼の法術の士が死に至るまで世に顯はるゝを得ないわけである。

【語釋】溺於當世之言（此の句、法術の士にかけて讀んでは意味をなし難い、恐らくはこの段に誤字か脫字があるのであらう、今、且く通釋の如く解して置く。）○嚴天子（尊嚴なる天子、孟子にも嚴諸侯の語見ゆ、一說に嚴を犯すとよむ。）

【餘論】「處非道之位」より「非明主弗能聽也」に至るまで三百八十四字を上文の「此田成之所以弑簡公也」の下に移置する本の有ることは前述の通り。

楚莊王之弟春申君有愛妾。曰余。春申君之正妻子曰甲。余欲君之弃其妻。因自傷其身以視君而泣曰。得爲君之妾甚幸。雖然適夫人非所以事君也。適君非所以事夫人也。身故不肖。力不足以適二主。其勢不俱適。與其

必ず世に逆ひて道德に順ふ。之れを知る者は義に同じうして俗に異にす。之れを知らざる者は義に異にして俗に同じうす。天下之れを知る者少し。則ち義は非とせられて俗は勝たん。

【通釋】愚者と雖も固より國の治まることを欲してゐるのだが、而も國の治まる所以の方法を惡む。彼等は皆危ふきを惡みつゝも、危ふくなる「やりかた」を喜ぶのである。何故かといふに、抑も嚴刑重罪は民の嫌がるものだが、國の治まる「やりかた」である。之に反し、百姓を憐れみ刑罰を輕くすることは民の喜ぶことであるが、國の危ふくなる「やりかた」である。それで聖人が國家に法律を施行する時は必ず世俗に逆らつて道理の德に順ふものである。此の事を知れる者は正義に合致せんとして、俗論に從はず。之を知らぬ者は正義に反いて俗論に雷同する。處が天下には之を知る者は少いので正義は非難せられて俗論が勝つことになる。

【語釋】道德（道理にかへる德、即ち婦女子の慈愛を超越した理智の德の意、是が自然の大道にかなふから道德といふ。）○義（道德に基づける正しい道、時として大義親を滅するその義。）

處非道之位。被衆口之譖。溺於當世之言。而欲當嚴天子而求安。幾不亦難哉。此夫智士所以至死而不顯於世者也。

親み、父子相助けて、家も國も安泰で他より殺されたり捕虜となつたりする災難を無から使めようとしてゐるのである。此くの如きは功の至つて大なる者である。處が愚人共は之を知らず、顧つて暴政だと思ふのである。

【語釋】 螘垤（螘は蟻に同じ、蟻垤は蟻の作れる塔ありづか。） ○羣生（群民、又は人民に同じ。）

愚者固欲治。而惡其所以治者。皆惡危而喜其所以危者。何以知之。夫嚴刑重罪者。民之所惡也。而國之所以治也。哀憐百姓。輕刑罰者。民之所喜。而國之所以危也。聖人爲法國者。必逆於世。而順於道德。知之者同於義。而異於俗。弗知之者。異於義而同於俗。天下知之者少。則義非而俗勝矣。

【訓讀】 愚者は固より治を欲して、而も其の治まる所以の者を惡む。皆危きを惡んで、而も其の危き所以の者を喜ぶ。何を以て之れを知るや。夫れ嚴刑重罰は民の惡む所なり。而して國の治まる所以なり。百姓を哀憐し、刑罰を輕くするは、民の喜ぶ所、而して國の危き所以なり。聖人法を國に爲す者は、

不侵君臣相親。父子相保。而無死亡繫虜之患。此亦功之至厚者也。愚人不知顧以爲暴。

訓讀 夫れ世の愚學の人の有術の士に比するや、猶ほ蟻蛭の大陵に比するがごときなり。其の相去ること遠し。而して聖人は是非の實を審にし、治亂の情を察するなり。故に其の國を治むるや、明法を正し、嚴刑を陳し、將に以て羣生の亂を救ひ、天下の禍を去り。彊は弱を凌がず、衆は、寡を暴せず、耆老は遂ぐるを得、幼孤は長ずるを得、邊境侵されず、君臣相親しみ、父子相保ちて死亡繫虜の患無からしめんとす。是れ亦功の至厚なる者なり。愚人知らずして、顧つて以て暴と爲す。

通釋 抑も世の愚學者共を法術を心得た人物に比較すれば恰も蟻塚を大きな陵に比較するが如きものである。其の差違は非常なものである。而して聖人は是非の實情を審査し、治亂の眞相を察知する者である。故に其の國を治むるに當つては、明法を整備し、嚴刑を揭げ、由つて以て萬民の亂を平げ天下の禍を除き、強き者は弱き者を迫害せざる樣、衆き者は寡きに暴虐を働かぬ樣、其の他、老いたるは安らけく其の生を遂げさせ、幼き者、孤獨な者は成長せしめ、邊境は外國に侵されず、君臣相

らぬのである。且世の愚かなる學者は皆、國家治亂の眞相を知らず、徒らにくだ／＼しく、古臭い時代後れの書籍を讀み聞かせて、現代の政法を惑亂し、そして奸人の構へた穽に陷るのを避けるだけの智慮をも有たぬくせに、妄り有道の士を非るのである。かゝる愚學者の言を聽き容れる者は危く其の計を採用する者は國亂れるのは當然である。此れ亦愚の骨頂で、弊害之より甚しきは無い。愚學者の言を聽くのもやはり、政道を心得た人物と事を與にするが如く見え、大に論客と談論する者と名づけることはできるが、其の實は相去ること千萬里で、大に違つた者である。此れ所謂名は同じで實は異なる者である。

〔語釋〕 讘䛟（セフケフとよむ、讘は多言にして口やかましきこと䛟妄は䛟の意。） ○穽井（おとしあな。） ○實有異者也（有は衍字らしい。）

〔評論〕 愚學者とは新時代の實情を知らず徒らに先生の道に拘はれて居る、儒者墨者を謂ふ。

夫世愚學之人。比有術之士也。猶蟻垤之比大陵也。其相去遠矣。而聖人者審於是非之實。察於治亂之情也。故其治國也。正明法。陳嚴刑。將以救羣生之亂。去天下之禍。使彊不凌弱。衆不暴寡。耆老得遂。幼孤得長。邊境

語釋 末作、本事（農業を本業として奬勵し、商工業を末作又は末利といつて卑む政策であつた。）○衆過（一本に罪過に作る、新法を咎め立てする、民衆の苦情の意）○告姦者（一本に告を私に作るは非。）

至治之法術已明矣。而世學者不知也。且夫世之愚學。皆不知治亂之情。讘詨多誦先古之書。以亂當世之治。智慮不足以避穽井之陷。又妄非有道之士。聽其言者危。用其計者亂。此亦愚之至大。而患之至甚者也。俱與有術之士。有談說之名。而實相去千萬也。此夫名同而實有異者也。

訓讀 至治の法術已に明なり。而るに世の學者知らざるなり。且つ夫れ世の愚學、皆治亂の情を知らず、讘詨多く先古の書を誦し、以て當世の治を亂り、智慮以て穽井の陷を避くるに足らず、又妄りに有術の士を非る。其言を聽く者は危く、其計を用ふる者は亂る。此れ亦愚の至大にして、患の至甚なる者なり。俱に有術の士に與し、談說の名有り。而して實は相去ること千萬なり。此れ夫の名同じくして實異なる有る者なり。

通釋 理想的政治に至る法術は上述の次第に依つて已に明かである。然るに世の學者共は之を知

い。古、秦の國狀は、君臣共に法律をすてゝ自分勝手にやつて居つた。それ故に國亂れ兵弱くして何の威勢も揚らなかつた。そこで商君が秦の孝公に、法を變じ習俗を改むることを建言し、國法を明かにし、罪惡を告發する者を賞し、商工業者を抑へつけて惱まし、農家に利益を與へてやることゝした。此の時に當り、秦民は從來罪を犯しても免れることができ、功無くとも尊き爵位が得られたやりかたに慣れて居つたので、つひ輕々しく新法を犯す有様であつた。そこで之を犯した者は其の誅罰重くして必ず免れぬ樣にし、犯罪を告發した者は、其の賞厚くして間違ひ無く與へられる樣にした。それ故犯罪者は捕へられぬ者は無く、刑を被る者が衆くなつた。そこで民は新法を疾み怨みて、多くの苦情が毎日聞えたが、孝公は之を聽き容れず。どこまでも商君の法を行つた。後に民は、罪を犯せる者の必ず誅せらるゝを知り、又犯罪を告發する者が多くなつたので、民は罪を犯すこと無くなり、從つて其の定めた刑罰も用ゐなくともよい樣になつた。そこで國は治まり兵は強く、領土は廣まり、君主は尊くなつた。孝公が斯くまでの成功を收めたのは、犯罪を隱した者をば重く罰し、之を告發した者をば厚く賞したからである。處で右の方法も亦天下の人をして必ず己が目となり耳とならしむるの手段であり、決して君主が自分一人の耳目を働かせるやりかたではないのである。

尊。此其所以然者。匿罪之罰重。而告姦之賞厚也。此亦使天下必爲己視聽之道也。

訓讀　故に善く勢に任ずる者は國安く、其の勢に因るを知らざる者は國危し。古秦の俗、君臣法を廢して私に服す。是を以て國亂れ、兵弱くして主卑し。商君秦の孝公に說くに、法を變じ、俗を易ふるを以てし、公道を明にし、告姦を賞し、末作を困め、而して本事を利す。此の時に當り、秦民、故俗の罪有るも以て免るゝを得べく、功無きも以て尊顯を得べきに習ふ。故に輕々しく新法を犯す。是に於て之れを犯す者は其の誅重くして必し、之れを告ぐる者は其賞厚くして信にす。故に姦、得ざる莫くして、刑を被る者衆く、民疾怨して衆過日に聞ゆ。孝公聽かず、遂に商君の法を行ふ。民、後に有罪の必ず誅せらるゝを知り、姦を告ぐる者衆し、故に民犯す莫く、其刑加ふる所無し。是を以て國治まつて兵彊く、地廣くして主尊し。此れ其然る所以の者は罪を匿すの罰重くして、姦を告ぐるの賞厚ければなり。此れ亦天下をして必ず己が視聽を爲さしむるの道なり。

通釋　故に善く勢威を利用する者は國家安泰であり、勢威を利用することを知らぬ者は其の國危ふ

からである。

【語釋】姦衺（衺は邪に同じ。）○離婁（古の視力の非常に勝れた人の名。）○師曠（音樂の名人の名十過篇に見えた。）○不弊之道（弊は蔽に通用。）

【餘論】舊本、「是以」の上に「夫」の字有り、衍なること疑ひないから削つた。又、「不任其數」の上に「目必」の二字、「不因其勢」の上に「耳必」の二字有り、共に羣書治要には無いし、無い方がよいので削つた。

故善任勢者國安。不知因其勢者國危。古秦之俗。君臣廢法而服私。是以國亂兵弱而主卑。商君說秦孝公以變法易俗。而明公道。賞告姦困末作。而利本事。當此之時。秦民習故俗有罪可以得免。無功可以得尊顯也。故輕犯新法。於是犯之者其誅重而必。告之者其賞厚而信。故姦莫不得。而被刑者衆。民疾怨而衆過日聞。孝公不聽。遂行商君之法。民後知有罪之必誅。而告姦者衆也。故民莫犯。其刑無所加。是以國治而兵彊。地廣而主

深宮の中に在るも、明は四海の内を照らして、天下蔽ふ能はず、欺く能はざる者は何ぞや、闇亂の道廢して、聰明の勢興ればなり。

【通釋】是の故に人君は自ら口を動かして百官に敎令せずとも、又目を用ひて姦邪の人を求索せずとも、國はちやんと治まるのである。人君といふものは、其の目が古の離婁のそれの如くあつて、始めて明君といふのでもなく、其の耳が古の師曠のそれの如くあつて、始めて聰君といふのでもない。一國の事を觀るに、觀るべき理法に一任せずして、自分一人の目を恃みとして、よく見えたつもりで居るならば、どうせ見える所は少いにきまつてゐる。是は邪臣の爲に其の明を蔽はれない様にする方法ではない。又、君主が其の勢威を利用せずして、自分の耳を恃みとして、よく聞えたと思つてるならば、どうせ聞える所は寡いに定つてゐる。是は奸臣に欺かれない様にする手段ではない。明君は天下の人が皆君の目となつて見ざるを得ない様に仕掛け。天下の人が皆、君の耳となつて聞かねばならぬ様に仕向ける。それ故に、君主の身は奥深い宮殿の中に居られるけれども、其の明察は、四海の内に至らぬ隈なく視通して知つて居り、何人と雖も之を蔽ふことも欺くこともできないのは何故かといふに、君主を昏まし、心を亂す如き方法をば廢止して、どうしても聰明とならねばならぬ仕掛けを行ふ

夫是以人主雖不口教百官。不目索姦衺。而國已治矣。人主者非目若離婁。乃爲明也。非耳若師曠。乃爲聰也。目必不任其數。而待目以爲明。所見者少矣。非不弊之術也。目必不因其勢。而待耳以爲聰。所聞者寡矣。非不欺之道也。明主者使天下不得不爲己視。天下不得不爲己聽。故身在深宮之中。而明照四海之内。而天下弗能蔽。弗能欺者何也。闇亂之道廢。而聰明之勢興也。

訓讀 夫れ是を以て人主は口百官に敎へず、目姦衺を索めずと雖も、國已に治まる。人主は、目離婁の若くにして乃ち明と爲すに非ざるなり。耳師曠の若くにして乃ち聰と爲すに非ざるなり。其の數に任ぜずして、目を待ちて以て明と爲せば見る所の者少し。弊はれざるの術に非ざるなり。其の勢に因らずして、耳を待ちて以て聽となせば聞く所の者寡し。欺かれざるの道に非ざるなり。明主たる者、天下をして己の視を爲さざるを得ず、天下をして己の聽を爲さざるを得ざらしむ。故に身は

不可以得安。則臣行私以干上。明主知之。故設利害之道。以示天下而已矣。

訓讀 夫れ君臣は骨肉の親有るに非ず、正直の道以て利を得べければ、則ち臣、力を盡し以て主に事ふ。正直の道以て安きを得べからざれば、則ち臣、私を行ひ以て上を干す。明主之れを知る。故に利害の道を設け以て天下に示すのみ。

通釋 抑も君臣の關係は、親子兄弟の親しみが有るのではない。主として利害關係によりて結ばれたものである。それで正直の道によつて利を得ることが出來れば、臣下は全力を擧げて、君主に事へるが、若し正直の道によつて安全を得ることできなければ、臣下が私計を行ひ君を侵すに至るであらう。斯くの如く臣下は萬事利己主義で動くものであることを明主はよく理解して居るからして、賞罰による利害關係を天下に明示して、臣民を指導するだけで、民の道義心などを恃みとはしないのである。

語釋 骨肉之親（骨と肉とは離れ難いもの、親子兄弟の際に血を分けた切つても切れぬ、仲をいふ。）

從レ是觀レ之。則聖人之治レ國也。固有下使三人不レ得レ不レ愛レ我之道上。而不レ恃二人之以レ愛爲一レ我也。恃二人之以レ愛爲一レ我者危矣。恃二吾不レ可レ不レ爲者安矣。

訓讀　是れに從りて之れを觀れば、則ち聖人の國を治むるや、固より人をして我れを愛せざるを得ざらしむるの道有りて、人の愛を以て我が爲めにするを恃まざるなり。人の愛を以て我が爲めにするを恃む者は危し。吾が爲めにせざるべからざるを恃む者は安し。

通釋　是の點から考ふれば、聖人が國を治めるに當つては、固より、人をして我を愛せさるを得さら使むる所の方法を行ふのであつて、人が自ら進んで愛情を以て我が爲にしてくれるのをあてにしないのである。人が自ら進んで愛情を以て我が爲にして吳れるのを當てにする者は、他人の自由意志により如何樣にも變り得るので我にとりて危險である。否でも應でも我が爲にしなくてはならぬ樣に仕向ける方法を握つてそれを恃みとする者は安全である。

夫君臣非レ有二骨肉之親一。正直之道。可二以得一レ利。則臣盡レ力以事レ主。正直之道。

安危之道。若此其明也。左右安能以虛言惑主。而百官安敢以貪漁下。是以臣得陳其忠。而不蔽。下得守其職。而不怨。此管仲之所以治齊。而商君之所以彊秦也。

〔訓讀〕安危の道、此の若く其れ明なり。左右安んぞ能く虛言を以て主を惑はさん。而して百官安んぞ敢て貪を以て下を漁せん。是を以て臣、其忠を陳ぶるを得て、蔽はれず。下、其職を守るを得て怨みず。此れ管仲の齊を治むる所以にして商君の秦を彊うする所以なり。

〔通釋〕臣下たる者の安危の分るゝ所が、此れ程まで明瞭なる以上、左右の近臣たちも、虛言を以て君を惑はすことは、どうして出來やうぞ。又百官も慾を恣にして民間の利を漁ることなどは決して出來るものではない。それで羣臣は其の忠義を表はして、其の意志を君主に通ずることを得、左右のために其の忠誠を蔽ひ隱されることなく、賞罰當を得るが故に、下に在る者は其の職務を守り得て誰を怨むこともない。此れが卽ち、昔管仲が齊を治めたやりかたであり、商君が秦を强くした方法でもあつた。

げられぬ」と。

百官之吏。亦知爲姦利之不可以得安也。必曰。我不以淸廉方正奉法。乃以貪汚之心。枉法以取私利。是猶上高陵之顚墮峻谿之下而求生也。必不幾矣。

【訓讀】百官の吏も亦姦利を爲すの以て安きを得べからざるを知るや、必ず曰はん、我れ淸廉方正を以て法を奉ぜず、乃ち貪汚の心を以て法を枉げ以て私利を取る、是れ猶ほ高陵の顚に上り、峻谿の下に墮ちて生を求むるがごとし。必ず幾まれずと。

【通釋】諸役所の官吏も亦、姦惡利己の計を爲すことに出つて、安きを得ることが出來ないと知れば必ずから曰ふであらう、「自分が淸廉方正の心掛けで法を守らず、貪汚の心を以て、法を枉げて、一己の利を計るのは、恰も高い陵の顚に上り、其の上から、峻しい谿の底に墮ちて而も生きんことを求める樣なもので必ず望まれないことである」と。

〔餘論〕一本に後段「處非道之位云々」の三百八十四字を「夫有術者」の前に置くが集解及翼毳等に從つて此のまゝにして置く。

是以左右近習之臣。知僞詐之不可以得安也。必曰。我不去姦邪之行。盡力竭智以事主。而以相與比周。妄毀譽以求安。是猶負千鈞之重。陷於不測之淵。而求生也。必不幾矣。

〔訓讀〕是れを以て左右近習の臣、僞詐の以て安きを得べからざるを知るや、必ず曰はん、我れ姦私の行を去り、力を盡し、智を竭し、以て主に事へず。乃ち相與に比周するを以て、妄りに毀譽し、以て安きを求む。是れ猶ほ千鈞の重きを負ひ不測の淵に陷りて生を求むるがごとし。必ず幾まれずと。

〔通釋〕是の故に、君主の左右側近に事へる臣が、僞詐の行ひを以てしては、安きを得ることが出來ぬと知つて必ずから言ふであらう、「自分が姦邪の行を去つて、力を盡し智を竭して君に事へず、互に相與に徒黨を結んでその力によつて妄りに毀譽を行ふ如きやりかたで、安きを求めるのは、是れ恰も千鈞の重荷を背負ひ、測り知れぬ深淵に陷り、而も生きんことを求むる樣なもので、決して望みが遂

也。是以度數之言得效于前、則賞罰必用于後矣。人主誠明於聖人之術、而不拘於世俗之言。循名實而定是非。因參驗而審言辭。

訓讀　夫れ有術者の人臣爲るや、度數の言を效し、上は主法を明にし、下は姦臣を困しめ、以て主を尊び、國を安んずる者なり。是を以て度數の言前に效するを得れば、則ち賞罰必ず後に用ゐられ、人主、誠に聖人の術に明にして、世俗の言に拘らず、名實に循つて是非を定め、參驗に因つて言辭を審にす。

通釋　抑も、法術を心得たる士が人臣となつて居れば、法度理數に適へる言論を申上げ、上は君主の法令を明かにし、下は姦臣を惱まし、以て君主を尊び國を安ずるものである。それで法度理數の言論が一たび君前に陳べられる時は、之に次いで必ず賞罰が用ゐられるのは當然であり、君主は眞に聖人の政術卽ち法術を明に知り、世俗のつまらぬ言論に拘泥せず、名に循つて實を責め、因りて是非を判定し、證據を參照して言辭の當否を審査するのである。

語釋　效度數之言（一本效字の上に、得字あり。兪樾の說により削る。）〇不拘世俗（拘字一本に徇に作るは非なり。）

で益々望み無い。此の清廉と守法との二者で安寧を得ること能はずとせば、自分等も法令を廢して私曲を行ひ、以て重臣の心に適ふことをせずに居られぬ」と。こんなことでは必ず君主の法を顧みないことになるであらう。

故以私爲重人者衆。而以法事君者少矣。是以主孤於上而臣成黨於下。此田成之所以弑簡公者也。

【訓讀】故に私を以て重人の爲めにする者衆く、而して、法を以て君に事ふる者少し。是を以て、主は上に孤にして、臣は黨を下に成す、此れ田成の簡公を弑する所以の者なり。

【通釋】斯かる次第であるから、私慾の立場から重臣を助ける者が衆く、法を守つて君に事ふる者が少いのである。是の故に君主は上に孤立して援け無く、臣は下に徒黨を結んで勢力を握ることになる。此れ齊の田成が簡公を弑するに至つた事情である。

夫有術者之爲人臣也。效度數之言。上明主法。下困姦臣。以尊主安國者

無規矩而欲爲方圓也。必不幾矣。若以守法不朋黨治官而求安。是猶以足搔頂也。愈不幾也。二者不可以得安。我安能無廢法行私以適重人哉。此必不顧君上之法矣。

訓讀 其の百官の吏も亦方正の以て安きを得べからざるを知るや、必ず曰はん、我れ清廉を以て上に事へて安きを求むるは、規矩無くして方圓に爲さんと欲するが若きなり。必ず幾れず。若し法を守り、朋黨せざるを以て官を治めて安きを求むるは、是れ猶ほ足を以て頂を搔くがごときなり。愈々幾れざるなり。二者以て安きを得べからずんば、我安んぞ能く法を廢し私を行ひ以て重人に適する無からんやと。此れ必ず君上の法を顧みず。

通譯 其諸役所の官吏も、近臣と同様に、方正の行を以ては我が身の安きを得ることができないと知つて、必ずから言ふであらう。「我れ清廉の行ひを以て君に事へて自分の安きを求むるは、恰も、コンパスや曲尺無くして方形や圓形を作らうとすると同樣、どうしても望み無いことであるし、又法を守り徒黨を結ばず、官職を熱心に治めて、安寧を求むるは、恰も足で頂を搔からうとするの類

顧みず。

通釋　故に左右の近臣が、貞信な行ひによつては安利を得ることはできないと知つて、必ずから言ふであらう、「自分が忠信の心懸けで君に事へ、功勞を積んで安きを求めるは、恰も盲目にして黑白の眞相を知らうとするに同じく、到底望み無きことであり、又若し道德教化を以て正道を行ひ、富貴な奸臣の門に趨らず、專心君に事へて安きを求むるは、是れ恰も聾にして音聲の淸濁を聽き分けやうとするが如く、愈々望まれぬことである。

右の如き眞面目にして正當なる二つの方法では、到底自分を安ずることができないとすれば、勢ひどうしても、臣下が互に徒黨を結んで主上の目を昏まし姦曲の私計を營み、そして權勢を握れる奸臣の御機嫌を取らぬわけにはいかぬ。」と、こんな有樣では人主に對する義理などは必ず顧みられぬわけである。

語釋　黑白之情（情は實のこと。）　○幾（幸、又は欲の意に近く冀望すること。）　○道化（韓非平生の筆致よりすれば化を術に作るべき所。）

其百官之吏。亦知方正之不可以得安也。必曰。我以淸廉事上而求安。若

い。こんな過つた政治を行つて居り乍ら、臣下に姦計無く、官吏の法を奉ずることを欲したとて、それは到底出來ないことであるは明かである。

故左右知貞信之不可以得安利也。必曰。我以忠信事上。積功勞而求安。是猶盲而欲知黑白之情。必不幾矣。若以道化行正理。不趨富貴。事上而求安。是猶聾而欲審清濁之聲也。愈不幾矣。二者不可以得安。我安能無相比周蔽主上。爲姦私以適重人哉。此必不顧人主之義矣。

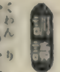
〔訓譯〕故に左右、貞信の以て安利を得べからざるを知るや、必ず曰はん、我れ忠信を以て上に事へ功勞を積んで安きを求むるは、是れ猶ほ盲にして黑白の情を知らんと欲するがごとし。必ず幾まれず。若し道化を以て正理を行ひ、富貴に趨らず、上に事へて安きを求むるは、是れ猶ほ聾にして清濁の聲を審にせんと欲するがごとし。愈々幾まれず。二者は以て我を安ずるを得可からず、安んぞ能く相比周して主上を蔽ひ、姦私を爲して以て重人に適する無からんやと。此れ必ず人主の義を

危害は之れを去る。此れ人の情なり。今、臣と爲り力を盡し以て功を致し、智を竭し以て忠を陳ぶる者、其身困んで家貧しく、父子其害に罹る。姦利を爲して以て人主を弊ひ、財貨を行ひ、以て貴重の臣に事ふる者、身尊く家富み、父子其の澤を被る。人焉んぞ能く安利の道を去りて、危害の處に就かんや。國を治むる此の若く、其れ過てるなり。而して上は、下の姦無く、吏の法を奉ぜんことを欲す。其の得べからざる亦明なり。

【通釋】國家に、君主を擅に左右する臣が居る時は、一般羣臣は其の智慧力量を盡して奉公し、以て其の忠誠を捧げることができなくなるし、又凡百の官吏は法を奉じて其の功を顯はすことができなくなる。如何なる根據を以て之を證明するかといふに、抑も安樂利益に赴き、危害を避けんとするのは人情の自然である。然るに今、君主を擅に左右する臣が居る場合には、眞面目な臣下として、力一ぱいに働いて奉公致して國家に功を致し、有らん限りの智慧を搾りて忠勤を勵む者が、却て其の身困しみて家は貧しく、親子諸共に奸臣一派からの危害を被むることになり、反對に不正な財を以て人主の目を昏まし、賄賂をつかつて權臣に事へる者が反つて其の身は尊く家は富み、父子共に其の恩澤を蒙むることになる。人情として誰でも安利を得べき道を去つて、危害を受ける處に立つ者は有るま

今の言論をも是非信用しようとするからである。是が即ち君に愛せられて居る臣下が君を欺き私計を成就するに至る事由なのである。こんなわけで、上君主は必ず欺かれ、下臣下のみ却て權勢を得るのも必然の結果である。斯樣な臣下を稱して君主を我が意のまゝに動かす臣と申すのである。

國有擅主之臣。則羣下不得盡其知力。以陳其忠。百官之吏。不得奉法以致其功矣。何以明之。夫安利者就之。危害者去之。此人之情也。今爲臣盡力以致功。竭智以陳忠者。其身困而家貧。父子罹其害。以姦利弊人主。行財貨以事貴重之臣者。身尊家富。父子被其澤。人焉能去安利之道而就危害之處哉。治國如此。其過也。而上欲下之無姦。吏之奉法。其不可得亦明矣。


國に主を擅にするの臣有れば、則ち羣下其の知力を盡して、以て其忠を陳ぶるを得ず。百官の吏、法を奉じて以て其功を致すを得ず。何を以て之れを明にするや。夫れ安利は之れに就き、

語釋　大體（大率、（オホムネ）に同じ。）　○取舍（舍は捨に同じ。）

夫姦臣得乘信幸之勢。以毀譽進退羣臣者。人主非有術數以御之也。非參驗以審之也。必將以曩之合己信今之言。此幸臣之所以得欺主成私者也。故主必欺於上而臣必重於下矣。此謂擅主之臣。

訓讀　夫れ姦臣、信幸の勢に乘じ毀譽を以て羣臣を進退するを得る者は、人主術數の以て之れを御する有るに非ざるなり。參驗の以て之れを審にするに非ざるなり、必ず將に曩の己に合ふを以て今の言を信ぜんとす。此れ幸臣の主を欺き私を成すを得る所以の者なり。故に主、必ず上に欺かれ、臣必ず下に重んぜらる。此れを主を擅にするの臣と謂ふ。

通釋　抑も姦臣が君の信愛をよい事にして、その毀譽の言論に依つて恣に羣臣を進退し得るのは何の爲めかといふに、人君が法術を運用して臣下の姦計を防禦するのでもなく、形名參合を行うて、過罪を審査するのでも無く、たゞ彼臣下の過去の言論が己の意見と一致したからといふ理由で、彼の

する所有れば、臣、從つて之れを譽め、主、憎む所有れば、臣、因りて之れを毀る。凡そ人の大體、取舍同じき者は則ち相是とするなり。取舍異なる者は則ち相非とするなり。今人臣の譽むる所の者は人主の是とする所なり。此を之れ同取と謂ふ。人臣の毀る所の者は、人主の非とする所なり、此を之れ同舍と謂ふ。夫れ取舍合して相與に逆ふ者は未だ嘗て聞かざるなり。此れ人臣の信幸せらるゝ所以の道なり。

通釋 すべて姦臣は人君の心に調子を合はせて機嫌を取り、親愛せらるゝ樣に力めるものである。それで人君が、何か善いと思はれる事が有る場合には、姦臣も從つてそれを譽め、人君が憎いと思はれる事が有れば、姦臣もそれを毀るのである。一體人情といふ者は、取捨選擇の傾向同じき者は互に是として相親しみ、其の傾向を異にする者は互に非として排斥し合ふものである。今、人臣の譽める所の者が、人君の是とする所その者であるとすれば、此れは君と臣と其の選び取る所が同じだと謂ふべく、又人臣の毀る所の者が即ち人君の非とする所であるならば、此れは君と臣とその舍て去る所が同じだと謂ふべきである。抑も取舍選擇の意見を同じうしてゐて而も相與に逆らふといふ例は未だ嘗て聞いたことがない。それで此の方法が人臣が君の親愛を得る手段なのである。

姦劫弑臣第十四

【叙説】此の篇は、君主が國を治めるに法術を以てしなければ、姦臣が隙に乘じて事を企て君を弑するに至るべきを論じたものである。

凡姦臣皆欲順人主之心。以取親幸之勢者也。是以主有所善。臣從而譽之。主有所憎、臣因而毀之。凡人之大體、取舍同者則相是也。取舍異者則相非也。今人臣之所譽者。人主之所是也。此之謂同取。人臣之所毀者。人主之所非也。此之謂同舍。夫取舍合而相與逆者。未嘗聞之也。此人臣之所以信幸之道也。

【訓讀】凡そ姦臣は皆人主の心に順ひ、以て親幸の勢を取らんと欲する者なり。是を以て主、善と

くことなく、又細民が無秩序に安じて社會の上下押しなべて惡化して居ること秦楚の國情よりも甚しい。そして今の人君は悼王や孝公の如く臣下の正論を聽き容れるだけの能力を有して居らぬ。これでは如何に國家を思ふ法術の士であつても、どうして此の二人の樣な危險を冒してまでも己の法術を進言することが能ようか。それはとても不可能のことである。此れ世の中が亂れに亂れて霸王の出現せぬわけなのである。

語釋 此の一篇は最初の一段に於いて當時尤も人口に膾炙して居つたらうと思はれる卞和の玉を獻じた物語を取扱ひ、先づ讀者をして卞和の至誠と其の窮狀とに對して同情の涙を催さしめ、次の一段に於て法治論者が法術を進言することは、卞和の玉を獻ずるよりも更に困難なる所以を述べ、次に吳起と商君との實例に依つて、讀者をして成程と肯かしめ、最後に韓非當時の社會の腐落、一般民衆に漲る自棄氣分を說明し、韓非の如き法治論者の立場は益々困難に陷らざるを得ない道理を述べたのである。其の論旨には、さまで目新しい所は無いが、其の例話の取扱ひ方の巧妙な點に特に注目に値する。

呉起而車裂商君者何也。大臣苦法而細民惡治也。當今之世大臣貪重。細民安亂。甚於秦楚之俗。而人主無悼王孝公之聽。則法術之士安能蒙二子之危、而明己之法術哉。此世所以亂無霸王也。

訓讀 楚は呉起を用ひずして削亂し、秦は商君の法を行ひて富強なり。二子の言や已に當れり。然り而して呉起を枝解し、而して商君を車裂するは何ぞや。大臣法に苦み而して細民治を惡めばなり。當今の世、大臣重を貪り、細民亂に安ずること秦楚の俗よりも甚し。而して人主に悼王・孝公の聽無し。則ち法術の士安ぞ能く二子の危を蒙りて而も己の法術を明かにせんや。此れ世の亂れて霸王無き所以なり。

通釋 楚は呉起を廢して其の言を用ひなかつた爲に、國亂れて領土削られ、秦は商君の政治を實行したが爲に國富み兵強くなつた。それで此の二人の言ふ所、何れも正當であつたのである。然るに猶楚人が呉起を枝解し、秦人が商君を車裂したのは如何なるわけか。それは大臣が法度を邪魔に思ひ、細民が治まれる、秩序ある世の中を嫌ふからである。然るに只今の世の中は大臣が權力を亂用して飽

の連帶責任の組合を組織させ、其の組合の中の誰かが罪を犯した場合には組合員は之を告發すべき責任を負ふことゝし若し之を告發しなかつた場合には組合員全體が罰せられる規定を設け、又詩經書經等の書籍を燔いて民間の思想研究を抑壓し法令を明示して專ら之に服從せしめ、個人關係に依る情實的請願の途を塞ぎ、そして國家の爲めの功勞は漏れなく必ず認められる樣にし、ろくに仕事もせずに只官職に有りつかうとする民を取締り、そして農耕に力め戰爭に勇敢な者を榮達させるやうにと勸めた。孝公は此の說に從ひ、之を實行した結果、君主の位は尊く且つ安泰となり、國は富み且つ強くなり、大に成績があがつた。かくして八年を經過して孝公が薨くなられることになつたら、商君は其の法令を勵行した爲に多くの人の怨を受けて居つたので、秦に於て車裂の刑に處せられた。

【語釋】商君（商君とは衞の公族で名を鞅といふ。初魏に仕へたが志を得ず、秦に入り孝公に事へ法治主義の政策を行つて大功を立て商於の地に封ぜられ號して商君といふ。韓非の最も崇拜する所の一人で、彼の學說の一半は商君の說に依ることは前にも說いた。）○孝公（秦の明君で、始皇帝が他日天下を取るに至る素地を作つた人。）○什伍（十軒組を連と名づけ五軒組を保と名づけた。）○坐告之過（組合員が各自相互に告發の責任を負ひ、それを怠れば組合員が皆一緒に同罪に連坐するので告坐といつたのである。過は罪過のこと。）○遂公家之勞（遂は功勞を滞りなく上聞に達し恩賞は確實請合といふ心持をいつたもの。）○車裂（くるまざきの刑。罪人の體を二つの牛車に縛りつけ左右に引き裂く慘酷極まる刑罰。）

楚不用吳起而削亂。秦行商君法而富強。二子之言也已當矣。然而枝解

殺された。

語釋 吳起（戰國の衞の人、學を曾子に受け、初め魯に仕へたが、魏の文侯の賢德を慕うて之に歸し大に功を立てた後に魏相公叔に忌まれ、楚に奔り、王に事へ楚の國政を改革し富國强兵の實を擧げようとしたが、貴戚大臣に怨まれて殺された。吳起は兵法に明達し其著は吳子と稱し、孫武の孫子と共に後世に傳へられた。）　○悼王（楚の聲王の子で名は熊疑。）　○纔滅（纔は舊本に絕に作る。然し顧廣圻の曰ふ樣に絕は纔の誤だと思ふ。纔は戮と同義で抑へへらすことである。）　○封君（領土を賜つた功臣や公族を封君と稱したのである。）　○枝官（重要でない官を樹に於ける枝にたとへて云つたもの、然し貿蟲には枝は技に作るべきで技藝を以て仕へる者だとある。どちらでも通ずる。）　○期年（一年をいふ。）　○枝解（枝は肢に通ず、枝解とは其四肢をきること。）

商君敎秦孝公。以連什伍。設告坐之過。燔詩書而明法令。塞私門之請。而遂公家之勞。禁游宦之民。而顯耕戰之士。孝公行之。主以尊安。國以富强。八年而薨。商君車裂於秦。

訓讀 商君秦の孝公に敎ふるに什伍を連ね、告坐の過を設け、詩書を燔いて法令を明かにし、私門の請を塞いで公家の勞を遂げ、游宦の民を禁じて耕戰の士を顯すを以てす。孝公之を行ひ、主以て尊安に、國以て富强なり。八年にして薨ずるや、商君秦に車裂せらる。

通釋 商君は秦の孝公に富國强兵の策として次の樣な方法を進言した。卽ち人民に十軒組や五軒組

百吏之祿秩。損不急之枝官。以奉選練之士。悼王行之期年而薨矣。吳起枝解於楚矣。

訓讀 むかし吳起、楚の悼王に教ふるに楚國の俗を以てして曰く、「大臣太だ重く封君太だ衆し。此の如くんば則ち上は主に偪りて下は民を虐ぐ。此れ國を貧しくし兵を弱くするの道なり。封君の子孫は三世にして爵祿を收め、百吏の祿秩を絕滅し、不急の枝官を損して、以て選練の士に奉ぜ使むるに如かず」と。悼王之を行ふこと期年にして薨ず。吳起楚に枝解せらる。

通釋 むかし吳起が楚の悼王に楚國の情態を說明して曰ふやう、「今の楚に於ては大臣の勢力餘りに重く、領地を有する臣下が餘りに多過ぎる。此のまゝにして置けば彼等大臣や地方の領主共は、上は君主に迫り主權を冒し、下は人民を虐げることになる、此れ國を貧しくし兵を弱くするやりかたである。それで領土を授けられた者も子孫三世經過すれば其の爵祿を政府に沒收し、一般官吏の俸給を減少し、目下餘り必要でない冗官を減らして、その經費で以て選練の士を養つた方がよい」と。悼王は吳起のこの說を實行すること一年にして薨なられた。すると吳起は楚人の怨を受け無慘にも四肢切斷されて

臣の議に倍き、民萠の誹を越えて、獨り道言に周するに非ずんば、則ち法術の士、死亡に至ると雖も、道必ず論ぜられざらん。

通釋 人主が刑名の術を用ひれば大臣は勝手に國事を處斷することはできず、又近習も敢て君の威を借りて私利を圖ることをなさず、官吏が法律を勵行すれば業務に就かず遊んで居ることが禁ぜられるので浮浪の民も農耕に勵むやうになり、遊說者も無責任なことを言つて胡麻かすことが得ず、危險を冒して戰陳に臨まねばならぬ。して見れば法術といふ者は羣臣士民にとつて迷惑千萬な害物なのである。それで人君が能く大臣の異議を排し、人民の誹謗などを顧みず、專ら法術の言論を用ふるだけの識見を有つて居るのでなければ、法術の士がその信念を貫徹せんが爲に命を捨てるに至つても、法術の眞價は論定されないだらう。

語釋 賣重（重は君の威力。重を賣るとはその威力を借りて私の利をはかること。）○浮萠（萠は氓即ち流民のこと、浮萠とは定職なき浮浪の流民。）○周（親しむこと、一說に用の字の誤といふ。どちらでも意味は通ずる。）

昔者吳起敎楚悼王以楚國之俗曰。大臣太重。封君太衆。若此則上偪主而下虐民。此貧國弱兵之道也。不如使封君之子孫三世而收爵祿。纔滅

で困難なのである。さて今、人主の法術に對する關係は如何といふに、人主は和氏の璞を欲しがる程に熱心に法術をば求めてゐない。（即ち法術は璞に比して更に人主の受けが惡い。）おまけに法術の性質上、羣臣士民の內密の惡事を禁ぜんとするものである。（それで法術は私邪を營む羣臣士民からも甚だ嫌はれる）それで法術を行はんと主張する有道者の危ふきこと風前の燈火に等しく、其の誅戮に遭はずに居るのは、たゞ帝王の璞とも云ふべき法術を人主に進言しないからである。

語釋　而禁羣臣士民之私邪（此の句を前の句に續けて人主を禁の主格として讀むのが古來の說であるが、それではどうも明快に說けないので、脫文があるのだらうと云はれて居る。然し上に解釋した樣に禁を人主にかけないで、禁の字の上に法術の二字が略されたものとして解けば一番無理がない！と思ふ。そして次の一段との聯絡もよくなる。）

主用術則大臣不得擅斷。近習不敢賣重。官行法則浮萌趨於耕農。而游士危於戰陳。則法術者乃羣臣士民之所禍也。人主非能倍大臣之議。越民萌之誹。獨周乎道言也。則法術之士。雖至死亡。道必不論矣。

通釋　主、術を用ふれば則ち大臣擅に斷ずるを得ず、近習敢て重を賣らず。官、法を行へば則ち浮萌耕農に趨きて、游士戰陳に危ふからん。則ち法術は乃ち羣臣士民の禍とする所なり。人主能く大

○相（鑑定すること。）　○楚山之下（楚山を荊山に作れる本もある。）　○泣（或る本には泪又は涙の字になつてゐる。）

夫珠玉人主之所急也。和雖獻璞而未美。未爲王之害也。然猶兩足斬而寶乃論。論寶若此其難也。今人主之於法術也。未必和璧之急也。而禁羣臣士民之私邪。然則有道者不僇也。特帝王之璞未獻耳。

訓讀 それ珠玉は人主の急とする所なり。和璞を獻じて未だ美ならずと雖も、未だ王の害とならざるなり。然も猶兩足斬られて、而して寶乃ち論ぜらる。寶を論ずること此くの如く其れ難し。今人主の法術に於けるや、未だ必ずしも和璧の急ならざるなり、而して羣臣士民の私邪を禁ず。然らば則ち有道者の僇せられざるや、特に帝王の璞未だ獻ぜざるのみ。

通釋 抑も珠玉は人主の大に欲しがつて居る所のものである。處で和氏が未だ細工を加へない玉を獻じたので、それはまだ美觀を發揮しなかつたけれど何も王の害惡を來たしたわけではない。然るに猶ほ兩足斬られて然る後に寶の眞價が論定されたのである。寶の眞價の論定されることは、此れ程ま

の刑に處し、左の足を斬つた。そのうちに厲王が薨くなられ、武王が位に卽かれる樣になつた時に、和氏は又其の石を持參して武王に獻じた。そこで武王は玉細工師に之を鑑定させた所が、又も「普通の石だ」と申した。武王も和氏をば上を欺く者として、今度は其の右の足を斬つた。後に武王が薨くなられ、文王が位に卽くことになつたが、和氏は其の石を抱いて楚山の下に哭すること三日三晩に及び、はや涙も盡きはてゝ眼からは血が流れるに至つた。文王は此の事を聞いて人を遣り、其の事由を問はしめて曰ふ樣、「天下には刖刑に處せられた者は多い、汝一人ではない。然るに汝は何故そんなに悲しげに哭するのか」と。和氏對へて曰ふやう、「私は刖刑に處せられたのを悲しむのではありませぬ。寶の玉でありながら普通の石ころと見做され、忠貞の身であり乍ら詐欺の汚名を蒙むるのを殘念に思ふのでございます。私の悲むわけは此れです、他にはありませぬ」と。そこで王は其の熱誠に動かされて玉人に命じて其の石に手入れさせた處、果して寶を得ることになつた。そこで其の寶玉に名づけて和氏の璧といつた。

語釋 和氏（卞和といふ人である。古書に此篇を引用した中に現に卞和と書いてあるのもある。） ○璞（石の中に玉を含んだもの、卽ち山から掘り出したまゝで未だ細工を加へない玉のこと。） ○厲王・武王・文王（厲王の名は楚の世家に見えない。後漢書孔融傳に引用したのには武王・文王・成王となつてゐる。此の方が歷史的に正しい。） ○玉人（玉細工をする人、玉は玉細工師を意味する時は其の音ギウである。） ○誑（タブラカスこと。欺くこと。）

寶焉。遂命曰和氏之璧。

訓讀 楚人和氏、玉璞を楚山の中に得、奉じて之を厲王に獻ず。厲王玉人をして之を相せしむ、玉人曰く、石なりと。王、和を以て誑くと爲して其の左足を刖す。厲王薨じ、武王位に卽くに及び、和又其の璞を奉じて之を武王に獻ず。武王玉人をして之を相せしむ。又曰く、石なりと。王又和を以て誑くと爲して其の右足を刖す。武王薨じて文王位に卽く。和乃ち其の璞を抱いて楚山の下に哭すること三日三夜、泣盡きて之に繼ぐに血を以てす。王之を聞いて人をして其の故を問はしめて曰く、天下の刖せらるゝ者多し、子奚ぞ哭すること悲しきやと。和曰く、吾刖を悲むに非ざるなり。夫の寶玉にして之に題するに石を以てし、貞士にして之に名づくるに誑を以てせらるゝを悲む。此れ吾が悲む所以なりと。王乃ち玉人をして其の璞を理めしめて寶を得たり。遂に命じて和氏の璧と曰ふ。

通釋 楚の卞和といふ人が、寶玉を含んだ石を楚山の中から發見したので、之を持參して厲王に獻上した。處が厲王は果してそれが寶玉かどうか判らぬので、玉細工師をして之を鑑定させた所が、玉細工師は「これは只の石だ。」と申した。そこで厲王は和氏をば上を欺く不屆者だとて刖（あしきり）

和氏第十三

【解說】和氏が寶の璧を楚王に獻じようとしたら、却つて疑惑を受け寃罪を蒙むり、非常な苦痛を嘗めた後にやつと璧の眞價と和氏の忠誠とが認められた話から、法術の士が法術を人主に進めることの困難な事情に說き及んだのである。

楚人和氏得玉璞楚山中。奉而獻之厲王。厲王使玉人相之。玉人曰石也。王以和爲誑而刖其左足。及厲王薨。王卽位。和又奉其璞而獻之武王。武王使玉人相之。又曰石也。王又以和爲誑而刖其右足。武王薨。文王卽位。和乃抱其璞而哭於楚山之下。三日三夜。泣盡而繼之以血。王聞之使人問其故曰。天下之刖者多矣。子奚哭之悲也。和曰。吾非悲刖也。悲夫寶玉而題之以石。貞士而名之以誑。此吾所以悲也。王乃使玉人理其璞而得

無くんば則ち殆し。

通釋 抑も龍といふ動物の性質は柔和で、人間が狃れ親んで騎りまはすことが得るのである。然したゞ其の喉の下に直徑一尺もある大きな逆樣に生えた鱗が有つて、若し人が之に觸つたら最後、きつと人を殺すのである。處が人君にも逆鱗とも謂ふ可き急所が有る。遊說者が此の逆鱗に觸れて人君を怒らせる樣なことが無い位に巧に能れば先づ遊說術を會得したものに近い。

語釋 龍之爲蟲（古は動物一般を汎稱して蟲といつたので、鳳凰は羽蟲の長、麒麟は毛蟲の長、神龜は甲蟲の長、蛟龍は鱗蟲の長、聖人は倮蟲の長だと考へられた。） ○嬰（觸の意） ○幾矣（幾は庶幾のこと、諫說を善くするに近いこと。）

餘論 右說難一篇自から三大段に分れて居る。篇首より「此說之難不可不知也。」までが第一大段で遊說の難點を述べた。次に「凡說之務」より「此說之成也」までは第二大段で遊說の困難に打ち勝つ法を述べたもの、以下は第三大段で史上の例話を引いて論證を試み、冷かな議論に一種の潤ほひを與へ、津々として盡きせぬ興味を添へたのである。又各大段が數箇の小段小節に分れて居ることは前述の通りで、各部分の間に脈絡貫通前後照應渾然として一篇をなして居る。其の文を行るに如何に心を用ひて居るかは本文を反復熟讀して味つて頂きたい。

は世間は通らぬとは承知してゐても、どうも吾々は純理を振りかざして相手を說き伏せようとして焦燥る。殊に年少氣銳の人には此の傾向が著しく、それで取り回へしのつかぬ失敗をすることが多い。想ふに韓非は人一倍理窟屋であつたから理窟通りに行かぬ世事に當面して一層深刻に焦燥もし憤慨もしたことだらう。其の體驗から來た論說だから一一の引例にも人を動かす力がこもつて居る。同じ盜難の警告でも自分の息子から聞けば感服し、鄰人の親父から聞けば却て嫌疑をかけた話より進んで、同一人の同一行動が前には賞を得る種となり、後には罰を受ける根據となつた此の一例を敍し、讀む者をして層一層人情反覆の皮肉を痛感せしめる。

さて最後に逆鱗の喩を持ち來り、含蓄ある、力强い感銘を與へる一節を以て此篇を結んでゐる。

夫龍之爲蟲也。柔可狎而騎也。然其喉下有逆鱗徑尺。若人有嬰之者。則必殺人。人主亦有逆鱗。說者能無嬰人主之逆鱗則幾矣。

訓譯 それ龍の蟲たるや、柔にして狎れて騎るべきなり。然れども其の喉下に逆鱗の徑尺なる有り。若し人之に嬰るゝ有れば、則ち必ず人を殺す。人主にも亦逆鱗有り。說く者能く人主の逆鱗に嬰るゝ

は」と。又或る日、彌子が君の御伴して果園に遊んだ時、桃を食べたら大層旨かつたので食べかけの桃の半分を殘して之を君に差し上げた。すると君の言はれるには、「よくまあ予を愛してくれる、自分が食べるのをも忘れて、予に食べさせてくれた」と。處が其後彌子の容貌衰へ、從つて君の愛情も薄らいで來た頃に君から御咎を蒙むることになつた。時に君は「此の奴以前に詐はつて予の馬車に乘り、又予に食ひ殘しの桃を食はせた不屆者だ」と御叱りになつた。それで彌子の行ひは以前と少しも變つては居らぬのである。然るに以前は賢者だと譽められる理由となつた、其の行を以て後には罪を蒙つたのは、君が愛してゐるか憎んでゐるか、實に其の感情の變化に因るのである。故に君主に愛せられて居れば、説者の考へたことが旨く君の意に適つて益親まれるし、君主に惡まれて居れば考へたことも不首尾に終り、そして愈疎んぜられることになるのである、だからして君に諫言をしたり又は意見を述べたりする人士は先づ君の愛憎の感情を見定めて然る後に説かなければならぬ。

語釋　彌子瑕（衞の靈公につかへ男色を以て寵愛された人で其の妻は孔子の門人子路の妻と姉妹である。孔子の彌子に對する態度は孟子萬章上篇に見える。）　○衞君（衞の靈公のこと、衞は今の河南省衞輝府に都して居つた。靈公彌子を愛し賢人蘧伯玉を用ひず、史鰌が死に臨みての諫めにより其の非を悟り彌子を退け蘧伯玉を用ひた。）　○刖（五刑の一つで足切りの刑である。足くびを切斷するを原則としたらしいが、罪の輕重に依り又時代に依つて差別あり單に脚の筋を斷つ場合もあつた。）

餘論　愛憎の感情に依つて物の判斷が左右されることは何人も免れ難いものだから理窟一點張りで

や、人聞いて夜彌子に告ぐる有り。彌子矯めて君の車に駕して以て出づ。君聞いて之を賢として曰く、孝なる哉、母の故の爲に其の刖罪を犯すを忘ると。異日君と果園に遊ぶ。桃を食ひて甘しとし、盡さずして其の半を以て君に啗はしむ。君曰く、我を愛する哉。其の口味を忘れて以て寡人に啗はしむと。彌子色衰へ、愛弛むに及び、罪を君に得たり。君曰く、是固嘗て矯めて吾が車に駕し、又嘗て我に啗はしむるに餘桃を以てせり、と。故に彌子の行ひ未だ初より變ぜざるなり。而るに前に賢とせられし所以を以て、後に罪を獲たるは、愛憎の變ずればなり。故に主に愛せらるる有れば則ち智當りて親しみを加へ、主に憎まるる有れば則ち智當らずして疏きを加ふ。故に諫說談論の士は、愛憎の主を察して而して後に說かざる可からず。

【通釋】昔、彌子瑕といふ人が衞の君に可愛がられて居つたが、衞國の法律では隱れて勝手に君の馬車に乘る者は刖の刑に處せられることになつてゐた。處が或る時、彌子の母が病氣に罹り、其の由を聞き夜中に彌子を告げてくれた人があつた。そこで彌子は君命だと詐つて、君の馬車の用意をさせ、それに自分が乘つて母を見舞つた。君此の事を聞いて彌子を罰せず、却て之を賢者であると譽めて言はるゝ樣、何と親孝行なことだらう、母につかへる爲に刖罪に處せられるのも忘れて吾が車に乘ると

を如何に運用すべきかを會得することの難き次第を何人にも領かしめる好例を引いたものである。只繞朝之言云云の一節は史記列傳には無い。無い方が寧ろ文章として收まりがよいと思ふ。

昔者彌子瑕有寵於衛君。衛國之法、竊駕君車者罪刖。彌子瑕母病。人聞有夜告彌子。彌子矯駕君車以出。君聞而賢之曰。孝哉。爲母之故忘其犯刖罪。異日與君遊於果園。食桃而甘。不盡。以其半啗君。君曰。愛我哉。忘其口味。以啗寡人。及彌子色衰愛弛。得罪於君。君曰、是固嘗矯駕吾車。又嘗啗我以餘桃。故彌子之行未變於初也。而以前之所以見賢。而後獲罪者。愛憎之變也。故有愛於主則智當而加親。有憎於主則智不當而加疏。故諫說談論之士。不可不察愛憎之主而後說焉。

訓讀　昔、彌子瑕衛君に寵有り。衛國の法、竊に君の車に駕する者は罪刖せらる。彌子瑕の母病む

もつまらぬ目に遇うたもので、甚だしきは誅戮に處せられ、輕くて濟んだ方でも盜人の嫌疑を受けた次第である。それで問題そのものに對して正しい判斷を下し得る智見を有つことが困難なのではなく、その智見を如何なる場合に用ふべきかを知ることが困難なのである。だから繞朝の如き智者もそれで失敗したのである。繞朝が晉の密謀を看破して秦の爲に警告した、其の言は正に適中したのであるが、然し彼は晉國の人からは聖智の人と稱せられたが、秦國に於て誅戮せられて了つた。此れはよく注意しなければならぬことである。

語釋　鄭武公（鄭といふ國は今の河南省に屬し、新鄭縣は其の都の跡である。周の宣王が庶弟桓公友を此の國に封じた、武公は桓公の子で周の平王時代の人。）　○胡（普通北狄を總稱して胡といふが、こゝでは鄭の北隣の國の名である。史記の正義に世本の說を引いて、胡は歸姓といひ又括地志には胡城は豫州郾城縣界に在りと記されてあつたといつてある。豫州は河南のことだから、地理の上からもうなづかれる。）　○大夫關其思（關は姓で、䦕と書いてある本もある。其思は名である。竹書紀年に「周の平王十八年、鄭人大夫關其思を殺す」と見えて居る。）　○兄弟之國（同姓の國ばかりでなく婚姻を結んだ國を兄弟の國といふ例がある。）　○宋（國の名、殷の微子啓、周の武王に降り、此の地に封ぜらる。都は今の河南の商邱縣にあつた。）　○鄰人之父（長老を尊んで父又は父老といふが、こゝでは鄰家のおやぢと見ればよい。）　○厚者薄者（罪の重いのは…輕いのは…の意。）　○繞朝（秦の大夫である。初め晉の士會出奔して秦に行つて居たが晉では士會の人物を惜み且つ秦が士會を用ひんことを恐れ、詭計を以て士會を呼び還さうとした、その時繞朝は晉の密計を看破して秦伯に警告したが用ひられず、遂に秦は晉にあざむかれて士會を手放して了つた。士會の去る時、繞朝之に策を贈つて言ふには「秦國に晉の密計を見拔く人なしと思ふ勿れ、吾が言用ひられないからこそ君は歸國するを得るのだ」と、それで晉人は繞朝の明識に驚き、聖人と稱したが、秦國では反つて繞朝が餘りに敵國の事情を知つて居るので何か其の間に怪しい關係があるのではないかと疑ひ遂に之を殺して了つたのである。此事左傳文公十三年に見える。）

餘論　史上の例話に引き來つて、上來論ずる所を證據立てたのである。智の難きに非ずして其の智

る可からざるなり。

通釋 昔鄭の武公が胡國を伐ちたいと思つた。そこで先づ自分の娘を胡君に嫁にやつた胡君の機嫌をとつて置いて、さて羣臣に問うて曰ふ樣、「自分は兵を起して外征を試みたいが、どの國を伐つたら宜からうか」と。大夫の關其思が對へて曰ふ樣、「胡國を伐つが宜いと思ひます。」と。處が武公怒つて曰ふ樣「胡は吾が邦とは近親關係の有る國である。汝之を伐てと言ふは何たる無道ぞ、」と。そして遂に關其思を誅戮して了つた。胡君が此の事を傳へ聞いて鄭は眞に自分を親むものと思うて、愈油斷をして鄭に對しては少しも用心しなかつたら、鄭の武公は其の隙に乘じて胡を襲ひ其の國土を取つて了つた。

又、宋の國に一人の財産家が有つた。有る時雨が降つた爲に、其の家の土塀が壞れたところ、其の家の息子が、「土塀を修築しないと、必ず盜人に侵されるだらう」と注意した。又其の鄰家の親父も同樣な注意を與へました。處が案の定、其晩多大の財物を盜られた。然るにその財産家の人々は其の息子の先見の明あることを稱め歎へたが、一方鄰家の親父が盜つたのではないかと之に嫌疑をかけた。

大夫關其思といひ鄰家の親父といひ、其の言うたことは皆當を得て適中したのであつたが、どちら

人。天雨牆壞。其子曰。不築必將有盜。其鄰人之父亦云。暮而果大亡其財。其家甚智其子而疑鄰人之父。此二人說者皆當矣。厚者爲戮。薄者見疑。則非知之難也。處之則難也。故繞朝之言當矣。其爲聖人於晉。而爲戮於秦也。此不可不察。

訓讀　昔鄭の武公胡を伐たんと欲す。故に先づ其の女を以て、胡君に妻はし以て其の意を娯ましめ、因て羣臣に問ふ、吾兵を用ひんと欲す。誰か伐つ可き者ぞと。大夫關其思對へて曰く、胡伐つ可しと。武公怒つて之を戮して曰く、胡は兄弟の國なり、子之を伐てと言ふは何ぞやと。胡君之を聞いて、鄭を以て己を親むと爲し、遂に鄭に備へざりしに、鄭人胡を襲うて之を取れり。宋に富人有り。天雨ふりて牆壞れたり。其子曰く。築かずんば必ず將に盜有らんとすと。其の鄰人の父も亦云ふ。暮れて果して大に其の財を亡へり。其の家甚だ其の子を智とし而して鄰人の父を疑へり。此の二人の說は皆當れるも、厚き者は戮と爲り、薄き者は疑はる。則ち智の難きに非ざるなり。之に處すること則ち難きなり。故に繞朝の言は當れるも、其れ晉に聖人とせられ、而して秦に戮せられしなり。此れ察せさ

【通釋】夫君臣關係を結んでから、時日を經過すること久しきに及び、御互に氣心もよく解り、君の恩澤が既に厚く遊說者に加はる樣になり、深く立ち入つて計畫しても而も疑はれず、諫爭しても而も罪せられない樣になつたならば利害の分るゝ所を明確に論斷して其の功果を擧げ、遠慮無く是非を明示して識見智能の勝れたことを見してあつぱれ名譽を博すべきである。斯樣に君臣相共鳴し互に助け合ふに至れば、此れ遊說の成功したものである。

【語釋】曠日彌久（日をむなしくし久しきにわたると反つて訓んでもよく普通は空しく時日を經過する意味に用ひられるが、こゝでは單に久しく時がたつ意味で「積日累久」といふに同じ。或る本には彌久を離久に作るも意味は同じである。）○引爭（引は正すこと、君の非を正し爭ふこと卽諫爭。）○相持（互に疑はず、信賴して助け合ふこと。）

【餘論】遊說の成功した狀態に至つては術は既に不要となり、君臣互に至誠を披瀝して水魚の交を爲すを言ふ。

昔者鄭武公欲伐胡。故先以其女妻胡君以娛其意。因問於羣臣。吾欲用兵。誰可伐者。大夫關其思對曰。胡可伐。武公怒而戮之曰。胡兄弟之國也。子言伐之。何也。胡君聞之。以鄭爲親己。遂不備鄭。鄭人襲胡取之。宋有富

かねばならなかつた。今吾が言論を一時手段として卑屈にしても、之に因つて君主に任用され、此の世を救ふことが得るならば、有能の士の決して恥づべきことではない。

【語釋】伊尹爲宰（伊尹が宰（料理番のこと）となり殷の湯王に任用を求めたといふことは當時一般に行はれた傳說と見えて諸書に散見する所である。韓非は其の傳說に依つて述べたのである。然し是は歷史的事實としては甚だ疑はしく孟子萬章上篇に之を辯じてゐる。）○百里奚爲虜（百里奚は初め虞の君に事へたが、晉の獻公、虞を滅して百里奚を捕虜とした。後獻公が其の女を秦の穆公に嫁はすに際し百里奚を附添として秦に遣はした。百里奚は之を機會に穆公に接近し大に用ひらるゝ樣になつた。百里奚が五枚の羊皮で身を賣つた話は戰國時代に一般に行はれた傳說であるが、孟子は是も歷史的事實でないことを論じてゐる。）○干其上（干は君主が認めて用ふるを待たず臣下より押しかけて君にとり入ること。）○振（救に同じ。）○能仕（能士のこと。）

【餘論】伊尹・百里奚に關する傳說を擧げて遊說術は高遠な理想の爲の手段なることを論じたのである。

夫曠日彌久而周澤既渥。深計而不疑。引爭而不罪。則明割利害以致其功。直指是非以飾其身。以此相持。此說之成也。

【訓讀】夫れ曠日彌久して周澤既に渥く、深く計りて而も疑はれず、引爭して而も罪せられずんば、則ち利害を明割して以て其功を致し、是非を直指して以て其の身を飾る、此を以て相持す。此れ說の成れるなり。

然し此の方法論が方法そのもの〻說明だけに止まつて何等の理想も無かつたならば、それは單に姦智に長けた佞人が君主を籠絡しようとする密計と何等擇ぶ所は無からう。誠忠憂國の士が此の佞人の密計にも似たることの爲に何故心を碎くのか。それを次に述べてゐるのである。

伊尹爲宰。百里奚爲虜。皆所以干其上也。此二人者皆聖人也。然猶不能無役身以進。如此其汚也。今以吾言爲宰虜。而可以聽用而振世。此非能仕之所恥也。

【訓讀】伊尹の宰と爲り、百里奚の虜と爲りしは、皆其の上に干むる所以なり。此の二人は皆聖人なり。然るに猶身を役して以て進むこと此の如く其れ汚なること無き能はざるなり。今吾が言を以て宰虜と爲すも、而も以て聽用せられて世を振ふ可くんば、此れ能仕の恥づる所に非ざるなり。

【通釋】むかし殷の湯王の宰相伊尹は料理人にまでなり下つたことがあり、秦の穆公の宰相百里奚は捕虜の身と爲つたことがあつたが、是皆君主に任用せられんことを求める手段としてやつたのである。此の二人は皆聖人であつた。然るに猶此れ程まで其の身を汚したり、勞役に從事したりして針路を開

慮勝れたことだと思つて居るならば、過去に失敗した事などを擧げて困らしてはならぬ。說く所の旨意が君主の心に違ひ逆ふことなく、言葉づかひの節々などが御氣に觸る心配がなく自由に話が能る樣親しくなつて然る後に知識や辯舌の及ぶ限りを振ふがよい。以上述べた方法こそ遊說者が君主の御側近く親まれて疑はれずそして十分に意見を申上げ得る術なのである。

語釋 規（規は法で、法度として糾すこと、はかるとよむ說も有るが今とらぬ。）○無傷（孟子梁の惠王篇にも見えて居る語で、道に害無し仁德をそこなふこと無しといふ義。）○概（斛で穀物などを量るとき其の縁なみにならす道具トカキのこと、卽ち上つた所を低くする意味から物を抑へつける意味に用ひたのである。）○適（敵に同じく、匹敵の意、史記には敵の字にしてある。）○以其敗（其敗は「背テ困敗スル所ノ事」といふ蒲坂青莊の說に從つておく。）○拂忤（拂は違である忤は逆である。）○繫縻（束縛のこと。本によりて擊摩の字になつて居るのもあるが今集解の說に從ふ。擊摩といへば君主と衝突し、氣にさはること、繫縻といへば君主の氣をそこなふことを恐れて自由に議論できぬ樣束縛されてること。）

評論 此一節は君主に好感を與へ、少しでも惡い感じを與へぬ樣、注意すべき事項を擧げ、遊說術の說明を結了したのである。

さて凡說之務云々より是に至るまでは說難篇の中でも方法論とも謂ふべき所で、初めに相手の君主の心の隙間を捷く見ぬいて君主に取入る法を述べ、次には更に進んで積極的に自說を採用せしめる方法に及び、最後には、また君主に好感を與へ遠く嫌疑を避ける方法を述べて結んであり、凡そ三節より成つて居る。緻密周到な配慮と搔い處に手の屆いた筆づかひとは感歎の外はない。

者有らば、則ち必ず以て大に其の傷ふ無きを飾るなり。與に敗を同うする者有らば、則ち必ず以て明かに其の失無きを飾るなり。彼自ら其の力を多とせば、則ち其の難きを以て之を概する毋かれ。自ら其の斷を勇とせば、則ち其の讁を以て之を怒らす無かれ。自ら其の計を智とせば、則ち其の敗を以て之を窮する毋かれ。大意拂忤する所無く、辭言繫縻せらるゝ所無くして、然る後に極めて智辯を騁す。此の道は親近せられて疑はれざるを得、而して辭を盡すを得る所なり。

通釋 他の人が君主と行を同じうする時は之を譽めるがよく、他の事で君主の計畫と同様なものをば模範として之を尊ぶがよい。君主の汚た行ひと同種のことを行つてゐる者有らば必ず其の人格を傷ふに足らぬことを陳べて大に辯護すべきである。君主の失錯と同様のことを行つた者が有らば必ず其の手落に非ざることを十分に辯護すべきである。(斯様にすれば君主の行動や業績を直接譽めたり辯護したりするのと異つて故意とらしい嫌味が伴はず、從つて君主をしてくすぐつたい思ひをさせず、快い感じを起させることが得る。)彼れ君主が自ら其の腕力を自慢にして居るならば其の力の及ばぬことなどを擧げて之をへこましてはならぬ。又自ら其の決斷を勇氣あることゝして得意になつて居るならば、「他にも其の位なことを行る者が有る」など言うて怒らしてはならぬ。又自分の計りごとを智

て得らるべき美名を明様に說明し、そして一面に於て實は君主の個人的利益にもなることを言外にほのめかすのである。又國家に危害となる事を陳べて警戒しようと思ふならば、表面上は其の事に對する世間の非難攻撃を說き、そして一面に於て其の事が君主御自身の災難となるべきを、それとなくほのめかすのである。

【語釋】內（納と同じに用ひたのでイルと訓じ受け容れて採用する意。）○相存之言（相存問し親睦を圖ることを勸める言論。）

【餘論】此節は自說を君主に採用させる方法を說いたのである。

譽異人與同行者。規異事與同計者。有與同汚者。則必以大飾其無傷也。有與同敗者。則必以明飾其無失也。彼自多其力。則毋以其難概之也。自勇其斷。則無以其謫怒之。自智其計。則毋以其敗窮之。大意無所拂悟。辭言無所繫縻。然後極騁智辯焉。此道所得親近不疑。而得盡辭也。

【訓讀】異人の與に行ひを同うする者を譽め、異事の與に計を同うする者に規り、與に汚を同うする

【語釋】爲之地（地はシタヂで材料と云ふ程の意味。）

【餘論】此一節は君主の人知れず懷いて居る焦燥煩悶及虛榮心などを捷く見ぬいてそれを利用して君主の心に取り入る法を說いたもの、「私急」の具體的内容は種々考へられるが、鄰國に對して領土的野心を逞しくしたいとか戰爭を起して見たいとか思ふこともその一だらう。ツマラヌ事と思つてもやめられぬと云へば犬を無暗に可愛がつたり美人をヤタラに多く集めたがつたりする性僻などを謂ふ。高尚な理想を有つてゐても實現されぬ場合とは平凡な君主が堯舜の眞似をするが如き、それである。

欲レ內ニ相存スルノ之言ヲ。則必ズ以テ美名ヲ明カニシレ之ヲ。而シテ微カニ見ス其ノ合フヲ於私利ニ也。欲レ陳ベント危害之事ヲ。則顯ハシ其毀誹ヲ。而シテ微カニ見ス其ノ合フヲ於私患ニ也。

【訓讀】相存するの言を內れんと欲せば、則ち必ず美名を以て之を明かにし、而して微かに其の私利に合ふを見すなり。危害の事を陳べんと欲せば、則ち其の毀誹を顯はし、而して微かに其の私患に合ふを見すなり。

【通釋】國家無事の時、互に親睦を圖る政策を君主に採用して貰ひたいと思ふ場合には、それに由つ

益光栄を添へしめ、そして其の恥かしがつて居る點を人目に立たぬ様に掩滅して了ふ方法をよく心得置くことである。（だがその要領を實際に用ひるには千變萬化である。）例へば君主が（體面上口に出しては言はぬが）内心では取り急ぎ行ひたいと思うて居ることが有る場合には、必ず其の事の正義公道に適つてゐることを示して、君主が意を強うして斷行できる様にすべきである。又君主が意の中では我ながら下等なツマラヌ事だ、とは思つて居つても、然もそれをやめることが能ない様な習性を有つて居る場合には遊説者は君主の爲に其の習性の美むべき點を擧げ、それをやめて行はぬ様にしても別段エライことではない、と申上げるがよい。又君主が心中に高尚な理想を有つて居つても實行はとても能ない場合には遊説者は、君主の爲に、其の理想の過れる點を擧げそんなものに憧憬れることに由つて起る弊害を説き示し、そして、左様なものを行はぬ方が勝つて居ると説くがよい。又君主が自分の智慧や才能を自慢したがつて居る場合には、君主の當面してゐる問題と事は異ふが類を同じうする話を持ち出して、多く參考材料を供し君主をして自分の説を利用させ、而もこちらは知らぬ顔をして君主の智慧を助けるがよい。（さうすると君主は自分で妙計を考へ出した様な顔をすることが出來るから遊説者を便利がつて親しむことゝなる。）

强之。其意有下也。然而不能已。說者因爲之飾其美。而少其不爲也。其心有高也。而實不能及。說者爲之擧其過而見其惡。而多其不行也。有欲矜以智能、則爲之擧異事之同類者。多爲之地。使之資說於我。而佯不知也。以資其智。

訓讀 凡そ說くことの務は、說く所の矜る所を飾り、而して其の恥づる所を滅するを知るに在り。彼私に急とする有るや、必ず公義を以て示して之を强うす。其の意下とする有り、然かも已む能はずんば、說者因て之が爲に其の美を飾りて其の爲さざるを少とするなり。其の心高しとする有り、而かも實は及ぶ能はずんば、說者之が爲に其の過を擧げて其の惡を見し、而して其の行はざるを多とするなり。矜るに智能を以てせんと欲する有らば、則ち之が爲に異事の類を同うする者を擧げ、多く之が地を爲して、之をして說を我に資らしめ、而かも佯りて知らずとして、以て其の智を資く。

通釋 凡そ遊說術として務むべき要領は、相手たる君主が自ら得意に思つて居る點を賞め賛へて

說者が手つとり早く簡明に其說を述べると、「無學で是きり知らぬのだ」と思うて之を詘けるし、又事細かに且つ博きに亙りて述べたてると「飾りばかり多くて實質が無い」と思ふ。又事例を略しあつさり大意だけを陳べると「臆病で思ふことを十分言ひ盡せないのだ」と思ふし、さればとて遠慮無く廣く諸種の事を論議すると「粗野で禮を知らず、君を侮る者だ」と思ふのである。以上は卽ち遊說の困難な點で、よく心得て置かねばならぬことである。

語釋 大人（卿大夫等高位高官に在る人を大人といつた例は左傳襄公三十年にも見える。）○閒（閒然するなど云ふ時の閒で、ケチをつけること缺點を見出してそしること。）○細人（大人の反對で微賤の者をいふ。）○賓重（重は前にも言つたが權力の意味之を賓るとは、細人を君前に論ずることによりて細人の存在を認めしめ、細人の利益になる樣にし其人に有難がられる關係卽權力を利用して私恩を施す關係をいふ。）○藉資（藉は借である、資は資助の意である。君の寵仰を集めて其の御機嫌をとり、自分の出世の手段とすること。）○米鹽（米や鹽の樣に粒の細いものが積もつて斗斛をなす如く緻密に詳細に話を進めること。）○史（史の字はもと交または久の字になつて居たが顧廣圻の說により史の字にして解釋する、浮華で實少い意、論語雍也篇に「質文ニ勝テバ則野、文質ニ勝テバ則史」とある場合と同じ。）○慮事廣肆（慮は謀の意である。廣肆は無遠慮に廣きにわたり論ずること。）○草野而倨侮（粗野で傲慢なこと卽野人風に倨はず、知らず識らず尊大にかまへること。）

評論 以上で遊說術の難點を述べ了つたので、次に此の困難を如何にして切り拔け得べきかを述べるのである。

凡說之務。在知飾所說之所矜。而滅其所恥。彼有私急也。必以公義示而

辯。則以爲多而史之。略事陳意。則曰怯懦而不盡。慮事廣肆。則曰草野而倨侮。此說之難。不可不知也。

訓讀 故に之と大人を論ずれば則ち以て己を閒すと爲し、之と細人を論ずれば則ち以て重を賣ると爲す。其の愛する所を論ずれば則ち以て資を藉ると爲し、其の憎む所を論ずれば則ち以て己を嘗むと爲す。其の說を徑省すれば則ち以て不智と爲して之を詘け、米鹽博辯なれば則ち以て多と爲して之を史とす。事を略し意を陳ぶれば則ち怯懦にして盡さずと曰ひ、事を慮ること廣肆なれば則ち草野にして倨侮なりと曰ふ。此れ說の難にして知らざる可からざるなり。

通釋 人君の遊說者に對する態度が斯樣に猜疑深く冷酷なものだから、遊說者が君前に於いて身分の貴い大官の人物を評論すると人君は「是は閒接に自分の缺點を譏つて居るのだ」と思ふし、又反對に地位の低い微賤の人の身の上を論ずる時は、「その人を薦めて吾が權力を賣り物にするのだ」と疑ふ。君の愛して居る人物を論ずると「吾が寵臣を利用して出世の手蔓とするつもりだな」と疑ひ、又君の憎んで居る人物を論ずる時は、「自分がどの位怒つてゐるかを試さうとするのだ」と疑ふのである。又遊

已めることの能ないことを止めさせようとしたりすると、其の身危い。

語釋　有所出事（公然命令を出して行ふことありの意。）○乃以成他故（公然發表したことは眞意でなく、その事に名を借りて實は他の事をなさうとする。）○規異事當（事に君上のために適る事を計議してウマクいつたことがある。）○揣之外而得之（外部より推しはかつて之を覺ること。）○周澤（周は親密の意じ澤は恩澤。）○過端（端を端緒と見る說もあるが實端により端は前即ち事の意に解す。）○貴人或得計（一計を他人より得るを言ふなり、と云ふ物茂卿の說を取る。）

餘論　此一節は遊說者の陷り易い危險七種を列擧し、生殺與奪の權を握つて居る王侯貴人の前に說くことは如何に危險なものであるかを示したのである。當時の王侯なるものは一般に如何に我儘で又殘忍なことを爲しつゝあつたかが此一節に依つて解る。國家の存亡に關する重大事の爲なら、まだしも自分の虛榮心の邪魔になるからとて臣下や賓客を殺さうとするに至つては非道極まることである。臣下の姦計も惡辣を極めて居るが、誠に此の君にして此の臣ありとでも謂ふべきか。上下押しなべて人心險惡になつて居つたと見るべきである。

故與之論大人。則以爲閒己矣。與之論細人。則以爲賣重。論其所愛。則以爲藉資。論其所憎。則以爲嘗己也。徑省其說。則以爲不智而詘之。米鹽博

命令を出して或る事を爲して居るが而も實は他の事を成さうとしてゐるとする。そして遊說者は單に君主の表向の行爲を知るばかりでなく君主の行爲の眞の目的をも知つたとする。斯樣な場合も、遊說者の身は危い。又遊說者が一度或る事を計畫し旨く行つて智者であることが知られて居る場合他の或る智者が君主の祕密を外部から嗅ぎつけ、其の結果、君主の祕密が洩れたとする。さうすると必ず遊說者たる自分が之を洩らしたのだと思はれる。斯樣な場合も遊說者の身が危い。君主の恩澤が未だ厚く自分に加はつて居ないのに自分の智慧の有らん限りを盡して話を申上げると、未だ信用が十分でない爲め、其の申上げた說が採用されて功有つたとしても其の功德は忘れられ、若し其說が採用されなかつた爲に事失敗に終つた場合には、自分の說が用ひられぬのを不滿に思つて蔭に廻つて事を妨げたのだと君主に疑はれるだらう。斯樣な場合にも其身危險である。貴人が何か過失を有つて居る場合に遊說者が明かに、人間として行ふべき正しい道を說き、其の結果自然と貴人の缺點が目立つ樣になり貴人をして面目を潰させたとする。斯樣な時にも遊說者の身は危險である。又貴人が他人に考案して貰つた計畫を以て自分の功名にしたいと思つて居るのに遊說者がそのいきさつを知つて居るとする。斯の如き場合は其の身が危險である。君主がどうしても能ないことを無理に勸めたり、又どうしても

而るに語泄す所の事に及ぶ。此の如き者身危し。彼顯に出す所の事有り、而して乃ち以て他故を成さんとす。說者徒に出す所を知るのみならず、又其の爲す所以を知る。此の如き者身危し。異事を規りて當る。知者之を外に揣りて之を得、事外に泄る、必ず以て己と爲すなり。此の如き者身危し。周澤未だ渥からさるなり、而るに語りて知を極む。說行はれて功有らば則ち德忘れられ、說行はれずして、敗るゝ有らば則ち疑はれん。此の如き者身危し。貴人過端あり、而して說者明かに禮義を言ひ以て其の惡を挑ぐ。此の如き者身危し。貴人或は計を得、而して自ら以て功と爲さんと欲するに、說者與り知る。此の如き者身危し。彊ふるに其の爲す能はさる所を以てし、止むるに其の已む能はさる所を以てす、此の如き者身危し。

【通釋】抑も事柄は祕密を保つことに依つて成就し、言語は泄れることによりて失敗を招くものである。（から君主は自分の祕密の漏洩するのを非常に恐れてゐる、それで遊說者は此の君主の祕密に就て細心の注意を要する。）遊說者自身が君主の祕密を泄すわけでなくとも偶然話の序に君主の匿して居る事に言ひ及んだとする。斯樣な場合には遊說者の身が危い。（何故かと云ふに、君主は「モウ自分の祕密は此の遊說者に知れてゐる、早く之を殺して了はねばならぬ」と思ふからである）。又彼君主が表向

【餘論】君主の思想傾向をよく知らないで、ウッカリものを言ふと意外の失敗を招くことを述べたもの、韓非の崇拜する商鞅も初め孝公の心中を知らずに進言して失敗してゐる。

夫事以密成。語以泄敗。未必其身泄之也。而語及所匿之事。如此者身危。彼顯有所出事。而乃以成他故。說者不徒知所出而已矣。又知其所以爲。如此者身危。規異事而當。知者揣之外而得之。事泄於外。必以爲己也。如此者身危。周澤未渥也。而語極知。說行而有功。則德忘。說不行而有敗。則見疑。如此者身危。貴人有過端。而說者明言禮義以挑其惡。如此者身危。貴人或得計。而欲自以爲功。說者與知焉。如此者身危。彊以其所不能爲。止以其所不能已。如此者身危。

【訓讀】夫れ、事は密なるを以て成り、語は泄るゝを以て敗る。未だ必ずしも其の身之を泄さゞるなり。

なり。

【通釋】相手の君主が利を棄て義を取り、高潔であると云ふ名聲を得たいと思つて居るのに之に對して福利增進のことを說くと君主からは、「遊說家自身が理想が低くて下品なものだから、他人をも心卑しいものと解釋し、卑賤遇ひをするのだ」と思はれ、必ず棄て去られるだらう。又反對に相手の君主が福利を得たいと思うて居るのに之に對して實利を離れた高尙なことを說くと、君主からは「世事に無關心で社會の實情に迂闊な奴だ」と思はれ、必ず任用されないだらう。又、君主が心の中では福利を得たいと思つて居り、表面だけ高尙な名節を尙んで居る場合、之に對して名節などのことを說けば君主は表面だけ其人を任用し、其の實、心の中では之を疏ずるだらうし、さればと云つて之に福利增進の話を申し上げると、內々其の言を採用して而も顯ら樣には其人を棄てゝ了ふであらう。遊說者たる者は此の邊の事情を篤と察知して居なければならぬ。

【語釋】名高（實利を離れ眞に人間としての道を尙ぶ高尙な節義のこと。）○出於（出は猶ほ處のことと史記の注にも見えて居り、……をなす方針を持つて居るといふ意味。）○厚利（利を厚くすること、卽富國強兵を計り福利增進の法を講ずること。）○見下節而遇卑賤（見は受身を表す語。下節は節操の下品なこと換言すれば道義的に高尙な理想など有せず物慾のことばかり考へること。遊說者自身が斯く下品なものだから、君主も自分と同じく物慾の奴隸であると考へて、福利のことを說くのは君主を侮辱するのだ。とから君主に思はれる意味。）○無心（實社會のことに無頓著で冷淡なこと卽ち無關心と云ふも同じ。）

の說く所此の外に出でないのである。そして心の一字は君主の學殖才略、性僻趣味、及び道義的理想の高下等の一切、將又目下最も急切な問題となつてゐる事柄などを意味するのである。

所說出於爲名高者也。而說之以厚利、則見下節而遇卑賤。必棄遠矣。所說出於爲厚利者也。而說之以名高、則見無心而遠事情。必不收矣。所說陰爲厚利而顯爲名高者也。而說之以名高、則陽收其身而實疏之。說之以厚利、則陰用其言。顯棄其身矣。此不可不察也。

訓讀 說く所名高を爲すに出づる者なり。而るに之に說くに厚利を以てせば、則ち下節にして卑賤に遇すとせられて必ず棄遠せられん。說く所厚利を爲すに出づる者なり。而るに之に說くに名高を以てせば則ち無心にして事情に遠しとせられて必ず收められざらん。說く所陰に厚利を爲して顯に名高を爲す者なり。而るに之を說くに名高を以てせば、則ち陽に其の身を收めて實は之を疏んぜん。之に說くに厚利を以てせば則ち陰に其の言を用ひて顯に其身を棄てん。此れ察せざる可からざる

の意で相手の人君を諷ふ。）　○當之（相手の心に適合させること。）

餘論　此の一節は一篇の大旨意を掲げたので以下之を細說するのである。人君を感心させるに足る知識、言はんと欲することを十分に言ひ表し得る辯舌、貴人の前で少しも怯まず縱横に吾が知識辯舌の力を振ひ得る膽力、此の智力、辯舌、膽力の三者の必要なのは何人も認める所であるが、此の三者の何れの一を修得することも決して容易でない。況して此の三者を兼備することは難中の難である。けれども此の難は誰しも認める所であるから韓非は問題とせず、普通人の氣付かない然も最も重要視すべき一難に就いて論じようとしてゐるのであるから、先づ文の冒頭に於て、「遊說の難は此の三者ではない」と。常人の意表外に出づる斷定を下して置いて、讀者の心中に十分疑問を起さしめ、注意力を次の一句に集注せしめる巧な語法を用ひたのである。しかも讀者が好奇心を起して焦立つて居ると次の句は凡說之難云々と急がず騷がず、極めて莊重に勿體振つた調子にできてゐる。恰も雄辯家が滿堂の聽衆の心を擒へて飜弄してゐる有樣である。韓非先生口は吃であるが一度筆を採れば堂々たる雄辯家に成り濟して居られる。

「知所說之心、可以吾說當之」と云ふ句も無雜作の樣で其實中々練れた含蓄の豐富な句で、說難一篇

ると考へたからであらう。

凡說之難。非吾知之有以說之之難也。又非吾辯之能明吾意之難也。又非吾敢橫失而能盡之難也。凡說之難。在知所說之心。可以吾說當之。

訓讀 凡そ說くことの難きは吾が知の以て之に說く有るの難きに非ざるなり。又吾が辯の能く吾が意を明かにするの難きに非ざるなり。又吾敢て橫失して能く盡すの難きに非ざるなり。凡そ說くことの難きは、說く所の心を知つて吾が說を以て之に當つ可きに在り。

通釋 凡そ人君を說得することの困難は何かと云ふに、人君に十分說明申上げ得るだけの知識を修得して置くことの困難でもなく、又吾が意見を明かに表現し得るだけの辯舌を鍛錬して置くことの困難でもなく、又思ひ切つて自由奔放に自分の言はうと思ふことを言ひ盡すだけの度胸を養ひ置くことの困難でもない。凡そ人君を說得するの困難は吾が說く所の相手なる人君の心情を見ぬいて、人君が「成る程」と思ふ樣にこちらの說を調節することに在るのである。

語釋 吾知（吾は遊說者を指す。知は名詞として用ひたので智識學殖を謂ふ。）○敢橫失（敢はおして、又は斷じてと云ふ意。失は佚に通じて用ひたのでイツの音、橫失は自由に無遠慮に振舞ふこと。）○所說（所說之主

れた情熱の力である。此篇は前の二柄篇の樣に刑名法術の內容に就て說明してゐないし、韓非の學說そのものを見るには重きをなさぬが韓非の學說の基く所の背景を想望するに重要な材料となるものである。文章として見るも文脈一貫し法度は嚴正であり、前後照應あり、中々苦心の作である。

說難第十二

【敍說】男子志を立て學を修め德を養ひ、大に天下國家の爲め貢獻しようと思うても、時の君主に信任されなければ滿腔の經綸も之を實際に施すべき術が無い。隨つて富國强兵の實を擧げることも、生民の救濟を計ることも能ず切角の名論卓說も積年の勉學修養も何の益にも立たぬ。處が君主の信任を得ることは實際に當つて見ると容易の業ではない。それで君主を說き伏せることの難きことを十分に知りぬいて居つて之に對する方法を講ぜねばならぬと云ふ旨意を述べて說難篇と名づけたのである。此の君主を說き伏せる方法、卽ち謂はゆる遊說術なるものを、これ程詳細緻密に說いた人は韓非の前にも後にもない。此點實に古今獨步と謂つても宜く、韓非の最も心血を注いだ文と云はれて居る史記を書いた司馬遷も韓非の傳中に此篇を挿んで居るのは此篇に依つて韓非の特徵を最もよく知り得

若し上君主には大過失有り、下臣下には大罪有りと云ふ有樣では、國の滅亡せぬ樣にと望んでも、とても不可能なことである。

【語釋】挾(懷又は藏の意、だき込んで利用すること。) ○侵漁(漁者が獲物をあさる樣に、出來るだけ百姓の利益を侵奪すること。) ○一口(豫めしめし合せて置いて皆同じことを述べ恰も一人の口より述べるが如くすること。)

【餘論】孤憤の一篇、讀み去り讀み來れば當時の世相と韓非の立場とが、ありありと眼前に見ゆる心地がする。上下を通じて唯目前の利のみを是れ追はんとする風潮。それを利用して下徒黨を組み、上君主の明を蔽ひ遂に一國を奪はうとしてゐる重人の老獪振りを描き出して妙を得てゐる。此の重人の我儘な思ひを遂げるに唯一つ邪魔になる敵は韓非の樣な憂國慨世の法治論者であつた。それで之に對抗せんが爲に四助を構へ、五勝の威に乘じ、有らゆる惡辣な手段を用ひた。その爲法治論者は不法の誅戮と暗殺とに脅かされ危險此の上もなかつた。常に此の虐殺の脅威を受けつゝも君を思ひ國を思へば默して居る事の能なかつた韓非の心境思ひやられる次第である。宋の范仲淹の曰ふ樣に「天下の憂に先だつて憂へ、天下の樂に後れて樂む」は苟も國民の先覺たる者の常に覺悟すべき事ではあるが、韓非の樣に孤憤の中に生き孤憤の中に死んで往き、後れて樂むの機さへ得なかつたのは同情に勝へぬことである。而も二千有餘年後の吾人をして今尙切齒扼腕、悲憤の涙を催させるのは此一篇に罩めら

大臣挾愚汚之人。上與之欺主。下與之收利。朋黨使漁。比周相與。一口惑主。敗法以亂士民。使國家危削。主上勞辱。此大罪也。臣有大罪。而主弗禁。此大失也。使其主有大失於上。臣有大罪於下。索國之不亡者。不可得也。

訓譯 大臣愚汚の人を挾みて、上は之と主を欺き、下は之と利を收め、朋黨使漁、比周相與にし、口を一にして主を惑はし、法を敗り以て士民を亂し、國家をして危削せられ、主上をして勞辱せしむ。此れ大罪なり。臣大罪有りて而して主禁ぜざるは此れ大失なり。其主をして上に大失有り、臣をして下に大罪有らしめて國の亡びざるを索むるも得可からざるなり。

通釋 當局の大臣は此等の愚者や汚者をだきこんで上は之とグルになつて君主を欺き下は之と共同して利欲を計り、徒黨の力を恃んで利權を漁つては之を侵奪し、唯利害關係で相親み助け合ひ、互にしめし合せて同じことを言ひ白を黑と言ひくるめて君主を惑はし、法度を敗りて國民を亂し、國家をして領土削られ危殆に瀕せしめ、主上をして心身を勞し恥辱を受けしめる。此れ實に臣下の大罪である、臣下が此大罪を犯して居るのに君主之を禁ぜずに置くのは君主たる者の大過失である。斯の如く

授ける樣なものである。）

臣有大罪者。其行欺主也。其罪當死亡也。智士者遠見。而畏於死亡。必不從重人矣。賢士者修廉。而羞與姦臣欺其主。必不從重臣矣。是當塗者之徒屬。非愚而不知患者。必汚而不避姦者也。

訓讀 臣の大罪有る者は其の行主を欺くなり。其の罪死亡に當するなり。智士は遠見にして死亡を畏るれば、必ず重人に從はず。賢士は修廉にして姦臣と其主を欺くを羞づれば、必ず重臣に從はず。是當塗者の徒屬、愚にして患を知らざる者に非ずんば、必ず汚にして姦を避けざる者なり。

通釋 臣下の大罪有る者は君主を欺く行爲をなすもので其罪は死刑に相當するのである。處で智士は遠い將來を先見するの明を有して居つて、而も罪惡に與して死刑に處せられるのを畏れるので決して大罪ある重人に從はない。又賢士は德修まり廉潔であつて姦臣とグルになつて其主君を欺くのを羞かしく思ふので決して姦惡な重臣に從はない。であるからして重人たる當塗者の部下は愚物で將來禍に遇ふべきを知らない者か、さもなくば必ず心汚れて惡事をも避けない者ばかりである。

臣が餘りに信任されて居ることに存する。此れは何れの君も共に受ける所の弊害である。此の弊害を惹き起すに至る經過を考へて見ると一方人臣に大罪あると共に人主にも大失有るのである。元來君臣の利害關係は相一致せぬものである。何で明かに解るかと云ふと、君主の利は能有る者を官に任ずるに在るのに、臣の利は能無くして分に過ぎた權力を握ることに在り。君の利は功勞者に爵祿を授けるに在り、臣の利は功勞なくして富貴なるに在る。主の利は豪傑をして充分その智能を發揮させるに在り、臣の利は朋黨を組んで私利を計ることに在る。斯く君臣の利害相反するが故に國土が外國に削られる場合に臣下は個人的に富み、君主の地位卑しくなるのに大臣の權力却て重くなる。故に君主は勢を失ひて臣下が國權を執り、君主は身を屈して他の強國の藩臣と稱し、執政の大臣が一國を代表して勝手に辭令書を出すのである。是れ人臣が君主を誤魔かし私利を計る手段なのである。故に當世の重臣の中、君主が一旦自ら過失を悟りて主權を回復する場合に、從來の如く君の寵愛を持續し得る者十人中二三人も無い。他は皆誅罰されるのである。これ何故かと云ふに人臣の罪惡が重いからである。

語釋　公患（公は共に同じく公患は通患に同じ。）○國地削而私家富（大臣が外國と結託して賄賂を取りて國土を外國に割讓するを謂ふ。）○主吏稱蕃臣（國地削の句に照應して解釋すべきである。蕃臣は藩臣に同じ。君主が身を屈して他の強國の臣位に立つことを謂つたものである。）○相室（宰相のこと。）○剖符（符は割り符、古の契據に使用したもの、符を剖くとは之を二分して一は治者が持ち一は被治者が持つて居り、信憑としたもの、割合を

故主失勢。而臣得國。主更稱蕃臣。而相室剖符。此人臣之所以譎主便私也。故當世之重臣。主變勢。而得固寵者。十無二三。是其故何也。人臣之罪大也。

訓讀 萬乘の患は大臣太だ重きことなり。千乘の患は左右太だ信ぜらるゝことなり。此れ人主の公患とする所なり。且つ人臣大罪有り。人主大失有り。臣主の利は與に相異なる者なり。何を以て之を明かにするや。曰く主の利は能有りて官に任ずるに在り、臣の利は能無くして事を得るに在り。主の利は勞有りて爵祿するに在り、臣の利は功なくして富貴なるに在り。主の利は豪傑能を使ふに在り、臣の利は朋黨して私を用ふるに在り。是を以て國地削られ而して私家富み、主上卑しくして大臣重し。故に主勢を失ひて臣國を得、主更めて蕃臣と稱して相室符を剖く。此れ人臣の主を譎はり私に便する所以なり。故に當世の重臣、主勢を變じて而も固寵を得る者十に二三無し。是れ其の故何ぞや。人臣の罪大なればなり。

通釋 萬乘の大國の患は大臣が過重の權力を握つて居ることに在り、又千乘の小國の患は左右の侍

ない讒言などが起て來るのである。斯く智士の治辯の功は近習の人に左右され、修士の清廉の行は近侍の人の毀譽によりて如何樣にも決定することであるから、修智の吏は廢せられ、人主の聰明は昏まされて了ふのである。智行の高下を決するに實際の功績に據つてせず、罪過を審議するに證據を見屆けてせず、只左右近習の言のみを聽き容れて居るならば、無能の士朝廷に立ち、愚汚の吏官職に就くといふ結果になるだらう。

語釋 修智之士（修士と智士との兩者を指す、元來修士は、德高き人、智士は智慧勝れた人であるが所信に忠實で利欲の爲に枉げない點に於て同樣である、それで韓子は修辭の便宜上或は別々に敍し或は合一して述べて居るのである。）○精辯（清潔と治績と。）○智行（智は智士に、行は修士にかゝる。）○參伍（參は比驗、伍は偶會の意、名と實とを照合して當否を驗すること。）

萬乘之患。大臣太重。千乘之患。左右太信。此人主之所公患也。且人臣有大罪。人主有大失。臣主之利。與相異者也。何以明之哉。曰。主利在有能而任官。臣利在無能而得事。主利在有勞而爵祿。臣利在無功而富貴。主利在豪傑使能。臣利在朋黨用私。是以國地削。而私家富。主上卑。而大臣重。

人主之左右行非伯夷也。求索不得。貨賂不至。則精辯之功息。而毀誣之言起矣。治辯之功。制於近習。精潔之行。決於毀譽。則修智之吏廢。而人主之明塞矣。不以功伐決智行。不以參伍審罪過。而聽左右近習之言。則無能之士在廷。而愚汚之吏處官矣。

訓讀 人主の左右は行伯夷に非ざるなり。求索得ず、貨賂至らざれば、則ち精辯の功息みて、毀誣の言起る。治辯の功、近習に制せられ、精潔の行ひ毀譽に決せらるれば、則ち修智の吏廢せられ、而して人主の明塞る。功伐を以て智行を決せず、參伍を以て罪過を審かにせず、而して左右近習の言を聽かば、則ち無能の士廷に在り、而して愚汚の吏官に處らん。

通釋 人主の左右に事ふる人々は、其の行、伯夷の如く清廉な者ではない。それで彼等が修智の士に何たゞ要求しても旨く行かぬし、心密かに期待してゐる賄賂も修智の士からは持つて來ないとなると、修智の士の清廉治辯の働きも彼等の邪魔によりて君主の御耳に達せずして無效に終り、却てあられも

不能以貨賂事人。恃其精潔、而更不能以枉法爲治。則修智之士不事左右。不聽請謁矣。

訓讀　人臣の官を得んと欲する者、其の修士は且に精潔を以て身を固めんとす。其の智士は且に治辯を以て業を進めんとす。其の修士は貨賂を以て人に事ふる能はず。其の精潔を恃み、而して更に法を枉ぐるを以て治を爲す能はず。則ち修智の士は左右に事へず、請謁を聽かず。

通釋　人臣として官職を得んと欲する者の中で身を修めること方正な人は清廉潔白を以て一身を守らうとするし、智士は才能辯舌の實力を用ひて業務の成績を擧げようとする。だから其の修身の士は賄賂を用ひて人の御機嫌を取ることなどはできない。只自身の清廉潔白なのを恃みとするばかりで、更に法を枉げて情實で政務を所置することなどは氣象としてできない。(實力を恃む智士も此の點は同様である。)から修士も智士も君主の左右の人の御機嫌を取らず、又法に適はぬ内密の頼み事を聽き容れない。

語釋　不聽請謁（請謁はこゝでは情實にからんだ頼みごとを謂ふ、聽は聽從聽許の義。）

通釋 凡そ法術の行はれ難いのは唯萬乘の大國ばかりではない。千乘の小國に於ても同樣である。(何故かと云ふに) 君主の側近に事へて居る人は元來必ずしも智者とは限らない。中には愚者も居る。然るに君主が或る人を智者と思うて其の人の意見を聽くと、次に左右近侍の人と其の言論の當否を評論すると云ふ順序である。是は愚人と與に智者の智慧の程を批評するのである。又人主の左右に事ふる人は必ずしも賢者ではない。中には不肖者も居る。然るに君主が或る人を賢者だと認めて其の人を禮遇する場合に、左右の人と與に其の人の行の高下を論評する。是は不肖者と與に賢者の賢明の程を論ずるのである。斯樣な事情の下に於ては智者は切角考へ出した計畫の可否を愚人に決せられ、賢者は其の行の善惡を不肖者共に評定されるのである。斯く全く順序顚倒して居るから、賢者も智者も餘りに馬鹿々々しい目に遭ふのを羞ぢて君主の爲に忠言を申上げる者はなく、從つて人主の論斷が謬に陷るのである。

語釋 萬乘千乘(萬乘は大國、千乘は小國である、こゝでは千乘は暗に韓を指す。) ○人主之左右(君主の側近に事へる臣で常に君主の話相手となる人を指す。) ○程(品評すること)

人臣之欲レ得レ官者。其修士且以二精潔一固レ身。其智士且以二治辯一進レ業。其修士

り遂に周の安王の命を受けて諸侯となつたのである。）　○姬氏（晉君の姓、晉は周の成王の弟唐叔虞の封ぜられた所、今の山西省の大部分及び河南省の一部を領した。）　○六卿（晉の景公十二年始めて六卿を置いた、卽ち智・范・中行・韓・魏・趙の六氏で六晉とも云ふ。戰國時代の初に范・中行・智の三氏滅び韓・魏・趙の三氏晉國を三分して諸侯となつた、世に之を三晉といふ。）　○今大臣（今とは當時を謂ひ暗に韓を指す。）　○襲レ跡（蹈襲に同じ、同じ路を辿ること。）

凡法術之難レ行也。不三獨萬乘一千乘亦然。人主之左右。不二必智一也。人主於レ人。有レ所レ智而聽レ之。因與二左右一論二其言一。是與二愚人一論レ智也。人主之左右。不二必賢一也。人主於レ人。有レ所レ賢而禮レ之。因與二左右一論二其行一。是與二不肖一論レ賢也。智者決二策於愚人一。賢士程二行於不肖一。則賢智之士羞。而人主之論悖矣。

訓讀　凡そ法術の行はれ難きや、獨り萬乘のみならず、千乘も亦然り。人主の左右は、必ずしも智ならざるなり。人主の人に於けるや、智とする所有りて之に聽く。因て左右と其の言を論ず。是愚人と智を論ずるなり。人主の左右は必ずしも賢ならざるなり。人主の人に於けるや、賢とする所有りて之を禮す。因て左右と其の行を論ず。是不肖と賢を論ずるなり。智者は策を愚人に決せられ、賢士は行を不肖に程せらる。則ち賢智の士羞ぢて人主の論悖る。

之を專にするなり。今大臣柄を執りて獨斷し、而して上收むるを知らず。是れ人主明かならざるなり。死人と病を同じうする者は、生く可からざるなり。亡國と事を同じうする者は、存す可からざるなり。今跡を齊晉に襲ぐ。國の安存せんことを欲するも、得可からざるなり。

通釋 世人齊が亡びたと云ふ意味は、齊の國土と城郭とが壞滅したことではない。土地も城も昔のまゝに存してゐるが、從來君臨して居つた呂氏が主權が失うて、其の臣下なる田氏が勝手に權力を用ふるに至つたことを謂ふのである。晉が亡びたと云ふ意味も亦晉の國土と城郭とが亡滅したと謂ふのではなくて、從來の君主姬氏が政權を失うて、其の臣下であつた六卿が權力を用ふるに至つたことを指すのである。今大臣が政權を握り自分の勝手に國政を決して居るのに、君主が之を制裁することを忘れて居る、是は君主の不明から來る呑氣さである。死んだ人と病狀を同じうする患者は生きることは出來ないし、亡國と事情を同じうする國は存することは出來ない。卽ち亡ぶるより外はない。今齊や晉が亡びて行つた時と同樣な徑路を辿つてゐて、それで國の安存する樣にと願つた處で、出來る筈がない。

語釋 呂氏弗レ制而田氏用レ之）呂氏は姜姓、太公望呂尚の子孫で世々齊の君となつて居つた、田氏は嬀姓、陳の厲公佗の子完が齊に出奔して陳氏と爲つたが後數十年、田常に至つて其君簡公を弑して平公を立て、漸く勢力を得太公和に至

を知つて、自國が其の實自國でなくなつてゐることに氣がつかぬのは、一を知つて二を知らぬ遲鈍漢である。

【語釋】越（今の浙江省の大部と江西省の一部に跨る地域を占め夏后少康の後裔此地に封ぜられ世々其君となつて居つた、今の杭州は其都であつた、當時中國の諸侯は南方僻遠の地として越を見て居つた。）○國爲レ越也（國の實權が他人の手に落つて了つたら君主は自分の國を制することが出來ぬ、此の狀態は自國が越國となつてゐると見るべきである。）○不レ類ニ其國一（不類は同類ならず全く別物の意、自國が實際に於て自國でなくなつて居る狀態を「其國に類せず」と云ふのは前句を受けて後句を起す技巧のなす所。）○不レ察ニ其類一（類同のことを察知せぬ、卽ち類推力を働かせぬぼんくら。）

人所以謂ニ齊亡一者。非ニ地與レ城亡一也。呂氏弗レ制。而田氏用レ之。所ニ以謂ニ晉亡一者。亦非ニ地與レ城亡一也。姬氏不レ制。而六卿專レ之也。今大臣執レ柄獨斷。而上不レ知レ收。是人主不レ明也。與ニ死人一同レ病者。不レ可レ生也。與ニ亡國一同レ事者。不レ可レ存也。今襲ニ跡於齊晉一。欲ニ國安存一。不レ可レ得也。

【訓讀】人齊亡ぶと謂ふ所以の者は、地と城と亡ぶるに非ざるなり。呂氏制せずして而して田氏之を用ふるなり。晉亡ぶと謂ふ所以の者も、亦地と城と亡ぶるに非ざるなり。姬氏制せずして而して六卿

夫越雖國富兵彊。中國之主。皆知無益於己也。曰。非吾所得制也。今有國者。雖地廣人衆。然而人主壅蔽。大臣專權。是國爲越也。知不類越。而不知不類其國。不察其類者也。

訓讀　夫れ越は國富み兵彊しと雖も、中國の主は皆己に益無きを知るや曰く、吾が制するを得る所に非ざるなりと。今國を有つ者、地廣く人衆しと雖も、然かも人主壅蔽せられ、大臣權を專らにせば、是れ國、越となれるなり。越に類せざるを知りて、而して其の國に類せざるを知らざるは、其の類を察せざる者なり。

通釋　江南にかけ離れた越は、たとひ國富み兵強くとも、それは他國のことで中國の君主は皆、自分には何の益も無いことだ、と知つて曰く、「越國の富强は吾が自由にすることはできないものだ」と。處が今人主が一國を領有する場合に、其の國土廣大で人民は多くとも、其の人主が目を昏まされ、大臣が勝手に權力を振ふならば、是れは自分の國であり乍ら自分の思ふ樣にならぬ他國同樣の狀態で、自分の國が知らぬ間に越國になつて居るのである。然るに自國と越國とは全く別物だと云ふ一面のみ

今人主不因參驗而行誅。不待見功而爵祿。故法術之士。安能蒙死亡者進其說。姦邪之臣。安肯乖利而退其身。故主上愈卑。私門益尊。

訓讀 今、人主參驗に因らずして誅を行ひ、見功を待たずして爵祿す。故に法術の士、安んぞ能く死亡を蒙りて其の說を進めん。姦邪の臣、安んぞ肯て利に乖いて其の身を退けん。故に主上愈〻卑しくして私門益〻尊し。

通釋 今、人主は證據を調査せずに誅戮を行ひ、現實の功績を待たずに爵祿を與へる。即ち賞罰は眞實の功罪に據らずに、人主の出來心と重人の言とに據つて定まるのである。こんな世の中では法術の士は、どうして死亡の危險を冒して其の說を進め得やうか。如何に法術の士と雖も是は決して能ない。又姦邪の臣は自ら其の利を捨てゝ其の身を退く樣なことはどうしてもあり得ない。そこで君主は全く重人等の姦計に陷づて悟る機がないので、主上は愈〻卑しくなり、重人の私門のみ益〻尊くなるのである。

語釋 參驗（證據を參驗すること。）○見功（見は現に同じ、現實の功績。）

不顯於官爵。必重於外權矣。

訓讀 朋黨比周以て主を弊し、曲を言ひて以て私に便する者は、必ず重人に信ぜらる。故に其の功伐を以て借す可き者は、官爵を以て之を貴くし、其の美名を以て借す可からざる者は、外權を以て之を重くす。是を以て主上を弊して私門に趨く者は、官爵に顯はれずんば、必ず外權に重んぜらる。

通釋 之に反して個人的利害によりて徒黨を組んで君主の聰明を蔽ひ、邪曲の言を弄して當塗者の個人的便宜を計る者は必ず重人に信ぜられる。故に苟も國家に對する功績の美名を與ふる口實が得られゝば、官爵を與へて身分を貴からしめ、又功績の美名を與へる口實が如何にしても得られぬ場合は、外國の權力によりて其の勢威を重からしめる。是の故に君主の聰明を擁ぎ、當塗者の私門に歸する者は官爵によりて貴顯の身となるか、然らざれば必ず外國の權力によりて重きをなすのである。

語釋 比周（利害によりて相集り相親しむこと。）〇便私（一般に個人的利益を計ることだが、こゝでは暗に重人の個人的利益を計るを指す。）〇功伐（伐は功を積みたるもの。）〇私門（公家に對して重人の家を指す。）

【訓讀】故に資必ず勝たずして勢兩存せず。法術の士焉んぞ危ふからざるを得ん。其の罪過を以て誣ふべき者は、公法を以て之を誅し、其の被らすに罪過を以てすべからさる者は、私劍を以て之を窮す。是れ法術に明かにして主上に逆ふ者は、吏誅に僇せられずんば、必ず私劍に死す。

【通釋】故に法術の士は資力から言うて如何にしても勝てないのに、而かも當塗者と併存することができない形勢に在るのだから、法術の士は何として危險を避け得られやう。法術の士の中、法を枉げて無理に罪過を負はせることができる者は、當局者は國法を利用して之を誅戮し、どうしても寃罪を負はす口實が得られない時は、刺客をして密かに殺させる。是故に法術に明達して君主の心に逆らふ者は法吏の誅によりて命を取られるか、然らずば必ず刺客の手に殺される。

【語釋】以罪過誣（何とか口實を見出して無理にも罪過の名目を作ること。）○以私劍而窮之（私劍は公法上認められない刺客の劍である、劍は生命をきはめる、即ち生命を絶つこと。）○逆主上（眞に君の爲を思ふが故に君の缺點を匡正せんとして君の意に逆らふのである。）

朋黨比周以弊主。言曲以便私者。必信於重人矣。故其可以功伐借者。以官爵貴之。其不可以美名借者。以外權重之。是以弊主上而趨於私門者。

で恩顧年久しい者と爭ふ時は道理上勝てる者ではない。君主の心に逆らふ立場に居て好惡を同じうする者と爭ふ時は道理上勝てるものではない。輕賤の地位に居て貴重の人と爭ふ時は道理上勝てるものではない。只一人の辯舌で全國の人と論爭する時は道理上勝てるものではない。法術の士は此等五種の到底勝てない形勢に在り乍ら、數年經過するも君に見えて自分の說を述べる機會を得ない。之に反して當塗の人は五種の勝つべき資力を以て朝に夕に獨り君前に其の意見を述べる。故に法術の士は何に由つて進んで人君の心を正すことが得やう。而して人君は何時悟ることができやうか。洵に其の望もない。

語釋　新旅（新しくやつて來たばかりで未だ旅人の樣な恃み少い地位。）○其數（數は理である。）○以レ年數、而不レ得レ見（年を單位として數へて卽ち何年に一度と云ふ程にも見ゆる機會がやつて來ない。）○奚道（何由と同じ。）

故資必不レ勝而勢不二兩存一。法術之士焉得レ不レ危。其可下以二罪過一誣上者。以二公法一而誅レ之。其不レ可レ被以二罪過一者。以二私劍一而窮レ之。是明二法術一而逆二主上一者。不レ僇二於吏誅一。必死二於私劍一矣。

夫以疏遠與信愛爭。其數不勝也。以新旅與習故爭。其數不勝也。以反主意與同好爭。其數不勝也。以輕賤與貴重爭。其數不勝也。以一口與一國爭。其數不勝也。法術之士操五不勝之勢。以歲數而又不得見。當塗之人乘五勝之資。而旦暮獨說於前。故法術之士奚道得進。而人主奚時得悟乎。

訓譯　夫れ疏遠を以て信愛と爭ふ。其の數勝たざるなり。新旅を以て習故と爭ふ。其の數勝たざるなり。主の意に反するを以て同好と爭ふ。其の數勝たざるなり。輕賤を以て貴重と爭ふ。其の數勝たざるなり。一口を以て一國と爭ふ。其の數勝たざるなり。法術の士五不勝の勢を操りて歲を以て數へて又見ゆるを得ず。當塗の人五勝の資に乘じて旦暮獨り前に說く。故に法術の士奚に道りてか進むを得ん。而して人主奚の時にか悟るを得ん乎。

通釋　そも〳〵君主と疏遠の身で信愛を得て居る者と爭ふ時は道理上勝てる者ではない。新參の身

語釋 習故（習は昵（なづむ）意、故は故舊、故馴染を謂ふのである。） ○即二主心一（即は就くこと、取り入ること。） ○同二乎好惡一（君の好むものを好むとし、君の惡むものを惡むとすること。） ○一國（全國のこと。）

則法術之士。欲レ干レ上者。非レ有二信愛之親・習故之澤一也。又將下以二法術之言一矯中人主阿辟之心上。是與二人主一相反也。處レ勢卑賤。無レ黨孤特。

訓讀 則ち法術の士、上に干めんと欲する者、信愛の親・習故の澤有るに非ざるなり。又將に法術の言を以て人主阿辟の心を矯めんとす。是人主と相反するなり。勢に處ること卑賤にして、黨なくして孤特なり。

通釋 然るに法術の士は君に採用せられようと欲しても信愛の親しみも舊來の恩澤も有るわけではない。その上又法術の議論を以て人主の曲り僻んだ心を矯正せんとするのだから、君の御機嫌を取るどころか、君の氣に逆らふ立場に在るのである。それで法術の士は地位は卑賤で、自分を助ける黨人もなくたつた獨り立ちである。

語釋 干レ上（君に用ひられんことを求める意。） ○阿辟（阿は比曲即ちかたよること、辟は偏辟、即ちひがむこと。）

し、又一方人主は重人の金城鐵壁とも謂ふべき四助を越えて其の臣下の實情を昭かに察知することは不可能である。故に人主は愈々昏まされ、大臣は愈勢力を得るのである。

語釋　越二四助一而燭二察其臣一（重人の手足となつて居る四助が如何に辯じ立てゝもそれに迷はされずに臣下の賢愚忠姦の眞相を察知すること。）

凡當塗者之於二人主一也、希レ不二信愛一也。又且習故。若夫即二主心一同二乎好惡一、固其所二自進一也。官爵貴重、朋黨又衆。而一國爲レ之訟。

訓讀　凡そ當塗者の人主に於けるや、信愛せられざること希なり。又且つ習故なり。夫の主の心に即いて好惡を同じうするが如きは、固より其の自ら進むる所なり。官爵貴重にして、朋黨又衆し。而して一國之が爲に訟す。

通釋　凡そ當局者の人主に對する關係は、信任寵愛を蒙らない者は希であり、且つ又恩誼年久しいのである。夫の君主の心に取り入つて好き嫌ひを君と同じくするが如きは固より其の立身出世を計る手段である。それで、其の受ける所の官爵は貴重であり、之を助くる所の朋黨も亦多い。而して又一國の人皆其の德を美め稱へて居る。

進行しない。故に列國も此の人の爲に功を頌し德を美める。朝廷の百官も此の人に依らなければ仕事が捗どらぬ。爲に羣臣も此の人の手足となつて働く。侍臣も此の人の引き立てがなければ君主に近づき愛せられることが能ぬ。故に左右の侍臣も此の人の罪過を隱す。學者も此の人に縋らなければ俸給も薄く禮遇が卑い。故に學者も此の人の爲になる樣に談論する。此の外國・百官・近臣・學者の四種の助は、邪惡の重人が自分の罪過を蔽うて賢良の臣の如く粧ふ所の道具である。

語釋　事要（政治の樞要即ち統治の權柄。）○事不レ應（何か交渉しても要求しても手ごたへがない。即ち圓滑に進行しないこと。）○敵國（敵は匹敵の意。對等の列國を謂ふのである。）○訟（頌に通じ、ほめること。）○郎中（宮中にて君の側近に事へる者、近者、侍從の類。）○爲レ之談（辯舌を以て其の人の功德を稱す、即ち提燈を持つこと。）

重人不レ能三忠レ主而進二其仇一。人主不レ能下越二四助一而燭中察其臣上。故人主愈蔽而大臣愈重。

訓讀　重人主に忠にして其の仇を進むる能はず。人主四助を越えて其の臣を燭察する能はず。故に人主愈〻蔽はれて大臣愈〻重し。

通釋　重人は君主の爲を思うて自分の仇敵たる智法の士を推薦することは到底できないことである

人を指す。）

當塗之人擅事要。則外內爲之用矣。是以諸侯不因則事不應。故敵國爲之訟。百官不因則業不進。故羣臣爲之用。郎中不因則不得近主。故左右爲之匿。學士不因則養祿薄禮卑。故學士爲之談也。此四助者邪臣之所以自飾也。

訓讀 當塗の人事要を擅にすれば、則ち外內之が用を爲す。是を以て諸侯因らされば則ち事應ぜず。故に敵國之が爲に訟す。百官因らされば則ち業進まず。故に羣臣之が用を爲す。郎中因らされば則ち主に近づくを得ず。故に左右之が爲に匿す。學士因らされば則ち養祿薄くして禮卑し。故に學士之が爲に談ずるなり。此の四助は邪臣の自ら飾る所以なり。

通釋 當路者が國家の權柄を擅に用ひる時には國內の人は勿論、國外の人も皆此の人の手足となりて御用を務めることゝなる。それで外國の諸侯も此の當路者の力に賴らなければ交渉の事、圓滑に

語釋 重人（政府の要路に立つて權威重き人。後に當塗者と云ふも同じ人を指す。）〇得其君（其君を我が思ふ通りに動かし得ること。）

智術之士明察。聽用且燭重人之陰情。能法之士勁直。聽用且矯重人之姦行。故智術能法之士用。則貴重之臣必在繩之外矣。是智法之士與當塗之人。不可兩存之仇也。

訓讀 智術の士は明察なり。聽用せらるれば且に重人の陰情を燭さんとす。能法の士は勁直なり。聽用せらるれば且に重人の姦行を矯めんとす。故に智術能法の士用ひらるれば則ち貴重の臣必ず繩の外に在り。是れ智法の士と當塗の人とは兩存すべからざるの仇なり。

通釋 智術の士は明察であるから、若し人君に其の言聽かれ其の身用ひられる時は、重人の密計を看破して之を明るみへ出さんとする。能法の士は勁直であるから、此の人が聽き用ひられる時は重人の姦行を矯正せんとする。故に智術能法の士用ひられると重人は必ず法律に照されて放逐されて了ふ。斯様なわけで智法の士と當局大官とは併び存するを得ない仇敵である。

語釋 且（將と同じくマサニ……セントスと讀む。）〇在繩之外（繩は繩墨の繩、繩墨から外（ハズ）れるとは削り落されること、卽ち法禁に觸れて除去されるを言ふ。）〇當塗之人（當局者、當路者に同じく重

斯様でなければ人の私曲を看破することは能ぬ。又能法の士は必ず果斷で眞正直に意志を押し通す。斯様でなければ姦惡を矯正することは能ない。

語釋 智術能法（智術之士は法術を心得て智見の卓越した人、能法之士は法術を運用するに達した人。此の兩者は別々の人格ではない。法治主義者を智見の方面からと能力の方面からと別々に言つたのである。そして暗に韓非自らを指してゐるのである。）○強毅勁直（強毅は意志が強くて果斷に富むこと。勁直は不屈不撓眞正直に意見を主張すること。）○矯（まがつたものをため直すこと。）

人臣循レ令而從レ事。案レ法而治レ官。非二所レ謂重人一也。重人也者。無レ令而擅爲。虧レ法以利レ私。耗レ國以便レ家。力能得二其君一。此所レ謂重人也。

訓讀 人臣令に循つて事に從ひ、法を案じて官を治む。謂はゆる重人に非ざるなり。重人なる者は、令なくして擅に爲し、法を虧きて以て私を利し、國を耗して以て家に便し、力能く其の君を得。此れ謂はゆる重人なり。

通釋 人臣にして君の命令に循ひて職務に從事し、法規に據つて官職を治める者は謂はゆる重人ではない。重人と云ふ者は、命令を待たずに勝手に事を行ひ、法規を破りて自分を利し、國力を消耗して我が家に便利にし、其の勢力其の君を左右し得る者、此れ謂はゆる重人である。

此れにて十過を全部を說き終つて本篇を結ぶ。

孤憤第十一

【叙說】孤憤とは「ひとりいきどほる」意味。擧世腐敗惰落し、國家日に衰ふる時に當り、赤誠憂國の士が法度を改正し、積弊を一掃し、國家の難局を救はんとするも、誰一人共鳴する者は無く、却つて當局者に忌まれ、其の結果、危險が其の身に迫る事情を述べたもので、韓非の境遇とその之に對する態度とを此の篇に由りて想見すべきである。

智術之士必遠見而明察。不明察不能燭私。能法之士必强毅而勁直。不勁直不能矯姦。

【訓讀】智術の士は必ず遠見にして明察なり。明察ならずんば私を燭す能はず。能法の士は必ず强毅にして勁直なり。勁直ならずんば姦を矯むる能はず。

【通釋】智術の士は必ず遠い將來の事までも見ぬき、而も微細な事までも明かに察知するものである。

曹小國也。而迫於晉楚之間。其君之危。猶累卵也。而以無禮蒞之。此所以絕世也。故曰。國小無禮。不用諫臣。則絕世之勢也。

【訓讀】曹は小國なり。而して晉楚の閒に迫られ、其の君の危きこと猶ほ累卵のごときなり。而も無禮を以て之れに蒞む。此れ世を絕つ所以なり。故に曰く、國小にして禮無く、諫臣を用ひざるは則ち世を絕つの勢なり。

【通釋】曹は元來小國である。而も晉楚兩大國の閒に挾まれてゐる。其の君たる者の危ふいことは累卵の如きものである。然るに此の曹君は無禮な態度を以て大國の公子に對した。此れ甚だ亂暴なことで遂に其の子孫を滅亡せしむるに至つたわけである。故に「國土狹小であり乍ら無禮な振舞ひを爲し諫臣の言を用ひないのは子孫滅亡に至る道である」と申すのである。

【語釋】曹小國（曹字の上に舊本には故の字有り衍字と認めて削つた。）○絕世之勢（必然的に子孫を絕やすに至る形勢といふ意で、結局適羅の樣な意味。）

【評論】以上第十一段、曹の共公の例によりて、小國のくせに無禮の振舞ふ亂行は如何なる結果となるかを說く。

訓讀 重耳位に卽きて三年、兵を擧げて曹を伐つ。因りて人をして曹君に告げしめて曰く、叔瞻を懸けて之れを出せ。我れ且に殺して以て大戮と爲さんとすと。又人をして釐負羈に告げしめて曰く、軍旅、城に薄る。吾、子の違はざるを知る。其れ子の閭に表せよ。寡人將に以て令と爲し、軍に令して敢て犯す勿らめんとすと。曹人之れを聞き、其の親戚を率ゐて、釐負羈の閭を保する者、七百餘家。此れ禮の用ふる所なり。

通釋 重耳が卽位してから三年たつた時、兵を擧げて曹を伐つた。この時、人をして曹君に告げしめていふには、「彼の叔瞻を縛して城から吊し下げよ、之を殺して大なる見せしめとなさう」と。又別に使者を釐負羈に遣はして之に告げて、「我が軍隊は曹城に迫つて今之を攻落さうとしてゐる。先年貴公の示された好意によつて、貴公に限り余に背かないことを余は承知致す。亂軍の際、玉石共に碎かれるのを防ぐ爲め、貴公の居住せらるゝ街の門には特別の目標となるものを建てゝ置いて下さい。さうすれば余は軍隊に令を下して、其の街だけは侵掠しない樣に致すであらう」と曰はしめた。曹人此の話を聞いて、吾も〳〵と其の親戚一同をひきつれて、釐氏の街の門内に立て籠もり、そこで無事なることを得た者七百餘家族の多きに及んだ。此れ卽ち、禮儀の效用といふべきものであります。

こんなことでは晉の宗廟は掃除せられず荒れはてるに任せられ、社稷の祭りも絶えることに立至るであらう。鄰國の騷動をこのまゝにして、安定してやらぬのは、人と交る道に適はぬことである。余は重耳を後援して晉に入國せしめ、君主に立てゝやらうと思ふが汝等は如何思ふか」と。羣臣は皆、「それはよい。」といつたので、穆公は軍卒を起し、革で防禦設備をした戰車五百乘、騎兵隊二千人、歩兵五萬を以て重耳を輔け、晉に入國せしめ、立てゝ晉君となした。

語釋　○離羣臣（群臣とはなれてあの世へ往く意味で君の死をいふ。）　○出入十年（群公子相爭ひ或は國より出で或は國に入り動搖常なきこと十年に及んだ。）　○嗣子不善（獻公の群公子の中、世つぎとなつて立つた、奚齊・卓子・惠公の三人は何れも勝れた人物でない。）　○祓除（祓は不淨をハラフこと。）　○血食（犧牲を供して祭ることを神をして血食せしめるといふ、こゝでは社稷の神が血食して祭られることをいふ。社は國土の神、稷は穀物の神を祀る。）　○疇騎（疇は列。一隊の騎兵の意。）

重耳即位三年。擧兵而伐曹矣。因令人告曹君曰。懸叔瞻而出之。我且殺而以爲大戮。又令人告釐負羈曰。軍旅薄城。吾知子不違也。其表子之閭。寡人將以爲令。令軍勿敢犯。曹人聞之。率其親戚而保釐負羈之閭者七百餘家。此禮之所用也。

欲輔重耳而入之晉。何如。羣臣皆曰善。公因起卒。革車五百乘。疇騎二千。
歩卒五萬。輔重耳入之於晉。立爲晉君。

訓讀 公子、曹より楚に入り、楚より秦に入り、秦に入ること三年。秦の穆公羣臣を召して謀りて曰く、昔者晉の獻公寡人と交る、諸侯聞かざるなし。獻公不幸にして羣臣を離れて出入すること十年。其嗣子善からず。吾恐らくは此れ將に其の宗廟をして祓除せず社稷をして血食せざらしめんとす。是の如くして定めざれば則ち人と交る道に非ず。吾重耳を輔けて之れを晉に入れんと欲す。如何と。羣臣皆曰く、善しと。公因つて卒を起し、革車五百乘、疇騎二千、歩卒五萬、重耳を輔け、之れを晉に入れ、立てゝ晉君と爲す。

通釋 その後、晉の公子重耳は曹より楚に入り、更に楚より秦に入つて三年經つた時、秦の穆公は羣臣を召集して相談して申すには「昔、晉の獻公が余と親交ありしことは、何れの諸侯も皆知つてゐる。然るに獻公は不幸にして羣臣を捨てゝ彼の世へと旅立たれ、爾來羣公子は家督を爭ひ、或は出奔し或は入國し、十年の間繋爭を續けてゐる。而も獻公の後を繼いだ者は何れも皆善くない者ばかり、

は自分も矢張免れられまいと思ふので、不快なのだ」と。其の妻之をきいて申すには「妾が晉の公子を拜見しまするに、萬乘の大國の主君となるべき御方でございます。今餘儀なき事情の爲め本國を出奔して我が國にお立ち寄りになつたのに、我が君、之を待遇するに禮を缺かれた。あの公子が若し歸國して時を得たなら、必ず無禮の者を誅罰することゝなりませう。さうなつたら我が曹國は眞先にやられるでありませう。郎君、今のうちに、曹君と同心でないことを、あの公子に通じて置きなさい」と。負羈は「承知した」といつて、壺の中に黃金を盛り、飯で其の上を蔽ひ、又其の上に寶玉をのせて、夜中ひそかに人をやつて公子に寄贈させた。公子は使者に對面し、再拜して、其の御飯の盛つてあつた壺だけを受けとり、上にのせた寶玉を辭退して受取らなかつた。

語釋　自貳（貳は二心のことで、身は曹君の臣となつて居るけれども心は異なること。）　○充之以餐（餐は飯のこと。）

公子自曹入楚。自楚入秦。入秦三年。秦穆公召群臣而謀曰。昔者晉獻公與寡人交。諸侯莫弗聞。獻公不幸離群臣。出入十年矣。其嗣子不善。吾恐此將令其宗廟不祓除。而社稷不血食也。如是弗定。則非與人交之道。吾

子見使者。再拜受其餐。而辭其璧。

【訓讀】釐負羈、歸りて樂しまず。其妻之れに問うて曰く、公外より來りて樂しまざるの色有るは何ぞやと。負羈曰く、吾之れを聞く、福有るも及ばず、禍來りて我に連ると。今日吾が君、晉の公子を召し、其之れを遇する禮なし。我れ與に前に在り。吾是れを以て樂しまずと。其妻曰く、吾晉の公子を觀るに、萬乘の主なり。其の左右從者は萬乘の相なり。今窮して出亡し、曹を過ぐ。曹之れを遇する禮なし。此れ若し國に反らば、必ず無禮を誅せん。則ち曹其首ならん。子奚ぞ先づ自ら貳せざる。負羈曰く、諾と。黄金を壺に盛り、之れに充たすに餐を以てし、璧を其上に加へ、夜人をして公子に遺らしむ。公子使者を見、再拜して其餐を受け、而して其璧を辭す。

【通釋】釐負羈は其の日君前から退出して歸宅したが、怏々として樂まざる樣子をしてゐるので、其の妻が彼に尋ねて「あなた、外より宅に歸つて來られて鬱いでゐらつしやるのは何うしたのですか」と申した。負羈之に答へて曰ふには「吾が聞く所によれば、『君公に幸福が有つても臣はその御蔭を蒙らぬが、禍のある時には、お相伴せねばならぬ』とのこと。今日は吾が君、晉の公子を招待したが、君が之を待遇するに禮を缺いた行ひをやつたが、自分も其の席に連なり居つたので、後難ある場合に

君之れを殺すに如かずと。曹君聽かず。

通釋 其の時、臣下の釐負覊が叔瞻と共に、君の前に侍して居つたので、叔瞻が曹君に申上げるには「私が晉の公子を觀察するに、普通人ではありませぬ。なかなかの英傑です。然るに君公之を待遇するに禮を缺いたことをなさいました。彼れ重耳が時を得て本國に歸り、晉の君となり、兵を起して鄰國を征伐する樣な場合ともならば、恐らくは曹國の害惡を來たすことゝなりませう。君公今のうちに彼を殺して禍根を絶つに越したことは無い」と。曹君は此の意見に從はなかつた。

釐負覊歸而不樂。其妻問之曰。公從外來而有不樂之色。何也。負覊曰。吾聞之。有福不及。禍來連我。今日吾君召晉公子。其遇之無禮。我與在前。吾是以不樂。其妻曰。吾觀晉公子。萬乘之主也。其左右從者。萬乘之相也。今窮而出亡。過於曹。曹遇之無禮。此若反國。必誅無禮。則曹其首也。子奚不先自貳焉。負覊曰。諾。盛黃金於壺。充之以餐。加璧其上。夜令人遺公子。公

【訓讀】奚をか國小にして禮なしと謂ふ。昔者晉の公子重耳出亡して曹を過ぐ。曹君、袒裼せしめて之れを觀る。

【通釋】如何なることをば、國小にして禮無しと謂ふのか。それは次の例に依りて知るべきである。昔、晉の公子重耳が驪姫の讒に遭つて本國を出奔して曹國を通過した。その時曹君が重耳の體格異常にして肋骨が一枚に見ゆとの話を聞き、好奇心に驅られ、池魚を捕ふるに言よせて重耳をして肌を脫がせて之を觀た。

【語釋】晉公子重耳（重耳は獻公の子、獻公が嬖妾驪姫の讒を信じて太子申生を殺し、更に異腹の群公子を殺さうとしたから重耳は外國に出奔し、後歸國して文公となつた。）〇曹君（曹の共公をさす。）〇袒裼（袒は片肌をぬぐこと。裼は上半身を露はすこと。）

釐負羈與叔瞻侍於前。叔瞻謂曹君曰。臣觀晉公子非常人也。君遇之無禮。彼若有時反國而起兵。卽恐爲曹傷。君不如殺之。曹君弗聽。

【訓讀】釐負羈、叔瞻と前に侍す。叔瞻、曹君に謂ひて曰く、臣、晉の公子を觀るに常人に非ざるなり。君之れを遇する禮無し。彼若し時ありて、國に反りて兵を起さば、卽ち恐らくは曹の傷を爲さん。

侯笑。故曰。內不量力。外恃諸侯者。則國削之患也。

【訓讀】宜陽益々急なり。韓君使者をして卒を楚に趣さしめ、冠蓋相望むも而も卒に至る者無し。宜陽果して拔かれ諸侯の笑と爲る。故に曰く、內力を量らず、外諸侯を恃むは則ち國削らるゝの患なり。

【通釋】斯くして秦韓講和の計は取止めとなつたので、宜陽城は益々危急に陷つた。そこで韓君は使者をやつて楚の援兵を催促させた。而もその援兵が非常に待遠しかつたので、催促の使者が相次いで頻繁に遣はされ、使者の冠蓋前後相望む程であつたが、援兵は終に來らず、宜陽城は豫定の通り攻落され、諸侯のお笑ひ草となつた。故に「內我が國力を考へずに徒に外國諸侯の援けを恃みとするは國土削らるゝの患に立ち至る」と申すのである。

【語釋】趣（促と通用。）　〇冠蓋相望（使者の往來絶えず、その冠や、(蓋)かさが互に相望み得る意味。）

【餘論】以上第十段、韓君が楚の援助を恃みとして失敗せる例を引いて、內其の國力を考へざるの禍を說明した。

奚謂國小無禮。昔者晉公子重耳出亡過於曹。曹君袒裼而觀之。

び、公仲を止む。公仲曰く、不可なり。夫れ實を以て我を苦むる者は秦なり。名を以て我を救ふ者は楚なり。楚の虚言を聽いて、彊秦の實禍を輕ずるは則ち國を危くするの本なりと。韓君聽かず。公忠怒りて歸り十日朝せず。

通釋 韓では使者を楚にやつて楚の動員の狀態を見させた。そこで楚王は車騎を徵發して之を北道に列し、韓の使者に對して申すには「歸つたら韓君にかういつて吳れ、我が國の軍隊は今將に貴國の國境に入らんしてゐますと」と。使者は歸國の上、その通り報告したので、韓君は大に悅んで、公仲の秦に行かんとするのを止めさせた。其の時、公仲は韓君に對して申すには、「それはいけませぬ。抑も實力を以て我を苦むる者は秦であり。空言を掲げて我を救ふといふ者は楚であります。今我が國が楚の虚言を聽きいれ、强秦より蒙むる現實の禍を輕視するのは、國を危ふくするの本であります」と。然し韓君はそれを聽かぬので、公仲は怒つて歸宅したまゝ十日の間、參內しなかつた。

語釋 陳之下路（下路は楚の北道韓へ通ずる道。）

宜陽益急。韓君令使者趣卒於楚。冠蓋相望。而卒無至者。宜陽果拔。爲諸

發威に屈せず、十分に頑張つて頂かうと思つてゐるのです。それで、何卒貴國は使者を遣はされ、我が國境に入りて我が國が如何に軍卒を起して用意致して居るかを見屆けさせて頂きたうございます』と。

【語釋】鍊甲（精鍊の甲兵、甲は「よろひ」のこと、及び「よろひ武者」のこと、こゝは後者。）○廟祠而求（宗廟にお祭りして祈り求める、即ち神かけて熱心に求めること。）○信臣（信は訊に通用、音問の意となる、それで使者のことを信使又は信介といふ。）○南鄉（鄉は嚮に同じ。）○不穀（前に述べた。）○信意於秦（信は伸の意に用ひ、秦に對して屈せず意氣を思ひのまゝに伸張すること、太田氏は信を誠の意とし秦と和することを急がれずに發きはしにするといふ說を採つて居るがそれは非。）

韓使人之楚。楚王因發車騎。陳之下路。謂韓使者曰。報韓君言。弊邑之兵。今將入境矣。使者還報韓君。韓君大說。止公仲。公仲曰。不可。夫以實苦我者秦也。以名救我者楚也。聽楚之虛言而輕強秦之實禍。則危國之本也。韓君弗聽。公仲怒而歸。十日不朝。

【訓讀】韓、人をして楚に之かしむ。楚王因りて車騎を發して之れを下路に陳し、韓の使者に謂つて曰く、韓君に報じて言へ、弊邑の兵、今將に境に入らんとすと。使者還りて韓君に報ず。韓君大に說

悉起。願大國之信意於秦也。因願。大國令使者入境視楚之起卒也。

訓讀 楚王之れを聞きて懼れ、陳軫を召して之れに告げて曰く、韓朋將に西、秦に和せんとす。今將た奈何と。陳軫曰く、秦は韓の都を得て、其鍊甲を驅り、秦韓一と爲り、以て南、楚に鄉ふ、此れ秦王の廟祠して求むる所以なり。其楚の害をなすや必せり。王、其れ趣に信臣を發し、其車を多くし、其幣を重くし、以て韓に奉じて曰く、不穀の國小と雖も、卒已に悉く起る。大國の意を秦に信べんことを願ふなり。因りて願ふ。大國、使者をして境に入り、楚の卒を起すを視せしめよと。

通釋 楚王之を聞いて大に恐れ、宰相陳軫を召して相談して申さるゝには「韓の公仲朋が將に西の方秦に使して秦と和を結んで我が國を伐たうとしてゐる。此際當方では如何にすべきであらうか」と。陳軫之に對へて「秦が韓の名都を手に入れ、其の精鍊の甲兵を驅りたて、秦韓聯合して南のかた楚を攻めることは、此れ實に秦王が平素宗廟の神に禱りて求め居る所であります。かうなつたら楚の害惡を爲すこと必定であります。我が王、早く使者を遣はし、其の一行の車を多くし、鄭重なみやげ物を持たせ、それを韓王に獻ぜしめたる上、韓に對してかやうに申すがよい。『自分の國は小なりと雖も、軍卒を殘らず總動員致し、貴國を援助して秦を伐たうと致して居ります。然れば貴國に於いては秦の

の行を警め、將に西、秦に和せんとす。

【通釋】「自國の力を量らざるの禍」とはどんなことか。それは次の例によりて知るべきである。昔秦軍が韓の宜陽城を攻めた時は、韓國は危急の狀態に陷つた。此の時、韓の宰相公仲朋が韓君に申上げるには、「身方の國は恃むことはできない。此の際秦の宰相張儀によつて秦と和を講ずるに越したことはない。それには有名な都邑を秦に賂として贈り、秦軍と與に南方楚を伐つことにする。さうすれば秦から攻撃される患を免れて、それを楚に移すことになります」と。韓公「それは名案」と仰せられて、公仲をして秦に使する用意を爲さしめ、西の方秦に和睦しようとした。

【語釋】宜陽（韓にとりて大切な地、今の河南省に屬す。）○公仲朋（史記韓世家注に公仲は韓の相國、名は侈とあり。朋は侈の誤か或は侈は朋の誤であらう。）○害交於楚（害が楚に轉嫁されること。）○警公仲之行（公仲が講和使節として秦に行く、用意を十分にする意。）

楚王聞之懼。召陳軫而告之曰。韓朋將西和秦。今將奈何。陳軫曰。秦得韓之都而驅其鍊甲。秦韓爲一。以南鄕楚。此秦王之所以廟祠而求也。其爲楚害必矣。王其趣發信臣。多其車。重其幣。以奉韓曰。不穀之國雖小。卒已

に最後には其の臣に殺され、折角の高名を汚し、天下の物笑となつたのは何故かといふに、唯管仲の進言を用ひなかつた爲の咎である。故に「過つてゐながら忠臣の言を聽かず、自分勝手に行ふ時は高名を汚して、人の物笑となるの本だ」と申す次第である。

【餘論】以上第九段、齊の桓公の例に由り、「過つて忠臣に聽かざるの禍」を說く。桓公の此の話は本書の二柄及び難一にも見えて小異あり。其の他管子の戒、列子の力命、莊子の徐無鬼、呂氏春秋の貴公、及び知接、淮南子の精神訓、史記の齊世家、說苑の權謀等に見ゆ。

奚謂內不量力。昔者秦之攻宜陽。韓氏急。公仲朋謂韓君曰。與國不可恃也。豈如因張儀爲和於秦哉。因賂以名都而南與伐楚。是患解於秦而害交於楚也。君曰善。乃警公仲之行將西和秦。

【訓讀】奚をか、內、力を量らずと謂ふ。昔者秦の宜陽を攻むるとき韓氏急なり。公仲朋、韓君に謂つて曰く、與國は恃むべからざるなり。豈張儀に因りて和を秦に爲すに如かんや。因りて、賂ふに名都を以てして、南與に楚を伐つ。是れ患秦に解けて、害楚に交るなりと。君曰く、善しと。乃ち公仲

刁が政務に任ずること三年に及んだ時、桓公が南方堂阜といふ處に出遊せられた折を利用して、豎刁は易牙や衞の公子開方及び大臣等を率ゐて亂を起し、桓公は城の南門の居室に幽囚せられ悲慘にも餓死を遂げた。而も其身死して後三ケ月の間其死骸を其まゝに捨て置かれたので、それにわいた蟲が居室の戸から這ひ出る有樣となつた。

語釋　堂阜（齊と魯との境に在り。）　○公守之室（公守を室名なりとし、公守之室は非常宿衞之室と解する說あるも、疑はしい。公は兵の誤と見、兵士が室を守り、見張りをしてあることゝする說是に似たり。）

故桓公之兵。橫行天下。爲五伯長。卒見殺於其臣。而滅高名。爲天下笑者何也。不用管仲之過也。故曰。過而不聽於忠臣。獨行其意。則滅其高名。爲人笑之始也。

訓讀　故に桓公の兵、天下に橫行し、五伯の長と爲り、卒に其臣に殺されて、高名を滅し、天下の笑と爲る者は何ぞや。管仲を用ひざるの過なり。故に曰く、過ちて忠臣に聞かずして、獨り其意を行ふは、則ち其高名を滅し、人の笑と爲るの始なり。

通釋　斯樣な次第で、桓公の兵は一時天下に橫行し向ふ所敵無く、自らは五霸の第一とも爲つたの

自ら守ること堅く、外部に行ふ所方正であり、利欲の念薄くして信義の志が厚い。抑も心中守ることと堅ければ民衆の儀表と爲すに足り、行ふ所方正であれば大事に任ずることができ、利欲に恬淡なれば衆民の上に立つことができ、信義に厚ければ鄰國と親交を結ぶこともできるのであります。此の人こそ覇者の輔佐役であります。君公此の人を御任用遊ばされよ」と申したら、桓公「よし承知した」といはれた。

居一年餘。管仲死。君遂不用隰朋。而與豎刁。刁蒞事三年。桓公南遊堂阜。豎刁率易牙衛公子開方及大臣爲亂。桓公渴餒而死南門之寢公守之室。身死三月不收。蟲出於戶。

【訓讀】居ること一年餘にして、管仲死す。君遂に隰朋を用ひずして豎刁に與ふ。刁事に蒞むこと三年。桓公、南、堂阜に遊ぶ。豎刁は易牙・衛公子開方及び大臣を率ゐて亂を爲し、桓公渴餒して南門の寢公守の室に死す。身死して三月收められず。蟲戶より出づ。

【通釋】それから一年餘たつて、管仲が死んだが、桓公は遂に隰朋を用ひず豎刁に政權を與へた。豎

物は唯一つ人の肉ばかりであつた。處が易牙は自分の長男を蒸し燒きにして、それを君に進めたことは君も御存じのことであります。人情として我が子を愛せぬものはありませぬ。然るに彼は自分の子を蒸し燒きにして、料理を君にすゝめるとは殘酷の至りで、普通の人情を持たぬ者と申すべく、自分の子すら愛せぬ者が又どうして君公を愛することができやうか」と申上げた。

公曰。然則孰可。管仲曰。隰朋可。其爲人也。堅中而廉外。少欲而多信。夫堅中則足以爲表。廉外則可以大任。少欲則能臨其衆。多信則能親鄰國。此霸者之佐也。君其用之。君曰。諾。

〔訓讀〕公曰く、然らば則ち孰か可なると。管仲曰く、隰朋可なり。其の人と爲りや、堅中にして廉外、少欲にして多信。夫れ堅中なれば則ち以て表と爲すに足る。廉外なれば則ち以て大に任ずべし。少欲なれば則ち能く其衆に臨み、多信なれば則ち能く鄰國に親しむ。此れ霸者の佐なり。君夫れ之れを用ひよと。君の曰く、諾と。

〔通釋〕桓公曰く「そんなら誰れがよいのか」と。管仲對へて曰く「隰朋が宜しい。其の人柄は心中

うして君を親しむことができようか」と申した。

語釋 齊衛之間（百家類纂に衛を魏に作るは非。）○又安能親（舊本安の字無し。上下の文例によりて補ふ。）

公曰。然則易牙何如。管仲曰。不可。夫易牙爲君主味。君之所未嘗食。唯人肉耳。易牙蒸其首子而進之。君所知也。人之情。莫不愛其子。今蒸其子以爲膳於君。其子不愛。又安能愛君乎。

訓讀 公曰く、然らば則ち易牙は如何と。管仲曰く、不可なり。夫の易牙は、君の爲めに味を主る。君の未だ嘗て食はざる所は唯人肉のみ。易牙其首子を蒸して之れを進む。君の知る所なり。人の情、其子を愛せざる莫し。今其子を蒸し以て膳を君に爲す。其子すら愛せず。又安んぞ能く君を愛せんやと。

通釋 桓公曰く「そんなら易牙はどうであらう」と。管仲之に對へて「いけませぬ。夫の易牙は君の爲に調味を主どつて居つたが、君は如何なる珍味でも召しあがられまして、未だ召しあがられぬ

る役となりました。其身をすら愛しない者が、又どうして君を愛するだけの誠意を有ち得ませうか」と申した。

語釋　好內（內は婦人卽ち女色のこと、婦人は內宮に居るから內といふ。）　○獖（去勢のこと、もと豕を去勢する意、それで豕扁、人の場合普通は「宮」といふ。）

公曰。然則衛公子開方何如。管仲曰。不可。齊衛之間。不過十日之行。開方爲事君欲適君之故十五年不歸見其父母。此非人情也。其父母之不親也。又安能親君乎。

訓讀　公曰く、然らば則ち衛の公子開方は如何と。管仲曰く、不可なり。齊衛の間十日の行に過ぎず。開方君に事へて君に適せんと欲するが爲めの故に、十五年其父母を歸見せず。此れ人情に非ざるなり。其父母を之れ親しまざるなり。又安んぞ能く君を親しまんやと。

通釋　桓公曰く「そんなら衛の公子開方はどうか」と。管仲は之に對へて「いけませぬ。齊と衛との間は十日行程に過ぎないのに、開方は君に事へて御思召しに適はうとばかり思つて、十五年の間、衞國に居る父母の許に歸省しない。此れは普通の人情ではない。自分の父母をすら親しまぬ者が、ど

通釋 桓公が曰く、「鮑叔牙は如何であらう」と。管仲曰く、「いけませぬ。夫の鮑叔牙といふ男は、人柄が剛情我慢で、きかぬ氣の負けじ魂を尙ぶ性質である。剛情なれば人民に對して暴慢を働らき、我慢が强ければ、民の人望を得ないし、負けぬ氣が强ければ、人民は快よく御用を勤めず、心から恐れ入ることは無い。それで此の人は霸者の宰相たる人物ではありませぬ」と。

語釋 上悍（上は尙に同じ、たふとぶこと。悍は「きかぬ氣」、悍を捍に作る本あり非なり。）

公曰。然則豎刁何如。管仲曰。不可。夫人之情。莫不愛其身。公妬而好內。豎刁自獖。以爲治內。其身不愛。又安能愛君。

訓讀 公曰く、然らば則ち豎刁は如何と。管仲曰く、不可なり。夫れ人の情、其身を愛せざる莫し。公妬んで內を好む。豎刁自ら獖し以て內を治むるを爲す。其身すら愛せず。又安んぞ能く君を愛せん。

通釋 桓公曰く「そんなら豎刁は如何であらうか」と。管仲はそれに對へて、「いけません。抑も人情として自分の身體を愛せぬ者は無い。處で我が君は嫉妬深く在して、婦人を御好みになる御性質で勢ひ內宮に於ける多くの婦人を取締る男子が必要でありましたので豎刁は自ら去勢して內宮を取締

を枉げて尋ねらるゝには「仲父は宅に引きこもり病氣とのことなるが、若し不幸に再び起つ能はざる場合は政務を誰の手に遷したらよからうか」と。管仲之に對へて「私は今や老衰致して御下問に御對へ申上げる資格がございませぬ。然し私の承はる所に依れば、臣下の邪正を知ることは君に及ぶ者は無く、子の賢愚を見ぬくことは父に及ぶものは無いとのことであります。君公試に他の意見によらず御心を以て、何人が最適任かを決定して御覽なさい。私はそれを承りませう」と申上げた。

語釋 九合（糾合に同じ、一說に九回の會盟の意といふも非なり。）○一匡（匡は正す、統一し正すこと。）○五伯（伯は霸に同じ、諸侯の旗頭、春秋時代五人の霸者相次いで立つた、卽ち齊の桓公・晉の文公・宋の襄公・楚の莊王・秦の穆公の五人、然し五人の數へ方諸說あり。）○仲父（仲は管仲の字、父は男子の美稱、仲小父さんといふ程の意、管仲を尊びて桓公はかく呼んだ。）

君曰、鮑叔牙何如。管仲曰、不可。夫鮑叔牙爲人剛愎而上悍。剛則犯民以暴。愎則不得民心。悍則下不爲用。其心不懼。非霸者之佐也。

訓讀 君曰く、鮑叔牙は如何と。管仲曰く、不可なり。夫れ鮑叔牙は人と爲り、剛愎にして悍を上ぶ。剛なれば則ち民を犯すに暴を以てし、愎なれば則ち民心を得ず。悍なれば則ち下、爲めに用ひられず。其心懼れず。霸者の佐に非ざるなりと。

佐之。管仲老不能用事。休居於家。桓公從而問之曰。仲父家居有病。卽不幸而不起。政安遷之。管仲曰。臣老矣。不可問也。雖然。臣聞之。知臣莫若君。知子莫若父。君其試以心決之。

【訓讀】奚をか過つて忠臣に聽かずと謂ふ。昔者齊の桓公、諸侯を九合し、天下を一匡し、五伯の長と爲り、管仲之れに佐たり。管仲老いて事を用ふる能はず、家に休居す。桓公從つて之れに問うて曰く、仲父家居して病有り、卽し不幸にして起たずんば政安くにか之れを遷さんと。管仲曰く、臣老いたり。問ふべからざるなり。然と雖も、臣之れを聞く、臣を知るは君に若くは莫し、子を知るは父に若くは莫し。君其れ試に心を以て之れを決せよと。

【通釋】「過つてゐ乍ら忠臣の言を聽きいれぬ」とは何かといふに次の例によりて知るべきである。
昔、齊の桓公は諸侯を糾合して平和を盟はしめ、周の王室の下に天下を一統し、春秋の五覇中の第一たるの功業を成した。その桓公の宰相として人傑管仲が桓公を輔佐したのであるが、管仲老衰に及び政務に從事することできなくなり、自宅に引き籠り休養して居つた。桓公はそこで態々管仲の宅に駕

の者は顔涿聚の力なり。故に曰く、内を離れ遠遊するは、則ち身を危くするの道なりと。

【通釋】斯の如くして國に歸りついて後三日にして、果して國人が田成子を國内に入れまいとする陰謀をやつてゐる者が有ることが判つた。田成子が危い處を助かり齊國を保ち得たのは、忠臣顔涿聚の力である。故に、「國内を離れ遠方へ遊ぶのは身を危ふくする道だ」と申すのである。

【語釋】至三日（至は還りついたこと、一說に「三日に至りて」とよみ「卅数して三日目に」の意に解するも、之を取らず。）

【餘論】以上第八段、離レ内遠遊の禍を說く。但、「田成子」は「齊の景公」の誤りで說苑に齊の景公海上に遊び六ケ月歸らなかつた時の話としてあるのが事實らしい。それで翼毳に於いて太田氏は「田成子は此の時まだ諸侯に列して居らず齊の大夫に過ぎない。されば同じく齊の大夫たりし顔涿聚が彼を君と稱する理がない。又景公の海上に遊んだ話は本書外儲說篇及晏子・孟子・列子等に見えて居るから益々以て說苑の記述を是とすべきだ」といつてゐる。たゞ說苑には歸りの途中に於いて陰謀發覺したことになつてゐる。

奚謂過而不聽於忠臣。昔者齊桓公九合諸侯。一匡天下。爲五伯長。管仲

以て之れを三にすと雖も可なり。臣の言、國の爲めにして、身の爲めにするに非ざるなりと。頸を延てべ前んで曰く、君之れを撃てと。君乃ち戈を釋て駕を趣して歸る。

通釋 顔涿聚が曰ふに「昔、夏の桀王は忠臣關龍逢を殺し、殷の紂王は王子比干を殺した。然し關龍逢といひ王子比干といひ忠烈極諫の雙璧として千古に其名を垂れて居る。今君公私のつまらぬ身を殺して此の二人と肩を竝べて忠臣の名を成さしめ下さるもよからう。私の言は國の爲に申上げるので、決して身の爲にするのではありませぬ。」とて頸を延べて前んで「さあ君公撃つて下さい」と申上げたら、田成子さすがに其純忠に感じたものと見え、戈をすて馬車を急き立てゝ都に歸つた。

語釋 關龍逢（夏の桀王の臣、桀王無道、酒池糟丘を作れる時之を諫めたら囚はれて遂に殺さる、事、韓詩外傳に見ゆ。） ○王子比干（殷の紂王の庶兄、紂の無道を諫めて殺された。） ○以三之（關龍逢と比干と竝べて三人とすること。）

至三日。而聞下國人有レ謀レ不レ内二田成子一者上矣。田成子所三以遂有二齊國一者。顔涿聚之力也。故曰。離レ内遠遊。則危レ身之道也。

訓讀 至りて三日にして、國人田成子を内れざるを謀る者有るを聞く。田成子遂に齊國を有つ所以

と雖も、將た安くんぞ得んと。田成子曰く、寡人令を布きて曰く、歸らんと言ふ者は死せんと。今子、寡人の令を犯すと。戈を援つて將に之れを撃たんとす。

通釋　處が忠臣の顔涿聚が申上げるには「君公は今海に遊んで、之を樂んで居られまするが、御不在中、本國を奪はんと企てる者があつたら、如何なさいますか、若し本國を失はれたなら、いくら海岸の遊びを好まれても、もう到底こんな樂しみはできますまい」と。すると田成子がいふには、「余は既に命令を發布して『歸らうと言ふ者をば死刑に處する』というてあるのに、今汝は余の命令を犯した」とて、自ら戈を援り上げて顔涿聚を撃ち殺さうとした。

語釋　顔涿聚（呂氏春秋によれば此の人もと梁父といふ所の大盜であつたが、後孔子に學んで忠臣となつた。史記に顔濁鄒に作り、孟子に顔讎由に作る。）○援戈將撃之（戈は說文に「平頭ノ戟也」とあり、朱駿聲の注に其の刃は橫に出で、句すべく撃つ可く、矛の專ら刺し、殳の專ら撃つ者と同じからず、亦戟の刺と句とを兼ぬる者とも異なるとあり。同じく「ほこ」と訓ずるも皆異なるを知るべし。）

顔涿聚曰。昔桀殺關龍逢。而紂殺王子比干。今君雖殺臣之身以三之可也。臣言爲國。非爲身也。延頸而前曰。君撃之矣。君乃釋戈趣駕而歸。

訓讀　顔涿聚曰く、昔、桀は關龍逢を殺し、而して紂は王子比干を殺す。今、君、臣の身を殺し、

餘論 以上第七段、戎王の例によりて女樂の禍を說明す。

奚謂離内遠遊。昔者田成子遊於海而樂之。號令諸大夫曰。言歸者死。

訓讀 奚をか内を離れて遠遊すと謂ふ。昔者田成子、海に遊んで之れを樂しむ、諸大夫に號令して曰く、歸らんと言ふ者は死せんと。

通釋 如何なることを、内を離れて遠遊するの禍といふのか、それは左の例によりて知るべきである。昔、齊の田成子が海岸に遊び非常に氣に入り、諸大夫に號令して「歸らうと申す者をば誰でも死刑に處す」と言ひ渡した。

語釋 内（國内のこと。）〇田成子（齊の大夫田常のこと。）

顏涿聚曰。君遊海而樂之。奈人有圖國者何。君雖樂之將安得。田成子曰。寡人布令曰。言歸者死。今子犯寡人之令。援戈將擊之。

訓讀 顏涿聚曰く、君海に遊んで之れを樂しむ。人の、國を圖る者有るを奈何せん。君之れを樂しむ

せしめて其の政治を亂し、而して一方禮を厚うして、由余の當方に滯在する期間の延長を戎王に請ひ由余を引き留め置き、彼等君臣の間を疏遠ならしめなさい。彼等君臣の間に隙が生じて然る後に適當な方策を講ずべきであります」と。穆公之を聽いて「如何にも尤もである」と贊成せられた。そこで內史廖をして女優十六人を戎王に贈らしめ、敬意を表したる序でに、由余の爲に其滯在期間延長の儀を請うたら、戎王は之を許諾し、其女優を見て大滿悅で、酒を用意し宴を張り、每日音樂ばかり聽いて其の歲の終りまで其態度を改めなかつたので、其國の主要な財產である牛馬の世話も自然おろそかになつたので、半分程は死んで了つた。そこへ由余が歸つて來て戎王を諫めたが戎王は聽かなかつたので、由余は遂に戎王に愛想を盡かし、そこを去つて秦に行つた。穆公は之を迎へて上卿の役に付かしめ、戎狄の兵勢と地形とを問うて十分に之を心得た上に、兵を擧げて之を伐ち、十二ケ國を併呑し、領土を廣むること千里に及んだ。故に「女樂に耽りて國政を顧みなければ亡國の禍となる」と申すのである。

【語釋】鄰國有聖人云々（聖人は萬般の事理に通ぜざる無き完全な人格をいふのが其の本義である、孔子を聖人といふが如きはそれである。しかしこゝでは、單に賢人とか、人傑とかいふ意。）　○而厚爲由余云云（厚字、舊本後に作る。說苑、反質篇によりて之を改む。）

居は僻陋にして道遠し、未だ嘗て中國の聲を聞かず、君其れ之れに女樂を遺り以て其政を亂し、而して厚く由余の爲めに期を請ひ、以て其諫を疏せよ。彼の君臣、閒有り。而る後に圖る可きなりと。君曰く、諾と。乃ち史廖をして女樂二八を以て戎王に遺らしむ。因りて由余の爲めに期を請ふ。戎王許諾し、其女樂を見て之れを說び、酒を設け飮を張り、日に以て樂を聽き、終歲遷らず、牛馬半ば死す。由余歸り、因りて戎王を諫む。戎王聽かず。由余遂に去りて秦に之く。穆公迎へて之れを上卿に拜し、其兵勢と其地形とを問ひ、既に以て之れを得、兵を擧げて之れを伐ち、國を兼ぬること十二、地を開くこと千里。故に曰く、女樂に耽り國政を顧みざるは亡國の禍なりと。

【通釋】由余が穆公の前より退出した後、穆公は內史の役を勤むる名は廖といふ臣を召して之に告げて曰く、「余は斯樣に聞いて居る、即ち鄰國に人傑が居るのは、是に對抗する所のこちらの國にとつては憂の種であると、然るに今由余は人傑である。かくの如き人物を鄰國の戎王が有して居つては、我が國にとつて心配である。是は如何にすべきものであらうか」と。內史の廖が對へて曰く、「私の承る所によれば、戎王の住居は偏鄙な開けない所で、こゝからは道も遠いので、彼れ戎王は未だ嘗て、文華の進んだ中國の音樂を聞いたことがない。それで君公は先づ彼れに女優を遺りて之に耽溺

由余出。公乃召內史廖曰。寡人聞鄰國有聖人。敵國之憂也。今由余聖人也。寡人患之。吾將奈何。內史廖曰。臣聞戎王之居。僻陋而道遠。未嘗聞中國之聲。君其遺之女樂以亂其政。而厚爲由余請期。以疏其諫。彼君臣有閒。而後可圖也。君曰諾。乃使史廖以女樂二八遺戎王。因爲由余請期。戎王許諾。見其女樂而說之。設酒張飮。日以聽樂。終歲不遷。牛馬半死。由余歸。因諫戎王。戎王弗聽。由余遂去之秦。穆公迎而拜之上卿。問其兵勢與其地形。旣以得之。擧兵而伐之。兼國十二。開地千里。故曰。耽於女樂。不顧國勢。亡國之禍也。

訓讀　由余出づ。公乃ち內史廖を召して之れに告げて曰く、寡人聞く、鄰國に聖人有るは敵國の憂なり、今由余は聖人なり、寡人之れを患ふ、吾將に奈何せんとすべきかと。內史廖曰く、臣聞く、戎王の

三となりました。斯様なわけで上流の君子は文飾の意義を心得て之を務めたけれども、服從を欲する者が益々少なくなつたことは事實である。それ故に私は「節儉は國を興すの道なり」と申すのであります。

語釋 戎王（戎は西北方の外民族、こゝでは匈奴のこと。）○聘（諸侯が使者をやつて、交際を溫めること。）○飯於土簋云々（簋は黍稷をもる器、鉶は羹（アツモノ）を盛る器、それらの器は皆瓦燒きの土器であつたこと。）○賓服（賓は客、客分の品位を保ちつゝ服從すること。）○斬山木財之（財は材に同じ。）○削鋸修之迹（削は手斧（テウナ）に類する道具、斧で斫つた迹をけづつて平らかするに用ふ、鉋（カンナ）が後世に發明されるまでは專ら之を以て建築の材木を仕上げた、（考工記に、築氏、爲レ削、馬注、偃曲ノ却刃とあり）又昔、竹簡に字を書く時、誤字をけづり取る書刀をも削といつた、是は文房用の削で建築用のそれとは別物と見るべきである。鋸は「のこぎり」、それで此の句の意味は手斧や鋸で斧の迹を平らかに仕上げること。此の意に達せず古來修字を削の上に置くべしとの說を爲す學者もあるが、それは却て誤れるものである、原本舊注に磨其斧迹とあるは自ら正しい見解である。）○禹作爲祭器（祭を一本に酒に作る、さうすると下文觴酌、樽俎と意味重複して面白くない、又禹は敬を鬼神に致した人であるから益々祭器として置いて宜しいと思ふ。）○縵帛爲茵（縵帛は細帛、茵はしとね、茵は一に裀に作る。）○蔣席額緣（蔣は菰（マコモ）のこと、席薦（ムシロの類）を織る材料にする草、額緣は「ふち、」又は「へり」のこと、蔣の席に「へり」をつけたこと、額を一に頗に作るは非。）○觴酌有采（觴は杯、酌は銚子、采は文采、文飾のこと。）○俎（肉もり皿、皿といつても腰の高い臺に類す、爻は肉を示し、且はその臺の形を示す。）○大輅（玉路ともいひ天子の車。）○九旒（旒は旌旗の垂るゝもの、卽ち吹き流しばた。）○白壁堊墀（白を舊本に四に作るは非、墀は階上堂前の地、後世帝王の墀は丹砂を以て之を塗りて赤墀といふ、こゝでは白堊を以て塗るもの。）○彤文（彤は赤色舊本彫に作るは非、文は模樣。）

餘論 以上、秦の穆公と由余との問答を叙し、由余の識見非凡なるを示す。何ぞ測らん戎王の女樂の禍、却て之に由つて起らんとは。

によれば、昔、堯が天下に君臨せる時、黍稷を食べるにも、羹をすゝるにも、皆土器を用ひた程の節約ぶり、然るに其の德化の及ぶ所遼遠にして、其の領土は南の方交趾に至り、北は幽都に至り、東西は日の出づる東の端から日の沒する西のはてまで來朝歸服しない者は無い有樣であつた。堯が天下を讓り虞舜がその後を受けて帝王となつたが、舜は從來の土器に滿足せず、新式の食器を作製した。卽ち山の木を斬つて之を材料とし、削り小刀や鋸で木地を仕上げ、それを漆で黑く塗り上げたものを宮中に取り寄せて食器と爲した。處が諸侯は舜の此のやりかたを見て、奢り增長したものと考へ、歸服しない國が十三に上りました。其舜が天下を禪り、禹に傳へたが、禹は天地鬼神を祭るに用ふる器を入念に作り、外部は黑塗りとし、內部を朱で書いた。又、細地の絹布で坐布團を作り、蔣といふ草で織つた敷物には、飾りの緣を附け、杯や銚子にも彩色を加へ、酒樽や、肉盛り皿にも飾りをつけた。此れはいよ〳〵侈つたわけであるから、服從しない國が三十三に增加した。禹の子孫夏后氏が亡びて、殷人が天下を取つてからは、大輅といふ天子の御車を作り、九本の吹き流し旗を建て、食器には彫刻や磨きを施し、杯や銚子には模樣を象嵌し、白塗の壁を作り、堂前の庭まで白堊で塗り堅め、坐布團や敷物にも赤い模樣を施した。此れはいよ〳〵侈つたことであるが、服從せざる國が五十

器を作爲し、山木を斬りて之れを財とす。削鋸之が迹を脩め、漆墨を其上に流し、之れを宮に輸し、以て食器と爲す。諸侯以て益々侈ると爲し、國の服せざる者十三。舜、天下を禪りて之れを禹に傳ふ。禹祭器を作爲し、其外を墨染し、其内を朱畫し、縵帛を茵と爲し、蔣席額緣、觴酌采有り、樽俎飾有り、此れ彌々侈る。而して國の服せざる者三十三。夏后氏沒し、殷人之れを受け、大輅を作爲して九旒を建て、食器雕琢、觴酌刻鏤、白壁堊墀、茵席彫文、此れ彌々侈る。而して國の服せざる者五十三。君子皆文章を知る。而も服せんと欲する者彌々少し。臣故に曰く、儉は其道なりと。

通釋 女樂に耽るとは如何なることか、それはかうである。昔、戎王が由余を使者として秦に遣はし聘問せしめた。此の時秦の君主穆公が由余に問はるゝには「余は是まで聖賢の道を聞いては居るが未だ實際に之を見たことがない。古代の明君が國を興すに當り或は暗君が國を失ふに當りて、如何なる經過をとりたるものにや、願はくば之を聞きたいものである」と。由余對へて曰く、「私の承はる所によれば、すべて節儉を以て國を興し、奢侈を以て國を失ふものとのことであります」と。穆公曰く、「余は不肖の身を恥辱とせず、柄にもなく聖賢の道を御身に問うてゐるのに、御身は節儉といふが如き平凡なことを以て余に對へるとは如何したことか」と。由余之に對へて曰く、「私の聞く所

益侈。國之不服者十三。舜禪天下。而傳之於禹。禹作爲祭器。墨染其外。朱畫其內。縵帛爲茵。蔣席頟緣。觴酌有采。而樽俎有飾。此彌侈矣。而國之不服者三十三。夏后氏沒。殷人受之。作爲大路。而建九旒。食器雕琢。觴酌刻鏤。白壁堊墀。茵席雕文。此彌侈矣。而國之不服者五十三。君子皆知文章矣。而欲服者彌少。臣故曰。儉其道也。

〔訓讀〕 奚をか女樂に耽るといふ。昔者戎王、由余をして秦に聘せしむ。穆公之れに問うて曰く、寡人嘗て道を聞く、未だ目之れを見るを得ず。願はくは、古の明主國を得、國を失ふに何を以てするかを聞かんと。由余對へて曰く、臣嘗て之れを聞くことを得たり。常に儉を以て之れを得、奢を以て之れを失ふと。穆公曰く、寡人辱ぢずして道を子に問ふ。子儉を以て寡人に對ふるは何ぞやと。由余對へて曰く、臣聞く、昔者堯天下を有し、土簋に飯し、土鉶に飲し、其の地、南、交趾に至り、北、幽都に至り、東西、日月の出入する所の者に至るまで賓服せさる莫し。堯天下を禪り、虞舜之れを受け、食

韓魏兩軍は兩翼より知氏の軍を撃ち、趙襄子は卒を將ゐて正面を攻擊し、大に知氏の軍を破り、知伯を生捕にした。やがて知伯は殺され、其の軍は敗られ、其の領地は、趙韓魏の三國に分割せられ、天下の物笑ひとなつた。

〔餘論〕それ故に「貪欲剛情で利を好むは國を滅し身を殺すに至る原因である」と申すのである。
以上第六段、知伯の例を引いて貪愎利を好むの害を說いたものである。

奚謂耽於女樂。昔者戎王使由余聘於秦。穆公問之曰。寡人嘗聞道而未得目見之也。願聞古之明主得國失國何以。由余對曰。臣嘗得聞之矣。常以儉得之。以奢失之。穆公曰。寡人不辱而問道於子。子以儉對寡人何也。由余對曰。臣聞昔者堯有天下。飯於土簋。飲於土鉶。其地南至交趾。北至幽都。東西至日月之所出入者。莫不賓服。堯禪天下。虞舜受之。作爲食器。斬山木而財之。削鋸脩之迹。流漆墨其上。輸之於宮。以爲食器。諸侯以爲

子胥を立つるに如かずといつたが聽かれなかつたので姓を輔氏と更めたことになつて居り、通鑑も之に從つて居る。戰爭の眞最中に姓を更める手續きでもあるまいから、晉語や通鑑の方が事實に近いだらう。然し韓非は史實よりも議論を主とするので當時の俗傳に從つたのであらう。

至期日之夜。趙氏殺其守隄之吏。而決其水。灌知伯軍。知伯軍救水而亂。韓魏翼而擊之。襄子將卒犯其前。大敗知氏之軍。而禽知伯。知伯身死軍敗。國分爲三。爲天下笑。故曰。貪愎好利。則滅國殺身之本也。

【訓讀】期日の夜に至り、趙氏其の守隄の吏を殺して、其の水を決し、知伯の軍に灌ぐ。知伯の軍水を救うて亂る。韓魏翼して之れを擊つ。襄子卒を將ゐて其前を犯し、大に知氏の軍を敗り、而して知伯を禽にす。知伯身死し、軍敗れ、國分れて三と爲り、天下の笑と爲る。故に曰く、貪愎利を好むは、則ち國を滅し、身を殺すの本なり。

【通釋】約束の日の夜に至り、趙氏の軍は敵の堤防の番兵を殺して、滿々と湛へたる水を切つて落し知伯の軍へ灌ぎかけた。不意を食つて、知伯の軍は水を防禦するために、大混亂に陷いつた。そこへ

的に之を親み給へ」と申した。「そんなら其の親む方法は如何」と知伯は問ふ。智過が曰ふには「魏宣子の謀臣を趙葭と申し、韓康子の謀臣を段規と申します。此の兩人は何れも其の君の計を變更させるだけの力があります。それで君公、彼の二君と約束を結ばれ、趙國を破らば、功に依つて趙葭と段規との二人を各一萬戸の縣に領主とすることになし給へ。さうすれば、韓魏二君の心も變事を企てないであらう。（趙葭と段規の二人が自分の利益に絆されて兩君の裏切りを抑へるだらうから）と。すると知伯は「趙を破つて其の地を三分し、其の上又此の二人を各一萬戸の縣に領主とするならば、余の得る所の利は愈々少くなる。それはいかん」と申した。かくして智過は其の建議のどうしても聽き容れられぬを見てとるや、知氏の禍は避くべからず、其の禍の已に及ばんことを恐れたので、退出して其の一族の名義を變更して輔氏と名のり、知氏とは絶縁する手續きを取つた。

語釋 二君以約（以は已に通ず。）○智過（一に智果に作る。）○其意矜而行高（舊本に其行矜而意高に作るは非。）○侵欺（盧文弨は我欺に作るべしと爲す、是に似たり、侵欺は少々變な措辭。）○轅門（軍行には車を以て陳をつくり轅（ナガエ）相向ひ合はせて門を作る之を轅門といふ。）○嚮其利（嚮は享に同じ、享受の意、又向の意に解するも亦通ず。）○視屬臣（屬は注の意。）

餘論 智過が其の姓を更めて、輔氏となつた話は晉語に依れば、知宣子が其の子瑤（問題を起した知伯その人）を立てゝ太子にしようとした時、知過が之を諫め、瑤は知氏を滅す者だから、宣子の庶

と、知過は言下に「二君の意氣は如何にも揚々として、其の歩きぶりも足を高く擧げ、いつもの態度と違つて居る。君公は彼等の陰謀に先手を打つて、やつつけるのが一番でありまする」と申上げた。すると知伯は「吾、二君と愼重に約束を致して居る。そして趙を破つて其の領地を三分して出配しようとの約束は、余が彼等に如何親しみ居るかを表してゐる。彼等は決して余を侵し欺くことはあるまい。且つ我が聯合軍が晉陽城に迫りて攻むること三年。今や其の落城も目前にせまり、彼の城を攻め陷して戰利の分配に與かるのも、今朝か今晩かと待つばかりになつて居る。此の期に及んで何で彼等が他心など懷くものか、決してそんなことはあるまい。汝之を打ちすてゝ心配するな。又そんな事を口外してはならぬ」と申した。翌朝、韓魏の二君又入見して退出したる後、智過と轅門の外で遇つた。智過は陣營に入つて知伯に見えて曰ふには「君公は私の言を韓魏の二君に告げられましたか」と。知伯は「どうしてそれを知つたか」と問うたら、智過は「今日二君が入見して退出する時私を見て顏色を易へて、よく私に注目した。此の樣子は必ず變事を惹起すに相違ありませぬ。君公之を殺すに越したことはない。」と申した。然るに知伯は「汝捨て置いて、もうそれを二度と言ふ勿れ」といつたが、智過は猶も「いけませせぬ、是非之を殺しなさい。若しどうしても殺すことができなければ、徹底

明旦二主又朝して出で、後に知過に轅門に遇ふ。知過入りて見えて曰く、君、臣の言を以て二主に告ぐるかと。君曰く、何を以て之を知ると。曰く、今日二主朝して出で、臣を見て其色動き、而して視、臣に屬す。此れ必ず變あらん。君、之れを殺すに如かずと。君曰く、子置いて復た言ふ勿れと。知過曰く、不可なり。必ず之れを殺せ。若し殺す能はざれば、遂に之れを親しめと。君曰く、之れを親しむ奈何と。知過曰く、魏宣子の謀臣を趙葭と曰ひ、韓康子の謀臣を段規と曰ふ。此れ皆能く其君の計を移す。君其二君と約せよ。趙國を破らば、因りて二子者を各々萬家の縣一に封ぜんことを。是の如くなれば、則ち二主の心、以て變ずる無かるべしと。智伯曰く、趙を破つて其地を三分し、又二子者を各々萬家の縣一に封ずれば、則ち吾が得る所の者少し、不可なりと。知過其の言の聽かれざるを見るや、出でて因りて其族を更へて輔氏と爲す。

〔通釋〕韓魏の二君が已に裏切りを約束して、張孟談を城中へ遣つたので、知伯の樣子を探らん爲に知伯の幕營を訪うて之に見え、退出した處、知伯の一族の智者知過といふ人に、轅門の外で出會つた。知過は二君の顏色のたゞならぬのを怪んだので、幕營の中に入つて知伯に會ひ、申上げるには「二君の樣子は何か變事を起さうとするらしい」と。知伯は「それはどうしたといふことか」といふ

殺之。若不能殺、遂親之。君曰、親之奈何。智過曰、魏宣子之謀臣曰趙葭、韓康子之謀臣曰段規。此皆能移其君之計。君與其二君約、破趙國、因封二子者各萬家之縣一。如是則二主之心可以無變矣。知伯曰、破趙而三分其地、又封二子者各萬家之縣一、則吾所得者少。不可。智過見其言之不聽也、出因更其族、爲輔氏。

〔通釋〕二君以に約して、張孟談を遣り、因りて知伯に朝して出づるや、知過に轅門の外に遇ふ。知過其の色を恠み、因りて入りて知伯に見えて曰く、二君の貌將に變有らんとすと。君曰く、何如と。曰く、其の意衿つて行くこと高し、他時の節に非ざるなり。君之れに先んずるに如かずと。君曰く、吾二主と約すること謹めり。趙を破つて其の地を三分せんとするは、寡人の之れを親しむ所以なり。必ず侵し欺じ。兵の晉陽に著くこと三年。今旦暮將に之れを拔き其利を嚮けんとす。何ぞ乃ち將た他心あらんや。必ず然らず。子釋てゝ憂ふる勿れ。口より出す勿れと。

は孟談を迎へ、感謝の餘り之を再拜した。そして一方には密謀の洩れんことを恐れつゝも、一方には密約の成就したことを喜んだ。

語釋 舒軍（軍兵をまばらにして遠巻きにすること。） ○君釋此計（此句、舊本に君失此計者に作るは非、戰國策により改む。） ○巢居（一本窠居に作るは非。） ○脣亡齒寒（左傳に見えたる語、鄰國亡びれば、其の國は禍に當面することを喩ふ。） ○麤中而少親（麤は粗暴、中は中心、即内心のこと。） ○二軍之反・二君之反（一本に何れも三軍之反に作るは非なり。）

二君以約遣張孟談。因朝知伯而出。遇智過於轅門之外。智過恠其色。因入見智伯曰。二君貌將有變。君曰何如。曰其意矜而行高。非他時之節也。君不如先之。君曰。吾與二主約謹矣。破趙而三分其地。寡人所以親之。必不侵欺。兵之著於晉陽三年。今旦暮將拔之而嚮其利。何乃將有他心。必不然。子釋勿憂。勿出於口。明旦二主又朝而出。後遇智過於轅門。智過入見曰。君以臣之言告二主乎。君曰何以知之。曰。今日二主朝而出。見臣而其色動。而視屬臣。此必有變。君不如殺之。君曰子置勿復言。智過曰不可。必

降參しようと思ふが、三國の中何れに降るべきであらうか」と。張孟談は之に對へて、「私の承る所によれば、『滅亡せんとする所を保存し、危ふき所を安ずることができなければ、智慧を貴ぶことは無意義に歸する』と御座いまして、かゝる時に善處してこそ智慧といふ者の價値が顯はれると申すもの、私には聊か考へも御座いますれば、降參の御考をば釋てゝ了ひなされよ。私は水中をくゞつて韓魏の君に對面し、謀をめぐらして見ませう」と。申し上げた。そして張孟談は韓魏の君に會見して申すには、「私は古語に『脣亡ぶれば齒寒し』といへるを承り居ります。今知伯は尊公御兩君を率ゐて趙を伐ち、趙は亡びようとして居ります。然し趙が亡びたら、韓魏の二國も續いて同樣な運命に陷るでありませう」と。韓魏の二君が之に答へて「我等も其の事はよく知つて居るが、然し、知伯の人柄は內心粗暴で親切がないので、我等ひそかに謀ることがあつて、それが發覺したら、禍は必ず我等二人の上にふりかゝるであらう。此の際如何したら宜からうか」と申した。張孟談之に答へて「謀が御兩君の口より出でゝ私の耳に直接入つただけで、中間に人無く誰も知る者がありませぬから御心配無用であります」と申した。そこで二君は張孟談と韓魏兩軍の知伯に反く約束をなし、その日を定め、夜陰に乘じて張孟談を晉陽城中へ歸らしめ、此のことを趙襄子に報告させた。襄子

張孟談、韓魏の君を見て曰く、臣聞く、脣亡ぶれば齒寒しと。今知伯、二君を率ゐて趙を伐ち、趙將に亡びんとす。趙亡ぶれば則ち二國之れが次と爲らんと。二君曰く、我れ其の然るを知るなり。然りと雖も、智伯の人と爲りや麤中にして親少し、我れ謀りて覺るれば則ち其の禍や必ず至らん。之れを爲す奈何と。張孟談曰く、謀二君の口より出で臣の耳に入る。人之れを知る莫きなりと。二君因りて張孟談と二軍の反を約し、之れと日を期す。夜、張孟談を遣はし、晉陽に入らしめ、以て二君の反を襄子に報ず。襄子、孟談を迎へて之れを再拜し、且つ恐れ且つ喜ぶ。

【通釋】三國の聯合軍が到著するや、直に晉陽の城にひたと寄りついて攻め立て、こゝに合戰が始まつたが、三ケ月經過するも此の城を攻落すことができなかつた。そこで普通の强襲では功を奏する見込無しと考へて、戰線を延長して城を包圍し、晉陽城外の河水を切り落して、城を水浸しにしかけた。かくして晉陽を包圍攻擊すること三ケ年に及び、城中は浸水の爲、人々は鳥の如く、樹上に巢を作りて居住し、釜をば高所に吊して飯を炊き、財物も食糧も、もう盡きんとし、士大夫はつかれ切つて了つた。そこで襄子は張孟談に向つて曰ふことには、「糧食缺乏し、財力も盡き、義に勇める士大夫も疲れ切つて弱つて了つた。是では到底守り通すことはできないと思ふから、殘念乍ら此の城と共に

率二君而伐趙。趙將亡矣。趙亡則二國爲之次。二君曰。我知其然也。雖然知伯之爲人也。麤中而少親。我謀而覺則其禍必至矣。爲之奈何。張孟談曰。謀出二君之口。而入臣耳。人莫知之也。二君因與張孟談約二軍之反。與之期日。夜遣張孟談入晉陽以報二君之反于襄子。襄子迎孟談而再拜之。且恐且喜。

〔譯〕至れば則ち晉陽の城に乘じ、遂に戰ふ。三月拔くこと能はず。因りて軍を舒べて之れを圍み、晉陽の水を決し以て之れに灌ぐ。晉陽を圍むこと三年、城中巣居して處り、釜を懸けて炊ぎ、財食將に盡きんとし、士大夫羸病す。襄子、張孟談に請つて曰く、糧食匱しく財力盡き、士大夫羸病す、吾恐らくは守る能はざらん。城を以て下らんと欲す。何の國にか之れ下るべきと。張孟談曰く、臣之れを聞く、亡びんとして存する能はず。危くして安んずる能はざれば、則ち智を貴ぶを爲す無し、君此計を釋てよ。臣請ふ。試みに潛行して出で、韓魏の君を見んと。

語釋 杜質（質は礩に同じく礎のこと。）

號令已定。守備已具。三國之兵果至。

訓讀 號令已に定まり、守備已に具はり、三國の兵果して至る。

通釋 斯くの如くにして、號令も已に定まり、守備の手配もすつかり出來上つた處へ、知氏を始め韓魏の聯合軍が果して攻め來つた。

至則乘晉陽之城。遂戰。三月不能拔。因舒軍而圍之。決晉陽之水以灌之。圍晉陽三年。城中巢居而處。懸釜而炊。財食將盡。士大夫羸病。襄子謂張孟談曰。糧食匱。財力盡。士大夫羸病。吾恐不能守矣。欲以城下。何國之可下。張孟談曰。臣聞之。亡不能存。危不能安。則無爲貴智矣。君釋此計。臣請試潛行而出見韓魏之君。張孟談見韓魏之君曰。臣聞脣亡齒寒。今知伯

語釋　垣・墻（垣をかきと訓ずるからとて日本のかきねの如き弱々しいものを想像するが實は土石を積んで作り外敵を防ぐに足るもので城壁も垣の一種なのである、墻は牆に同じく、垣と同義にも用ひられるが、原義は垣を更に蔽ふためのもの、今こゝでは荻蒿楛楚を植ゑて垣を蔽ひ且つ丈夫にしたのである。）○荻蒿楛楚（荻と蒿とは草の名、楛と楚とは灌木の名、皆矢の材料となる。）○君發而用之（發は下文の發と共に埋もれ隠れたるものを掘り出す意味を含む、今まであまり顧みられなかつたものを刈りとり又は取り出すこと。）○箘簬（雲夢（ウンボウ）の澤より産する堅い竹の名、矢の良材。）○勁（つよいこと。）

君曰。吾箭已足矣。奈無金何。張孟談曰。臣聞董子治晉陽也。公宮令舍之堂。皆以鍊銅爲柱質。君發而用之。於是發而用之。有餘金矣。

訓讀　君曰く、吾箭已に足れり。金無きを奈何せんと。張孟談曰く、臣聞く、董子の晉陽を治むるや公宮令舍の堂、皆鍊銅を以て柱質と爲すと。君、發して之れを用ひよと。是に於て發して之を用ふ。餘金有り。

通釋　趙襄子は更に相談して申された。「吾が箭は是で已に澤山である。金屬の無いのは如何にすべきや」と。張孟談之に對へて「私の聞く所によれば、董氏の晉陽を治むるに當つて、公宮及縣令の官舍の堂は皆精鍊した良質の銅を以て柱の礎と爲したとの事故、之を掘出して用ひ給へ」と申した。そこで之を掘り出して用ひたので金屬は有り餘る程となつた。

無箭何。張孟談曰。臣聞。董子之治晉陽也。公宮之垣。皆以荻蒿楛楚墻之。高至于丈。君發而用之。於是發而試之。其堅則雖菌簵之勁。弗能過也。

訓讀 君、張孟談を召して之れに問うて曰く、吾が城郭已に治まり、守備已に具はり、錢粟以て足り、甲兵餘有り。吾箭無きを奈何せんと。張孟談曰く、臣聞く、董子の晉陽を治むるや、公宮の垣は皆荻蒿楛楚を以て之を墻とし、高さ丈に至る。君發して之を用ひよと。是に於て發して之れを試むるに、其堅きこと則ち菌簵の勁きと雖も過ぐる能はざるなり。

通釋 趙襄子は張孟談を召し之に問うていはるゝには、「吾が城郭は已に修理せられ、守備の手配も成り、金錢穀物は十分有り、甲冑刀槍は餘り有るが、たゞ箭を持ぬは、如何致したものだらうか」と。張孟談の對へて曰ふには、「私は斯樣に承まはり居ります。董氏の晉陽を治めし時、後日の事變を慮ばかり、公宮に圍らせる土屛は皆荻蒿や楛楚を植ゑて、その蔽ひとなし置いたが、今や是が高さ一丈餘になつて居る。君公之を刈り取つて用ひ給へ」と。そこで之を刈り取り、矢として試みたら、其の堅いことは、雲夢の名產菌簵の美竹の勁さも之には勝るまいと思はるゝ程であつた。

擄なれば、君公は命令を發し給ひ、民をして三年分の食糧を各自の手許に遺して、猶餘分の穀物有る者は、之を政府の倉に納めさせ、又三年分の入費を手許に遺し、猶餘分の金錢有るものは之を國庫に獻納させ、家内に餘分の人手を有つてゐる者は、之を城郭修理に從事させることになされよ」と申し上げた。そこで張孟談の右の方策を實行することになり、襄子が夕に右の命令を發したるに、翌日は早や倉には穀物充滿して容れ所無く、府には錢を積むべき所なく、庫には甲冑や刀兵器を收容しきれぬといふ盛況、かくして五日を經過したら城郭の修理も已に成り、守備萬端已に整頓した。

語釋 行（巡行の義。）　○五官（古來種々の說あれど定說無く、要するに五種の官署のこと、五蠹篇に「五官之禁」とあり、やはり詳かでない。）　○倉・府・庫（倉は穀物を藏し、府は文書を藏するを本義とし、金錢財物を藏するものをもいふ、庫は兵車を藏するを本義とし、武器ぐらゐのこと。）　○有奇人者（奇は餘、家業を支へるに要する以外の勞働者を奇人というたのである。）　○將軍車騎（軍の字、閔本には無し、さうすれば延陵生を召し車騎を將ゐて云々と讀めて文意として妥當である。）　○藏於臣（臣の字は民の字に作るべき所、古人に其の說あり。）

餘論 「聖人之治、藏二於臣一不レ藏二於府庫一務修二其敎一不レ治二城郭一」とは洵に名言、眞に之を實行し得たとしたら天下を治むること何の難きことか有らんやである。董閼于及尹鐸の凡庸の人に非さるを想見すべきである。

君召二張孟談一而問レ之曰。吾城郭已治。守備已具。錢粟以足。甲兵有レ餘。吾奈二

て城郭を治めず。君其れ令を出し、民をして自ら三年の食を遺さしめ、餘粟ある者は之れを倉に入れ、三年の用を遺し、餘錢有る者は之れを府に入れ、奇人有る者は城郭の繕を治めしめよと。君夕に令を出す。明日倉は粟を容れず、府は錢を積むところ無く、庫は甲兵を受けず。居ること五日にして城郭已に治まり、守備已に具はる。

通釋　乃で趙襄子は臣下の延陵生を召し、晉陽に乘り込む段取りを定め、將軍兵車騎士等をして、先づ晉陽に至らしめ、襄子自身は後から乘り込むことゝした。愈々晉陽に著いて、其の城郭及び五官の貯藏庫を巡視せられた處、城郭は修理されて居らず、倉には穀物の貯へ無く、府には儲への錢無く、庫には甲冑兵器無く、鄕邑には守具が無いといふ有樣で何一つとして頼りになりさうもなく見られたので、襄子は懼れられ、張孟談を召して相談に及ばれ「余が城郭及五官の貯藏庫を巡視した處、何れも皆不備だらけである。是では吾等又何として敵に抗らうか。」と言はれた。張孟談はそれに對へて、「私の承りまするところには、『聖君の民を治めるに當つては、餘力を臣民の手に藏し置き、政府の府庫に財物を藏せず、其の務むる所は教化の徹底であつて、城郭の修理ではない』といふことで御座います。今城郭府庫の具はらざるこそ年來仁政を施して、民に餘力を養ひ置いたる證

乃召延陵生。令將軍車騎先至晉陽。君因從之。君至而行其城郭及五官之藏。城郭不治。倉無積粟。府無儲錢。庫無甲兵。邑無守具。襄子懼。乃召張孟談曰。寡人行城郭及五官之藏。皆不備具。吾將何以應敵。張孟談曰。臣聞聖人之治藏於臣。不藏於府庫。務脩其敎。不治城郭。君其出令。令民自遺三年之食。有餘粟者入之倉。遺三年之用。有餘錢者入之府。有奇人者。使治城郭之繕。君夕出令。明日倉不容粟。府無積錢。庫不受甲兵。居五日而城郭已治。守備已具。

【訓讀】乃ち延陵生を召し將軍車騎をして先づ晉陽に至らしめ、君因りて之れに從ふ。君至つて其城郭及び五官の藏を行るに、城郭治めず、倉に積粟無く、府に儲錢無く、庫に甲兵無く、邑に守具無し。襄子懼れ、乃ち張孟談を召して曰く、寡人城郭及び五官の藏を行るに、皆備具せず。吾將た何を以て敵に應ぜんと。張孟談曰く、臣聞く、聖人の治は臣に藏して府庫に藏せず。務めて其敎を脩め

諾ト。

訓讀 襄子、張孟談を召して之れに告げて曰く、夫の知伯の人と爲りや、陽親にして陰疏なり。三たび韓魏に使して寡人與らず。其兵を寡人に措くや必せり。今吾安くに居て可ならんかと。張孟談曰く、夫れ董閼于は簡主の才臣なり。其の晉陽を治めて、尹鐸之れに循ひ、其餘教猶ほ存す。君其れ居を晉陽に定めんのみと。君曰く、諾と。

通釋 趙襄子は其の臣張孟談を召して之に知伯の一條を告げていふやう「かの知伯の人柄は、表面は親しくして、内心では疏じてゐる。この頃三たび韓魏二氏へ使者をやつてゐるが、余には何の相談も無い。彼が兵を我に差し向けることは確かだ。今の場合、余は國内の何處に居つたら宜からうか」と。張孟談は對へていふ樣、「抑も董閼于は君公の父君の才臣でありました、彼は命を奉じて晉陽を治めて仁政を施し、其の後繼者尹鐸は董閼于の方針に循つて治めて居るから、其の善教の名殘が今猶存して居ます。彼の地の人民が君に懷いて居るから、君公、居を晉陽に定め給ふ外有るまいと存じます」と。襄子は之をきいて「承知した」と仰せられた。

語釋 晉陽（今の山西省太原城、閻錫山の根據地として人の知る所。）

知伯又令人之趙。請蔡・皐狼之地。趙襄子弗與。知伯因陰約韓魏。將以伐趙。

〔訓読〕知伯又人をして趙に之き、蔡・皐狼の地を請はしむ。趙襄子與へず。知伯因りて陰に韓魏と約し、將に以て趙を伐たんとす。

〔通釈〕知伯益々其の慾を恣にせんとして、又人を趙にやり、其の領地蔡及皐狼の二邑を要求させた。處が趙の當主、襄子は與へない。そこで知伯は韓魏と密約を結び、三家聯合して趙を伐たうとした。

〔語釈〕蔡・皐狼（蔡と皐狼と何れも趙の邑名。）

襄子召張孟談而告之曰。夫知伯之爲人也。陽親而陰疏。三使韓魏而寡人不與焉。其措兵於寡人必矣。今吾安居而可。張孟談曰。夫董閼于。簡主之才臣也。治晉陽而尹鐸循之。其餘教猶存。君其定居晉陽而已矣。君曰。

魏弗與。則是魏內自彊而外怒知伯也。如弗予。其措兵於魏必矣。不如予之。宣子曰諾。因令人致萬家之縣一於知伯。

訓讀 又人をして地を魏に請はしむ。宣子與ふるなからんと欲す。趙葭、諫めて曰く、彼地を韓に請ひ、韓之れを與ふ。今地を魏に請ふ。魏與へざれば、則ち是れ魏內自ら彊しとして外知伯を怒らすなり。如し予へずんば其の兵を魏に措くや必せり。之れを予ふるに如かずと。宣子曰く、諾と、因りて人をして萬家の縣一を知伯に致さしむ。

通釋 知伯是にて益々味をしめて、又人を魏にやり土地を要求させた。魏の當主宣子は、與へまいと思うたが、其の臣趙葭が之を諫めて曰ふ樣、「彼れは向に地を韓に請うた時に韓では之を與へた。今度は地を我が魏に請うて來れるに與へなければ、魏は內に其の强大を恃んで、外に知伯を怒らすこととなります。それで與へなければ、彼れは兵を我に差し向けるは必定であります。與へた方が宜しう御座います」と。宣子之をきいて「よろしい」と言はれ、人をやつて一萬戶の縣を一つ知伯に與へさせた。

の二家を伐ちて之を滅したが、此の役より歸りて、兵を休むること數年の後知伯は更に大なる野心を遂げようとして、人を韓氏へ遣はし、領土の割讓を求めさせた。その時、韓康子（韓氏の當主）は此の要求を退けて與へまいと思うたが、臣下の段規が諫めて申す樣「是は與へなくてはならぬ。一體あの知伯の人がらは、強欲で傲慢無禮であります。彼れ來つて土地を要求したるに與へなければ、兵力を我れに差し向けることは必定であります。君公御與へなさい。與へれば彼れは味を占めて更に又他國に土地を求めるであらう。その國では知伯の強欲に堪忍しきれなくなつて、其の要求を聽かぬことになるだらう。聽かぬとなれば知伯は必ず其國に侵入するであらう。斯樣になれば我が韓は知伯に攻められる患へを免かれて、形勢の變移を待つことができるであらう」と。之をきいて康子は「宜しい」といはれて使者をやつて、戶數一萬戶の邑を一つ知伯に與へしめた。知伯は大に滿足した。

語釋　范中行氏（范氏及中行氏は知氏、韓氏、魏氏、趙氏と共に晉の朝で六卿と併稱したのであるが、知氏は其の強盛を恃み逐次倂併しようとして始めに此の二家を滅した。）○驁愎（驁は傲に同じ　おごること。）○韓康將欲無與（將字が無くもがなである。）

又令人請地於魏。宣子欲勿與。趙葭諫曰。彼請地於韓。韓與之。今請地魏。

好利而驁愎。彼來請地而不與。則移兵於韓必矣。君其與之。與之彼狃。又將請地他國。他國且有不聽。不聽則知伯必加之兵。如是韓可以免於患。而待其事之變。康子曰諾。因令使者致萬家之縣一於知伯。知伯說。

訓讀 奚をか貪愎と謂ふ。昔者知伯瑤、趙・韓・魏を率ゐて范中行を伐ち之れを滅ぼし、反歸して兵を休むること數年。因りて人をして地を韓に請はしむ。韓康子將つて與ふる勿らんと欲す。段規諫めて曰く、與へざるべからざるなり。夫の知伯の人と爲りや利を好んで驁愎、彼來り地を請ひて而も與へざれば、則ち兵を韓に移すや必せり。君其れ之れを與へよ。之れを與ふれば彼狃れて、又將に地を他國に請はんとす。他國且に聽かざるあらんとす。聽かざれば則ち知伯必ず之れに兵を加へん。是の如くなれば韓以て患を免れて、其事の變を待つべしと。康子曰く、諾と。因りて、使者をして、萬家の縣一を知伯に致さしむ。知伯說ぶ。

通釋 何を貪愎と申すのか。それは次の例によりて知るべきである。

昔、晉の世卿たる家柄の知伯、名は瑤といふ人が、同僚の韓・魏・趙の三家の兵を率ゐて范氏及中行氏

語釋 泰山（五岳の一、山東省に在り、一本に西泰山に作る、それは華山中の西方の一峰、西岳をいふ。東に在るを東岳といふ。） ○象車（二說あり、象にひかる車といふがその一、他の一は、山神賜ふ所の車で王者の德澤流行すれば之をあらはす、こゝは後者をさす。） ○六蛟龍（蛟龍は「ミヅチ」俗に雨龍といふもの。） ○畢方竝轄（畢方は木の精、轄は一に轄に作る、車轄の頭鐵、轂を保持する者、竝はそこにならぶこと、即ちそのかたはらについて隨伴すること。） ○蚩尤（黃帝の諸侯に蚩尤といふ者あり、兄弟八十一人竝に獸身人語、銅頭鐵額、沙を食ふ云々と、史記五帝本紀の正義に見える。） ○騰蛇（龍の一種、又螣蛇に作る。） ○風伯・雨師（山海經に云く、「黃帝應龍ヲシテ蚩尤ヲ攻メシム、蚩尤ハ風伯・雨師ニ請ヒ以テ大風雨ヲ縱マニス、黃帝乃チ天女ノ魃ト曰フヲ下シ雨ヲ止メシム、雨止ミテ蚩尤ヲ殺ス」と、風伯・雨師は風の神と雨の神である。） ○俎豆（食器、上文に詳說した。） ○赤地（赤は物の空しきこと。赤貧の赤に同じ。） ○癃病（癃は罷也、癃病は大病、一本に瘻に作るは非。）

評論 右にて第五段を終る、晉の平公の例を引いて、「不務聽治而好五音不已」の禍を說く。たゞ此の例に於いて平公の樂癖飽く無きは、警むべきは勿論なれども、師曠の如き大家が平公を諫むること甚だ不徹底で徒に專門家の造詣を矜るが如き態度に出で却て平公の好奇心を唆るが如き結果となれるは十分に尤むるに足るものである。然しこゝでは、議論の主眼は他に在るから、韓非はそれに觸れないのである。

奚謂貪愎。昔者知伯瑤率趙魏韓而伐范中行滅之。反歸休兵數年。因令人請地於韓。韓康子將欲無與。段規諫曰。不可不與也。夫知伯之爲人也。

畢方といふ怪物が車轂に寄り添ひ、攝政の蚩尤が前驅となり、風伯は進みて塵埃を掃ひ、雨師は道に水を灑ぎ、虎狼は前にひかへ、騰蛇は地に伏し、鳳凰はその上を飛んで舞うた。かくの如くにして大に鬼神を會合し、清角の曲を作つたのでありまして、天地間の鬼神靈物悉く服する程の聖德の君にして始めて之を聽くべき音樂であります。今君公は遺憾乍ら德薄くして之を聽く資格が足りませぬ。之をお聽きになつたら、恐らくは、大失敗を惹起すでありませう」と。すると平公は、「今や余は年老い、餘命も僅かである。唯一つ好むところの者は音樂である。何とかして之を聽きたいものである」といはれるので、師曠はまた已むを得ず、之を彈奏することゝなり、一たび之を奏したるに、黑い雲が西北方から起り、再び奏したるに、大風吹き來り、大雨之に伴ひ、そこに張つてあつた帷幕を裂き破り、席上の俎豆等の食器を破壞し、廊下の瓦を押し落す有様に、一坐の人々は散り〴〵に走り去り、流石の平公も、恐懼の餘り、廊室の間に伏しかくれた。それから晉に大旱魃が起り、地上に綠葉を絕ち、一物も收れざること三年に及び、平公御自身は瀕死の大病となられた。それ故に「政治の奏聞を聽くことを務めずして、音樂を好みて際限無きは、身のつまりに至らしむる事である」と申すのである。

師曠曰く、清角に如かずと。平公曰く、清角得て聞くべきかと。師曠曰く、不可なり。昔者黃帝鬼神を泰山の上に合す、象車に駕して、蛟龍を六にす、畢方、轄に竝び、蚩尤前に居り、風伯進み掃ひ、雨師道を灑ぎ、虎狼前に在り、鬼神後に在り、騰蛇地に伏し、鳳凰上を覆ひ、大に鬼神を合し、清角を作爲す。今主君德薄し。之れを聽くに足らず。將に恐らくは敗るゝ有らんと。平公曰く、寡人老いたり。好む所の者は音なり。願はくは遂に之を聽かんと。師曠已むを得ずして之を鼓す。一たび之を奏すれば、玄雲あり西北方より起る、再び之れを奏すれば大風至り、大雨之れに隨ひ、帷幕を裂き、俎豆を破り、廊瓦を隳す、坐者散じ走る。平公恐懼し廊室の閒に伏す、晉國大に旱し赤地三年、平公の身、遂に癃病す。故に曰く、治を聽くを務めずして、五音を好み、已まざれば、則ち身を窮むるの事なり。

通釋　平公は大滿悅の餘り、杯を持ち起ち上りて、師曠の健康を祝し、自分の席へ戻り尋ねていはるゝには、「音樂の中で、清徵が最も悲しいものか」と。師曠は之に對へて「清角には及びませぬ」というたら、平公は「清角を聞くことはできぬものかな」といはれた。師は對へていふ樣、「いけませぬ昔、黃帝が鬼神を泰山の上に會合した時、象車に駕し、六疋の蛟龍を以て之を曳かせ、木の精である

○郎門之垝（郎は廊のこと、垝は角端の意、屋根の棟木の處をいつたのである。）

平公提觴而起。爲師曠壽。反坐而問曰。音莫悲於淸徵乎。師曠曰。不如淸角。平公曰。淸角可得而聞乎。師曠曰。不可。昔者黃帝合鬼神於泰山之上。駕象車而六蛟龍。畢方竝轄。蚩尤居前。風伯進掃。雨師灑道。虎狼在前。鬼神在後。騰蛇伏地。鳳凰覆上。大合鬼神。作爲淸角。今主君德薄。不足聽之。將恐有敗。平公曰。寡人老矣。所好者音也。願遂聽之。師曠不得已而鼓之。一奏之。有玄雲從西北方起。再奏之。大風至。大雨隨之。裂帷幕。破俎豆。隳廊瓦。坐者散走。平公恐懼。伏於廊室之閒。晉國大旱。赤地三年。平公之身遂癃病。故曰。不務聽治而好五音。不已則窮身之事也。

訓讀 平公觴を提げて起ち、師曠の壽を爲し、坐に反つて問うて曰く、音淸徵より悲しき莫きかと。

と。平公曰く、寡人の好む所の者は音なり。願はくは試に之れを聽かんと。師曠已むを得ず、琴を援つて鼓す。一たび之れを奏すれば玄鶴二八有り、南方道り來り郎門の垝に集まる。再び之れを奏すれば列す、三たび之れを奏すれば頸を延べて鳴き、翼を舒べて舞ふ、音、宮商の聲に中り、聲天に聞ゆ。平公大に悅び、坐者皆喜ぶ。

通釋　平公は師曠に問うていうた「この清商は最も悲しい音樂であるか」と。師曠は「清徵には及ばぬ」と對へた。平公がいうた「その清徵を聞くことができるか」と。師曠はいつた「それはいけません。古の清徵を聽いた者は皆德義を具へた明君であつた、然るに今君公の德薄くして、此の音樂を聽く資格がありませぬ」と。然るに平公は「余の好む所のものは音樂である。何とかして試みに之を聽きたいものだ」と言はれるので、師曠も君命已むを得ず、琴を取りもちて彈奏した。然るに一回奏すると、黑鶴が十六羽、南方より來り、回廊の門の棟木の端に集つた。再び奏したら、其の黑鶴が列を成し、三たび奏したら、それ等の鶴は頸を延べて鳴き、翼をひろげて舞うた。其の鳴く聲は宮商の樂の音色に適ひ、天上高く澄み渡つた。之を聽いて平公は大に喜ばれ、一座の人々も亦皆喜んだ。

語釋　清商・清徵（商も徵（音はチ）も皆音樂上の五音の一、五音は五聲ともいひ宮・商・角・徵・羽の五つ、清は其の澄みたるものゝ意。）　○玄鶴二八（玄は黑、二八は十六羽であるが、八羽づつ二列並んだものらしい。）

よ」といはれ、涓は續きを最後まで奏し終つた。さて平公は師曠に問うて「此れは音樂上、何調と申すか」といつたら、曠は「此は謂はゆる清商調であります」と對へた。

語釋 觴（酒杯をすゝめる意。） ○施夷（地名。） ○師曠撫止之（撫は種々に用ひられるがこゝでは抑へる意。） ○此道奚出（道奚は由何に同じ。） ○靡々之樂（奢侈淫佚の樂、韓詩外傳によれば紂王も靡々之樂を爲したといふから一曲の名でなからうといふ。）

公曰。清商固最悲乎。師曠曰。不如清徵。公曰。清徵可得而聞乎。師曠曰。不可。古之聽清徵者。皆有德義之君也。今君德薄。不足以聽。平公曰。寡人之所好者音也。願試聽之。師曠不得已。援琴而鼓。一奏之。有玄鶴二八。道南方來。集於郎門之垝。再奏之而列。三奏之。延頸而鳴。舒翼而舞。音中宮商之聲。聲聞於天。平公大悅。坐者皆喜。

訓讀 公曰く、清商固に最も悲しきかと。師曠曰く、清徵に如かずと。公曰く、清徵は得て聞くべきかと。師曠曰く、不可なり、古の清徵を聽く者皆德義有るの君なり。今君德薄し、以て聽くに足らず

の者は音なり。子其れ之れを遂げしめよと。師涓鼓して之れを究む。平公師曠に問うて曰く、此れ所謂何の聲ぞやと。師曠曰く、此れ所謂淸商なりと。

通釋　晉の平公は衞の靈公の一行を施夷の臺に招待して酒宴を催した。その酒酣なる時、靈公は席より立つて、「新曲が有りますので、お耳に入たうございます」といつた。平公「それは誠に結構」と申された。そこで靈公は樂師涓を召し、晉の音樂師名は曠といふ大家の旁に坐せしめた。涓は琴をとり出で例の新曲を彈じたるが、未だ彈じ終らざる途中で樂師の曠は涓の手を抑へ彈奏を止めて曰ふ樣「此れは亡國の聲調である。終りまで奏してはならぬ」と。平公は「一體此の曲は何處から傳來せるものか」と問うたら、曠は對へて「此れは殷の紂王の樂官、名は延と申す者の作りて紂王に與へたる者であつて、靡々の樂とて、奢侈淫蕩の樂であります、後、周の武王が紂王を伐つに及び、樂師の延は東方に逃走し濮水に至りつき、身をそこに投げて死にました、爾來數百歲、延の怨靈の遺れるものか、此の曲が聞こえるといふ話は必ず濮水の上に限つたものであります。又最初に此の曲を聞いた者は其の國土削滅の不幸を招くといふ不吉の曲でありますれば、終りまで奏してはならぬのであります」と申した。然るに平公は「余の好む所は音樂のみである、汝さう言はずに終りまで奏せしめ

召師涓、令坐師曠之旁、援琴鼓之。未終、師曠撫止之曰、此亡國之聲、不可遂也。平公曰、此道奚出。師曠曰、此師延之所作與紂爲靡靡之樂也。及武王伐紂、師延東走、至於濮水而自投。故聞此聲者、必於濮水之上。先聞此聲者其國必削。不可遂。平公曰、寡人所好者音。子其使遂之。師涓鼓究之。平公問師曠曰、此所謂何聲也。師曠曰、此所謂淸商也。

訓讀　晉の平公、之れを施夷の臺に觴す。酒酣にして、靈公起つて曰く、新聲あり、願はくは請ふ、以て示さんと。平公曰く、善しと。乃ち師涓を召して師曠の旁に坐せしめ、琴を援りて之れを鼓す。未だ終らずして、師曠撫へて之れを止めて曰く、此れ亡國の聲なり。遂ぐべからざるなりと。平公曰く、此れ奚く道り出づるかと。師曠曰く、此れ師延の作りて紂に與ふと所、靡靡の樂たるなり。武王の紂を伐つに及びて、師延、東に走り、濮水に至りて自ら投ず。故に此聲を聞く者は、必ず濮水の上に於てす。先づ此の聲を聞く者は其國必ず削らる。遂ぐべからざるなりと。平公曰く、寡人好む所

と仰せになつて、もう一晩滯在した。その明くる日には十分練習し終り、遂にそこを發つて晉に至つた。

【語釋】濮水（河の名、河南省、延津縣と滑縣との間を流る。）○稅（音タツ。脫に同じ。解き放すこと。）○夜分（夜なか、即夜半。）○師涓（師は音樂を專門とする官、涓は名。）

【餘論】大陸の大平原を流るゝ濮水のほとり、野營の夢結び難く、中夜寂然、星河皎潔たる夜半、世の常ならぬ、妙なる祕曲の不圖聞こえ來るに逢ひ、恍惚歎美の至に堪へず、はては人を旁鄉まで走らせ、聲の主を尋ねしめて得ず、遂に名人師涓と共に泊りを重ねて祕曲を寫し取る、靈公君臣の雅懷と共の情景とを、千載の下あり〳〵と想見せしめる一節である。敍述は、何等の誇張をも用ひず、淡淡たる問答のうちに一種の魅力ありて讀者の心を藝術の恍惚境に奪ひ去り、好音の禍は言ふに及ばず、形名法術を忘れしめ、韓非を忘れしめる。

此の靈公は論語にも見え、孔子と交渉のあつた人で、兎角の批評のある人物、然し餘程藝術家肌の人であつたらしい。それだけ一國の主として缺陷が有つたのであらう。

晉平公觴之於施夷之臺。酒酣靈公起曰。有新聲。願請以示。平公曰善。乃

左右に問はしむるに盡く聞かずと報ず。其狀鬼神に似たり。子爲めに聽いて之れを寫せと。師涓曰く、諾と。因りて靜坐し琴を撫して之れを寫す。師涓明日報じて曰く、臣之れを得たり。而して未だ習はざるなり。請ふ、復た一宿して之れを習はんと。靈公曰く、諾と。因りて復留宿し、明日にして之れを習ふ、遂に去りて晉に之く。

通釋 何を音を好むの禍と申すかといふに。昔、衞の靈公が晉へ行かうとして濮水といふ川の上に至り、車より馬を解き放ち宿舍を設けて泊つた。夜半の頃、未だ聞いたことのない新曲を奏するのを聞いて、愉快に思はれた。そこで人を遣はして左右近鄉に其の聲の主の何人なるかを尋ねさせたが皆、何も聞こえなかつたといふ報告であつた。そこで靈公は音樂師の涓といふ者を召し出して之に告げて曰く「新曲を奏する者があるが、人をやつて、左右の近鄉に聲の主を尋ねさしたが、皆何も聞えなかつたと申し居る。恐らくは鬼神の所業らしく思はれる。汝、我が爲に此の曲を聽いて、寫し取つて吳れ」と。樂師の涓は「賢まりました」と申し上げ、命のまゝに早速靜坐して心を澄まし、琴を彈じて其の曲を寫し取つた。樂師涓が明日報告申し上ぐる樣、「私は其の曲を寫し得ましたが、まだ練習が足らないから、何卒もう一夜泊つて十分之を練習さして戴きたい」と。靈公は「よろしい」

ことをきかず自分勝手の事をやり、諸侯に禮を缺くは身を亡ぼすに至ると申すのである。

【語釋】乾谿（地名、今の安徽省の亳縣に屬す。）

【餘論】右第四段、行僻自用諸侯に禮無きことの禍を說く。

奚謂好音。昔者衛靈公將之晉。至濮水之上。稅車而放馬。設舍以宿。夜分而聞鼓新聲者而說之。使人問左右。盡報不聞。乃召師涓而告之曰。有鼓新聲者使人問左右。盡報不聞。其狀似鬼神。子爲聽而寫之。師涓曰諾。因靜坐撫琴而寫之。師涓明日報曰。臣得之矣。而未習也。請復一宿習之。靈公曰諾。因復留宿。明日而習之。遂去之晉。

【訓讀】奚をか音を好むと謂ふ。昔者衛の靈公將に晉に行かんとし、濮水の上に至り、車を稅きて馬を放ち、舍を設け以て宿す。夜分にして新聲を鼓するものを聞いて之れを說び、人をして左右に問はしむるに、盡く聞かずと報ず。乃ち師涓を召して之れに告げて曰く、新聲を鼓する者あり。人をして

が無くてはならぬ、會盟の禮の如何は國家の存亡をも決する大切なものである。昔、夏の桀王が有戎の地に諸侯を會じた結果有緡といふ國が夏に叛いたし、殷の紂王が黎丘に於いて春獵の爲に諸侯を聚會した結果、戎狄が紂王に叛いた。是皆會合に於いて禮儀を守らなかつた爲めである。君公何卒十分に御考へ遊ばされよ」と。然るに靈王が此の諫を聽かず、どこまでもその思ひのまゝを行つた。

語釋 中之會（中は地名。）○慶封（齊の大夫の名。）○中射士（史記の陳軫傳の中謝の官に同じ、宮中君側に事へるから中といふ、一説に射士に上中下の三級あり、といふも太田氏之を非とせり。）○有戎（國名、亦有仍とも書く。）○黎丘之蒐（黎丘は東夷の國名、蒐は春の獵に諸侯を聚めること。）

居未期年。靈王南遊。羣臣從而劫之。靈王餓而死乾溪之上。故曰行僻自用。無禮諸侯。則亡身之至也。

訓讀 居ること未だ期年ならずして靈王南遊す。羣臣從つて之れを劫し、靈王、餓ゑて乾溪の上に死す。故に曰く、行僻自ら用ひ、諸侯に禮無きは則ち身を亡ぼすの至りなり。

通釋 其の後一年も經たぬ頃、靈王は南方へ巡遊されたが、羣臣は之を機會に靈王を劫かし其の位を奪つたから靈王は悲慘にも乾溪のほとりに餓死せられた。故に僻がめることを行ひ乍ら、人の言ふ

奚謂行僻。昔楚靈王爲申之會。宋太子後至。執而囚之。狎徐君。拘齊慶封。中射士諫曰。合諸侯不可無禮。此存亡之機也。昔者桀爲有戎之會。而有緡叛之。紂爲黎丘之蒐。而戎狄叛之。由無禮也。君其圖之。君不聽。遂行其意。

訓讀　奚をか行僻と謂ふ。昔楚の靈王、申の會を爲す。宋の太子、後れて至るや、執へて之を囚す。徐の君に狎れ、齊の慶封を拘ふ。中射士諫めて曰く、諸侯を合するには禮無かるべからず。此れ存亡の機なり。昔者桀、有戎の會を爲して、有緡之れに叛く。紂、黎丘の蒐を爲して、戎狄之れに叛く。禮無きに由るなり。君其れ之れを圖れ」と。君聽かず、遂に其意を行ふ。

通釋　何を行僻といふのか。それは次の例に據つて知るべきである。昔、楚の靈王が申において諸侯の會合をなした時、宋の太子が期に後れて到著したら、之を執へて押込め、又徐君を輕侮し、齊の大夫慶封を拘留した。楚の中射士の官に在りたる某が之を諫めて曰ふ樣、「諸侯を會合するには、禮儀

彼の馬を牽き、彼の璧を持つて獻公に復命した、獻公說んで曰ふには、「璧は元のまゝもどつたが、馬の方は年をとつて益々立派になつたわい、」と。

語釋 車・輔（輔は伏莵の合音、伏莵は輿の下に在つて車の轅が左右に動かぬ様に仕掛けた具。一說に車の積載物を支へる爲に左右につけた具又一說には車輪を丈夫にする爲に車の輻にしばりつける木だともいふ、何れにしても輔は車にとつて缺くべからざるもの。）

○馬齒（齒は年齢。）

故虞公之兵殆而地削者何也。愛小利而不虞其害。故曰。顧小利則大利之殘也。

訓讀 故に虞公の兵殆くして、地削らるゝ者は何ぞや。小利を愛して其害を虞らず。故に曰く、小利を顧みるは則ち大利の殘なりと。

通釋 それで虞公の兵危險となり、領地削らるゝに至つたのは何故かといふに、小利を愛して目がくらみ、其のもたらす害を考へなかつた爲めである。故に「小利を顧みるは大利を殘ふことゝなる」といふのである。

餘論 右第三段、小利を顧みるの害を例證す。

【訓讀】虞公、其璧と馬とを貪利して之れを許さんと欲す。宮之奇諫めて曰く、許すべからず。夫れ虞の虢有るや、車の輔有るが如し。輔は車に依り、車は亦輔に依る。虞虢の勢正に是れなり。若し之れに道を假さば、則ち虢、朝に亡びて、虞、夕に之れに從はん。不可なり。願はくは許す勿れと。虞公聽かず。遂に之れに道を假す。荀息虢を伐つて之に克ち還反す。處ること三年、兵を興して虞を伐ち、又之れに剋つ。荀息馬を牽き、璧を操つて獻公に報ず。獻公說びて曰く、璧は則ち猶ほ是くのごときなり。然りと雖も馬齒亦益々長ぜりと。

【通釋】虞公は其の璧と馬とを貪り、得だと考へ、道を貸すことを許さうとした。虞の大夫宮之奇といふ人之を諫めていふ樣「許してはいけませぬ。抑も虞が虢を鄰國に有つことは恰も車に輔がついて居ると同然、輔は車に依りそうて役立ち、車も亦輔に依りて成り立つもの、兩物互に相助くべきものである。虞虢兩國の關係正に是と同じである。若し晉に道を假す時は、虢は亡ぼされ、時を移さず虞も虢の後を追うて亡ぼされるであらう。君の御考へはいけませぬ。何卒此の申込を許し給はぬ樣に願ひまする、」と。虞公此諫を聽かず、遂に晉に道を假した。そこで荀息は虢を伐つて之を亡ぼし、軍を還へし、三年經つてから更に兵を起し虞を伐ちて之を亡ぼした。荀息はそこで豫ての言明の通り、

手に歸するから、寶玉は恰も奥の庫から取り出して之を表庫に藏ひ込んだと同じことであり、馬は丁度、內の廐から引き出して之を外の廐に繋ぎ置くも同然であるから、君公決して御心配なさいますな」と。そこで獻公も「よろしい」といふわけで、荀息を使者とし垂棘の璧と屈產の四馬とをば虞公に贈り道を假ることを求めさせた。

語釋 虞・虢（虞は今の山西省平陸縣の虞城、虢も其の附近。） ○垂棘之璧（垂棘といふ處から出た寶玉。） ○屈產之乘（屈は地名、馬を產す、乘は四匹の馬、四馬をして一臺の車をひかせたことからかくいふ、屈產の乘とは屈地產の四匹の駿馬のこと。）

虞公貪利其璧與馬。而欲許之。宮之奇諫曰。不可許。夫虞之有虢也。如車之有輔。輔依車。車亦依輔。虞虢之勢正是也。若假之道。則虢朝亡而虞夕從之矣。不可。願勿許。虞公弗聽。遂假之道。荀息伐虢克之。還反。處三年。興兵伐虞。又剋之。荀息牽馬操璧而報獻公。獻公說曰。璧則猶是也。雖然馬齒亦益長矣。

く、君其れ垂棘の璧と屈産の乘とを以て、虞公に賂し、道を假るを求めよ。必ず我に道を假さんと。君曰く、垂棘の璧は吾が先君の寶なり。屈産の乘は寡人の駿馬なり。若し吾が幣を受けて我に道を假さずんば將た奈何せんと。荀息曰く、彼我れに道を假さずんば、必ず敢て我が幣を受けざらん。若し我が幣を受けて、我れに道を假さば、則ち是れ寶猶ほ之れを內府より取つて、之れを外府に藏するがごときなり。馬猶ほ之れを內廐より取つて之れを外廐に著くるがごときなり。君憂ふること勿れと。君曰く、諾と。乃ち荀息をして垂棘の璧と、屈産の乘とを以て虞公に賂して道を假るを求めしむ。

通解　何を「小利を顧みる」と申すか、それは次の例によりて知るべきである。

昔、晉の獻公が道を虞國に假りて虢國を伐たうとした時、晉の大夫荀息が申上ぐる樣「君公よ思ひ切つて、あの大切な垂棘の璧と屈産の四匹の馬とを虞公におみやげとして贈りて道を假ることを求め給へ、彼は必ず我に道を假すであらう」と。すると獻公は「垂棘の璧は吾が先代より傳はれる寶である、屈産の四馬は我が愛用の駿馬である。若し彼が吾が贈り物を受けて道を假さなかつたらどうしたものだらう」と仰せられた。荀息は對へて曰ふには「彼が我に道を假さぬつもりなら、必ず我が贈り物を受けぬであらう。若し我が贈り物を受けて我に道を假した場合は、虢を攻め取るは勿論、虞も我が

心切を行ふは大きな心切を賊ふに至るといふのである。

餘論 右第二段、小忠を行ふの害を說明す。此の場合の過失は主として豎穀陽に在り、却て臣下の心得として適當な例ではあるが、君主が小忠の言を捨てゝ大忠の言に從ふことの必要を說いたものとも見られる。

奚謂顧小利。昔者晉獻公欲假道於虞以伐虢。荀息曰。君其以垂棘之璧與屈產之乘。賂虞公。求假道焉。必假我道。君曰。垂棘之璧。吾先君之寶也。屈產之乘。寡人之駿馬也。若受吾幣不假我道。將奈何。荀息曰。彼不假我道。必不敢受我幣。若受我幣而假我道。則是寶猶取之內府而藏之外府也。馬猶取之內廐而著之外廐也。君勿憂。君曰。諾。乃使荀息以垂棘之璧與屈產之乘。賂虞公而求假道焉。

訓讀 奚をか小利を顧ると謂ふ。昔者、晉の獻公、道を虞に借り以て虢を伐たんと欲す。荀息曰はく

反の陣營へ來り、子反の臥し居たる幕中に入つた處、プン〳〵酒臭いので呆れて其のまゝ引き還した。そして曰ふには、「今日の戰は非常な苦戰で、我自ら傷ついた。此際恃む所は唯司馬子反一人である、而るに司馬は又酒に醉うて此の通りである。司馬の此の有樣は、楚國を亡ぼしてもかまはぬといふ心掛けで、我が軍兵を少しも心配しない者である。これでは我は再び戰ふことはできない、」とて部隊を引きかへし歸國の上、司馬子反を斬罪に處し、以て一國の見せしめと爲した。

【語釋】心疾（心はむねのこと。）　○不穀（穀は善の意、不穀は當時諸侯の自分を呼ぶ謙辭。）

故豎穀陽之進酒。不以讐子反也。其心忠愛之。而適足以殺之。故曰。行小忠則大忠之賊也。

【訓讀】故に豎穀陽の酒を進むる、以て子反を讎とするにあらざるなり、其心之れを忠愛し、而も適、以て之れを殺すに足る。故に曰く、小忠を行ふは、則ち大忠の賊なり。

【通釋】それで從僕穀陽が酒を進めたのは、子反を讐と惡んでやつたことではない。彼れの心中、實意をこめて之を愛したのだが、愛したそのことが子反を殺すに至つたのである。だからして「小さい

戰既罷。共王欲復戰。令人召司馬子反。司馬子反辭以心疾。共王駕而自往。入其幄中。聞酒臭而還。曰。今日之戰。不穀親傷。所恃者司馬也。而司馬又醉如此。是亡楚國之社稷。而不恤吾衆也。不穀無復戰矣。於是還師而去。斬司馬子反以爲大戮。

〔訓讀〕 戰既に罷む。共王復戰はんと欲す。人をして司馬子反を召さしむ。司馬子反辭するに心疾を以てす。共王駕して自ら往き、其幄中に入り、酒臭を聞きて還る。曰く、今日の戰は不穀親ら傷き、恃む所の者は司馬なり。而して司馬又醉ふこと此の如し。是れ楚國の社稷を亡ぼし而して吾衆を恤へざるなり。不穀復戰ふ無しと。是に於て師を還して去り、司馬子反を斬り以て大戮を爲す。

〔通釋〕 さて其の日の戰ひも終りたるが、共王は復た戰はんと欲し、戰略を議すべく人を遣り司馬子反を召さしめた。司馬子反は禁を犯して醉ひつぶれて居るので、王の前へ出られず、胸が痛みて參上致し兼ねると申上げた。處が共王は「そんならこちらから」と傷の痛さを忍んで、馬車を驅り自ら子

曰。非酒也。子反受而飮之。子反之爲人也、嗜酒而甘之。弗能絶於口而醉。

【訓讀】奚をか小忠と謂ふ。昔者、楚の共王、晉の厲公と、鄢陵に戰ふ、楚師敗れて、共王、其目を傷く、酣戰の時、司馬子反、渇して飮を求む。豎、穀陽、觴酒を操つて之れを進む。子反曰く、嘻、退け。酒なりと。穀陽曰く、酒に非さるなりと。子反受けて之れを飮む。子反の人と爲りや、酒を嗜みて之れを甘しとし、口に絶つこと能はずして醉ふ。

【通釋】何を小忠といふか。昔楚の共王が晉の厲公と鄢陵に於いて戰つた時、楚軍敗れて共王が目に傷を負うた。其の戰ひの眞最中、楚の大將軍司馬子反が喉が乾いたので飮物を求めた。時に其の從僕の穀陽といふ者が一杯の酒を捧げて之を進めた。子反曰ふ樣、「あゝ是はいかん、あちらへ退げろ、是は酒だ。」と、すると穀陽は「酒ではありませぬ、さあ御上り下さい」と申したので、子反は受けて之を飮んだ。子反は元來酒が好きであり、此の時喉が乾いて居たものだから甘くて堪らず、つひ少し位で止められず、醉うて了つた。

【語釋】鄢陵（今の河南省開封道に屬す。）　○觴酒（觴は觶（サカヅキ）の一種。）　○豎（從僕即ちボーイ。）　○嘻退（軍中酒を禁じてあるから、あゝこれはイカンあちらへ持ち去れというたのである。）

て禮を缺くこと、是は身を亡ぼすに至るやりかたである。第四に、政治上の奏聞を聽くことを務めずして音樂を好むこと、是は身を困窮に陷しいるべき事である、第五に貪慾にして道に戻り、唯利をこれ好むこと、是は國を滅ぼし身を殺すの本である。第六には女優に耽溺して國政を顧みぬこと、是は亡國の禍を見るに至る。第七は宮中を離れて遠方へ巡遊し、たとひ諫言を上る人物あるも之を輕じて何とも思はぬこと、是は身を危ふくするの道である。第八には自分が過つて、忠臣の言を聽き容れず、我意を通すこと、是は名譽を毀損し、人から笑はれる第一歩である。第九は內自國の力を考へず外徒らに諸侯の援助を恃むこと、是は國土を削られる患をひき起す。第十は自國が小なるに拘らず無禮を働き諫臣の言を用ひないこと、是は子孫を絶やす形勢をひき起すものである。

語釋　女樂（女の音樂舞踏をよくする者、女優の如きもの。）

餘論　右第一段、十過の大綱を擧げた、以下順次之を例證說示せんとす。

奚謂小忠。昔者楚共王與晉厲公戰於鄢陵。楚師敗而共王傷其目。酣戰之時。司馬子反渴而求飮。豎穀陽操觴酒而進之。子反曰。嘻退。酒也。穀陽

獨行其意。則滅高名。爲人笑之始也。九曰。内不量力。外恃諸侯。則削國之患也。十曰。國小無禮。不用諫臣。則絶世之勢也。

講釋 十過とは一に曰く、小忠を行ふは則ち大忠の賊なり。二に曰く、小利を顧みるは則ち大利の殘なり。三に曰く、行僻自ら用ひ諸侯に禮なきは則ち身を亡ぼすの至りなり。四に曰く、治を聽くを務めずして五音を好むは則ち身を窮するの事なり。五に曰く、貪愎利を喜ぶは則ち國を滅ぼし、身を殺すの本なり。六に曰く、女樂に耽り、國政を顧みざるは則ち國を亡ぼすの禍なり。七に曰く、内を離れ遠遊し、諫士を忽にするは則ち身を危くするの道なり。八に曰く、過つて忠臣に聽かずして、獨り其意を行ふは、則ち高名を滅し人の笑となるの始なり。九に曰く、内、力を量らず、外、諸侯を恃むは則ち國を削るの患なり。十に曰く、國小にして禮なく、諫臣を用ひざるは則ち世を絶つの勢なり。

通釋 十過とは、第一に小さい親切を盡すこと、是は大きな親切を賊ふこと〻なる。第二に小利を顧みること、是は大利を害すること〻なる。第三に行ひが僻み、我意を押し通さんとし、諸侯に對し

も無い、是では國の將來は悲觀せざるを得ないといふに在り。

十過第十

【敍說】此の篇は君主の陷り易い過失十條を擧げ、其の各條に就いて實例を引いて解說したるものである。冒頭十過の項目を列擧した部分は古語で、爾餘の解說の部分が韓非の手に成れるものだらうと太田氏は見てゐるが、項目を列擧した部分に取り立てゝ古語らしい色彩も見えない。是れもやはり韓非の筆に成れるものであらう。

十過。一曰。行小忠。則大忠之賊也。二曰。顧小利。則大利之殘也。三曰。行僻自用。無禮諸侯。則亡身之至也。四曰。不務聽治。而好五音。則窮身之事也。五曰。貪愎喜利。則滅國殺身之本也。六曰。耽女樂。不顧國政。則亡國之禍也。七曰。離內遠遊。而忽於諫士。則危身之道也。八曰。過而不聽於忠臣。而

き者官を買ひ以て貴きを爲し、左右の交有る者請謁して以て重きを成し、功勞の臣は論ぜられず、官職の遷失謬す。是を以て吏は官を偷んで外に交はり、事を棄てゝ財に親しむ。是を以て賢者は懈怠して勸まず、功有る者は隳りて其の業を簡にす。此れ亡國の風なり。

通釋 然るに現今の實狀は右に異なり、賢と不肖とを區別せず、功勞の有無を問題にせず、諸侯の權力を背景とする申出でを採用し、左右近侍の人の取次ぐ願ひを聽き容れ、國家の元老たる父兄大臣は上君主より爵祿を請うて下之を財産家に賣りつけて、私腹を肥やし、それに由つて私黨を樹立する。其の結果は財産多き者は官を買つて貴き身分となり、君主の左右近侍の人に親交有る者は願ひ事を取次いで貰つて權力を握り、而して眞に功勞有る人は少しも省みられないといふ有樣で、官職の任免黜陟は全く當を失し、メチヤクチヤである。それ故、役人は唯其の員に備はるのみで役目の事は何もせず、交際上の謂はゆる運動に專念し、職務をよそにして財貨に親むばかり、そこで賢者は氣を腐らして懈り奮起せず、功有る者も意氣沮喪して其の業を等閑にする次第である。此れ亡國の風である。

語釋 課賢不肖（課は分別の意。）

餘論 右第十三段、現時の世相は明君の治道に反せることばかりである。八姦の因つて起る亦無理

の才能を僞り飾らずして其の主に事へ、有功者は益々其の功業を立てようと樂み勵むのである。この故に事業は成り、功績は進み行くのである。

餘論 右第十二段、明君の賞賜に關する常道を述ぶ。此の常道に從へば臣下の奸計を企つる間隙を作らない。

今則不然。不課賢不肖論有功勞。用諸侯之重。聽左右之謁。父兄大臣上請爵祿於主。而下賣之。以收財利。乃以樹私黨。故財利多者。買官以爲貴。有左右之交者。請謁以成重。功勞之臣不論。官職之遷失謬。是以吏偷官而外交。棄事而財親。是以賢者懈怠而不勸。有功者隳而簡其業。此亡國之風也。

訓讀 今は則ち然らず。賢不肖を課し、功勞有るを論ぜず。諸侯の重を用ひ、左右の謁を聽き、父兄大臣は、上、爵祿を主に請うて、下、之を賣り、以て財利を收め、乃ち以て私黨を樹つ。故に財利多

それに對する注意を附け加へて本篇を総るのである。

明主之爲官職爵祿也。所以進賢材勸有功也。賢材者處厚祿。任大官。功大者有尊爵受重賞。官賢者量其能。賦祿者稱其功。是以賢者不誣能。以事其主。有功者樂進其業。故事成功立。

訓讀 明主の官職爵祿を爲すや、賢材を進め、有功を勸むる所以なり。賢材なる者厚祿に處り、大官に任じ、功大なる者尊爵有り重賞を受く。賢を官にするには其の能を量り、祿を賦するには其の功を稱る。是を以て賢者は能を誣ひず以て其の主に事へ、功有る者樂んで其の業に進む。故に事成り功立つ。

通釋 明君が官職爵祿を制定して置くのは賢才の人を進級させ、有功者を益々奮發させる爲である。即ち賢才の人は厚祿を食み、大官に任ぜられ、功績大なる者は尊爵を授けられ重賞を受けることとし、尚ほ賢才を任官するに當りては、よく其の才能の程度を考慮し、祿を分ち與ふるに際しても、其の人の功を精密に審査してのことである。斯様に黜陟賞賜のことが合理的であるが故に賢者は其

通釋 其の諸侯の要求に對するや、正當ならば聽き容れ、不當ならば之をはねつけて了ふこと〻する。謂はゆる亡君とは其の國を有たないわけではないが、己の國が己の自由にならないのである。卽ち臣下をして外國の力を借りて國內の事を左右させる時は、君は空名を擁するのみで、實は亡びたも同じである。大國の要求を聽き容れるのは、亡國を免かれんが爲である。而るに之を聽けば亡びること之を聽き容れざる場合よりも丞かである、それで羣臣のか〻る外交上の進言をき〻容れない。羣臣が其の申上げることが聽き容れられないことを知れば、外國諸侯と利益のやりとりをしなくなる。諸侯の不當の要求を聽き容れなければ、君が臣に瞞されることもなくなる。此れ第八の四方に對する明君の用心である。

語釋 市（賣買の取引のこと、卽ち利益を交換すること。）

餘論 以上八姦に對する明君の用心を歷敍したが、それは要するに形名參伍と君權の確立といふことに歸する。之を第十一段となす。

以上で八姦とその對策についての議論は終了した。處で臣下の八姦を企てるのは勿論惡むべきの至りではあるが、何れも君主に乘ずべき閒隙があるからである。それでその閒隙の由つて起る所を考へ、

鄕邑の喧嘩に顯はした勇氣に對しては決してその罪を赦さないことゝし、羣臣が私財を以て彼等を養ふを許さない。これ第七の威强に對する用心である。

其於諸侯之求索也。法則聽之。不法則距之。所謂亡君者。非莫有其國也。而有之者皆非己有也。令臣以外爲制於內。則是君人者亡也。聽大國爲救亡也。而亡亟於不聽。故不聽羣臣。羣臣知不聽。則不外市諸侯。諸侯之不聽。則不受臣之誣其君矣。

【訓譯】其の諸侯の求索に於けるや、法なれば則ち之れを聽き、不法なれば則ち之れを距ぐ。所謂亡君なる者、其の國を有する莫きに非ざるなり。之れを有する者、皆己の有に非ざるなり。臣をして外を以て制を內に爲さしむれば、則ち是れ、人に君たる者亡ぶるなり。大國に聽くは、亡を救ふが爲めなり。而して亡は聽かざるより亟なり。故に羣臣に聽かず。羣臣、聽かれざるを知れば、則ち外諸侯に市せず。諸侯に聽かされば則ち臣の其君を誣ふるを受けず。

其ノ於ケル說議ニ也。稱譽スル者ノ所レ善トスル。毀疵スル者ノ所レ惡トスル。必ズ實ニシ其ノ能ヲ。察シ其ノ過ヲ。不レ使メ羣臣ヲシテ相爲ニ語ラ一。

訓讀 其說議に於けるや、稱譽する者の善とする所、毀疵する者の惡とする所、必ず其能を實にし其過を察し、羣臣をして相爲めに語らしめず。

通釋 又、論客の議論を聽くには、稱譽する人の善とする場合も、毀る人の惡しとする場合も、聽いたゞけで直に之を取上げず、必ず其善しとする才能を事實について取調べ、其惡しとする過を十分に見屆けることゝし、群臣お互にグルになつて宣傳し合ふことを許さない。此れ第七の流行に對する用心である。

其ノ於ケル勇力之士ニ也。軍旅之功無ク踰賞。邑鬭之勇無シ赦罪。不レ使メ羣臣ヲシテ行ハ私財ヲ一。

訓讀 其の勇力の士に於けるや、軍旅の功、踰賞無く、邑鬭の勇、赦罪無し、羣臣をして、私財を行はしめず。

通釋 其の腕力家に對する態度は、戰陣に於いて功を立てれば、決して其の賞を等閑にしないが、

其於觀樂玩好也、必令之有所出。不使擅進擅退、羣臣虞其意。

【訓讀】其の觀樂玩好に於けるや、必ず、之れをして出づる所有らしめ、擅に進め、擅に退け羣臣をして其意を虞らしめず。

【通釋】其遊樂の方法や玩好物については、必ず之を司る役目の人を經て申出ることゝし、勝手に進め若しくは退けて、群臣が君の意中を探ることを禁ずる、是れ第四養殃に對する用心である。

【語釋】虞（測度の意。）

其於德施也、縱禁財。發墳倉。利於民者。必出於君。不使人臣私其德。

【訓讀】其の德施に於けるや、禁財を縱ち、墳倉を發し、民に利なる者は必ず君に出で、人臣をして其德を私せしめず。

【通釋】民に恩惠を施す件については、君の御府の財寶を支出し、大穀倉を開いて民の利を圖ることは必ず君主の權によりて行ひ、人臣をして私恩を賣らせない。これ第五の民萌を防ぐ方法である。

【語釋】墳倉（墳は大の意。）

內密に御願ひしたりすることを許さない。これ明君が同牀の禍を防ぐ方法である。

語釋 謁、請（謁も亦た請の意に用ふるが、告の意にも用ふ、二字を區別して用ひれば、取次ぎと御願と譯すべきである。）

其於二左右一也。使三其身必責二其言一。不レ使レ益レ辭。

訓讀 其左右に於けるや、其身をして必ず其言を責めしめ、辭を益さしめず。

通釋 明君の左右近侍の人に對するや、彼等をして言責を負はしめ、餘計なことは言はしめない。これ八姦の第二在旁の禍に對する用心である。

其於二父兄大臣一也。聽二其言一也。必使三以レ罰任二於後一。不レ令二妄擧一。

訓讀 其父兄大臣に於けるや、其言を聞くとき、必ず罰を以て後に任ぜしめ、妄りに擧げしめず。

通釋 又其の父兄や大官に對しては、其の言を聽く時は必ず言責を負はしめ、若し其の言が實に違へる場合は罰を課することゝし、妄りに人を推擧するを許さない。これ八姦の第三父兄に對する用心である。

者、兇暴恐るべき者相次ぎ、殆ど正視するに堪へさらしむる有様で、當時人心の險偏悖亂、想像に餘り有る次第である。

凡此八者。人臣之所以道成姦。世主所以壅劫失其所有也。不可不察焉。

【訓讀】凡そ此八つの者は、人臣の道りて姦を成す所以なり。世主の壅劫せられて其有する所を失ふ所以なり。察せざる可からざるなり。

【通釋】凡そ此の八つの者は人臣の由つて以て姦計を成す手段であり。人君の其明を塞がれ、劫やかされ、國を失ふに至る徑路なのである。よく〳〵注意しなければならぬ。

【餘論】右第十一段の第一節。八姦の警戒せざるべからざるをいふ。以下順を逐うて八姦を防制する手段を述べる。

明君之於内也。娛其色而不行其謁。不使私請。

【訓讀】明君の内に於けるや、其色を娛しめども、其謁を行はしめず、私請せしめず。

【通釋】明君の婦女子に對する態度は、其色を娛みはするが、彼の女等が、他人の願ひを取次だり、

誘はんことを求め、甚しき者は、兵を擧げ以て邊境に聚めて、內に制斂し、薄き者も、數〻大使を內れ以て其君を震はしめ、之れをして恐懼せしむ。此れを之れ四方と謂ふ。

〔通釋〕第八は四方といふ。何を四方といふか。それはかやうなものである。人に君たる者は其國小なる時は、大國に事へて其歡心を買ひ、其兵弱ければ、隣國の强兵を畏れるものである。從つて大國の要求は何事によらず、小國之を聽き容れ、强兵の向ふ所、弱兵は必ず屈服する。處で人臣の惡辣なものは、民より重税を取り立て、國庫の財寶を盡し、國の富力を傾け、之を大國に贈りて之と歡心を結び、其威力を借りて君を誘ひ、自分の思ひのまゝに之を動かさんとし、甚しき者は、其大國をして兵を擧げて國境に聚屯せしめ、今にも侵入せんとする形勢を作り、己は內に在りて、窮せる君を思ひのまゝに制してへこます。それ程までには行かぬ者でも、數〻敵國の大使を自國に引き入れ、その力により君主を威嚇して之を恐懼せしめ、之によつて私利を計るのである。此れを四方と申すのである。

〔語釋〕制斂（制して收縮せしむ、へコマセルこと。）○薄者（甚者に對していふ、それほどヒドクないものゝ意。）○四方（四方の對外關係を惡用する意。）

〔餘論〕右第九段、八姦の第八、四方を說く。以上八姦の說明を讀み去り讀來れば、其奸黠惡むべき

以て其の威勢を輝かし、己の爲にする者は必ず利益を與へてやり。己に不利を來たす者は必ず殺すと脅し、以て群臣百姓も已むを得ず己に歸順せざるを得ない様にし、其の私計を實行する、此れを威强といふのである。

餘論 右第八段、八姦の第七威强を說く。

八曰四方。何謂四方。曰君人者。國小則事大國。兵弱則畏强兵。大國之所索。小國必聽。强兵之所加。弱兵必服。爲人臣者。重賦斂。盡府庫。虛其國。以事大國。而用其威。求誘其君。甚者舉兵以聚邊境。而制斂於內。薄者數內大使。以震其君。使之恐懼。此之謂四方。

訓讀 八に曰く、四方。何をか四方と謂ふ。曰く、人に君たる者、國小なれば則ち大國に事へ、兵、弱ければ則ち强兵を畏る、大國の索むる所小國必ず聽き、强兵の加ふる所弱兵必ず服す。人臣たる者、賦斂を重くし、府庫を盡し、其國を虛しくし、以て大國に事へ、其の威を用ひて、其の君を

則君善之。非羣臣百姓之所善則君不善之。爲人臣者。聚帶劍之客。養必死之士。以彰其威明。爲己者必利。不爲己者必死。以恐其羣臣百姓。而行其私。此之謂威彊。

訓讀 七に曰く、威彊。何をか威彊と謂ふ。曰く、人に君たる者は、羣臣百姓を以て威彊を爲すものなり。羣臣百姓の善とする所は、則ち君之れを善とす、羣臣百姓の善とする所に非ざれば、則ち君之れを善とせず。人臣たる者、帶劍の客を聚め必死の士を養ひ、以て其の威明を彰はし、己の爲めにする者は必ず利、己の爲にせざる者は必ず死すとて、以て其羣臣百姓を恐れしめて、其私を行ふ。此れを之れ威彊と謂ふ。

通釋 第七は威彊といふ、何を威彊と申すか。それはかうだ。人君たる者は群臣百姓を有するから威力を保つのである。それで君は群臣百姓と歩調を共にし、群臣百姓の善とする所は君も之を善とし群臣百姓の善とせざる所は君も亦之を善としない。即ち君の考は群臣百姓の思想に依つて動かされるものである。そこで人臣の奸惡なる者は、帶劍游俠の客や命知らずの勇士を募集して之を養ひ置き

【讀論】六に曰く、流行。何をか流行と謂ふ。曰く、人主は固く其言談を塞がれ、論議を聽くこと希なり。移すに辯說を以てし易し。人臣たる者、諸侯の辯士を求め、國中の能說する者を養ひ、之れをして以て其の私を語り、巧文の言、流行の辭を爲さしむ。之れに示すに利勢を以てし、之れを懼れしむるに患害を以てし、虛辭を施屬し、以て其の主を壞る。此れを之れ流行と謂ふ。

【通釋】第六は流行といふ。何を流行といふか。それはかうだ。人君は九重雲深い處に居られて、言論を聽く道を固く塞がれて居り、論議を聽くことは、まれであるものだから、耳が肥えて居らぬので辯說を以て瞞し易い。そこで人臣の奸惡なる者、諸外國の辯士や國中の能辯家を聘して養ひ置き、之をして己に有利なることを語らしめ、盛に其の巧妙な文句と流暢な辯舌とを振はしめる。そして君を誘ふに利益權勢を以てし、懼れしむるに患害を以てし、虛言を連ね竝べて君主を惑はすのである。此れを流行といふ。

【語釋】流行（流行の辭とあるのから直に取つたので、立板に水といふ樣の流暢な辯、及それを利用する奸計をいつたもの。）

【餘論】右第七段、八姦の第六流行を說明す。

七曰威彊。何謂威彊。君人者以羣臣百姓爲威彊者也。羣臣百姓之所善。

小惠を行ひ、以て百姓を取り、朝廷市井をして皆己を勸譽せしめ。以て其主を塞いで、其の欲する所を成す。此れを之れ民萠と謂ふ。

【通釋】第五は民萠といふ。何を民萠といふか。それはかうだ。人臣の奸計を爲さうとする者は、國庫の公財を散じて人民を喜ばせ、目前の欲を滿たす小惠を行うて百姓の人氣を取り、その結果朝廷の貴顯の人士にも、市井の民にも皆一樣に己を稱讚せしめて、君主の聰明を塞いで闇まし、己の野望を成就する。之を民萠とは申すのである。

【語釋】民萠（萠は氓に通用、流民の意、民萠は民衆といふ程の義、民衆の輿論を利用して私計をなす、人氣取の奸計をさして亦民萠と名づけた次第である）

【餘論】右第六段、八姦の第五として民萠を說く。散公財以說民人。行小惠以取百姓。の句は政治屋のやりかた、古今東西その揆を一にするを見るべきである。

六曰流行。何謂流行。曰。人主者固壅其言談。希於聽論議。易移以辯說。爲人臣者。求諸侯之辯士。養國中之能說者。使之以語其私。爲巧文之言。流行之辭。示之以利勢。懼之以患害。施屬虛辭。以壞其主。此之曰流行。

臺池を美にし、賦斂を重くして、以て子女狗馬を飾り、以て其主を娯ましめて、其心を亂し、其の欲する所に從つて私利を其間に樹つ。此れを養殃と謂ふ。

【通釋】第四は養殃と申すものである。何を養殃と申すかといふに、人君といふ者は、其の宮室や臺池を美麗にするを樂み、美人や狗馬の遊樂機關を立派に整へ置くことを好んで娯樂に耽るものである。君主の此の心は國家を危亡に至らしむる殃の種である。處が奸臣は民の膏血を盡して、君の宮室臺池を美にし、賦稅を重くして子女狗馬に贅澤させ、以て君の享樂慾を滿足させて其の心を錯亂させ。つまり君の欲する所につけ入つて、私利を其の間に植ゑつけるのである。之を養殃といふのである。

【語釋】養殃（度を超えた君の享樂慾は國家のわざはひである、之を助長して私利を圖るから之を養殃といふ、殃はわざはひ。）○以娯其心（此の四字衍文、下に以娯其主とあるから此の誤を來たしたのだらう。）

【餘論】右第五段、八姦の第四養殃を說く。

五曰民萌。何謂民萌。曰。爲人臣者。散公財以說民人。行小惠以取百姓。使朝廷市井。皆勸譽己。以塞其主。而成其所欲。此之曰民萌。

【訓讀】五に曰く、民萌。何をか民萌と謂ふ。曰く、人臣たる者、公財を散じ、以て民人を說ばしめ、

功した場合には、その大官の爲に爵を進め祿を益すやうに取計らひ、以てその心を自分の方へ靡かせ遂に君に抵抗させ、己が奸計成就の機會を作るのである。

右の場合姦臣の利用する所の公達や大官を總稱して、父兄といふのである。

語釋 側室公子（家督を相續する人以外は嫡庶を論ぜず皆側室に居るから側室公子といつたのである。）○辭言處約（處約は卑約に居ること、自ら謙卑にすること、一說に約束を結んで置くと解す、亦通ず。）○父兄（公族公子は年長じて伯父叔父として、重要な顧問役となるから之を父兄といつた、一族の長老の意味、又重臣大官の功勞有るもの亦一族の長老に準じて、伯父叔父、仲父等と稱することあり、之等を總稱して父兄といつたわけであらう。）○言事事成（從來皆此の句を奸臣にかけて解釋するが、大官に頼んでやつて貰ふ場合と見る方が、前後の續きがよい。卽ち前文の「人主之所必聽」及下文の「則進爵」の「則」が生きて來る。）

餘論 右第四段、父兄を利用する奸計を說明す。

四曰養殃。何謂養殃。曰。人主樂美宮室臺池。好飾子女狗馬。以娛其心。此人主之殃也。爲人臣者。盡民力以美宮室臺池。重賦斂以飾子女狗馬。以娛其主。而亂其心。從其所欲。而樹私利其閒。此曰養殃。

訓讀 四に曰く、養殃。何をか養殃と謂ふ。曰く、人主は宮室臺池を美にするを樂しみ、子女狗馬を飾るを好み、以て、其心を娛ましむ。此れ人主の殃なり。人臣たるもの、民力を盡して以て宮室

與度計也。此皆盡力畢議。人主之所必聽也。爲人臣者。事公子側室。以聲音子女。收大臣廷吏。以辭言處約言事。事成則進爵益祿。以勸其心使犯其主。此之謂父兄。

訓讀 三に曰く、父兄。何をか父兄と謂ふ。曰く、側室の公子は人主の親愛する所なり。大臣廷吏は人主の與に度計する所なり。此れ皆力を盡し議を畢せば、人主の必ず聽く所なり。人臣たる者、公子側室に事ふるに聲音子女を以てし、大臣廷吏を收むるに辭言處約を以てし、事を言ひ事成れば、則ち爵を進め祿を益し、以て其心を勸め、其主を犯さしむ。此れを之れ父兄と謂ふ。

通釋 第三は父兄と申すものである。何を父兄と申すかといふに、一體君の一族の公達は、君主の親愛する所である。又、大臣其の他、朝廷の高官は君主の國家の事を相談する相手である。此等の人人が、十分熱心に事を論じて具申する場合には、君主の必ず聽き容れられるものである。處が人臣の姦計を企てる者は、一族の公達の歡心を買ふには音樂や美人の享樂を以てし、大臣や高官を取り込むには、辭言を巧にし、自ら謙卑の態度をとり、大臣高官が我が爲に何か君に申上げて具れてそれが成

人臣たる者、內、之れに事ふるに金玉玩好を以てし、外之れが爲めに不法を行ひ、之れをして其の主を化せしむ。此れを之れ在旁と謂ふ。

【通釋】第二は在旁と申す者である。何を在旁と申すかといふに、滑稽な言動を爲し人を笑はす俳優や座興を取り持つ藝人や其の他、君の左右側近に事へる者共は、君が未だ何も言ひつけぬうちから「ハイハイ」と申し、何事をもさせぬうちから「御尤もかしこまりました」といふ具合で、君の意に先だちて御用を辨じ、君の容貌顏色を觀察しては君の心に先廻りを爲す等敏捷無類の小才子である。此等は皆、互に申合せて其の進退を共にし、其の應對を一樣にし、版で捺した樣に口を揃へ、行動を同じうし、君主の心を墮落の道へと誘ふのである。處が姦計を企てる臣は、內密には彼等に金玉等の愛玩物を贈り。表向きは法を枉げて彼等の爲に便宜を計り、彼等の手を借りて君主を惑はすのである。之れを在旁とは申すのである。

【語釋】優笑（滑稽な言行により、人を笑はすことを職務とする者、常に王侯貴人に侍す。）○侏儒（一寸法師、からだの短小から、見ろからに滑稽で、優笑と同類の役目を持つもの。）

【餘論】右第三段、八姦の第二在旁を說く、

三曰父兄。何謂父兄。曰。側室公子。人主之所親愛也。大臣廷吏。人主之所

人臣の姦計を爲す者は、私かに彼等に金銀珠玉の寶を賄賂として贈り、其の力を借りて人主を惑はすのである。此れをば余は同牀と申すのである。

【語釋】牀（洋式のベツトに近いもの、その上に腰かけたり、寢たりする。多くは帳を垂れる仕掛けになつてゐる。）○孺子（宮中の女官の一で妾のこと。）○燕處（朝より退いてくつろいで居ること。）○虞（娛に通ず。）

【餘論】右第二段。同牀を說く。

二曰在旁。何謂在旁。曰優笑侏儒。左右近習。此人主未命而唯唯。未使而諾諾。先意承旨。觀貌察色。以先主心者也。此皆俱進俱退。皆應皆對。一辭同軌。以移主心者也。爲人臣者。內事之以金玉玩好。外爲之行不法。使之化其主。此之謂在旁。

【訓讀】二に曰く、在旁。何をか在旁と謂ふ。曰く、優笑侏儒、左右近習、此れ人主未だ命ぜずして唯唯、未だ使はずして諾諾、意に先だちて旨を承け、貌を觀て色を察し、以て主の心に先だつ者なり。此れ皆倶に進み、倶に退き、皆應じ、皆對へ、辭を一にし軌を同じうし、以て主の心を移す者なり。

【語釋】凡そ人臣の由つて以て姦惡の計を成就する手段は八種ある。

【餘論】右第一段、箇條書きの體裁に述べようとして、冒頭に大綱を掲げた。

一曰在同牀。何謂同牀。曰貴夫人。愛孺子。便僻好色。此人主之所惑也。託於燕處之虞。乘醉飽之時。而求其所欲。此必聽之術也。爲人臣者。內事之以金玉。使惑其主。此之曰同牀。

【訓讀】一に曰く、同牀に在り。何をか同牀と謂ふ。曰く、貴夫人、愛孺子、便僻好色、此れ人主の惑ふ所なり。燕處の虞に託し、醉飽の時に乘じて、其欲する所を求む。此れ必ず聽るゝの術なり。人臣爲るもの、內、之れに事ふるに金玉を以てして其主を惑はしむ。此れを之れ同牀と謂ふ。

【通釋】第一に君と同牀に在る者を利用することである。何をか同牀と謂ふか。同牀とは君と牀を同じうし、枕席に侍する人々のことである。元來貴夫人愛妾又は氣の利いた小間使ひや顏立の美い小童等は、人主の心を惑はす者である。彼等が君の打ちくつろいだ樂しい機會を利用し、又は酒に醉ひ美食に飽滿せる時に乘じて、其の欲する所を願ひ出る。此の手は必ず聽き容れられる方法である。處で

を之に依つて生動せしめるの感がある。

此の篇は主道篇と同様一句一句皆韻を押し、比喩と實說とをこきまぜ神韻縹渺の趣致を全篇に漲らしてゐる。此の古奧難解なるは讀者をして熟讀玩味の末自ら發明する所あらしめんとする筆者用意の在る所である。

然し古奧ならんことを力むるの餘り、意味の不明を來たし、兩義に解し得る箇所の生ぜるは此の種の文の缺陷である。

八姦第九

〔解說〕此の篇は臣下が姦計を成就するの手段八種を說いて、人君を警醒し、次に八姦の各條に對する防禦方法を說いたものである。

凡人臣之所道成姦者。有八術。

〔訓讀〕凡そ人臣の道つて姦を成す所の者、八術有り。

害することゝなる。今、妾腹の公子共が數多く、其の勢ひ嫡子を凌ぐが故に、嫡子は之をもてあまし憂へて歎息して居る。之を防ぐの道は他なし、數々木の枝を打ち拂ひ、枝を繁らせないことである。枝を屢々拂つて置けば、君主を脅かす徒黨が分散するであらう。然るに根本を掘り、國の根幹たる君の地位を脅かす如きことあつては、君も其の神威を保てなくなる。君はどこまでも穆々として深遠測り難い威嚴を維持すべきで、水に喩ふれば深淵の水の湧き出づる處を泥を以て塞ぎ濁し置き、之を清ませて見透しのきく水となさぬことが肝要である。然らずんば、臣下は君の意中を探り、乘ずべき手がゝりを得、君の威を奪ひ去るに至るであらう。

以上は君主治國の要道であるが、君主之を運用するに當つては神變 電 の如く、神威 雷 の如く、懼るべく、測るべからざる様にすべきである。

語釋 扶疏（枝葉繁茂の貌。） ○公閭（閭は里門をいふ、一説に公閭を君主の門と解す、今之をとらず。） ○外拒（枝が埒をこえて旁生すること。） ○塡其洶淵（古來異説多いが通釋の如く解して置く、覆蠢には洶淵は龍の潛む所、其の水を泥濁すれば、龍はその神を失ふ、姦邪のかくれ場所を塡めて匿れしめないことだとあり、今、龍を以て姦邪に喩へず、君に喩へて見る説に從ふのである。）

餘論 右第十二段の第二節、國の根幹を強くし枝葉を弱少にすることの必要及方法を反覆詳論し、此の篇を結ぶ。最後に主上此の道を用ふること 電 の如く 雷 の如くあれとあるは意味深長で、全篇

を塞がんとす。私門將に實たんとす。公庭將に虛ならんとす。主將に壅圍せられんとす。數々其の木を披き、木枝をして外拒せしむる無れ。木枝外拒すれば、將に主處に逼らんとす。數々其の木を披き枝大に、本小ならしむる毋れ。枝大に本小なれば將に春風に勝へざらんとす。春風に勝へざれば、枝將に心を害せんとす。公子既に衆く、宗室憂吟、之れを止むるの道、數々其木を披き枝をして茂らしむる毋れ。木枝數々披けば黨與乃ち離れ、其根本を掘れば木乃ち神ならず。其洶淵を塡め、水をして淸からむる毋れ。其の懷を探り、之れが威を奪はん、主上之れを用ること。電の若く雷く若くせよ。

通釋　君は國家の根幹であり、臣は其の枝葉である。それで人君たる者は常に根幹を强くして枝葉の大に過ぐるを警戒せねばならぬ。卽ち屢々枝を伐り拂つて過大の繁茂を防がねばならぬ。木の枝に當る臣下が餘り繁る時は、黒門を塞ぎ公道を妨ぐるに至るであらう。又權臣の門に人多く集まり、君上の庭に人無きに至るであらう。かくして君主は全く耳目を塞がれて下情に通じなくなるであらう。されば屢々枝を伐り落して餘り垳外へ蔓延させてはならぬ。枝が度を越えて繁る時は、君主の地位を危ふくするであらう。屢々其の枝を伐り拂つて、枝が大き過ぎ、幹が却て小なるの弊に陷るな。枝大にして幹小なる時は、春の軟風にも堪えない樣な不安定な姿となるだらう。さうなれば枝が木の心を

めしむるは、狼を放ちて羊を食ましむるに異ならず。一家に兩主が居つては統一を缺きて業務の功を擧げ得ず、夫と妻と兩方が家政の權を握れば、其の子供は何れに從つてよいやら惑ふであらう。國家の事も恰も是に類するが故に君主は臣下の越權については深く警戒せねばならぬ。

語釋 虧之、靡之（虧は殺ぎ減らすこと、靡は華やかにする意、賑はすといふに同じ。）○噏々（爭鬪の貌。）○牢（檻のこと。）○適從（したがひよること。）

餘論 右第十二段の第一節。

爲人君者。數披其木。毋使木枝扶疏。木枝扶疏。將塞公閭。私門將實。公庭將虛。主將壅圍。數披其木。無使木枝外拒。木枝外拒。將逼主處。數披其木。毋使枝大本小。枝大本小。將不勝春風。不勝春風。枝將害心。公子既衆。宗室憂吟。止之之道。數披其木。毋使枝茂。木枝數披。黨與乃離。掘其根本。木乃不神。塡其洶淵。毋使水淸。探其懷。奪之威。主上用之。若電如雷。

訓讀 人君たる者、數々其木を披き、木枝をして扶疏ならしむる毋れ。木枝扶疏なれば將に公閭

【訓讀】内りては索め出でゝは圉ぎ、必ず身自ら其度を執る。厚き者之れを虧き、薄き者之れを靡す。虧靡量有り、民をして比周して同じく其上を欺かしむる毋れ。之れを虧くには月の若くし、之れを靡するには熱の若くす。令を簡にし誅を謹み、必ず其罰を盡す。而の弓を弛むる毋れ。一棲兩雄ならん。一棲兩雄なれば其の鬪ふや㘖㘖たり。豺狼牢に在れば其羊繁せず。一家二貴なれば、事乃ち功無し。夫妻政を持すれば子適從する無し。

【通釋】内に在りては宮廷の佞人をとつちめ、外に於いては政府の姦物を防ぎ、必ず君自ら法度を握り、臣下の富貴に過ぎたるものは之を削り、貧弱なる者は之を賑はし、その案配手加減を適度にし、民をして徒黨を組んで共同して君主を欺く樣のことをさせてはならぬ。それで富貴なる者より削らんとするには、急激に行はず、月の次第に虧くるが如くにし、貧弱を賑はすにも、熱い物に手を觸るゝ如く、徐々に之を試みて危險を避くべきである。命令を簡明にし、誅責を愼重にし、罰すべきは必ず之を徹底的に罰せねばならぬ。汝の誅罰の弓を弛めてはならぬ、弛める時は臣下が權を偷み、二君並び立つこと一つの塒に二羽の雄雞が居るが如くになるであらう。一つの塒に二雄雞が居る時は其の相鬪ふこと凄烈なるものがあらう。狼を羊小屋に置けば、羊の繁殖は望まれない。姦臣をして民を治

起る機會を無くすることが出來る。

語釋 黄帝（支那上代の聖帝神話的人物。） ○扶寸（扶は四指を竝べたる長さ、寸は拇指のつけ根から手頸の脈搏の處までの長さ、即ち扶寸は一二寸の長さである。） ○尋常（尋は八尺、二尋を丈といふ。）

餘論 右第十一段、君臣は常に闘爭狀態に置かれて居るといふ前提の下にその對策の一端を述べた。甚だ不愉快な考へ方ではあるが、韓非は常に此の考を以て君道を說く。何故斯樣な思想を懷く樣になつたか、それを理解するには當時の世相を觀察せねばならぬ。「急に太子を置く」ことの必要を力說せねばならぬ事情なども、當時の宮中に於ける亂倫と之に伴ふ醜惡なる闘爭とから起ることで、本書備內篇には其の眞相を露骨に敍述してゐる。

內索出圉。必身自執其度。厚者虧之。薄者靡之。虧靡有量。毋使民比周。同欺其上。虧之若月。靡之若熱。簡令謹誅。必盡其罰。毋弛而弓。一棲兩雄。一棲兩雄。其鬭㘖㘖。豺狼在牢。其羊不繁。一家二貴。事乃無功。夫妻持政。子無適從。

せさる所の者は黨與具はらさればなり。故に上、扶寸を失へば、下、尋常を得。

有國の君、其都を大にせず。有道の臣、其家を貴くせず。有道の君、其臣を貴くせず。之を貴くし、之を富ませば、彼將に之を伐たんとす。危きに備へ、殆きを恐るれば、急に太子を置く、禍乃ち從つて起る無し。

（通釋）昔黃帝が言つた「君臣の間は一日に百回も戰ふものだ」と。是君臣の間は利害相反するが故に常に戰爭狀態に在ることをいつたものである。即ち臣は其の私計を隱して、君の心中を探らんとし、君は法度を運用し、由つて以て臣下の勢力を殺がんとする。故に法度の確立するは君にとつて有利な寶とも謂ふべく、黨與の成るは臣下にとつて有利な寶といふべきである。臣が其の君を弑しないのは唯黨與の力不充分であるからで、君が一二寸退くうちに、臣下は一丈も二丈も進まんとしてゐる。それで國を有する君主は其の地方の都邑を大にせず、それを領有する臣下の勢力を制限するのである。又道を守る臣下は自分の家を貴くしないし、道を心得た君は其の臣下を貴くしない。若し臣下を貴くし富裕にする時は、彼れ臣下は君を伐つに至るであらう。それに、も一つ國家の危難に備へる爲には急に太子を決定して置くことが大切である。斯くすれば王位繼承の問題に絡んだ內訌や簒弑の禍の

彼れ權臣が己の爲に黨團を結ぶであらう。君其の領土を治めんと欲せば、必ず其の賜を適度にすべきである。過度に賜を與へると、彼等は君恩に感激するとは限らず、亂人共はその勢力を恃んで、賜與を加增せんことを要求することゝなる。彼の此の要求に應じて我之を與ふるは敵に斧を借すことゝである。その不可なること論を俟たない。彼は我が借したる斧を振つて我を伐つであらう。

餘論 右第十段の第三節、賞賜法度を超えて行ふべからざる所以を述ぶ。

黃帝有言曰。上下一日百戰。下匿其私。用試其上。上操度量。以割其下。故度量之立。主之寶也。黨與之具。臣之寶也。臣之所不弑其君者。黨與不具也。故上失扶寸。下得尋常。有國之君。不大其都。有道之臣。不貴其家。有道之君。不貴其臣。貴之富之。彼將伐之。備危恐殆。急置太子。禍乃無從起。

訓讀 黃帝、言へる有り、曰く、上下一日百戰すと。下、其私を匿し、用つて其上を試む。上、度量を操り以て其下を割く。故に度量の立つは主の寶なり。黨與の具はるは臣の寶なり。臣の其君を弑

臣下の本領に立ち反るであらう。

【語釋】 脖大於股（脖は脛の後の肉でコブラのことだが、こゝでは脛部を總稱したと見るべし、それが股よりも太い狀態は君よりも臣下の勢の大きいことの喩である。即ち尾大不掉のこと。）○虎將爲狗（虎が偉りて普通の狗のふりをする意、一說に虎が自分の手下として犬どもを團結する意に解し、「黨をつくる」とよむ。不適す。）○弒其母（君は民を視ること子の如し、故に君を母といふた。）

【解說】 右第十段の第二節、臣下の勢を振ふは、國家の不健全な狀態で結局君を亡ぼし、國を亡ぼすばかりでなく、臣下それ自身をも亡ぼすに至る。君が法制を振肅するは君國を安ずると共に姦臣共を善化して眞の幸福へ導く所以であるとの趣旨である。

欲爲其國。必伐其聚。不伐其聚。彼將聚衆。欲爲其地。必適其賜。不適其賜。亂人求益。彼求我予。假讎人斧。假之不可。彼將用之以伐我。

【訓讀】 其國を爲めんと欲せば、必ず其聚を伐つ。其聚を伐たざれば、彼將に衆を聚めんとす。其地を爲めんと欲せば、必ず其賜を適にす。其賜を適にせざれば、亂人益を求む、彼求め、我れ予ふるは、讎人に斧を假すなり。之れを假すは不可なり。彼將に之れを用ひて以て我れを伐たんとす。

【通釋】 君が其の國を治めんと欲せば、必ず權臣の徒黨を伐つべきである。其の徒黨を伐たなければ

訓讀 腓、股より大なれば、以て趨走し難し。主其神を失へば、虎其後に隨ひ、主上知らざれば虎將に狗と爲らんとす。主蚤く止めざれば、狗益々已む無し。虎其羣を成し、以て其母を殺す。主と爲つて臣無きもの、奚の國か之れ有たん。主其法を施されば大虎將に怯れんとす。主其刑を施せば、大虎自ら寧し。法刑苟に信なれば、虎化して人と爲り、復た其の眞に反る。

通釋 腓脛が股よりも太くては、速くは走れない。臣下の勢ひ、君を凌ぐのは正に之と同じ不健全な狀態である。君主が其の神威を失ふと、虎の如き逆臣が後から隨いて來る。君主が之に氣が附かぬ時は、其の虎が和順しく狗の眞似をしてゐるだらう。此の場合君主が早く彼等を制止せざる時は、此の狗を裝うた虎が益々その勢力を張つて已まない。遂に其の虎が群を爲して、勿體なや民の母たる君を弑するに至るのである。徒らに君主の名を擁するも、權臣の爲に其の臣を奪はれ、一人の腹心の臣を有せざる者が如何なる國をか有ち得やうぞ。國を亡ぼし、身を殺すに至るは必然である。處で君主が國法を施行する時は如何なる大虎（權勢重き姦臣）も恐れるであらう。然し君主が刑を勵行することは、大虎をして非望野心を捨てさせる爲め却つて虎を安寧の地に置くことゝなり、必ずしも虎を不幸にするとは限らない。即ち法刑が苟も、僞り無く勵行されると、虎は化して人間となり、復た忠良な

動の端を開くことで、君主にとりては恐るべきことである。
凡そ治國の理想は、臣民が君主の情意を覘ひ得ず。君は形名を周密に參合し、民は之に應じて神妙に職を守るに在り。處が此の法を捨てゝ更に他の道を求むるを大惑といふのである。たゞ狡猾な民が愈多くなり。姦邪の臣が君側に滿つるに至るばかりである。故に古語に「人を富ましたる結果其人をして其の富を他に貸與して私恩を賣らしむる勿れ。又人を貴くして、威權君に逼らせるが如きことをなす勿れ、或る一人をのみ信じ、之に出つて國都を失ふの禍を惹起す勿れ。」とある。

語釋 其內（內は宮中のこと、君側に事へる、卽中、近侍の人をさす。） ○其外（宮外の政治軍事に關する役人一般をいふ。） ○周合（周は周到、周密の周で、ぬけめなきこと。）

餘論 右第十段の第一節、君權の覬覦簒奪に對する警戒として、內臣外臣の二種に對する心得を說く。

腓大於股。難以趨走。主失其神。虎隨其後。主上不知。虎將爲狗。主不蚤止。狗益無已。虎成其羣。以殺其母。爲主而無臣。奚國之有。主施其法。大虎將怯。主施其刑。大虎自寧。法刑苟信。虎化爲人。復反其眞。

唯恐ㇾ多ㇾ人。凡治之極。下不ㇾ能ㇾ得。周二合刑名一。民乃守ㇾ職。去ㇾ此更求。是謂二大惑一。猾民愈衆。姦邪滿ㇾ側。故曰。毋下富ㇾ人而貸二焉。毋ㇾ貴ㇾ人而逼二焉。毋下專信二一人一而失中其都國上焉。

【訓讀】其内を治めんと欲せば、置いて親しむ勿れ。其外を治めんと欲せば、官ごとに一人を置き自ら恣にせしめず。安ぞ移幷するを得ん。大臣の門、唯、人多きを恐る。凡そ治の極、下、得る能はず、刑名を周合し、民乃ち職を守る。此れを去つて更に求む。是れを大惑と謂ふ。猾民愈々衆く、姦邪側に滿つ。故に曰く、人を富まして貸さしむる毋れ。人を貴くして逼らしむる毋れ。專ら一人を信じて其都國を失ふ毋れ。

【通釋】宮庭の内を治めんと欲せば、其の人を官に置くと雖も、淡々として公職上の關係だけに止め置いて、實情を打ち明けて親しむこと勿かれ。宮外の百官を治めんと欲せば、一官ごとに一人の監察員を置き、官吏をして自分勝手に振舞はしめぬ様にする。さうすれば彼等はどうしても、君權を我が手に移したり、利權を兼幷したりすることができない。大臣の門に人多く歸服することは君權移

孰疏孰親。能象天地。是謂聖人。

【訓讀】主上、神ならずんば、下、將に因る有らんとす。其の事當らずば、下、其常を考へん。天の如く地の如し、是れを累解と謂ふ。地の若く天の若く、孰れをか疎んじ、孰れをか親しまん、能く天地に象る、是れを聖人と謂ふ。

【通釋】君主は神秘的でなければならぬ。然らずんば臣下は何か隙間を見つけて之に乘ずるであらう。例へば君主の處置其の宜しきを得なければ、臣下は常理に照らして之を批判するであらう。されば君主は天の若く地の若く深遠神聖にして測る可からざる態度をとるべきである。かゝるやりかたを累解といふ、煩累が消散する意味である。地の萬物を載するが如く、天の萬物を覆ふが如く、一視同仁にして誰を疏んずるといふことも無く、誰を親しむといふことも無い。斯樣に能く天地の無心に則るを聖人と謂ふのである。

【餘論】右第九段、君主は神秘的ならさるべからさるをいふ。

欲治其內。置而勿親。欲治其外。官置一人。不使自恣。安得移并。大臣之門

は自ら之を尊寵するものである。君は又諸事を臣下に委任して之に干渉せず、彼等の意見によりて之を行はしめ、君は固く、その心の門戸を閉ざし暗室内より明るい庭を視るが如く、こちらの様子は先方へは少しも知れず、先方の眞相のみよくこちらに知れる様にする。かくして長短優劣を決する尺度が已に具はり間違ひ無いからして、賢愚皆其の適處を得、賞すべきは賞し、刑すべきは刑し、其の間何等公明を缺く者無きが故に、群下は各々其の爲す所に因つて當然の成果を擧げ、其の成果の善惡に應じて賞罰が必ず與へられるのであるから、何人と雖も之を信ぜざるを得ない。斯くして信賞必罰の公明なる法度が確立すれば、一事が萬事であるから、國家組織の全體が一齊に肅正されるのである。

語釋 閉內扃（扃は戸の締りをなす木、內扃を閉ざすといへば心の錠をおろすといふほどの意。） ○咫尺已具（舊本咫字の上に參字あり、諸家皆之を衍となす、今之を削る、咫は八寸尺は一尺、此の句諸說紛々たれども今尺度具はる意に解し置く。） ○矩規（法度をいふ。） ○三隅乃列（凡そ方形の物、一隅を正せば他の三隅皆之に準じて正しくなる意。）

餘論 右第八段、信賞必罰の樣狀と其の治道に於ける重要性を述ぶ。

主上不レ神。下將レ有レ因。其事不レ當。下考二其常一。若レ天若レ地。是謂二累解一。若レ地若レ天。

たのである。（管子心術篇に「虛其欲、神將入舍、掃除不潔、神乃留處」とあるのと同樣の用語法である。）

〔餘論〕右第七段の第二節、虛靜なるが故に萬民の基準となるべく、無爲なるが故に群下を化し得と說く。儒敎では堯舜は無爲にして猶且つ化すといふ。韓非に在りては無爲なればこそ化し得といふ。同じ無爲でもその思想內容が全く異なれるを知るべし。

上不與共之。民乃寵之。上不與義之。使獨爲之。上固閉內扃。從室視庭。咫尺已具。皆之其處。以賞者賞。以刑者刑。因其所爲。各以自成。善惡必及。孰敢不信。規矩既設。三隅乃列。

〔訓讀〕上與に之れを共にせざれば、民乃ち之れを寵す。上與に之れを義せず、獨り之れを爲さしむ。上固く內扃を閉ぢ、室より庭を視る、咫尺已に具り、皆其處に之く。以て賞すべき者は賞し、以て刑すべき者は刑し、其の爲す所に因つて各々以て自ら成る。善惡必ず及ぶ。孰か敢て信ぜざらん。規矩既に設く。三隅乃ち列す。

〔通釋〕君主が賞罰の大權を獨占して、臣下と與に之を共用せざる時は、君の威光盛なるを以て人民

訓讀 虛靜無爲は、道の情なり。參伍比物は、事の形なり。之れを參して、以て物を比し、之れを伍して、以て虛に合す。根幹革めざれば、則ち動泄失せず。動も、溶も、無爲にして之れを改む、之れを喜べば、則ち事多く、之れを惡めば、則ち怨を生ず。故に喜を去り、惡を去り、虛心以て道の舍と爲す。

通釋 虛靜無爲は道の實相であり。形名參伍は政事の實形である。形名參伍して事物を比較判斷し而も自らは終始虛心を離れない。虛靜の根本的態度を改變しなければ、判斷の基準が一貫して變らないからして他の動靜は其の眞を失はず。間違無く看取し得るのである。群臣の動も靜も、虛靜無爲超越的立場に在りて之を改化するのである。若し虛靜ならずして、群臣の動靜について或は之を喜ぶ時は、群臣は君を喜ばせんとして種々事端を構ふること多くなるし、或は之を惡む時は臣下より怨を受けることゝなる。故に喜びを去り惡みを去り、心を虛しうして、心を以て道の來つて宿る所とすれば宜いのである。

語釋 動泄不失矣（泄は元來川の名、假借して歇となす。故に方言に泄は歇也息也とあり。動泄は動息即ち動靜の意。不失は動靜の眞相を間違ひなく看て取る意、舊註皆此の句を君主の動靜と見るからして「根本が動かなければ君主の動靜その宜しきを失はず」と釋す、それでは前後の理路緊密ならず、余之を取らず。）　○動之溶之（二つの之字は助詞、溶は當に泄に作るべし、或は古字通用か。）　○改（善化の意。）　○道舍（道が來てやどるところの意、道と我と自ら合一するを喩へ

發言機關を動かして、こちらから話を切り出さぬことが大切である。さうすると彼れ臣下の方から言ひ出して來る。齒も脣も沈默を守り、我愈々眞相を惛ませば、彼れ愈々明かに言を進め來る樣に仕掛けることが肝要である。彼自ら陳述し來れば、我之に因つて彼の眞相を聞き知るだけのこと。其の建言は或は是なるものとして、或は非なるものとして、その成績は盡く君前に集めて呈示されるが、君主は少しも其の責任を分擔しないで、いつも一段高い批判的立場に居る。

【語釋】溶若甚醉（溶は閒漫之貌、極めて大まかで不用心の樣子、相手を警戒させない風貌。）○惛（昏に同じくくらいこと。）○彼自離之（離は陳べつらねること。）○上不與構（與構は事を共にし責任を分擔する義、其說に賛同せぬ。）

【通說】右第七段の第一節、虛靜の德の應用の一つで、之によりて君主が常に批判的の無責任の立場に居るべきを述べた。

虛靜無爲。道之情也。參伍比物。事之形也。參之以比物。伍之以合虛。根幹不革。則動泄不失矣。動之溶之。無爲而改之。喜之則多事。惡之則生怨。故去喜去惡。虛心以爲道舍。

凡聽之道、以其所出。反以爲之入。故審名以定位。明分以辨類。聽言之道。溶若甚醉。脣乎齒乎。吾不爲始乎。齒乎脣乎。愈惛惛乎。彼自離之。吾因以知之。是非輻輳。上不與構。

訓讀　凡そ聽の道、其の出す所を以て、反つて以て之れが入を爲す。故に名を審にして以て位を定め、分を明にして以て類を辨ず。聽言の道、溶として甚だ醉へるが若く、脣か、齒か、吾始を爲さざらんか。齒か、脣か、愈々惛々たらんか。彼自ら之れを離べ、吾因つて以て之れを知る。是非輻輳するも上は與り構ぜず。

通釋　凡そ君主が臣下の言を聽く時の方法として先づ第一に、君自ら言はんと欲する事をば、卻つて臣下に言はしめて、こちらは之を聽き入れる形にする。それ故にいつも批判的立ち場に居りて臣下の建言を審かに察して是非の位を定め、事物の區別を明かにし又類同の點も亦從つて辨知すべきである。然し此の峻烈な批判的な態度が餘りに目立つと臣下は萎縮して何も言はなくなる恐れがあるから、言を聽く第二の心得としては、自ら「ドンヨリ」として甚だ酒に醉うたる如くにし、脣や齒の

名。臣效其形。形名參同。上下和調。

【訓讀】道は雙なし、故に一と曰ふ。是の故に、明君は獨を貴ぶ。獨は道の容なり。君臣は道を同じくせず。下は名を以て禱む。君は其名を操り、臣は其形を效し、形名參同して上下和調す。

【通釋】道は絶對で匹儔がない。故に之を一とも曰ふ。是の故に道體に則とる所の明君は獨立無匹を貴ぶ。此の獨立こそは道の容である。それで君と臣とはその履む所の道を同じうせざるものである。臣下は建言を以て君の採用を求め、君は其の建言を握り置き、臣下は更に其の建言に相當する實績を呈示する。かくして君主は建言と實績とを照合して功過を定め賞罰を行ふといふ段取なるが故に、賞罰當を得、賢愚各その處を得て君臣上下よく調和するのである。

【語釋】雙（鳥の一つがひの意味から、竝ぶ者、對立するものの意となる、無雙は匹敵するもののなきを言ふ。）○獨道之容（この獨の字舊本に無いが、舊注によりて之を補ふ。）

【餘論】右第六段の第三節、人君は獨立無雙の道を體得すべきを述ぶ。
以上にて君權運用に關する原理論は一應陳べ了つたので、次段以下種々特殊の場合に於ける心得を述べてゐる。

して之に拘はれぬ様にすることが肝要である。

故に古語に「道は己を枉げて萬物に雷同せず飽くまで萬物の來つて則る所の基準となり、同様に德は陰陽變化の理に調子を合はせず、陰陽變化の理の基準となり、秤は物の輕重に應じて標準を變へずして、正確に目方をはかり、墨繩は物の不規則な凹凸に對して基準を變へず、物の屈曲凹凸を正す、和といふ樂器は空氣の燥濕の變に影響せられないで、他の樂器の調子のクルヒを正し、君主は群臣に左右せられず、超越的立場を維持して群臣を矯す。」とある。

凡そ此の六つの者は道より派生せるもので、根本を一にし、各々他物に左右されず他物を支配する原則となる點に於いて同一であることをいうたのである。

語釋 不同（同は附和雷同の同、不同は己の立ち場を失はぬこと、論語子路篇に「君子和而不同」とあり。）○和不同燥濕（和は小笙といふ樂器にて、空氣濕度により調子が變らぬから、聲律を正すに用ふ。）

餘論 右第六段の第二節、君主は利害又は同情等に依つて君主たるの立場を失うてはならぬことをいふ。

道無雙。故曰一。是故明君貴獨道之容。君臣不同道。下以名禱。君操其

慮し、之に絕對服從し、死すべき時に死し、生くべき時に生くるの覺悟無かるべからず。此の覺悟を以て事を處するが故に、異事に比較參照して名を考へ、事情を同じうせる者には同一の理法を適用して終始一貫するが當然である。

【語釋】德者覈理（道と德との考へ方は儒教方面の道德ではなくて老子流のそれを指す、さて老子の所謂道德は管子の思想にその淵源を發してゐる、管子心術篇に「以無爲之謂道、舍之之謂德」とあり、道と德とは非常に接近した意味に使用してある、こゝでは道とその靈德と解す、道とその作用の意である、覈は實事に明驗あるをいふ、覈理は事物の上に實驗實證せられる理法のこと。）　○與時死生（生死循且つ時の命ずるまゝなれば況んやその他をや絕對服從である。）

【試論】右第六段の第一節、道とその靈德の萬物に光被する所以を述べ、治道を考究する時の基本となすべきをいふ。

故曰ク、道ハ不ㇾ同ゼ二於萬物ニ一。德ハ不ㇾ同ゼ二於陰陽ニ一。衡ハ不ㇾ同ゼ二於輕重ニ一。繩ハ不ㇾ同ゼ二於出入ニ一。和ハ不ㇾ同ゼ二於燥濕ニ一。君ハ不ㇾ同ゼ二於羣臣ニ一也。凡ソ此ノ六者道之出也。

【訓讀】故に曰く、道は萬物に同ぜず、德は陰陽に同ぜず、衡は輕重に同ぜず、繩は出入に同ぜず、和は燥濕に同ぜず、君は羣臣に同ぜざるなり。凡そ此の六は道の出なり。

【通釋】右の如く君主が道德を體得して事を處する以上は飽くまで個々の事物、特殊の事相より超越

語釋　反形之理（形は人の形體、それに賦與された理法、即ち人の大命に反れといふ意、反は復歸の意即ちともすれば離れがちな形之理に復歸せよとの意。）○督參鞠（督は考、參は參照の參で、比較研究の意、鞠は推究の意、三字にて一語。）○同其端（舊義には端は臣下の陳ぶる所の事端となし、同はその可否を辨別せず混同する義となす、從つて信而不同の解も信用するが混同せずと解す、今之をとらず平明に通釋の通り解す。）

餘論　右第五段、私智を去り道に因るべきを論ず。

夫道者弘大而無形。德者覈理而普至。至於羣生。斟酌用之。萬物皆盛。而不與其寧。道者下周於事。因稽而命。與時死生。參名異事。通一同情。

訓讀　夫れ道は弘大にして形無し、德は覈理にして普く至り、羣生に至る。斟酌して之れを用ふ。萬物皆盛にして其寧に與らず、道は事に下周す。因つて、而の命を稽へ、時と生死す。名を異事に參し、一を同情に通ず。

通釋　抑も道は弘大無邊にして而も見るべき形無く、其の靈德は事理の上に明確に顯はれ、普く萬物に行き亙り、羣生に分賦して居る。此の靈德を分に應じて酌み取り用ふることによつて萬物皆盛にその性能を遂げ、其の堵に安んずることを得るが、而も道は萬物の安寧を以て我が功としない。斯くの如く道の作用は萬物に周く行き亙れるが故に君主たる者は道によりて賦與せられたるその使命を省

れば則ち冇始まる。虛以て靜にして後れ、未だ嘗て己を用ひず。凡そ上の患は、必ず其端を同じくす。信じて同うする勿れ、萬民一從せん。

通釋 聖君の道に於いては、自分の智と巧とを捨て去つて用ひない。此の私智私巧を捨てず、之を恃んで事を處理せんとすれば、如何に卓越せる人と雖も個人的智巧には限り有るが故に、無量の事變に對應し行くべき常道とは爲し難いのである。民間の人でも己が智巧を用ひる場合は、智者は智に溺れるとも申し、とかく其の身に殃多いものだが、一國の君主が之を用ふる場合に於いては其の殃ひ大きく、其の國を危くし或は之を亡ぼすに至るものである。それで君主たる者は己が智巧を去つて天の道（天の大命）に順從し、人の形體に存する理法（人の大命）に復歸し、此の理法を推究檢討し理法の深邃無窮なるに從つて之が推究もそれからそれへと進み行き止まること無かるべきだ。かくして道の樣狀に則とり、虛心にして寧靜、人に先だたず、却つて後れることを心掛け、決して己の才能を用ひざるべきだ。凡そ人主の患は、その發端を同じうしてゐる。卽ち治道の根本に背いて己の智巧を用ひることから患が起るを常とする。されば此の天人の大命に則れる治道を篤く信じて、前車の覆轍を履む勿れ、さうすれば萬民齊しく服從して聖君として仰ぐであらう。

に在り。君主たる者此の要道を篤く信じて疑ふ勿れと言ふに在り。政道に正名の大切なること孔子も之を認めた。論語子路篇に於ける、子路曰、衞君待子、而爲政。子將奚先。子曰、必也正名乎。の正名の如きは當時衞君の亂倫を思ひ合はすれば、孔子の眞意蓋し、君臣父子の名分を正すことを主眼としたるは勿論であるが、一般に用語の正確を期せられたものである。されば、馬融は「正百事之名」と註してゐる。

抑も人は信によりて結合して、社會國家を成す。而して信は名を正さなければ成立せず。凡そ政治を論ずるに當りては儒家と法家とに論無く、信と正名とを重ずるに於いて變りはない。

聖人之道。去智與巧。智巧不去。難以爲常。民人用之。其身多殃。主上用之。其國危亡。因天之道。反形之理。督參鞠之。終則有始。虛以靜後。未嘗用己。凡上之患。必同其端。信而勿同。萬民一從。

訓讀　聖人の道は智と巧とを去る。智巧去らざれば以て常と爲し難し。民人之れを用ふれば、其身殃多し。主上之れを用ふれば、其國危亡す。天の道に因つて、形の理に反り、之れを督參鞠し、終

其の名を標榜せしめ、事は之を任せたる臣下の手によりて歸著すべき處に歸著せしめ、君自ら才能を驅りて人目を欹てしめる樣な風采を見はさない。さうすると臣下は生地のまゝの正體を示すのである。即ちその陳ぶる所の言論も彼等の本音である。そこで其の言論即ち名に因つて職務を命じて之をやらして見る。すると彼等臣下は自分の意見に基づいてその職務を擧行するであらう。此の場合、名の正しき意味に依り各自をしてその當然の決定に歸せしめ私意を用ひない。さて君は臣下の標榜する名によりて之を擧用するが、然し其の名の明かならざる者は、從來の成績を反復考察して前後照合して見る。かくして形名參同の法を行ひ、その合否如何に依つて生ずる所の賞罰を適用するのである、そして此の賞罰の二者が誠信であつてこそ、臣下は其の眞情を捧げるのである。故に君主は謹んで其の職務を行ひ、命を天に待ち、厚く信じて治國の要道を失ふこと無かるべきである。かくてこそ乃ち之を聖人といふのである。

【語釋】用一（要義に一は要、要は中央に在りの要だとあり、獨立絶對の大權と譯するがよい。）○名倚（倚はかたよる、即ち正を得ないこと。）○不見其采（采は文采で、はなやかな風采。）○素正（素は生地、正は正體。）

【餘論】右第四段、神聖獨一の大權を運用する第一義は名を正すに在り、名を正して形名參同を行ふ

事自定。不見其采。下故素正。因而任之。使自事之。因而與之。彼將自擧之。正與處之。使皆自定之。上以名擧之。不知其名。復修其形。形名參同。用其所生。二者誠信。下乃貢情。謹修所事。待命於天。毋失其要。乃爲聖人。

訓讀　一を用ふるの道、名を以て首と爲す。名正しくして物定まり、名倚りて物徙る。故に聖人は一を執つて以て靜に、名をして自ら命ぜしめ、事をして自ら定まらしむ。其采を見はさず、下故に素正。因りて之れに任じ、自ら之れを事とせしめ、因りて之れに予ふ。彼、將に自ら之れを擧げんとす。正に與に之れに處り、皆自ら之れを定めしめ、上、名を以て之れを擧ぐ。其名を知らざれば、復た其形を修め、形名參同、其所生を用ふ。二者誠信、下、乃ち情を貢す。謹んで事とする所を修め、命を天に待ち、其要を失ふ毋ければ、乃ち聖人爲り。

通釋　絶對獨一の大權を運用するの道は、名義を正確にするを以て第一となす。標榜する所の名義が正確にして始めて名に由つて示さるゝ事物が一定して來るが、名義が正確でなければ、同じ名稱の下にその指す所の事物が種々に變り得る。故に聖人が大權を執つて虛靜無事、臣下をして自ら進んで

通釋　抑も物には適當な職分あり。材器には一定の使ひ道がある。それで適材を適所に用ひ、各自その性能の適する所に居る様にすれば、上下共に無理な處なく、平穩無事である。例へば雞をして夜明の時刻を告げさせ、猫に鼠を捕らせるが如くに、皆その得意とする技能を用ふれば、上たる者何事も爲すなくして、善く治まるのである。然るに上に立つ君主が自己の長所を恃んで、自ら手を下して事を爲す時は、百事その宜しきを失ふのである。若し又君主が見え坊で自分の技能を見はしたがる時は、臣下の煽てに乘り欺かれるし、君主が辯に長じ小才が利き、婦女子の仁を好む時は、臣下は君の材質を利用して、姦計を運らすのである。要するに君は權を握り、臣は事務を執るといふ、本來の位置を顚倒して、上下共の職分を取り易へるからして、國が治まらぬのである。

語釋　令狸執鼠（狸は一に野猫といひ、猫を家狸ともいふことで此はネコをいつたもの。）○司夜（司は伺に通用、夜明けの時刻を伺うて之を告げること。）○不方（條理に合はぬこと。）○辯惠好生（辯は雄辯、惠は慧で才智敏捷なこと、生は殺すべき場合にも仁慈を垂れて赦して生かすこと、即ち婦女子のなさけである、一說に生は出の意、下文の形名參同用其所生、の生に同じだといひ、好生を「出しやばることを好む」と解す、參考とするに足る。）

餘論　右第三段、君臣各その本分を守れといふ趣旨で第二段の事在四方要中央、聖人執要、四方來效、の解說とも見るべし。

用一之道。以名爲首。名正物定。名倚物徙。故聖人執一以靜。使名自命。令

ることは無い。即ち私の恩怨の爲に此の二器を捨てる様なこと無く、いつも此の二器を離さず、信賞必罰を行うて已まない。是をこそ治國の理法を履行するものと謂ふのである。

語釋 素無爲也（素は中庸の素二貧賤一素二富貴一の素で其の地位に安住すること。）○虛心待之、彼自以之（虛は虛心。以は用。）○道陰見陽（道は由、陰は闇、陽は明の意、自分が闇い處に居つて明るい所に於ける事物を見る義、主道篇に於ける以闇見疵と同樣な語氣である。一說に陰を刑罰、陽を恩賞の義となす、今之を取らず。）○左右（賞罰をいふ。）

餘論 右第二段。

夫物者有所宜。材者有所施。各處其宜。故上下無爲。使雞司夜。令狸執鼠。皆用其能。上乃無事。上有所長。事乃不方。矜而好能。下之所欺。辯惠好生。下因其材。上下易用。國故不治。

訓讀 夫れ物は、宜しき所あり、材は施す所あり。各々其宜しきに處る。故に上下無爲なり。雞をして夜を司らしめ、狸をして鼠を執へしむ。皆其能を用ふれば上乃ち無事なり。上、長ずる所あれば事乃ち方ならず。矜にして能を好むは下の欺く所、辯惠、生を好めば、下其材に因る。上下用を易ふ。國故に治まらず。

右既に立て、門を開いて當る。變ずる勿く、易ふる無く、二と倶に行ひ、之れを行うて已まず。是れを理を履むと謂ふ。

通釋　然らば人君が國を治むるに當つて從はねばならぬ理法は何かといふに、先づ第一に政治の根本たる統治の大權は其の正體を露はしては拙い。之を神聖にして窺ふを得ぬ樣にせねばならぬ。それには老子の道の性質に則とりて、無爲虛靜の地位に居らねばならぬ。卽ち事務は一切、四方の群臣をして執らしめ、之を締めくゝる樞機は中央なる君主の掌中に握るべきである。聖德の君主が此の樞機を握つて居さへすれば、四方の臣民は自ら來り心力を捧げて勞務に服するものである。君主が心を虛しうし唯法度を揭げて待つて居さへすれば、彼等群臣共は自ら其の才能を運用して奉仕するであらう。斯く君主は實務を皆臣下にやらせはするが、實は何も彼も心得て居るので、四海の隅々に至るまで知りぬいて之を胸に藏してゐて、而も知つて知れることを他に氣づかしめず。暗い處にゐて明るい所を見る樣に、自分の眞相は晦まして人に知せずに置き、臣下の眞相だけは明瞭に見屆け置くのである。次に恩賞と刑罰との二つの道具を左右に立てたる上に、機會均等の門を開放して何人を問はず來るに隨つて之に對應するのである。左右に揭げたる賞罰の二器は、一旦揭げたる以上は決して變更す

【餘論】右此の篇の第一段、人間に賦與された食色の本能の滿足、是は一見人間の自由に任されたかの如く見えても、そこに自然的理法と制裁とがあつて之が亂用は許されぬ。道德といふものゝ自然的根據はこゝにも見出される。凡ての國家社會の規範や法度も、やはり其の淵源を自然の大法（大命）に發してゐる。即ち法則と規範とは究竟一に歸すといふことを言はんとしてゐるのである。韓非が今更こゝで道德を說教してゐるのではない。

さて君主が統治の大權を運用するに當つても、其の間に存する自然の理法に從はねばならぬ。決して無理をしてはならぬ。といふ趣意を次段以下に於いて詳說せんとす。

權不欲見。素無爲也。事在四方。要在中央。聖人執要。四方來效。虛而待之。彼自以之。四海既藏。道陰見陽。左右既立。開門而當。勿變勿易。與二俱行。行之不已。是謂履理也。

【訓讀】權は見はすを欲せず、無爲に素するなり。事は四方に在り。要は中央に在り。聖人要を執れば四方來效す。虛にして之れを待てば彼自ら之れを以ふ。四海既に藏し、陰に道り、陽を見る。左

下を御するの術を擧示道說すること詳かなるが故に之を揚權と名づけたのである。

天有大命。人有大命。夫香美脆味。厚酒肥肉。甘口而病形。曼理皓齒。說情而損精。故去甚去泰。身乃無害。

〔訓讀〕天に大命あり。人に大命あり。夫れ香美脆味・厚酒肥肉は口に甘くして形を病ましむ。曼理皓齒は情を說ばして精を損す。故に甚を去り、泰を去れば、身乃ち害無し。

〔通釋〕自然界に一定の自然法則有るが如くに人間界にも人間を支配する所の法則が有る。抑も風味の好い、口あたり柔かなる食物や、芳醇な美酒、脂肪に富める上等の肉等は口には美味く感ずるけれども、身體の病氣をひきおこすものであり。きめよき肌膚や白くきれいな齒を有てる美人は、情慾を滿足せしめるけれども、人の精氣を損耗するものである。故に食色の慾は生命を維持する所以のものであるが飽くなき享樂は必ず身を害する。唯過度の享樂を避けてこそ身體に害無きを得るのである。是れ即ち人間を支配する所の理法即ち大命であつて、何人も之に從はぬわけにはいかぬ。

〔語釋〕脆（歯切れのよい柔かなもの。）○厚酒（濃い芳醇な酒。）○曼理皓齒（曼理は細理に同じく、きめの細かい柔かな肌、皓齒は白いきれいな齒、何れも美人の形容。）○損精（一に指精に作るは非。）

其の情を掩はず、其の端を匿さず、而して人臣をして緣つて以て其の主を侵す有ら使むれば、則ち群臣子之田常たること難からず。故に曰く、好を去り惡を去れば、群臣素を見はすと。羣臣素を見はせば則ち人君蔽はれず。

（通釋）人臣の本心は必ずしも能く誠實に其の君を愛するとは限らぬ。從順に奉仕するのは自分の利益を大切に思ふからである。今若し人主其の好惡の情を隱蔽せず、意欲の端緒を秘密にせず他人をして之を手蔓として我が威嚴を侵させる樣なこと在らば、群臣が第二の子之田常となつて劫弑簒奪の行を爲すことは容易である。故に古語に「好きも嫌ひも見せないと群臣は生地を見はす」と曰つてあるが、群臣が飾りの無い生地を見はせば、人君の目は昏まされない。

（語釋）去レ好去レ惡、群臣見レ素。（此の句は惡と素と韻を押し古語である、主道篇には此の續きの句と共に引用してある。去は匿して示さぬことを強めていつたもの、君好惡の情を示さないと臣下は君に取り入るに策の施し樣なく、素即ち自分の本質をあらはすことを云つたもの。）○不レ蔽（蔽は耳目を蔽ひふさぎ判斷を誤らしめること、蔽はれずは胡麻化されぬこと。）

揚權第八

（敍說）揚權の揚は擧示道說の意、權は賞罰の權柄を謂へるもの、此の篇人君が賞罰の柄を操りて群

【訓譯】故に子之は賢に託して以て其の君より奪へる者なり。豎刁・易牙は君の欲に因りて以て其の君を侵せる者なり。其の卒は、子噲は亂を以て死し、桓公は蟲流れて戸より出でゝ葬られず。此れ其の故何ぞや。人君情を以て臣に借すの患なり。

【通釋】故に子之は主君の賢を好むのに乘じ賢者の風采を借りて君の位を奪つた者である。豎刁・易牙は君の嗜欲を利用して其の君を侵した者である。そして結局は、子噲は國亂の爲に死し、又桓公は死んだ時五公子爭亂の爲誰も之を葬る者なく、屍より蛆が湧きそれが室の戸から這ひ出す樣な慘狀を呈した。此れ其の故何ぞといへば、人君が己の心情を無用心にも臣下に打ち明けた弊害である。

【語釋】蟲流出戸（史記齊世家によると桓公病むや、五公子各黨を樹て家督を爭ひ、桓公卒するに及んで遂に相攻め、其の爲宮中空しく誰も棺に納めて葬れる者なく桓公の尸牀上に横はること六十七日、尸蟲戸より這ひ出したと云ふ。）

人臣之情非必能愛其君也。爲重利之故也。今人主不掩其情、不匿其端。而使人臣有緣以侵其主。則羣臣爲子之田常不難矣。故曰。去好去惡。羣臣見素。羣臣見素則人君不蔽矣。

【訓譯】人臣の情必ずしも能く其の君を愛するに非ざるなり。利を重んずるが爲の故なり。今人主

故君見レ惡則群臣匿レ端。君見レ好則群臣誣レ能。人主見レ欲則群臣之情態得二其資一矣。

訓讀 故に君惡を見せば則ち群臣端を匿し、君好を見せば則ち群臣能を誣ひ、人主欲を見せば則ち群臣の情態其の資を得るなり。

通釋 故に君が惡み嫌ふ所を臣下に知らしめると、群臣は自分の心緒を匿して君に嫌はれさうな事は毛程も見せぬ樣にし、君が好む所を臣下に知らせると、群臣は君の好む能力を自分が有つて居るかの如く僞り粧ひ、人主が欲望をあらはすと、群臣は千情萬態有らゆる手段を盡して、君の欲望を遂げさせる樣に圖り、君の心に取り入つて自分を利する資助を獲得するのである。

語釋 匿レ端（端は情の首、即心の動くその端緒をいふ、心緒といふに同じ。匿端は自分の心緒をかくして君の惡む所は自分も惡む樣に見せ、君に嫌はれる意見や態度は少しも見せぬ。） ○誣レ能（不能者が能者の如く僞り粧ふ。） ○見（あらはし示す意。）

故子之託二於賢一以奪二其君一者也。豎刁・易牙因二君之欲一以侵二其君一者也。其卒子噲以レ亂死。桓公蟲流出レ戸而不レ葬。此其故何也。人君以レ情借レ臣之患也。

通釋　故に越王勾踐が勇を好んだら民に命を捨てるを何とも思はぬ者が多くなり、楚の靈王が細腰の美人を好んだから、食を減らしてまでも王に好かれる様な姿にならうとして、其の結果國中に餓死する者多數に及んだ。又齊の桓公は嫉妬深くて女色を好み、隨つて後宮に多くの婦女子を收養して置いたが普通の男子をして之を取締らせることができなかつた。故に豎刁は自ら進んで去勢して其の役に當つた。又桓公美味を好み何でも食べて見たが唯人の肉だけは食べたことがないので、一度試みたく思つたら、料理の係りであつた易牙が無慙にも自分の長男を蒸し燒きにして進めた。燕王子噲は賢者を好んだものだから、其の宰相の子之が、それに乘じて清廉無欲の賢者を粧ひ、假令國を讓られても受けない風を示した。かやうに君の好む所に適合しようとして隨分極端なことをも爲した例は史上に多く見える。

語釋　越王好レ勇（内儲說上に詳し。）○楚靈王好二細腰一（墨子兼愛中篇に依れば細腰は腰のすらりとした男子のことだが管子七臣七主篇に依れば細腰の美人のこと。後者の意味に解した。）○齊桓公（名は小白、太公望の子孫で僖公の子、管仲を相とし、富國强兵の實を擧げ諸侯を九合し天下を一匡した春秋五霸の第一である。）○好レ内（婦人の居る房室を内といひ又そこに居る婦人を内といふ。）○豎刁（桓公の寵臣。）○易牙（桓公の寵を受けた料理の名人で、齊の淄水と澠水との合流せる水を嘗めて其水を識別した程敏感な舌を有して居たと列子や呂氏春秋に見えて居る。）○燕子噲（召公奭の後裔、易王の子。）○子之（子噲の臣、時の宰相で有名な蘇秦の女婿、堯の讓りを辭退した許由の淸廉を衒ひ子噲をして國を讓らしめ己之を受けた處國大に亂れ、齊に伐たれ殺さる。）

通釋 人主が臣下を登用するに當つて二樣の患がある。則ち賢明な者を選んで之を擧用すると、臣下は賢者を裝ふことに依て其の君を劫さうとする。さればと云つて、賢不肖を顧みず妄りに擧用すれば、事務澁滯して不便に堪へぬ。どちらにしても困るのである。故に人主が賢者を好めば群臣皆猫を被つて善行を裝ひ、賢者の樣に見せかけ君の御氣に召す樣心掛けるから、群臣の眞相は外部に顯はれぬ。群臣の眞相が見えなければ人主は臣下の賢不肖を辨別するに由ない。

語釋 賢（才智ありてかしこきことよりも寧ろ主として德行の勝れたるをいふ。）　○情（眞實の義）

故越王好勇而民多輕死。楚靈王好細腰而國中多餓人。齊桓公妬而好內。故豎刁自宮以治內。桓公好味。易牙蒸其首子而進之。燕子噲好賢。故子之明不受國。

訓讀 故に越王勇を好んで民多く死を輕んず。楚の靈王細腰を好んで國中餓人多し。齊の桓公妬にして內を好む。故に豎刁自ら宮して以て內を治む。桓公味を好む。易牙其の首子を蒸して之を進む。燕の子噲賢を好む。故に子之、國を受けざるを明かにす。

昭侯が典冠者を罪した如きは刑名の術を最もよく實行した適例で、それだけ人間の情誼と云ふものを無視した非道いやり方である。こんなことで果して眞に國を治め民を導き得るだらうかと、常識から考へても疑はれる次第ではあるが、腐敗し切つた當時の世相、殊に一條繩では取締り出來さうもない官吏の姦計を考慮に入れると、昭侯の處置も韓非の此の種の主張も、無理ではないと頷かれるのである。

人主有二患。任賢則臣將乘於賢以劫其君。妄擧則事沮不勝。故人主好賢則群臣飾行以要君欲。則是群臣之情不效。群臣之情不效。則人主無以異其臣矣。

訓讀　人主二患有り、賢に任ずれば則ち臣將に賢に乘じて以て其の君を劫かさんとす。妄りに擧ぐれば則ち事沮みて勝えず。故に人主賢を好めば則ち群臣行を飾り以て君の欲を要ふ。則ち是れ群臣の情效はれず。群臣の情效はれずんば、則ち人主以て其の臣を異つ無し。

左右の附を君の體上にかけてあげた。昭侯寢りより覺めて好い具合に衣服がかけてあるのを悅んで、左右の附人に問うて曰く、「誰が衣をかけたか。」左右對へて曰く、「典冠者の某でございます」と。すると君は典衣と典冠とを兩方共罪した。其の典衣を罪した理は「職務に手落あり」と云ふのである。其の典冠を罪した理は「職權を越えたことを爲した」と云ふのである。寒いのを嫌はぬわけではないが、官規を侵すの害は寢冷えの害よりも甚しいと云ふ考へなのである。

故に英明の君主が臣下を統率する場合には、臣は職權を越えて功を立てることはできぬ。無責任に言を陳べて實功の伴はぬ樣なことはできぬ。職權を越ゆれば則ち殺されるし、名實相一致しなければ罪される。從つて命ぜられた官職だけを忠實に務め、言ふことが誠實である。かういふ次第なれば群臣が仲間を作つて互に助け合うて私利を計るを得ない。

語釋 典冠・典衣（君主の側近に侍して君主の冠の世話をする役目を典冠といひ、衣の世話をする役目を典衣と云ふ。）

餘論 韓の昭侯は、韓非の世に出でゝ活動した時より約百年前に韓非の祖國に君臨し申不害を宰相とし、其の說に從つて刑名の術を勵行し大に成績を擧げ、韓をして一時富强ならしめたのである。韓非は深く昭侯を敬慕し、大に申不害に共鳴して居つたので、數昭侯の治績に言ひ及んで居る。然し

左右曰。誰加衣者。左右對曰。典冠。君因兼罪典衣與典冠。其罪典衣以爲失其事也。其罪典冠。以爲越其職也。非不惡寒也。以爲侵官之害甚於寒。故明主之畜臣。臣不得越官而有功。不得陳言而不當。越官則死。不當則罪。守業其官。所言者貞也。則群臣不得朋黨相爲矣。

訓讀　昔者韓の昭侯醉うて寢ぬ。典冠者侯の寒きを見る。故に衣を君の上に加ふ。寢りより覺めて說び左右に問うて曰く、「誰か衣を加ふる者ぞ」と。左右對へて曰く、「典冠なり」と。君因つて兼ねて典衣と典冠とを罪す。其典衣を罪するは以て其事を失ふと爲すなり。其の典冠を罪するは、以て職を越ゆと爲すなり。寒きを惡まざるに非ざるなり。以爲へらく官を侵すの害は寒きよりも甚しと。故に明主の臣を畜ふや、官を越えて功あるを得ず。言を陳べて當らざるを得ず。官を越ゆれば則ち死し當らざれば則ち罪す。業を其の官に守り言ふ所の者貞しければ、則ち群臣は朋黨して相爲くるを得ず。

通釋　昔韓の昭侯が、或る時酒に醉うて眠つたが、典冠者の某が君の寒さうなのを見たので衣

言小にして功大なる者も亦罰す。大功を説ばざるに非ざるなり。以爲く名に當らざるの害は大功有るよりも甚しと。故に罰す。

【通釋】「人主將に臣下の姦計を禁じ禦がんと欲せば、則ち刑と名とを審かに照し合せるがよい。」と、古人が教へて居るが、是は言と事實とを一致させることなのである。もつと詳しく説明すれば、臣下が何か自分の意見なり抱負なりを申し上げたら、君は其の言に基いて實際の仕事を其の人に授け其の仕事に就て、其の申上げた通りの功果を要求する。其の場合、實際に擧げた功が其の仕事に相應し、其の仕事が申上げた言と一致すれば賞し、功が其の仕事に相應せず、又仕事が言と一致せぬ場合には罰するのである。故に群臣の其の言ふ事のみ大きくして實功の小なる者は罰する。だがその罰する旨意は小功を罰するのではない。實功が前言と一致せぬ點を罰するのである。群臣の其の言ふこと小にして實功の大なる者も亦罰する。大功を悦ばぬわけではないが、實功と前言と一致せぬことの弊害は、其の大功で埋め合はせがつかぬ。だから罰する。

【語釋】刑名（主道篇に於いて詳說した。）

昔者韓ノ昭侯醉ウテ而寢ヌ。典冠者見ルニ君之寒キヲ也。故ニ加フ衣ヲ於君之上ニ。覺メテ寢リヨリ而說ビ。問フテニ

政を奪ふ」とある。此の皇喜と云ふ人の字が子罕であつたかも知れぬ、とにかく韓非は當時の傳說に依つて書いたのである。

人主將欲禁姦、則審合刑名者。言不異事也。爲人臣者。陳其言。君以其言授之事。以其事責其功。功當其事。事當其言則賞。功不當其事。事不當其言則罰。故群臣其言大而功小者則罰。非罰小功也。罰功不當名也。羣臣其言小而功大者亦罰。非不說於大功也。以爲不當名之害。甚於有大功。故罰。

〔通釋〕人主將に姦を禁ぜんと欲せば、則ち刑名を審合すとは、言と事とを異にせざるなり。人臣たる者、其の言を陳べ、君其の言を以て之に事を授け、其の事を以て其の功を責む。功其の事に當り、事其の言に當らば則ち賞し、功其の事に當らず、事其の言に當らずば則ち罰す。故に群臣其の言大にして功小なる者は則ち罰す。小功を罰するに非ざるなり。功の名に當らざるを罰するなり。群臣其の

い」と。宋君は成る程と思つてその通りにした。處が宋君は刑罰の權を失ひ、子罕が代つて之を用ひる樣になり、君たるの威嚴は子罕に歸して了つて、終には宋君が子罕に劫かされるに至つた。田常は刑德の中たゞ德を私用しただけで簡公は弑せられ、子罕は徒刑を私用したゞけで宋君は脅かされた。此の例から考へると、今の世の人臣たる者は刑德の二つを兼ねて私用してゐるのだから、世の君主の危きこと、簡公や宋君よりも甚しいのである。故に人主刑德の恩威を失ひ、臣下をして之を用ひしめて居つて、危亡の悲運に至らざる者は未だ嘗て無いのである。

餘論 田常は又陳恒ともいふ。成子と謚し齊の田桓子の孫である。田桓子が私恩を賣つて人心を收攬したことは左傳昭公十年に見える。田常は祖父の故智に倣つて右の樣なことをやつたのである。其の簡公を弑した時に魯の孔子之を聞いて其の大逆無道なるを憤り他國の事として坐視する能はずとて、哀公に請うて之を討伐しようとしたが、許されなかつた。論語憲問篇に其の時の孔子の意氣込と哀公の態度とが記されてある。又左傳哀公十四年にも見える。尚ほ田常簒奪の話は韓非子外儲說右上にも見える。

宋の子罕が君を劫した事は左傳や史記に見えない。然し內儲說に「皇喜遂に宋君を弑して其の

【訓讀】故に田常、上は爵祿を請うて之を群臣に行ひ、下は斗斛を大にして百姓に施せり。此れ簡公德を失うて田常之を用ひしなり。故に簡公弑せらる。子罕、宋君に謂つて曰く、「夫れ慶賞賜予は民の喜ぶ所なり。君自ら之を行へ。殺戮刑罰は民の惡む所なり。臣請ふ之に當らん」と。是に於て宋君刑を失ひて子罕之を用ひたり。故に宋君劫かさる。田常は徒德を用ひて簡公弑せられ、子罕は徒刑を用ひて宋君劫かさる。故に今の世の人臣たる者、刑德を兼ねて之を用ふれば、則ち是れ世主の危きこと簡公・宋君よりも甚しきなり。故に人主、刑德を失ひ而して臣をして之を用ひしめて、危亡せざる者は、則ち未だ嘗て有らざるなり。

【通釋】是故に昔齊の田常は、上宮廷に於ては爵祿を君主に請うて之を群臣に與へ、下人民に對しては彼等から米穀を徴收するには小さい桝を用ひ、下附するには大きい桝を用ひて、彼等の得になる樣に計つた。此は國家の權力や財貨を用ひて巧に私恩を賣り、上下の人心を收攬したのであつて、主君簡公は恩德を失うて誰も有り難がる者は無くなり、皆田常を有り難く思ふ樣になり、遂に簡公は田常に弑せられるに至つた。又子罕が宋君に事へて、申し上げるには「慶賞賜予は民の喜ぶ所、此の民に喜ばれることは君自ら行ひなさい。殺戮刑罰は民の惡む所。此の惡まれ役の方を私に仰せ付け下さ

刑徳を釋て丶、臣をして之を用ひしめば、則ち君は反つて臣に制せられん。

通釋 夫れ虎の犬を威服する利器は、其の爪牙である。若し虎をして其の爪牙を取り去らしめて、犬に之を用ひさせたら、虎は反對に狗に屈服するだらう。人君は刑德即ち賞罰を以て臣を制する者である。今人に君たる者が其の賞罰の權を釋て去つて、臣をして之を用ひしめる時は、人主反て臣下に制せられるだらう。

故田常。上請爵祿而行之群臣。下大斗斛而施於百姓。此簡公失德。而田常用之也。故簡公見弑。子罕謂宋君曰。夫慶賞賜予者民之所喜也。君自行之。殺戮刑罰者民之所惡也。臣請當之。於是宋君失刑。而子罕用之。故宋君見劫。田常徒用德。而簡公弑。子罕徒用刑。而宋君劫。故今世爲人臣者。兼刑德而用之。則是世主之危。甚於簡公・宋君也。故人主失刑德。而使臣用之。而不危亡者。則未嘗有也。

【通釋】人臣たる者は皆誅罰を畏れて、慶賞を欲しがるものである。故に人主自ら此の誅罰と恩賞とを用ひる時は羣臣其の誅罰の威を畏れて、其の恩賞の利に向ふ。乃ち人君が思ひのまゝに臣下を使ふことができる。處が世の姦臣は人君をして賞罰を用ひしめず、己の惡む所の者は、巧に君の威を借りて之を罪し、己の愛する所の者は、巧に君の恩を借りて之を賞する。今人君が此の如く、賞罰の恩威をして己の意志より出でしめず、却て其の臣の意見に從つて賞罰を行はゞ、全國の人皆其の臣を畏れて其の君を易り何とも思はず、皆其の臣に歸服して、其の君を見放すだらう。此れ人君が賞罰の實權を失ふ場合の弊害である。

夫虎之所以能服狗者爪牙也。使虎釋其爪牙而使狗用之則虎反服於狗矣。人主者以刑德制臣者也。今君人者。釋其刑德而使臣用之則君反制於臣矣。

【訓讀】夫れ虎の能く狗を服する所以の者は爪牙なり。虎をして其の爪牙を釋てしめて狗をして之を用ひしめば、則ち虎反つて狗に服せん。人主は刑德を以て臣を制する者なり。今人に君たる者、其の

語釋 導制（導は道と同じで由る又は從ふ義。）○二柄（二柄といふ語は愼子にも見え韓非よりも前から用ひられてゐた。凡そ器物は其の柄を執つて意のまゝに之を操縱することができる。人君が賞罰に依つて臣下を制御する有樣を器物の場合に喩へたのである。）○德（こゝでは恩德の意味。）

爲人臣者畏誅罰而利慶賞。故人主自用其刑德。則群臣畏其威而歸其利矣。世之姦臣則不然。所惡則能得之其主而罪之。所愛則能得之其主而賞之。今人主非使賞罰之威利出於己也。而聽其臣而行其賞罰。則一國之人。皆畏其臣而易其君。歸其臣而去其君矣。此人主失刑德之患也。

訓讀 人臣たる者、誅罰を畏れて、慶賞を利とす。故に人主自ら其の刑德を用ふれば、則ち群臣其の威を畏れて其の利に歸す。世の姦臣は則ち然らしめず。惡む所は則ち能く之を其の主より得て之を罪し、愛する所は則ち能く之を其の主より得て之を賞す。今人主、賞罰の威利をして己より出で使むるに非ず。而して其の臣に聽いて其の賞罰を行はゞ、則ち一國の人、皆其の臣を畏れて其の君を易り、其の臣に歸して其の君を去らん。此れ人主、刑德を失ふの患なり。

二柄第七

【敍説】二柄とは賞と罰との二つを指す。賞罰は人君が國を治むるに必要な道具、殊に亂世の姦民を統率するには益〻大切なもの、だから人君は賞罰を正しくして、而も其の大權を自分で屹と握つて居らねばならぬ。ウカと人に貸したら大變、知らぬ間に一國を人に奪はれて了ふ、油斷はならぬ、と人君に警告した論文である。

明主之所導制其臣者二柄而已矣。二柄者刑德也。何謂刑德。曰。殺戮之謂刑。慶賞之謂德。

【訓詁】明主の其の臣を導制する所の者は二柄のみ。二柄とは刑德なり。何をか刑德と謂ふ。曰く、殺戮之を刑と謂ひ、慶賞之を德と謂ふ。

【通釋】明君の由つて以て其の臣下を制御する所の者は、二柄の外はない。二柄とは刑と德とである。何を指して刑德と謂ふか、罪を咎めて殺すことを刑といひ、功を慶んで賞することを德といふ。

洩らさない。是れ法の精神である。故に上に在る大官の過失を矯正し、下民の姦邪をつきとめ、亂雜を整理し、紛亂を解決し、矩を踰えたるをへこませ則に違へるを正して齊一にし、民の守るべき標準を一定せんには、法に及ぶものは莫い。又、官吏を勵まし、人民を威し、淫靡危殆の風を排斥し、詐僞の言動を止めるには刑罰より有效なものは無い。刑罰重き時は、貴き者もその勢力を恃んで賤者を輕蔑せず、法度十分に精密なる時は、君主の位尊嚴にして侵されない。君主の位尊嚴にして侵されない時は、則ち君主の勢彊盛にして、治國の要道を守り得たる者である。故に先王此の要道を貴んで之を後世に傳へたのである。然るに今、人君が先王の此の法を釋てゝ私智を用ふる時は、君主たるの尊嚴を失ひ、君主上下の區別明かならざるに至るであらう。

語釋 治亂決繆（亂は絲のもつれ、繆は絲の結ぼれ、繆を一に謬に作るは非。）○絀羨齊非（絀は退、羨は有餘、非は法に反するもの。）○一民之軌（軌は車の兩輪の間の寸法、轉じて車轍の意となる、中庸に車同軌とある、その軌で民の則るべき標準の意。）○淫殆（淫猥にして、あやふきもの。）

餘論 第四段の第二節にして、法治の精神を要約して述べ之を治國の要道なりといひ、全篇の結語となす。

若法。厲官威民。退淫殆。止詐僞。莫如刑。刑重則不敢以貴易賤。法審則上尊而不侵。上尊而不侵則主彊而守要。故先王貴而傳之。人主釋法用私。則上下不別矣。

【訓讀】法は貴きに阿らず、繩は曲に撓まず。法の加はる所は、智者も辭する能はず、勇者も敢て爭はず。過を刑するに大臣をも避けず。善を賞するに匹夫を遺さず。故に上の失を矯め、下の邪を詰め、亂を治して、繆を決し、羨を絀け、非を齊し、民の軌を一にするは法に若くは莫し。官を厲し、民を威し、淫殆を退け、詐僞を止むるは刑に如くは莫し。刑重ければ則ち敢て貴を以て賤を易らず。法審なれば則ち上、尊くして侵されず。上、尊くして侵されざれば、則ち主、彊く守り要なり。故に先王貴んで之れを傳ふ。人主、法を釋てて私を用ふれば則ち上下別たず。

【通釋】法は貴人に諂らうて、適用をひかへる様なことはせぬ。是恰も墨繩が曲れる物體に調子を合はせぬことゝ同様である。即ち法の適用に對しては智者も之をことはること能ないし、勇者も爭ふ氣力が無い。又罪過を刑罰するに當つては大臣に對しても遠慮せず、善を賞するに際しては、匹夫をも

べからず、唯規矩法度のみ古今の定則とすることができるからである。それで大工の墨繩が眞直なるに因り枉れる木は斲られ、水盛が平らかにして高い處は削り取られる。又科に懸けて見て重きを減じ輕きを増して平均を得させるし、枡で量つて見て多を減じ少を益し、均衡を得しめるのである。故に法を以て國を治めるのは甚だ容易で、唯だ其の法度を擧示して之を臣民の上に施行すればそれでよいのである。

語釋 積漸（少しづゝ次第に積みかさねること。）○人主失端（端は「はじめ」、向ふ所の方針である。）○司南（司南は即ち指南車の仕かけで今の羅針盤のこと。）○淩過遊滅私（遊を衍となす説に從ひ通釋の通り解す。）○貸錯（錯は措にして施行すること。）○共門（政令の出づる門を共有すること。）○君行危（危は詭に通用、いつはること。）○高科（科は瘕、窠に通用せられ、木節のふくれたところをいふ、又坎に通じ凹の意に用ふるは人の知る所。）○比（先例又は標準のこと。）

餘論 右第四段の第一節。智は一時の功を奏すべきも、定法と爲すべからず、法術を以て姦邪の積漸を防ぐに若かざるを述ぶ。

法不阿貴。繩不撓曲。法之所加。智者不能辭。勇者不敢爭。刑過不避大臣。賞善不遺匹夫。故矯上之失。詰下之邪。治亂決繆。絀羨齊非。一民之軌。莫

積み重ねて遂に大事に至るのである。それで人主をして知らず識らず其の方針を誤らしめ、東を西と取り違へて而も自ら意識せさらしめるのである。故に先王は羅針盤を設けて日出日沒の方向を正確に知つたのであるが、大義名分を正しうせんとする用意も、それと同様に周密なものであつて、群臣をして法禁に觸れるが如きことを意圖せしめず、又たとひ法に觸れざる範圍內に於いても私惠を賣るが如きことを爲さゞらしめ、凡ての行動悉く法に合はざるものなからしめたものである。

いつたい法は罪過を抑へ、私計を無くする手段であり、嚴刑は命令を勵行し、人民の非行を懲らす方法である。君の權威は必ず自ら握り決して他に貸さず又君の制裁即ち賞罰は君自ら獨裁して他人と共有せざるべきである。然るに此の權威と制裁とを君以外の者と共用すれば、諸の姦邪の計が顯はれ來るのである。又法は信を以て一貫せねばならぬ。然らずんば君は公約を破ることゝなり、詭りを行ふことゝなる。又刑罰は斷乎として之を行ひ曖昧にしてはならぬ。然らずんば姦邪に勝つことが出來ぬ。故に古語にかうある。「巧者な大工は目分量でも墨繩に外れぬ樣に細工は出來るがやはり必ず先づコンパスや曲尺を用ふるを定法と爲し、勝れたる智者は敏捷にどし〳〵事を運んでも事の宜しきに適中するけれども必ず先づ先王の法を以て手本と爲すものである」と。是れ巧と智とは傳へて常法とす

勝矣。故曰、巧匠目意中繩。然必先以規矩爲度。上智捷擧中事。必以先王之法爲比。故繩直而枉木斲。準夷而高科削。權衡縣而重益輕。斗石設而多益少。故以法治國。擧措而已矣。

訓讀　夫れ人臣の其主を侵すや、地形の如し。漸を積みて以て往く。人主をして端を失ひ、東西面を易へて自ら知らざらしむ。故に先王、司南を立てゝ以て朝夕を端しうす。故に明主は其羣臣をして意を法の外に遊ばしめず、惠を法の內に爲さざらしむ。動くこと法に非ざるは無し。法は過を淩ぎ私を滅する所以なり。嚴刑は令を遂げ、下を懲らす所以なり。威は貸錯せず、制は門を共にせず。威制共にすれば則ち衆邪彰はる。法信ならざれば則ち君行いつはる、刑、斷ぜざれば則ち邪に勝たず。故に曰く、巧匠は目意、繩に中るも、然も必ず先づ規矩を以て度と爲す。上智は捷擧、事に中るも、必ず先王の法を以て比と爲す。故に繩直にして柱木斲られ、準夷にして高科削られ、權衡懸つて、重輕きを益す。斗石設けて多少きを益す。故に法を以て國を治むれば、擧げて措くのみ。

通釋　抑も人臣が君の權を侵すのは、地形方向に關する誤謬と同じく、少しづつのクルヒを次第に

の善を蔽ひ隱したり、人の非行を掩護したりしない。從つて朝廷の群臣より以下賤微の人に至るまで各其の所を得るが故に分を越えて相侵すことを爲さない。故に國家の事務は少くて閑暇多しといふ次第である。か樣な成績を擧げ得たのも偏に、君主が私情私見を捨て、勢威を背形とする法術に任せたるに因るのである。

語釋　所守要（要は要約のこと、多端ならず要領を得てゐること。）　○獨制（獨は匹敵する者なきこと。）　○險躁（險は儉に通ず、利口の意、躁は多辯のこと、險一に儉に作る。）　○侵（侵すの意。）
○勢在郎中（勢の字舊說は埶の誤となす、埶は狎れ親む意で、意味がよく通ずる、郎中は近侍の官、郎中令の屬官、郎はもと廊の意だといふ。）　○直湊單微（此句の解は諸說紛々たれども、王先愼は湊は會合の意なりとし單微は寒微の意とし「朝廷の群臣も寒微の人も共に」の意に解す、それで湊を湊（イタル）の誤とする說と大意一致する、今通釋の如く解して置く。）

通論　右第三段、人君私情私智を捨てゝ法術に由るべきを論ず。

夫人臣之侵其主也。如地形焉。積漸以往、使人主失端、東西易面而不自知。故先王立司南以端朝夕。故明主使其群臣不遊意於法之外、不爲惠於法之內。動無非法。法所以凌過〔遊〕滅私也。嚴刑所以遂令懲下也。威不貸錯、制不共門。威制共則衆邪彰矣。法不信則君行危矣。刑不斷則邪不

守る所は要なり。故に法省いて侵されず。獨、四海の內を制し、聰智も其詐を用ふるを得ず。險躁も其佞を鬭るゝを得ず。姦邪も依る所無し。遠く千里の外に在るも、敢て其の辭を易へず。勢、郎中に在るも敢て善を蔽ひ非を飾らず。朝廷羣下より直に單微に湊るまで、敢て相踰越せず。故に治足らず日餘り有り。上の勢に任ずる、然らしむるなり。

通釋 抑も人君の地位に在りながら、自ら親しく百官の賢愚曲直を見屆けようとすれば、時間も足らず、精力も續かない。のみならず、君が目を用ひて察せんとすれば、臣下は觀えを飾り、君が耳を用ふれば、臣下は聲を飾り、君が思慮を用ふれば、臣下は辭令を巧に飾り、すべて、君のやりかたに應じて臣下は之を欺く手段を講ずるのである。それで先王は自分の目と耳と思慮との三者を以てしては十分ならずと考へた。それ故己れの能力をば捨てゝ用ひず、專ら法術に因つて功過を計り、注意して賞罰を行ふのである。斯くの如く先王の守る所の道は要領を得て居る、故に其の法律は開明直截で而も他より侵されず。又四海の內を獨裁して居るので、聰智の人も其の詐術を用ふるを得ず。陰險多辯の人も其の佞辯を以て謀るを得ず、姦邪の人も手出しをする道がない。それで千里の遠きに離れても一旦言明したことを決して易へないし、又郎中として近く君側に侍して居つても、利に依つて人

【語釋】先王之法（書經の洪範に之と似た語あり。）　○毋或作惡（惡は下句の譽と同韻で好惡の惡、音「ヲ」。）

【餘論】第二段の第九節。先王の法を引いて、臣下の公義に關する說の證據となし此の段を結ぶ。

夫爲之人主而身察百官。則日不足。力不給。且上用目則下飾觀。上用耳則下飾聲。上用慮則下繁辭。先王以三者爲不足。故舍己能而因法數。審賞罰。先王之所守者要。故法省而不侵。獨制四海之內。聰智不得用其詐。險躁不得關其佞。姦邪無所依。遠在千里外。不敢易其辭。勢在郎中。不敢蔽善飾非。朝廷羣下直湊單微。不敢相踰越。故治不足而日有餘。上之任勢使然也。

【訓讀】夫れ之れが人主と爲りて、身、百官を察すれば、則ち日足らず、力、給せず。且つ上、目を用ふれば、則ち下、觀を飾り、上、耳を用ふれば、則ち下、聲を飾り、上、慮を用ふれば、則ち下、辭を繁くす。先王三者を以て足らずと爲す。故に己の能を舍て法數に因り、賞罰を審にす。先王の

心家が術策を逞しうして國家社會に害毒を流して居つたのである。本書五蠹篇に學者(儒者)・言談者(遊說家)及び帶劍者(遊俠)等の害毒を詳說し、又忠孝篇に忠の眞義を說き、世を逃れて恍惚恬淡を尙ぶ老莊の亞流を排擊したるなどを參觀せば、此節及前節の主張も一層判明するであらう。

先王之法曰。臣毋或作威。毋或作利。從王之指。毋或作惡。從王之路。古者治世之民。奉公法。廢私術。專意一行。具以待任。

訓讀 先王の法に曰く、臣、威を作す或る毋れ。利を作す或る毋れ。王の指に從へ。惡を作す或る毋れ。王の路に從へと、古者、治世の民は、公法を奉じ、私術を廢し、意を專にし、行を一にし、具して以て任を待つ。

通釋 即ち先王の法にかう曰うてある。「臣下たる者は威光を振つてはならぬ。私利を計つてはならぬ。たゞ君王の意に從へ。又好惡の情を恣にしてはならぬ。すべて君王の方針に從へ」と。此の先王の法のよく行はれた、古への治世の民は國家の法律を遵奉し、自分勝手な方策を捨て、意志も行動も專一にして君王に奉仕して餘念なく、全力を捧げて、君の任用を待つやりかたであつた。

の國力を損耗し其の國の危急存亡の機會につけこみ、其の君に對して、「外交は我が手腕に由らざれば親密には參らず、相手國の怨は、我が取りなしによらざれば解けず」などと、威嚇的文句を述べ、而も其の君主は之を信じて、國の大事を擧げて此の人に聽いて決し、君主の尊嚴を損じ體を卑うして其の人を尊び、國の利を損うてまで其の人を富ますといふ如き場合有りとする。世間では斯樣な論說家を天晴智者と稱するかも知れぬが、私は彼が如きを智とは申しませぬ。右の如き或は廉、或は忠或は仁、或は義、或は智といひ、世の君主が動もすれば簡單に之を歎美せんとするものなるが、皆是れ利己的動機より大義名分を亂さんとするもので、亂世に行はるゝ所の議論であり。古の明君の法に於いては排斥せし所の者である。

〔語釋〕收下（民衆の人氣をとること民心を收攬すること。）　○危險之陂（普通陂を際と解し、危險の際と解するが翼毳には蒲坂氏の說によりて危亡險陂の誤ならんといふ、此の場合には陂も亦不平の意。）　○數物（物を言の意味に用ふる例あり。）　○險世（險は不平のこと、即ち亂世である。）　○簡（擇んですてること。）

〔餘論〕右第二段の第八節、前に賢臣の公義を說いたのに對照して、一見忠臣の如く見えて實は姦臣の私曲を飾る巧妙な手段たるを述べた次第である。當時實際に於いて、或は儒者の忠直を裝ひ、或は隱者の恬淡高踏を寶物とし、或は又壯士の義烈を眞似る者、或は蘇秦張儀を學ぶ者等、羊頭狗肉の野

訓讀 今夫れ爵祿を輕んじ、去亡を易くし、以て其主を擇ぶ。臣は廉と謂はず。說を詐り、法に逆ひ、主に倍き强諫す。臣は忠と謂はず。惠を行ひ利を施し下を收めて名を爲す。臣は仁と謂はず。俗を離れて隱居し以て主を非る。臣は義と謂はず、外諸侯に使し、內其國を耗し、其危險の陂を伺ひ以て其主を恐れしめて曰く、交我に非ざれば、親しからず、怨、我に非ざれば解けずと。而して主乃ち之れを信じ、國を以て之に聽き、主の名を卑くして以て其身を顯はし、國の厚きを毀ちて、以て其家を利す。臣は智と謂はず。此數物は、險世の說なり。先王の法、簡くる所なり。

通釋 今こゝに、爵祿を何とも思はず、自分の意に適はざる時は官職地位などを弊履の如く捨てて亡げ去るやりかたで、其の事ふべき君主を擇ばんとする者有りとする。一見廉潔の如く見えても私より見るに廉潔とは決して申されぬのである。心にもない議論を稱へて法律に逆らひ、君主の心に反對して强諫する者は、忠臣の如く見えても、私は之を忠とは申しませぬ。慈善を行ひ、人に利を施し、民衆の人望を收め、名譽を求める者は、一見仁者の如くなるも、私は之を仁と申しませぬ世間とかけ離れ、隱遁して責任無き地位に居つて、君主を非るものは、世間では利害に超然たる義士と申すであらうが、私は之を義とは申しませぬ。又、外諸侯に使し、外交問題をひき起し、內は其

レ有₂甲兵₁無レ所レ陳レ之。使₃民復結レ繩而用レ之。甘₂其食₁美₂其服₁安₂其居₁樂₂其俗₁鄰國相望。雞犬之音相聞。民至₂老死₁不₂相往來₁。

韓非の法治主義の當然の歸結たる武斷主義と愚民政策より推せば、其の想望せる理想的社會狀態は文化を否定せんとする老子のそれと一致するは當然で、韓非が老子の此の章を讀んで大に共鳴する所あつたらうと思ふ。

今夫輕₂爵祿₁易₂去亡₁以擇₂其主₁臣不レ謂レ廉。詐說逆レ法。倍レ主強諫。臣不レ謂レ忠。行レ惠施レ利。收レ下爲レ名。臣不レ謂レ仁。離レ俗隱居。而以非レ主。臣不レ謂レ義。外使₂諸侯₁內耗₂其國₁伺₂其危險之陂₁以恐₂其主₁曰。交非レ我不レ親。怨非レ我不レ解。而主乃信レ之。以レ國聽レ之。卑₂主之名₁以顯₂其身₁毀₂國之厚₁以利₂其家₁臣不レ謂レ智。此數物者。險世之說也。而先王之法所レ簡也。

こともなく、百里離れた處に親戚を有たない。貴賤の區別は有つても、誰も尤もと思ふ當然な區別なので各々その分を守りて相侵さず、智者も愚者も各々其の所を得、公平な釣合ひの取れた待遇を受けて其の地位に立つことゝなるのである。是れこそ政治の理想である。

語釋　北面委質（君の南面に對して、臣は北面す、質は贄に通用、音シ、當時の禮、初めて仕官する時に君に進物を呈す、委は置の意、呈上すること。）○上以脩頭（脩の字は下の脩足の脩と共に循に作るべしといふ説があるがこのまゝでもさしつかへない。）○清暖寒熱（舊註に寒則救レ之以レ暖、熱則救レ之以レ淸とあるにより當に寒暖淸熱に作るべしといふ説がある、然し強ひて本文を改める必要はあるまい。）○鏌鋣傅體（鏌鋣は古の名劍の名、干將と竝び稱せらる。傅は附又は溥に通用「つく」、又は「せまる」とよむ。）○百里之慼（慼は戚に通用と見る説に從ふ、一説に感に作り憂の意となすも取らず。）○無私賢哲云々（聊か文章の續きが惡いが通釋の如き心持である。）○愚智提衡（提衡はハカリにかけて平均のとれる樣にすること。）

餘論　右第二段の第七節。君主の理想的態度に對應すべき、人臣としての理想的態度は韓非の考によれば右の如きものである。直言極諫の士を尙ぶ儒敎の精神と大に其の趣きを異にするを看取すべきである。又此の段の末節、民不越鄕而交。無百里之慼。の句は老子の考へた理想的社會と其の色彩を同じうしてゐる。老子の第八十章に曰く。

小國寡民。使下有二什伯之器一而不上レ用。使三民重レ死而不二遠徙一。雖レ有二舟車一。無レ所レ乘レ之。雖

【通釋】賢者が人の臣下となる態度を觀るに、一旦北面して臣位につき、進物を君前に進上して、臣下の約束をなすや、如何なる事有るも二心を懷かず。平時朝廷に在つては如何なる卑賤の官をも辭退せずして精勵し、一旦戰場に臨む場合には如何なる困難な役目をも厭はず奮鬪するのである。上の爲す所に順ひ、君の法に從ひ、心を虚しうして君の命令を待ち、かれこれ批評がましいことは一切やらない。故に口は有つても勝手にもの言はず、目は有つても勝手に視ず、一切の視聽言動、皆君主が制御することになつて居る。

人臣たる者は、いつたい、之を物に譬へれば手の樣なものである。手は心の命ずるまゝに頭の天邊から足の爪先まで、種々と世話をやき、寒ければ暖かにし、熱ければ涼しくして、如何なる御用でも務める。又鏌鋣の利劍が身體に迫り來る場合には、手は必ず之を打ち拂はないことはない。賢者の人臣たる者は正に此の道を體現してゐるのである。

然し君主が賢哲智能の士を用ふるや、個人的の歡喜嘉賞の心を以て拔擢せず。法の示す所に從ひ冷靜に功過を銓衡して、用捨を決するのである。斯樣に君臣共に法を守り分を守り、公明な政治の行はれる結果は、民はその堵に安じて各々その生業を樂むが故に、自分の故郷を越えて遠方の人と交はる

賢者之爲人臣。北面委質、無有二心。朝廷不敢辭賤。軍旅不敢辭難。順上之爲、從主之法。虛心以待令而無是非也。故有口不以私言。有目不以私視。而上盡制之。爲人臣者。譬之若手。上以脩頭。下以脩足。清暖寒熱。不得不救。鏌鋣傅體。不敢不搏。無私賢哲之臣。無私智能之士。故民不越鄉而交。無百里之慼。貴賤不相踰。愚智提衡而立。治之至也。

訓讀 賢者の人臣となるや、北面して質を委し、二心有る無し、朝廷には敢て賤を辭せず、軍旅には敢て難を辭せず、上の爲に順ひ、主の法に從ひ、虛心以て令を待ち、是非する無きなり。故に口有るも以て私言せず、目有るも以て私視せず、上盡く之れを制す。人臣たる者、之れを譬ふるに手の若し。上以て頭を脩し、下以て足を脩す。清暖寒熱救はざるを得ず。鏌鋣、體に傅く、敢て搏たずんばあらず。賢哲の臣に私する無く、智能の士に私する無し。故に民、鄉を越えて交らず、百里の慼無く、貴賤相踰えず、愚智提衡して立つ、治の至りなり。

也。

【訓讀】故に明主は法をして人を擇ばしめ、自ら擧げるなり。法をして功を量らしめ、自ら度らさるなり。能者蔽ふべからず、敗者飾る可からず、譽むる者も進むる能はず、非る者も退くる能はされば、則ち君臣の間、明辯にして治め易し。故に主は法に讎すれば則ち可なり。

【通釋】故に明主は、人を登用するに、法の命ずる所に從つて人を採び、決して自己の意見に依りて人を擧用しないし、法の定むる所に因つて人の功の多少を計り、私意を以て之を計らないのである。それで才能ある者は之を蔽ひかくすことと能はず、必ず世に顯はれ、失敗ある者は外面を飾つてゴマかすこと能はず、實功無き者は、いくら譽める者はあつても、其の位を進めること能はず、又いくら誹る者があつても、罪過無き者を退けることはできぬ樣になつて居る時は、君の臣下に對する關係は是非善惡、功過曲直、一切明瞭に判別できて、治め易いのである。故に君主はたゞ法に照して可否を校定すれば、それで宜しいのである。

【語釋】明辯(辯は辨別の辨に通用。)○讎法(讎は讐を原義とす、もと讐隅の意、それより讐・應・當・仇敵の意となつた、こゝでは法に當てはめて曲直を辨ずる義、後漢の頃より書物を讀み合せて文字を正すことを讎校といつたことは人の知る所。)

【餘論】第二段の第六節、人君は私意を捨てゝ專ら法に由れといふに在り。

臣務めて相尊びて、君を尊ぶを務めず。小臣祿を奉じ、交を養ひ、官を以て事と爲さず。此れ其の然る所以のものは、主の法に斷ずるを上ばずして、下に信せて之れを爲すに由るなり。

【通釋】朝廷に人無しといふは、朝廷の衰へたことを意味するのではない。即ち人が全く居らなくて寂寥たるを意味するのではなくて、君の手となり足となりて働く人の無い意味である。即ち卿大夫は家の利益は務めて増大せんとするも、國の利益を計らんと務めず、大臣はお互に官爵の尊くなることを務めて、君を尊ぶことを務めず。小臣卑官どもは、只管祿秩に嚙りつき、交際に心を用ひ權官の御機嫌をとることに汲々とし、公務を顧みざる有樣である。朋黨の弊、此くの如きの甚しきに至るのは何に由るかといふに、君主が法に依つて事を斷ずる方法を尙ばず、徒らに臣下の言ふがまゝに任せて事を處置するからである。

【餘論】朋黨の弊の根本原因は、君主の法を用ひざるにあるをいふ。

故明主使法擇人。不自擧也。使法量功。不自度也。能者不可蔽。敗者不可飾。譽者不能進。非者不能退。則君臣之閒。明辯而易治也。故主讎法則可

下の頭數は如何に多くとも、二心を懷くもの丶みで君を尊ぶ者ではなく。百官の數は揃つて居ても權臣の便宜を計る者ばかりで、責任を以て國政に當る者ではないのである。然らば則ち人主は人主の名は有してゐても、實は臣下の國に身を寄せてゐる樣なものである。故に私は「亡國の朝廷には人無し」と申すのである。

語釋 行私重（私（ひそか）に相重じ合ふ、朋黨を行ふこと、王消の說に從ひこゝで句を切る。）○無人（次の段に述べてある樣に朝廷には誰一人眞に其國の爲に盡さんとする者無く、君主が孤立せるをいふ。）○能人（能は君主から才能ありと認められ信任されて居る人、能を私に改むべしとの說あるも取らず。）

餘論 第二段の第四節、朋黨の弊、此の極に至るを言ふ。以下その原因を考へ、その對策に及ばんとす。

廷無人者。非朝廷之衰也。家務相益。不務厚國。大臣務相尊。而不務尊君。小臣奉祿養交。不以官爲事。此其所以然者。由主之不上斷於法。而信下爲之也。

訓讀 廷に人無しとは朝廷の衰ふるに非ざるなり。家は務めて相益し、國を厚うするを務めず、大

若是則羣臣廢法而行私重。輕公法矣。數至能人之門。不一至主之庭。百慮私家之便。不一圖主之國。屬數雖多。非所以尊君也。百官雖具。非所以任國也。然則主有人主之名。而實託於羣臣之家也。故臣曰。亡國之廷無人焉。

訓讀 是くの若くなれば則ち羣臣、法を廢して私重を行ひ、公法を輕ず。數〻能人の門に至り、一も主の庭に至らず。私家の便を百慮し、一も主の國を圖らず。屬數多しと雖も、君を尊ぶ所以に非ざるなり。百官具ると雖も國に任ずる所以に非ざるなり。然らば則ち主、人主の名有りて實は羣臣の家に託するなり。故に臣曰ふ、亡國の廷には人無しと。

通釋 是くの如く朋黨の勢盛んである時は、羣臣は公法を無視して朋黨を行ひ、公家を輕ずるに至るは當然である。それで屢、勢力ある私人の門に出入するけれども、一度も朝廷に參內せず。或る個人の便宜の爲には百方思ひを運らせども、君國の爲には少しも利益を圖らず。それで、君主の臣

ことが多いのである。

【語釋】比周（初見篇に說いた。）

【餘論】以上第二段の第二節、任用、法度を以てせざれば朋黨の生ずるを云ふ。

故忠臣危死於非罪。姦邪之臣安利於無功。忠臣危死而不以其罪、則良臣伏矣。姦邪之臣安利不以功、則姦臣進矣。此亡之本也。

【訓讀】故に忠臣は非罪に危死し、姦邪の臣は無功に安利す。忠臣危死す。而して其の罪を以てせざれば則ち良臣伏す。姦邪の臣、安利するに功を以てせざれば則ち姦臣進む。此れ亡の本なり。

【通釋】右の次第で、是非轉倒せるが故に、忠臣は罪無くして身危く或は殺され、姦邪の臣は功無くして安樂利益を得る有樣である。忠臣が身に罪なくして危死の憂き目を見る樣であれば、有能の臣は伏しかくれて顯はれなくなるし、姦邪の臣が安利を得るに、功勞を以てせざれば、姦臣共が進出するに至るのである。斯くの如きは亡國の本である。

【餘論】第二段の第三節、朋黨の弊は良臣を驅逐し、姦臣を進ましむるに至るを論ず。

れば、則ち民、交を務めて、法を用ふるを求めず。故に官の能を失ふ者は其の國亂る。譽を以て賞を爲し、毀を以て罰を爲すや、則ち賞を好み、罰を惡むの人、公行を釋てて私術を行ひ、比周以て相爲にするなり。主を忘れ、外に交り、其の與を進むれば、則ち其の下、上の爲めにする所以の者薄し。交衆く、與多く、外內、朋黨すれば、大過ありと雖も其の蔽多し。

通釋 今若し評判が好いといふだけで、直に才能有る者と信じて之を登用すれば、人臣は眞に君の爲に働くことを止めて、臣下御互同志がグルになつて互に評判を好くすることを力める樣になる。黨派的勢力ある者を登用する時は、士民は個人的の交際に力を用ひて、勢力を張ることを務め、法に依りて任用されることを求めない樣になる。以上の次第故、官吏に適材を得なければ、其の國亂るものだが、世間の人が譽めるからとて賞を與へ、毀るからとて罰を加へ、賞罰が一に世間の毀譽によりて決すれば、賞を好み罰を惡む人間どもは國家奉仕的の行爲を釋て、利己的術策を行ひ、仲間がグルになつて、お互の利益を計るに至るし、君主を忘れて他の者との交際を是れ勤め、其の仲間の者を進め用ふれば、奉公の志が稀薄となるは當然である。而かも、斯くの如く交際は廣く、徒黨は多く、私利を以て結託して居るものであるから、彼等は大なる罪過を犯すことありとも陰蔽されて顯はれない

る。

語釋 審得失有法度之制者（舊本「失」を「夫」に作り、得失を審かにし云々と讀ませるけれども、今顧廣圻の說により改む、下文の審得失有權衡之稱者も亦同斷。）○權衡之稱（權はハカリの錘（フンドウ）、衡はハカリの竿即ち衡桿、稱はつりあひをとること、物品の重量をはかることを以て、事の大、小輕重を計測するに喩へたもの。）○天下之輕重（列國の勢力關係をいふ。）

說 第二段の第一節、法度を遵守する、眞に有能なる人物を用ふべきをいふ。此の人物を重視する點は韓非平生の主張と異なり、儒家の論に近い樣だが、其の心術に於いては大に差別がある。後段を讀めば此の點が判明する。

今若以譽進能。則臣離上而下比周。若以黨擧官。則民務交而不求用於法。故官之失能者。其國亂。以譽爲賞。以毀爲罰也。則好賞惡罰之人。釋公行。行私術。比周以相爲也。忘主外交。進其與。則其下所以爲上者薄矣。交衆與多。外交朋黨。雖有大過。其蔽多矣。

訓 今、若し譽を以て能を進むれば、則ち臣、上を離れて下に比周す。若し、黨を以て官を擧ぐ

得ニ夫有ニ權衡之稱一者上。以聽ニ遠事一。則主不レ可レ欺以ニ天下之輕重一。

〔訓讀〕故に今の時に當つて、能く私曲を去り、公法に就く者は、民安んじて國治まる。能く私行を去り、公法を行ふ者は、兵彊くして敵弱し。故に夫の法度の制有る者を審得して羣臣の上に加ふれば則ち主、欺くに詐僞を以てす可からず。夫の權衡の稱有る者を審得して以て遠事を聽けば、則ち主欺くに天下の輕重を以てす可からず。

〔通釋〕故に今の時勢に當り、其の官吏が能く私利邪曲をすてゝ國法に從ふ時は其の民安きを得て國治まり、能く自分勝手な行動をやめて、國法を行ふことができれば、其の兵强くして敵を弱め得るであらう。故に官吏をして法度を嚴守せしむることが第一義なのであるが、それには十分念を入れて、夫の法度を遵守する人物を選拔して、之を群臣の上位に昇進させて、之を大に用ふるが宜しい。さうするときは、群臣が詐僞を構へて君主を欺くことができなくなる。又、篤と注意して、彼の明敏にして事の輕重得失の判斷を誤らざる人物を選び出し、之を顧問として遠方の事を聽く、が宜しい。さうすれば、群臣は天下列國の大勢などに關し、君主を欺く如き議論をなすことができなくなるのであ

其國亂弱矣。又皆釋國法而私其外。則是負薪而救火也。亂弱甚矣。

【訓讀】其の國、亂弱なり。又皆、國法を釋てゝ其の外に私す。則ち是れ薪を負うて火を救ふなり亂弱甚し。

【通釋】齊楚燕魏の如き強國を以てするも、法度行はれざる時、亡國の慘を見ること上述の如くであるのに、況んや巳に秩序亂れたる弱少國である上に、更に又群臣が國法を守らず、法網を免れて私利を營むやうなことをするならば、則ち是れ恰も、薪を負うて火を消さうと力め、却て火益々盛なるの類で、其の弱亂の勢を益々甚しくするばかりである。

【語釋】釋國法（國法をすて置いて守らぬこと）〇私其外（法網を免れ、國法の制裁の及ばぬところで私利をはかる、一說に外國に於いて私利をはかると說く。）

【餘論】此の節で第一段を結ぶ。弱亂の狀に在つた韓王の爲に反省を促さんとする語氣である。

故當今之時。能去私曲就公法者。民安而國治。能去私行行公法者。兵彊而敵弱。故審得失有法度之制者。加以羣臣之上。則主不可欺以詐僞。審

依て衞に改む、陶は燕陶（今の山東省濟寧道にあり）、衞は衞國（今の河南省に屬す。） ○平陸（今の山西省に屬す。） ○睢陽之事（魏と楚と睢陽に相對陣し、楚軍終に遁れた、睢陽は今の河南省商邱縣の南に在り。） ○蔡召陵之事（蔡は國名、召陵は河南省偃城縣の東に在り。） ○冠帶之國（冠をつけ帶をしめる風俗の國、夷狄の斷髮左衽に對して中華の文明國をいふ。）

餘論 右第一段の第二節。前節に次いで、亡國の實例を列擧した。

故有荊莊齊桓。則荊齊可以覇。有燕襄魏安釐。則燕魏可以强。今皆亡國者。其羣臣官吏。皆務所以亂。而不務所以治也。

訓讀 故に荊莊、齊桓有れば則ち荊齊以て覇たる可く、燕襄、魏安釐有れば則ち燕魏以て强かる可し。今皆、國を亡ぼす者は、其の羣臣官吏、皆亂るゝ所以を務め治まる所以を務めざればなり。

通釋 故に、楚に莊王有り、齊に桓公有る時は、楚も齊も天下に覇たることができ、燕に昭王有り魏に安釐王有れば、燕も魏も强國たるを得たのである。然るに此等皆國を亡ぼしたのは、其の群臣官吏たる者が皆國を亂す樣なことをのみ務め行ちて、國の治まる樣に盡力しなかつたからである。

餘論 第一段の第三節、以上亡國の四例につき、其の原因を探求するに、偏に群臣官吏の專恣に歸すべく、群臣の專恣は國に法度無きに歸するを謂ふ。

國を幷呑すること三十、領土を廣むること三千里に及んだ。然るに桓公の民と社稷とが依然として存してゐたに拘はらず、齊は亡びたのである。又燕の昭王は國土を廣めて黄河を以て國境となし、薊を以て國都と爲し、涿城と方城とを表裏の固めと爲し、齊に攻め入りて殘害し、中山を平げ、其の勢力天下に重きを爲し、燕の援助を得たる者は勢重く、燕の援助を得ぬ者は勢微弱だといふ程であつた。處が昭王の民と社稷とが、そつくり其のまゝであつたに拘はらず、燕國は亡びて了うた。又魏の安釐王は趙を攻め燕を救ひ、河東地方を侵略し、陶及衞の地を全部攻め取り、又齊に侵入して、平陸の都城を獨占し、又韓を攻めては其の管城を攻め陷し、淇下に勝利を得、睢陽の役に於いては、敵の楚軍は疲勞して敗走し、蔡及召陵の役に於いては、さすがの楚軍も打ち破られるいふ具合で、魏の兵は天下に布く横行し、國の威力は中國全部に行はれた。斯くまで盛んであつた魏が、安釐王の死すると間も無く亡びて了つた。

【語釋】荊（楚の別稱、「初見秦」に詳說した。）○氓（氓はもと他國よりの渡民をいふ、然しこゝでは民と同義。）○而荊以亡（此の亡は國都の攻陷されたこと、下文も然り。）○燕襄王（燕には襄王といふ王は無い、史實に照して考へても昭王のことに相違ない、舊注は襄は昭の誤といひ、顧廣圻は昭王或は一說襄といつたのかも知れぬといつてゐる。）○以薊爲國（薊は直隷省順天府內に在り、國は國都を本義とす。）○襲涿方城（涿も方城も地名、王先愼は何れも今の直隷省に屬す、それで方城は涿の一邑と見る古注は誤、といつてゐる。襲は重鎮外に在る意、即ち薊の城所がある上に、此の二地を表裏にひかへて二重に外廓としてゐること。）○陶衞（舊本衞を魏に作るは誤、本書飾邪篇には明かに衞に作る、

以亡。魏安釐王攻燕救趙。取地河東。攻盡陶衞之地。加兵於齊。私平陸之都。攻韓拔管。勝於淇下。睢陽之事。荊軍老而走。蔡・召陵之事。荊軍破。兵四布於天下。威行於冠帶之國。安釐王死而魏以亡。

訓讀 荊の莊王、國を幷すること二十六、地を開くこと三千里、莊王の氓と社稷となり、而して荊以て亡ぶ。齊の桓公、國を幷すること三十。地を啓くこと三千里。桓公の氓と社稷となり、而して齊以て亡ぶ。燕の襄王、河を以て境と爲し、薊を以て國と爲し、涿と方城とを襲ね、齊を殘し、中山を平げ、燕有る者重く、燕無き者輕し。襄王の氓と社稷となり、而して燕以て亡ぶ。魏の安釐王、燕を攻め、趙を救ひ、地を河東に取り、攻めて陶魏の地を盡し、兵を齊に加へ、平陸の都を私す。韓を攻め管を拔き、淇下に勝つ。睢陽の事、荊軍老れて走り、蔡・召陵の事、荊軍破れ、兵天下に四布し、威、冠帶の國に行はる。安釐王死して、魏以て亡ぶ。

通釋 昔、楚の莊王は他國を幷呑すること二十六、土地を廣むること三千里、國勢强盛を極めた。然るに莊王の民と社稷と其のまゝ存して居つたに拘はらず、楚の國は亡びて了つた。又齊の桓公は他

主不レ可三欺以二詐僞一之謂上因以名レ篇。」と見えて居る。

國無二常强一無二常弱一。奉レ法者强則國强。奉レ法者弱則國弱。

【訓讀】國、常强無く、常弱無し。法を奉する者强ければ則ち國强し。法を奉する者弱ければ則ち國弱し。

【通釋】國はいつも强いといふこともなく、又いつも弱いものでもない。法を奉じて政を行ふ所の官吏が强くして法を曲げなければ、其の國が强くなり。之に反して、執政の官吏が腰が弱くして法を曲げる時は、其の國が弱くなるのである。

【餘論】以上第一段の第一節、冒頭まづ人君をして深く省慮せしむ。

荆莊王幷レ國二十六。開レ地三千里。莊王之氓社稷也。而荆以亡。齊桓公幷レ國三十、啓レ地三千里。桓公之氓社稷也。而齊以亡。燕襄王以レ河爲レ境。以レ薊爲レ國。襲二涿方城一。殘レ齊平二中山一。有レ燕者重。無レ燕者輕。襄王之氓社稷也。而燕

に親近せられ愛せられて居る人でも必ず之を誅罰するのである、か様に疎遠の人も必ず賞せられ、近愛の人でも必ず誅せらるゝといふ具合に眞賞必罰が徹底すれば、疎遠の人は怠らず、近愛の人は驕慢の心を起さず、擧國一致、國の爲に勉勵することになる次第である。

語釋 曖乎（靄乎に同じく、ほんのり遲いこと。）○時雨（雨が欲しいと思ふ時に降る雨。）○雷霆（霆は雷の餘聲、萬物を挺出するものの義、然し疾（ハゲ）しき雷の意にも用ふ。）○神聖不能解（神聖の知者でも其の怒をなだめ解くことはできぬ意。）

餘論 是は本篇の第八段、明君の賞罰は、只管法の命ずる處に從ひて行ひ、智慮を加へず、人情を交へず。眼中貴賤無く、親疎無し。是卽ち道體の虛靜に則れる姿なのである。そして「曖乎如時雨」「畏乎如雷霆」の句はよく之を形容してゐる。帝王の神聖は此の句を得て始めて、餘蘊無く表現せられたりと謂ふべきである。

有度第六

敍說 此の篇は、一國の存亡興廢、たゞ法度の行はるゝと否とに因りて決することを論じ、君主たる者、法度を以て群臣を制すべきことを說く。翼毳に、「篇內有下有二法度之制一者、加二以群臣之上一則

爲レ非。是故誠有レ功則雖二疏賤一必賞。誠有レ過則雖二近愛一必誅。疏賤必賞。近愛必誅。則疏賤者不レ怠。而近愛者不レ驕也。

訓讀　是の故に明君の賞を行ふや、曖乎として時雨の如く。百姓其の澤を利とす、其の罰を行ふや畏乎として雷霆の如く、神聖も解く能はさるなり。故に明君は賞を偷もすること無く、罰を赦すこと無し。賞を偷もすれば則ち功臣其の業を惰り、罰を赦せば、則ち姦臣非を爲し易し。是の故に、誠に功有れば則ち疏賤と雖も必ず賞し、誠に過有れば則ち近愛と雖も必ず誅す。疏賤も必ず賞せられ、近愛も必ず誅せらるれば、則ち疏賤の者怠らずして近愛の者驕らさるなり。

通釋　是の故に明君の賞を行ふ有樣は、溫かきこと時を得たる慈雨の如く、百姓は皆其恩澤を有難く思ふ。又罰を下す場合は、畏ろしきこと雷霆の如く、神聖の智慧を有する者と雖も、辯解して之をなだめることが得ない。斯樣な次第故、明君は輕卒に賞せず、又罰を赦すことが無い。輕々しく恩賞を行ふ時は、功臣も自ら其の職務を怠り。處罰を赦す時は、姦臣がつけあがつて惡事を爲し易い。是の故に誠に功績有れば如何に疏遠卑賤の人でも必ず之を賞し、誠に罪過が有れば、如何に君主

擧げる責任を負はせる。さて其の者の擧ぐる所の功が正に其の職務と一致し、又其の職務が前に申上げた言葉と一致して居れば賞し、擧げた功が其の職務と一致せず、又は職務が其の言葉と一致しなければ誅罰するといふやりかたで行く。それで明君の政道に於いては、臣下たる者一旦意見を開陳したる以上は、必ず其の言ふ所と實際の成績とが一致しなければならぬ、決して無責任なる放言は許されない。

〔餘論〕以上二節は本篇の第七段で、五壅を防ぐ手段として形名參伍の方法を説示したのである。「功不レ當ニ其事ニ。事不レ當ニ其言ニ則誅」は功と職事と言との三者完全に一致することを責める方法で、如何に大功を立てゝも、命ぜられた職事以外のことであれば、矢張り誅罰する精神なのである。是は常識より考へて道理に合はぬ様に思はれるけれども韓非には別に考へがあるのである、後に説く所の二柄篇に此の事を詳論してゐる。

是故明君之行レ賞也。曖乎如ニ時雨ニ。百姓利ニ其澤ニ。其行レ罰也。畏乎如ニ雷霆ニ。神聖不レ能レ解也。故明君無レ偸レ賞。無レ赦レ罰。偸レ賞則功臣惰ニ其業ニ。赦レ罰則姦臣易

畫を立てること無く、臣下の立てた計畫の齎らす禍福を辨別するのである。是の故に君主は自ら發言せざるも、臣下より進んで意見を申上げ、君主自ら手を下して事を處理せずとも、事業は進行するのである。意見已に呈出せらるれば、其の言質を取つて置き、事業已に進行すれば其の證據を取つて置く。かくして、其の言質なり、證據なりを前後照合した結果によつて賞罰を下すのである。

語釋　不約而善增（此の句の眞意は捕捉し難いので古來種々の異說あり、兪樾は增字を會の誤りと爲し、王先愼は增字をそのまゝとし、劉字を下の「言已應」「事已增」の文字より考へて「事」に作るべしといつてゐる。どちらかといへば王說が勝つてゐると思ふ。今、通釋の如く解釋して置く。）

故群臣陳其言。君以其言授其事。以其事責其功。功當其事。事當其言。則賞。功不當其事。事不當其言則誅。明君之道、臣不得陳言而不當。

訓讀　故に群臣、其の言を陳ぶれば、君、其の言を以て其の事を授け、其の事を以て其の功を責む。功、其の事に當り、事、其の言に當れば、則ち賞し。功、其の事に當らず、事、其の言に當らざれば則ち誅す。明君の道は、臣、言を陳べて當らざるを得ず。

通釋　故に群臣が意見を申上げれば、君主は其の意見に從つて職務を授け、其の職務に依つて功を

語釋 壅（四方に水を週らした天子の學宮を辟雍といふが、壅は辟雍の雍と同義と壅蔽にいうてある、即ち佞臣どもがグルになつて君主の明を蔽ひ塞ぎ、威嚴の發揚を妨げること。） ○行義（義は正義公道のこと、その正義公道を私の利益のために振りかざすこと。）

餘論 以上第六段、人主が不知不識の中に、臣下の爲に其の威力を蠶食される有樣を列擧し、人主の警戒となす。

人主之道靜退以爲寶。不自操事。而知拙與巧。不自計慮。而知福與咎。是以不言而善應。不約而善增。言已應則執其契。事已增則操其符。符契之所合。賞罰之所生也。

訓讀 人主の道は靜退を以て寶となす。自ら事を操らずして、拙と巧とを知り、自ら計慮せずして福と咎とを知る。是を以て言はずして善く應じ、約せずして善く增す。言已に應ずれば則ち其の契を執り、事已に增すれば其の符を操る。符契の合する所は賞罰の生ずる所なり。

通釋 人主の道は、虛靜にして、自ら率先して事を爲すこと無く、萬事臣下をして爲さしめる方法を第一となし、自ら手を下して事を爲さず、臣下をして爲さしめ、その拙と巧とを判別し、自分で計

擅に令を行ふを壅と曰ふ。臣、義を行ふを得るを壅と曰ふ。臣、人を樹つるを得るを壅と曰ふ。臣其の主を閉づれば、則ち主、明を失ふ。臣、財利を制すれば、則ち主、德を失ふ。臣、擅に令を行へば則ち主、制を失ふ。臣、義を行ふを得れば、則ち主、名を失ふ。臣、人を樹つるを得れば、則ち主、黨を失ふ。此れ人主の獨り擅にする所以なり。人臣の操るを得る所以に非ざるなり。

【通釋】この故に人主が姦臣どもに其の威光を塞ぎ昏まされるに至る徑路が五種有る、第一に人主の耳目をふさいで、下情に通ぜざらしめること、第二に財物利權を自由に取り計ふこと、第三に君の名を借りて自分勝手な命令を下すこと。第四に名を正義に借りて美名を賣り私利を計ること。第五に己が一味の人を顯要の地位に立たしめて、私黨の勢力を張ること。この五つである。第一の事が行はるれば、人主は觀察力を失うて、下情に通じなくなり。第二の場合には人主は恩賞を與へる資力を奪はれることゝなるので、德望を失ふこととなり。第三の場合には、人主は臣下を制御する威力を失ひ第四の場合には名譽を失ひ、第五の場合には味方を失うて孤立無援の悲境に陷るのである。すべて此の聰明、財利、命令權、名譽、黨與等の五者は君主のみが自由にすべきもので、人臣の取り扱ふべきものではない。

爲し、形名を照合し、法度を十分に調査し、擅なる行動を爲せる場合は何人と雖も容赦無く之を誅罰する時は、國に賊生ぜざるに至るであらう。

語釋 不謹其閉（閉は、鎖鑰、即ち錠前のことで法律に喩ふ。） ○虎（姦惡なる大臣に喩ふ。） ○閒其主之忒（閒は閒諜の閒、もと聞に作る、蒲坂氏の說により改む、忒は慝に通用、秘密の事をいふ忒の字は上句の側下句の賊と同韻、通行本閒字の上に爲姦臣の三字有り、覆毳の說により刪る。） ○刑名（前に詳說した。）

餘論 以上第五段。前段の虛靜無事、闇を以て疵を見るやりかたを具體的に說示したのである。虎といひ、賊といひ、皆是れ人主を警戒せしめんとするに出でた語に外ならぬ。

是故人主有五壅。臣閉其主曰壅。臣制財利曰壅。臣擅行令曰壅。臣得行義曰壅。臣得樹人曰壅。臣閉其主則主失明。臣制財利則主失德。臣擅行令則主失制。臣得行義則主失名。臣得樹人則主失黨。此人主之所以獨擅也。非人臣之所以得操也。

訓讀 是の故に人主に五壅有り。臣、其の主を閉づるを壅と曰ふ。臣財利を制するを壅と曰ふ。臣

人與せさる莫し。故に之を虎と謂ふ。其の主の側に處りて、其の主の忒を聞ふ。故に之を賊と謂ふ。其の黨を散じ、其の與を收め、其の門を閉ぢ、其の輔を奪らせば、國乃ち虎無し。大にして量る可からず、深くして測る可からず、刑名を同合し、法式を審驗し、擅に爲す者誅すれば國乃ち賊無し。

通釋 吾が定めたる方針を保持し、臣下の言動を前後照合して之を考檢し、謹んで賞罰の大權を執りて固く之を握り、苟にも他人に之を借さず。君位を覬覦する非望野心を徹底的に打破し、苟も人をして之を欲せしめてはならぬ。戶締りに注意し、門を堅固にしなければ虎が襲ひ來るであらう。當世の大臣には兇暴虎の如き者が居る、又君主が不用心に事を行ひ、其の意中を隱さず、さらけ出すと賊が之に乘じて起つて來るであらう。其の君を弑し、自ら代つて君の位に卽き、一國の人皆其の威に靡き、之に與せさる莫しといふ、實にも恐ろしい存在である。故に之を虎と申すのである。又、君側に事へて從順を裝ひつゝ而も其の君の祕密を嗅ぎ出して內通し合ふからして之を賊と謂ふのである。故に君主は一方に於いて姦賊の黨與を解散し或は之を收捕し、一方に於いては賞罰の實權を自ら堅く握つて、虎の進入する門を閉ぢ、其の輔佐たる連中を追ひ散らせば、國こゝに始めて虎の患無きを得るであらう。君主が穆遠莊重の態度をとり、其の權威の廣大量る可からず、深遠測る可からざる様に

【語釋】 以闇見疵（くらい處に居つて、明るい處に居る臣下の缺點を見る意。）

【餘論】 以上第四段、前段までで主道の原則を一應説き終つて、更に端を改めて其の應用方面のことを説かんとするのである。

保吾所往而稽同之。謹執其柄而固握之。絶其望。破其意。毋使人欲之。不謹其閉。不固其門。虎乃將存。不愼其事。不掩其情。賊乃將生。弑其主代其所。人莫不與。故謂之虎。處其主之側。聞其主之忒。故謂之賊。散其黨。收其與。閉其門。奔其輔。國乃無虎。大不可量。深不可測。同合刑名。審驗法式。擅爲者誅。國乃無賊。

【訓讀】 吾が往く所を保ちて、之を稽同し、謹んで其の柄を執りて、固く之を握り、其の望を絶ち、其の意を破り、人をして之を欲せしむる毋かれ。其の閉を謹まず其の門を固くせずんば虎將に存せんとす。其の事を愼まず其の情を掩はずんば、賊乃ち將に生ぜんとす。其の主を弑し、其の所に代り、

跡を見る。見て見るとせず、聞いて聞くとせず、知つて知るとせず。其の言を知つて以て往き、變ずる勿く、更むる勿く、以て參合し閲せよ。官ごとに一人有り、言を通ぜしむること勿ければ則ち萬物皆盡く函す。其の跡を掩ひ、其の端を匿せば、下、原ぬる能はず、其の智を去り、其の能を絶てば下、意る能はず。

【通解】道の本體は見る可からざるものであり、其の作用は知る可からざるものである。君主は此の道の體用に則り、心を虚にし、働きを靜かにして、自ら手を下して事を處理せず。他より窺ひ知る可からざる立場に居つて、臣下の缺點を明知するのである、而も、見て見ざるが如く、聞いて聞かざるが如く、知つて知らざるが如くにし、臣下の建言卽ち名を知置いて、私意を加へずそのまゝ押し進み方針を變ぜず、更めず實際の成績卽ち形と參照し、合否を檢閲すべきである。一の官署には必ず一人の監察者を置き、臣下互に通謀すること無からしめれば、群臣百官盡く函中に一括せるが如く、必要に應じて我が意のまゝに之を使ひこなすことができるであらう。其の行動の痕跡を掩ひ隱し、其の心情の端くれをも見はさぬ樣にすれば、臣下は君の心事をたづねあてること能はず、君が其の智を捨て能を去りて之を用ひなければ、臣下は君の才力の程を推し揣ることができなからう。

己は其の才能の如何に因つて之に職務を任せるだけである。故に君は才能の缺乏に惱むことはない。其の結果、うまく功を擧げた場合には、其の賢者の名譽を我が物とし、若し過有りて事失敗に歸すれば、直接事に當つた臣が其の責を負ふのである。故に君は名譽を毀損するといふことはない。此の故に君主は不賢にして賢者の師となり、不智にして智者の長となり得るのである。要するに臣下は勞役に任じ、君主は其の成功を我が物とするといふのが賢主の常道である。

語釋 寂乎漻乎（寂はシヅマリカヘルこと、漻は空虛の貌何れも形體無きを形容せる語。）○位（一定の立場。）○智者正（正はたゞす人即長（をさ）のこと。）○經（時の如何に拘らず妥當なる常道。）

餘論 以上第三段、君主道を體する時の效をいふ、即ち君の逸を以て臣の勞を用ひ、自ら無責任の地位に立つべきを說く。

道在不可見。用在不可知。虛靜無事。以闇見疵。見而不見。聞而不聞。知而不知。知其言以往。勿變勿更。以參合閱焉。官有一人。勿令通言。則萬物皆盡函。掩其跡。匿其端。下不能原。去其智。絕其能。下不能意。

訓讀 道は見る可からざるに在り。用は知る可からざるに在り。虛靜にして事する無く、闇を以て

賢主之經也。

訓讀 故に曰く、寂乎として其れ位無くして處り、漻乎として其の所を得る莫しと。明君は上に爲す無くして、群臣は下に竦懼す。明君の道は智者をして其の慮を盡さしめて、君因つて以てことを斷ず、故に君は智に窮せず。賢者をして其の材を效さしめて、君因つて之に任ず。故に君は能に窮せず、功有れば則ち君其の賢を有し、過有れば則ち臣其の罪に任ず。故に君は名に窮せず。是の故に不賢にして賢者の師となり、不智にして智者の正と爲る。臣は其の勞を有し、君は其の成を有す、此れを之れ賢主の經と謂ふなり。

通釋 それで古語に「寂然(ヒツソリ)と靜まりかへつて、其の立場を示さず、空寞として捉まへ所無し」とある。是れ明君が上に於いて道を體得して爲すこと無ければ、群臣が下に於いて君主の意中を知るに由無く、何時、如何なる處から睨まれて居るかわからぬので、皆深く懼れて自分の職務を神妙に盡すより外は無い有樣を謂つたものである。それで明君の道は、自ら爲さず、自ら思はず、智者をして十分其の智慧を搾つて考へさせ、其の結果に因りて事を處斷するのである。卽ち一己の私智を捨てゝ、衆人の智を用ひるが故に智慧の不足に困ることはない。又賢者をして其の才能を發揮させ、

自分の賢徳を棄てゝ却て功業を立て（臣下の賢不肖の眞相がよく判つて、之を適當に使ひ得るから）。又自分の勇氣を棄てゝ却つて國を强からしめることができます。それで、群臣皆其の職を守り、百官は一定の權限の下に働き、臣下の才能に因つて夫れ〳〵適所に使用すること、是が老子の習常の道とて、永久不變の君道である。

語釋 臣將自彫琢（將自を舊本に自將に作るは誤り、彫琢は彫刻したりみがきをかけたりする細工に喩へて、外面を飾ることをいうたのである。）○去好去惡云云（好惡はすききらひ素はきぢのまゝの本質、君主が何がすきかきらひか判らぬから、臣下は君の心にとりいる策略を弄することができないので、自分の生地を見はす。）○去舊（舊は平素から心得たること即ち經驗といふに近い。）○使萬物知其處（萬物は萬人、主として群臣をさす、知は治める意、其の處は、居り場所、即ち職分、職責の意となる。）○習常（老子之語で又襲常に作る襲と習とは音通、襲はカサネル意、襲常は常の又常といふ意で萬古不變の常道を意味す。）

餘論 以上第二段、君主が道體に則るの方法を述べたもの。

故曰。寂乎其無位而處。漻乎莫得其所。明君無爲於上。群臣竦懼於下。明君之道。使智者盡其慮。而君因以斷事。故君不窮於智。賢者效其材。君因而任之。故君不窮於能。有功則君有其賢。有過則臣任其罪。故君不窮於名。是故不賢而爲賢者師。不智而爲智者正。臣有其勞。君有其成。此之謂

慮らず、萬物をして其の處を知らしむ。賢有るも以て行はず、臣下の因る所を觀る。勇有るも以て怒らず、群臣をして其の武を盡さしむ。是の故に智を去りて明有り、賢を去りて功有り、勇を去りて彊有り、群臣職を守り、百官常有り、能に因りて之を使ふ。是を習常と謂ふ。

〔通釋〕故に古語に、「君主は自分の欲する所を見はしてはならぬ、若し其の欲する所を見はすと、臣下は己の本領を隱して、君の欲望に適ふ樣に裝はんとして種々細工をするであらう。また君主は自分の意見を表はしてはならぬ、若し其の意見を表はせば、臣下は自分の眞意を押し隱して表面だけ君の意見に調子を合はすべく、心にも無い看板を掲げるであらうと斯樣にいうてあり。」故に又古語に「君主が好きも嫌ひも一切見はさぬ時は、臣下は其の本質を見はし、君主が自分の經驗も智慮も一切見はさぬ時は、臣下は十分注意して、無責任な虛談をせぬ樣になる」というてある。故に君主は自分に智慮を有つて居ても、それを働かせず、萬人をして其職責を盡させ、如何に賢德有るも自らは之を行ひに表はさず、臣下の因つて行ふ所の動機を觀察し、如何に勇氣有るも自ら怒つて之を示さず、臣下をして其の武勇を十分發揮せしめる樣にすべきである。（斯樣にしてこそ始めて全國民の智慮と德操と勇氣とを遺憾無く發揮させることができるのである）。されば君主は自分の智慮を棄てゝ却て聰明になり

言（名）と其の實績（形）の意となつた、今韓非が此の最後の意味に用ひて居るのである。參同は照合して異同を決すること、尙形名を刑名に作るはもと同音の字を代用したのであるが後世又別の意味を有するに至つた、それは名を以て實を責むる、申韓のやりかたは、法文を盾にとつて假借無く嚴刑を行ふ流弊を生じた、之を稱して刑名主義といふ場合の如き、刑は形の本義を離れて專ら刑罰の意味となつた。）○其情（その實情、其の本來のすがた。）

餘論 以上第一段、人君が臣下を御するには、道の性質に法るべきを論ず。

故曰。君無見其所欲。君見其所欲。臣將自彫琢。君無見其意。君見其意。臣將自表異。故曰。去好去惡、臣乃見素。去賢去智、臣乃自備。故有智而不以慮。使萬物知其處。有賢而不以行。觀臣下之所因。有勇而不以怒。使群臣盡其武。是故去智而有明。去賢而有功。去勇而有彊。群臣守職、百官有常。因能而使之。是謂習常。

訓讀 故に曰く、君其の欲する所を見はす無かれ、君其の欲する所を見はせば、臣將に自ら彫琢せんとす。君其の意を見はす無かれ、君其の意を見はせば、臣將に自ら表異せんとす。故に曰く、好を去り、惡を去れば、臣乃ち素を見はす。賢を去り智を去れば、臣乃ち自ら備ふと。故に智有るも以て

ては、物それ自身の性質に因つて當に名づくべき名を標榜せしめ、事に關しては、夫れ自身の法則に順つて當に歸着すべき所に歸着せしめるのである。抑も己れ虛心なれば對者の眞相を知ることが得き己れ情靜なれば他の動き方の正態を知ることができるのである。

右の態度を以て臣下に臨むのであるから、臣下の建言せんとするものには何等の干渉を加へず、彼れ自身の心のまゝに名義を揭げて發表せしめ、（其の名に應じて職務を授けることゝなるが）、其の職務を遂行するに當りては、彼れ自身をして責任を以て成績を擧げしめる。君主は唯臣下の擧げたる成績と、其の標榜せる名とを參照して、兩者符合するや否やを檢すればそれでよいので、君主は斯くてこそ無爲にして治むることができるのである。要するに萬事其の本質の僞らざる情態に還元せしむるやりかたである。

語釋　道者萬物之始云云（道の考は東洋思想の特色を爲すものだが、孔孟等儒家の說く道と老莊等道家の說く道とは大に異なつて居る、今韓非は老子の說く道を借りて來て、君主道の根元となさんとしてゐるのである、老子第二十五章に曰く、「物有リ混成ス、天地ニ先ダツテ生ズ、寂タリ寥タリ、獨立シテ改メズ、周行シテ殆フカラズ、以テ天下ノ母タル可シ、吾其ノ名ヲ知ラズ、之ヲ字シテ道ト曰フ、強ヒテ之ガ名ヲ爲シテ大ト曰フ」と、道は現象界の本體であつて、萬物生成の根本を爲すを說き、又同章に「人ハ地ニ法リ、地ハ天ニ法リ、天ハ道ニ法リ、道ハ自然ニ法ル」とあり道は自然の法則で人道の根元なりと說いたものである、故に道は一面萬物の本原であり又一面法則の根據でもある、それを韓非は萬物之始、是非之紀といつたのである。）〇形名參同（形名は即ち「かたち」と「な」で、もと、惠施・公孫龍・鄧析等名家者流（論理學及認識論問題を研究し好んで詭辯を弄した一派）の人々の用ひた語で、ことば（名）とその意味（形）、若しくは概念（名）と其の內包（形）の意味に用ひられた、それを法家者流が用ふるに及んで法律の明文（名）とそれに對應する事實（形）の稱となり、更に、臣下の建

老子の道に本づけんとするのが此の篇の趣旨である。

道者萬物之始、是非之紀也。是以明君守始以知萬物之源、治紀以知善敗之端。故虛靜以待、令名自命也、令事自定也。虛則知實之情、靜則知動之正。有言者自爲名、有事者自爲形。形名參同、君乃無事焉。歸之其情。

訓讀　道は萬物の始にして、是非の紀なり。是を以て、明君は始を守りて以て萬物の源を知り、紀を治めて以て善敗の端を知る。故に虛靜にして以て待ち、名をして自ら命ぜしめ、事をして自ら定めしむ。虛なれば則ち實の情を知り、靜なれば則ち動の正を知る。言有る者は自ら名を爲し、事有る者は自ら形を爲す。形名參同すれば、君乃ち事無し。之を其の情に歸す。

通釋　道は萬物生成の本源であり、同時に是非判斷の原則である。されば明君は其の本源としての道を守り、仍つて以て萬物の由つて生ずる源を知り、原則としての道を治めて亂さぬことに依つて成敗禍福の由つて起る所の端緒を知るのである。故に明君が事を處するに當つても、道の性質に法りて虛心にして情靜、自ら意を用ひず、自ら手を下さず、事物の自からなる展開を待ち、凡そ名につい

を車に載せて携帶することを得ず。公用の驛傳にも非ず、急使にも非ずして、戰用武器を携行せる場合は斷乎として死罪に處して、赦すことが無い。此れ明君が不慮の變事を警めて、豫め備ふる所の方法である。

語釋 威淫（淫は放恣の意、威嚴放恣してその實を失ふこと。）○偏威（統治の權威が國の中心たる君の手を離れて、或る臣下の手に歸すること。）○精城市（精は厲で、城市を自己の財產として壟斷に占有して、稅を徵收することと、と解する顧廣圻の說がよい。道藏本に精の下に厲の字があるがやはり顧說により作る。）○私朝（臣下の政府。）○四從（君主に四隣の國と私交を結ぶと解してゐるが、孫詒讓は四は駟で駟乘のこと、そして左傳文公十一年に駟乘は四人乘の兵車とあるをとり、それを外出の時の護衛としてつれ行くこととなす。今、孫說に從つておく。）○奇兵（王先愼の說に奇は從の意で一個の武器をいふ、前の四從の四に對す、是れ、戰國策楚策に「羣臣路上に侍する者、尺寸の兵をも持つを得ず」とある、その尺寸之兵に當ると、然し物雙松が戰時用の武器と解せるに從つて置く。）○非傳非遽（傳も遽も皆驛車をいふが原文の語勢をそのまゝ現はさうとして通釋の如く譯す。）○奇兵革（或は甲冑の義、然し革の字は衍なりとの說もある。）

餘論 是れ此の篇の第五段、臣下越權の弊を防ぐ方法を說く。君主を臣下と對立關係に置いて、常に峻嚴なる態度を以て臨み、臣下の忠誠を期待せず、信賞必罰を臣下統御術の第一義となす考へは、韓非の法術論の根本思想であるが、先づ此の篇に其の一端を現はしたのである。

主道第五

敍說 主道とは人主の道といふ意味で、人君の臣下統御術と姦計防禦策とを說き、其の根本法則を

の邪を禁ずる所以なり。

是の故に四從するを得ず、奇兵を載せず、傳に非ず遽に非ずして奇兵革を載すれば、罪死して赦さず。此れ明君の不虞に備ふる所以なり。

〔通釋〕是の故に明君が其の臣下を率るに當りては、法制に依りて、臣下をして十分其の智と力とを盡して働かしめ、而も豫め備ふる所有りて、臣下の不正を正すのである。故に法の適用には假借無く、死罪に中る者は赦さず、刑すべきは宥さない。若し是等を赦免する時は、君主の威光の散滅といふことになる。其の結果は社稷危く、國家の權力は一部野心家の手に歸して了ふであらう。

斯くの如き弊害を未然に防がねばならぬが故に、大臣の祿は如何に大なりと雖も、城市を私領と爲すを得ざる樣にし、配下の屬官が如何に多くとも、士卒を手兵として臣從せしめ置くことを許さず。從つて臣下たる者は、平時國に居つては、私家にて政を執ること無く、軍務に就いては、士卒と私的關係を結ぶこと無き樣にし。其の府庫の財寶を貸し與へて私恩を賣ることを許さない。是れ明君が大臣の邪曲を禁ずる方法なのである。

是の故に大臣は外出するに當りて、四人乘りの兵車を護衞として從へ行くを得ず、又戰時用の武器

云（燕には子之の亂あり、宋は子罕に奪はれしをいふ。）○皆此類也（此字一本以に作る。）○比之皆齊、下（此の五字乾道の傳本に無し。顧廣圻の說によりて補ふ。）

餘論　以上第四段、臣下の勢力過大の弊は遂に簒奪の禍を惹起すをいふ。

是故明君之蓄其臣也。盡之以法、質之以備。故不赦死、不宥刑。赦死宥刑、是謂威淫。社稷將危、國家偏威。是故大臣之祿雖大、不得藉威城市。黨與雖衆、不得臣士卒。故人臣處國無私朝、居軍無私交。其府庫不得私貸。此明君之所以禁其邪。是故不得四從、不載奇兵。非傳非遽、載奇兵革、罪死不赦。此明君之所以備不虞者也。

訓譯　是の故に明君の其の臣を畜ふや、之を盡すに法を以てし、之を質すに備を以てす。故に死を赦さず、刑を宥さず。死を赦し刑を宥すは、是を威淫と謂ふ。社稷將に危からんとし、國家偏威せん。是の故に大臣の祿、大と雖も、城市を藉するを得ず、黨與衆しと雖も、士卒を臣とするを得ず。故に人臣、國に處りては私朝無く、軍に居りては私交無く、其の府庫は私に貸すを得ず。此れ明君の其

之太富也。夫燕宋之所以弑其君者皆此類也。故上比之殷周中比之齊晉下比之燕宋。莫不從此術也。

訓讀 昔、紂の亡べるも、周の卑しきも、皆諸侯の博大なりしに從るなり。晉の分れたるも、齊の奪はれたるも、皆群臣の太だ富めるを以てなり。夫の燕宋の其の君を弑する所以の者は、皆此の類なり。故に上は之を殷周に比し、中は之を齊晉に比し、下は之を燕宋に比するに、此の術に從はざる莫きなり。

通釋 昔、殷の紂王の亡びたるも、周室の勢力卑弱となつたのも、皆當時の諸侯の國土が廣大に過ぎた爲めである。晉の分割されたのも、齊の奪はれたのも、皆其の群臣が餘りに財力を有して居つたが爲めである、其の他、燕や宋に於いて其の君を弑するに至つた事由も、皆此と同様である。故に古代に於いては殷周の例に徵し、中世に於いては齊晉の例を見、下つては近代の燕宋の例について考ふるに、皆是れ臣下の勢力過大なる弊によつて起つた災厄に非ざるはない。

語釋 燕之亡（殷の紂王が周に亡ぼされたこと。）○諸侯之博大（殷の末西伯は天下を三分して其の二を有した、又春秋の時諸侯の地、周の制度を越えて居た、之より周の王室遂に卑弱に陷る。）○燕宋云

諸を外に求めず、人に請はず、之を議して之を得。故に曰く、「人主其の富を用ふること能はざれば則ち外に終る」と、此れ人に君たる者の職る所なり。

【通釋】凡そ天下何物と雖も、君主の身の極めて貴きに及ぶ者無く、其の位の極めて高きに及ぶ者無く、其の威嚴の重きと、其の勢力の隆なるとに及ぶ者は無い。此の身・位・威・勢の四つの寶は、君主の本來具有すべき者であつて、君主が之を外に求めず、人に請はず、自ら之を有たうと心掛けさへすれば得らるべき者である。（が心掛け如何によつて他人に奪はれ易い。）それで古語に、「人主が其の富を活用する能力無ければ、其の國から追ひ出されて、外國に客死することになる」といへるは、此の四寶は人主自ら掌握すべき所にして決して他に借してはならぬといふ意味なのである。

【語釋】萬物（萬物は萬物全體をいふに非ず、萬物中のどんなものでもの意。）○議之而得之矣（議は議ること、こゝでは心掛けるといふ位の意。）

【餘論】以上第三段、絕對の權勢は君主には自から備はり居るべきもの、之を他に奪はれざる樣注意すべしといふに在り。

昔者紂之亡。周之卑。皆從諸侯之博大也。晉之分也。齊之奪也。皆以群臣

けで叛逆の姦臣が益々増加し、君主の威嚴が地に墜ちて衰滅に歸して了ふのである。是の故に諸侯の領土、餘りに廣大なるは、天子にとりては害物であり、群臣が過分の富を擁するは、君主の弱點となるものである。それで將軍や宰相等が君主の利害を後まはしにして、自家の隆盛を第一に力むる時は、人君たる者は之を除外し去つて禍を未然に防ぐべきである。

語釋 臣聞（臣聞は聞之などと同じく、古人の語を引用する時に用ふ。） ○千乘萬乘（此の語は初見秦篇に於いて說いたが、萬乘の國に於いては其の臣下の最高なる者が、其の十分の一たる千乘の采地を受け、千乘の家に於いてもやはり臣下の最高なる者が百乘の采地を受けるのが原則である。處で韓非よりも約百年ばかり前に孟子が當時の世相を述べて曰く「萬乘の國其の君を弑する者は必ず千乘の家なり、千乘の國、其の君を弑する者は必ず百乘の家なり云々」と、以て當時の君臣關係の實情を察知す可きである。） ○外（疏外斥遠の意。）

餘論 右第二段、臣下の强大なるは君主の危難を誘致すべきをいふ。

萬物莫レ如ニ身之至貴一也。位之至尊也。主威之重也。主勢之隆也。此四美者不レ求ニ諸外一。不レ請ニ於人一。議レ之而得レ之矣。故曰。人主不レ能レ用ニ其富一則終ニ於外一也。此君人者之所レ職也。

訓讀 萬物、身の至貴と、位の至尊と、主威の重きと、主勢の隆なるとに如くは莫し。此の四美は

君無備、必有千乘之家在其側。以徙其威、而傾其國。是以姦臣蕃息、主道衰亡。是故諸侯之博大、天子之害也。群臣之太富、君主之敗也。將相之後主、而隆家、此君人者所外也。

訓讀 臣聞く、千乘の君、備へ無ければ、必ず百乘の臣其の側に在りて以て其の民を徙し其の國を傾くること有り。萬乘の君、備へ無ければ、必ず千乘の家其の側に在りて、以て其の威を徙して其の國を傾くること有りと。是を以て姦臣は蕃息し、主道は衰亡す。是の故に諸侯の博大なるは天子の害なり。群臣の太だ富むは、君主の敗なり。將相の、主を後にして、家を隆んにするは、此れ人に君たる者の外にする所なり。

通釋 私の承はり居りまする古語に、千乘の君が其の臣下に對して無用心なる時は、必ず其の大夫たる百乘の臣が、其の側に居つて知らぬ間に君の民を竊みとりて我に歸服せしめ、遂に國を亡ぼす樣なことをひき起すし、萬乘の君が無用心なる場合には、必ず其の大夫たる千乘の臣下が、君の側に居りて君權を我が掌中に移し、其の國を傾け亡ぼすことゝなる、と御座います。斯樣なわ

訓讀 愛臣太だ親しければ、必ず其の身を危くす。人臣太だ貴ければ必ず主位を易ふ。主妾等無ければ、必ず嫡子を危くす。兄弟、服せざれば必ず社稷を危くす。

通釋 君の左右に事へて寵愛せらるゝ臣下が、餘り親しく君に信用される時は、彼等は必ず其の心易さを利用して姦計を企て、君主の一身を危くすることゝなる。又、大臣が餘りに貴い地位を占めると、彼は必ず君主の位に取つて代り、君主其の地を換へることゝなる。夫人と妾との間に差等無き時には、妾は恩寵に狃れてつけ上り、己が子に家督を繼がせ之に依りて勢力を張らうとする野心を起し嫡子を邪魔物と考へ之を無きものに爲ようとするが故に、必ず嫡子を危險に陷れることゝなる。人君の兄弟が君命に服從しない時には、遂に位を爭ふに至り、必ず國家を危くすることゝなる。

語釋 愛臣・人臣（愛臣は君の左右に事へて君の寵愛を受け居る者、人臣は舊義にいへる如く大臣の誤で要路の大官の意。）○主妾無等（主妾は妾の尊き者をいひ、それが分を越えた待遇を受け正夫人と差等無き意、一說に主と妾とを二つに分け正夫人（主）と妾との意に解す、亦通ず。）

餘論 以上第一段、尊卑上下の分を正さざれば國家を危くすべきをいひ、本篇の大綱である。

臣聞。千乘之君無備。必有百乘之臣在其側。以徙其民。而傾其國。萬乘之

きものなれば大王の英明を以て特に御理解を賜はるやう願うて結んで居る。

此の篇は游說者の遭遇する困難を詳敍する處は說難篇の一部と其の趣きを同じうするが、徒に辭句の間に力を用ひて讀者を動かす筆力の雄勁を缺いて居る。加之引例蕪雜で、中には妥當を缺くものさへ混つてゐて、讀者をして倦怠を催さしめる。韓非の文としては決して重きを爲すものではない。

愛臣第四

敍說 人君が其の國を治め、社稷を安泰ならしめんとするには、先づ絕對の君權を自ら把握し決して他人に之を借してはならぬし又苟も君權を窃まんとする者に對しては特に警戒せねばならぬ。平素親愛する近臣大官は勿論、妻子兄弟に對しても油斷をしてはならぬとて、警戒の具體的方法にまで說き及んで居る。

愛臣太親。必危其身。人臣太貴。必易主位。主妾無等。必危嫡子。兄弟不服。必危社稷。

然則雖賢聖不能逃死亡避戮辱者何也。則愚者難說也。故君子難言也。且至言忤於耳而倒於心。非賢聖莫能聽。願大王熟察之也。

【訓讀】然らば則ち賢聖と雖も死亡を逃れ戮辱を避くる能はざるは何ぞや。則ち愚者には說き難ければなり。故に君子は言ふを難るなり。且つ至言は耳に忤ひて心に倒す。賢聖に非ざれば能く聽くこと莫し。願はくは大王之を熟察せよ。

【通釋】然らば賢人聖人と雖も、或は橫死を遂げたり、或は繩目の辱を受けたりすることを逃れ得ないのは何故かといふに、暗愚の君には說いて理解させ難いからである。故に智者は言論をさしひかへて容易に口を開かぬのである。且つ忠言といふものは耳に不快の感を與へ、心に判斷の錯謬を起こすものであるから、賢聖の君でなければ忠言を聽き容れることはできませぬ。今臣は大王を聖君と見込んで申上げまする次第、何卒大王此點をとくと御考へ遊ばす樣御願申上げます。

【語釋】至言（卒情即ち眞情を十分に言ひ表はしたことば即ち忠言といふに同じ。）○忤（忤は逆の意、さからふこと。）○倒（上下顚倒の意で白を黒と誤ること。）

【餘論】前段の事實に基づき斷案を下し、難言の主旨を歸納し、且つ最後に忠言却て耳に逆らひ易

分の才能孫子に及ばざるを知り之を恐れ、法を以て其刖足を斷ち且つ黥（いれずみ）に處したのである。）　○呉起收泣（收は收の誤、收は拭に同じ、呉起が魏の爲に西河を治めて居つたが王錯が呉起を魏の武侯に讒言した結果、武侯に召し還された、呉起が岸門といふ處まで來た時、車を止め西河を望み、はら〳〵と涙を落した。時に其の僕呉起に謂ふやう、公は平生、天下を棄てることを弊屣を棄てる位にしか思はれないのに今西河を去らんとして、泣くのは何故だと、呉起涙を拭うて之にこたへて曰ふやう、汝は判らぬだらうが、一體、我が君が我を知つて我が力量を十分發揮させたら、魏は西河に據つて天下に王たるを得るのである、今君は讒人の言をきいて我が心中を理解せられぬ、我れ西河を去れば西河が秦に取られるのも間も無いことだらう、魏はこれより衰へるだらう、唯これが殘念なのだと、此の話は呂氏春秋に傳へてある。）　○枝解於楚（枝解は肢解で、手足をばら〳〵に斷りはなすこと、呉起は後に楚に事へて功をたてたが却つて殺さるるに至つた話は本書の姦劫弑臣篇に見えて居る。）　○公叔座云々（國器は一國を治むるに足る人物、公孫鞅は魏の宰相公叔座に事へた、座の病み篤く死せんとする時、其の君惠王に進言して曰く、公孫鞅は宰相たるべき人物である、我が亡き後は一國を彼に主かすべし、若し彼を用ふる能はざれば之を殺せ、彼れが敵國に使用されたら大變であると、惠王之を聞いて、公叔座を精神錯亂せるものと思ひ、信用せず公孫鞅は秦に入り孝公に事へ魏を從ゆるに至る、史記商君傳に見ゆるのである。）　○關龍逢（夏の桀王の臣、桀が酒池を作つた時、強諫して、退かなかつたので桀王の怒にふれ殺された。）　○萇弘分胣（萇弘は周の靈王の賢臣、分胣は胣をズタ〳〵に切りさかれること、此の事は莊子胠篋篇にも見ゆ。）　○尹子穽於棘（尹子は事跡不詳、穽於棘は荊棘（ばら）のある、おとし穴におとされること。）　○司馬子期（司馬は官名、子期は名、楚の惠王の十年、白公勝が亂を起して子期を殺したことは史記に見える、期は其字の代りに用ひらるる。）　○田明辜射（辜射はコタクとよみ、辜磔に同じ死體をさらしものにすること、一說に辜射は罪有りとして射殺すること、但し田明の事跡は不詳なり。）　○宓子賤、西門豹云々（事實不詳。）　○董安于云々（陳はさらされること、董安于が死體を晉の趙孟にさらされたことは左傳定公十四年に見ゆ。）　○宰予不免於田常（宰予が田常に殺されたといふ此の宰予を孔子の弟子なりとして史記弟子傳等に記してあるが、實は齊の闞止字は子我といふ人の誤である、たま〳〵字が同じであつた爲に誤傳を來したのである、闞止と田常とが相爭つたことは左傳哀公十四年及び本書內儲說に見えて居る。）　○范雎折脅於魏（范雎が魏の大夫須賈に隨行して齊に使した時齊王其の辯口をきいて大に之を賞した、處が須賈は雎が齊に買收せられたものと疑ひ、歸國してから之を魏の宰相魏齊に告げた、魏齊、雎を捕へて肋骨を折り齒を拉き、殆ど之を殺さんとした、雎は死んだふりをしてやつとそこから逃れ、後に秦の相となり、須賈等を大に辱めた話は史記范雎傳に見ゆ。）

○十數人（右に列擧した人の數は二十三人で十數人ではない一本に數十人としてある、從ふ可きか。）

餘論　前段の後を受けて、君主の無理解により說者の迫害せられた事實を列擧す。

の沙汰でないと思はれ、其の公孫鞅は可惜、經國の大才を抱いて秦に逃れ去り、關龍逢は夏の桀王を諫めて斬られ、萇弘は周の靈王に疑はれて腸を寸斷せられ、尹子は荊棘の穽に投ぜられ、司馬子期は屍骸を江水に沈められ、田明は磔刑に處せられ、宓子賤や西門豹は鬪ひもせずに人の手に殺され、董安于は屍を市にさらされ、宰予は田常に殺され、范雎は魏に於て肋骨を折られてしまつた。以上述べた十數人の者は、皆、世にも勝れた仁賢忠良の人で、道術を心得た人物であつた。而るに不幸にして道理に悖りたる闇愚の君に遇うた爲め、悲慘な最期を遂げたのであります。

語釋 文王、翼侯、鬼侯、比干（翼毳に史記殷本記を引いて、翼侯は鄂侯のこと、鬼侯は九侯のこと〻爲す、即ち殷本記に云ふ「九侯好女有り、之ヲ紂ニ入ル、九侯ノ女淫ヲ憙バズ、紂怒ツテ之ヲ殺シ、而シテ九侯ヲ醢ニス、鄂侯之ヲ爭ウテ强辯スルコト疾(ハゲ)シ、井セテ鄂侯ヲ脯(乾肉)ニス、文王之ヲ聞イテ喟然トシテ歎ズ、故ニ之ヲ牖里之庫ニ囚フ」と九侯を醢にすといふのが韓非の文と異なる。） ○腊（音はセキ、乾肉のこと。） ○比干（比干は紂の諸父、紂を直諫するや、紂怒つて曰く、吾聞く聖人の心に七竅有りと、信なるか、とて之を龜して剖いて其の心を視た。） ○梅伯（呂氏春秋に紂無道にして梅伯を殺して之を醢にすと見ゆ、醢は鹽漬のこと。） ○夷吾束縛（前段に見ゆ。） ○曹羈奔陳（曹羈が曹の國難を見て其の君曹伯を諫むること三回に及びたるが遂に容れられず、陳に出奔した、左傳莊公廿四年に見ゆ。） ○伯里子道乞（伯里子は百奚のこと、百を伯にも作ることは、古書に見えたり、百里奚が未だ秦の穆公に用ひられなかつた時道路に乞食したことは淮南子修務訓に見ゆ。） ○傅說轉鬻（傅說(フエツ)は殷の武帝の名臣、轉鬻は奴隸となつて、それからそれへと轉々として賣られること、然し史を案ずるに、奴隸となつて轉賣されたのは百里奚のことで、傅說についてはさういふことは傳へてない、史記殷本紀によれば傅說は初め傅巖といふ處で土工となり版築に從事したのであつた、版は城壁を作る時、土を中に挾みて兩方からおさへ固める板、即ちコンクリート工事に用ひる型板に當るもの、築は土をたたき固める杵、即ち版築とは城壁を築く道具、轉じて其の工事をも意味し、工事に從事する人をさすことあり。處で轉鬻の鬻の字は築と同音によまれることがあるので版築のことを轉鬻と誤るに至つたものだらうと翼毳にいつてある。） ○孫子臏脚（孫子は齊の軍師である、魏將龐涓が孫子と同じく兵法を學んだことがあつた、後龐涓が魏の將軍となるに及んで、自

叔座は國器を言ひて、反つて悖ると爲られ、公孫鞅は秦に奔り、關龍逢は斬られ、萇弘は分胣せられ、尹子は棘に穽せられ、司馬子期は死して江に浮められ、田明は辜射せられ、宓子賤・西門豹は鬪はずして人の手に死し、董安于は死して市に陳ねられ、宰予は田常に免れず、范雎は脅を魏に折らる。此十數人の者は皆世の仁賢忠良にして、道術有るの士なり。不幸にして悖亂闇惑の主に遇ひて死せり。

【通釋】それ故に古來、智者が時の君主に理解せられずして、却つて迫害に遭うた例は非常に多い。文王が紂王に說いた爲に、羑里に幽囚せられ、翼侯は火刑に處せられ、鬼侯は殺されて、其の肉は乾物にせられ、比干は胸を剖かれ、梅伯は其の肉を鹽びしほに作られた、皆是れ紂王の爲に諫めて殺されたのである。其の他管仲は魯人に縛られて齊に引渡され、曹覊は其君を諫めて聽かれず遂に陳に出奔し、百里奚は有爲の材を懷いて道路に乞食を爲し、傅說は奴隷となつて轉々と人手に賣渡され、孫子は魏の龐涓の爲に刖(足切り)の刑に處せられ、吳起は魏の爲に計つて用ひられず、西河地方が秦に攻取らるゝを思ひ、岸門の地に於て淚を振つて之を痛み、後に楚に事へては大功を立てたるに拘らず手足を切斷せらるゝに至り、魏の公叔座は公孫鞅を宰相たるべき人物として惠王に推薦したが、正氣

（料理番のこと。）

餘論 史上の實例を引き來つて、至智を以て至聖に說くも猶且つ聽かれ難きを論ず。

故文王說紂。而紂囚之。翼侯炙。鬼侯腊。比干剖心。梅伯醢。夷吾束縛。而曹羈奔陳。伯里子道乞。傅說轉鬻。孫子臏脚於魏。吳起收泣於岸門。痛西河之爲秦。卒枝解於楚。公叔座言國器反爲悖。公孫鞅奔秦。關龍逢斬。萇弘分胣。尹子穽於棘。司馬子期死而浮於江。田明辜射。宓子賤・西門豹不鬪而死人手。董安于死而陳於市。宰予不免於田常。范雎折脅於魏。此十數人者。皆世之仁賢忠良。有道術之士也。不幸而遇悖亂闇惑之主而死。

訓讀 故に文王、紂に說いて紂之を囚へ。翼侯は炙られ、鬼侯は腊とせられ、比干は心を剖かれ、梅伯は醢とせられ、夷吾は束縛せられ、而して曹羈は陳に奔り、伯里子は道に乞ひ、傅說は轉鬻し、孫子は魏に臏脚せられ、吳起は泣を岸門に收ひて、西河の秦と爲るを痛み、卒に楚に枝解せらる。公

教を說いたが、匡人の爲に攻圍せられ、管仲は實に賢人であつたが魯の國に囚へられた。故に此の三人が難に遭うたのは其の身、賢ならざりし爲ではない、相手が不明で其の人を理解しなかつた爲である。上古の世、殷の湯王は至極の聖君であつたし、之に事へた伊尹は至極の智者であつた。其の智者が彼の聖君に向つて說いたのであるが、然も猶且つ七十回も說いて遂に受け入れられず。親から鼎や俎を手にして料理人となり、湯王に近づき、次第に親密となり、こゝに始めて湯王が伊尹の賢なるを知り、之を任用することゝなつたのである。故に古語に「至智の人が至聖の君に說いたとて、說いて必ず聽き容れられるとは限らぬ」とあるが、伊尹の湯王に說いた場合の如きがそれである。又「智者が暗愚の君に說く時は必ず聽き容れられぬ」とあるは文王が紂王に說いた場合の如きを謂つたものである。

語釋　子胥善謀（伍員、字は子胥、春秋時代楚の伍奢の子、伍奢が罪なくして楚に誅せられたるに因り伍子胥は敵國たる吳に事へ、其の兵力を以て楚を伐ち仇を報い、後吳王夫差に事へて越王勾踐を伐ち、大功を立てたが、大宰嚭の讒によりて自殺を命ぜらる、事史記伍子胥列傳に見ゆ。）○仲尼善說（仲尼は孔夫子の字、孔子が天下を周遊して匡を過ぎし時、匡人孔子を陽虎と見誤りて之を圍み殺さんとしたこと。史記孔子世家や論語に見えて居る。）○管夷吾（管仲字は夷吾、襄公無道なりし爲め、公子糾は魯に出奔し、管仲之を佐けた、又公子小白は莒に逃れ、鮑叔之を佐けた、襄公弑せらるゝに及び公子糾は魯の後援により齊に入り君たらんとし小白と爭ふたことゝなり、戰ひ敗れて公子糾は殺され、管仲は捕はれたが、鮑叔の周旋により赦されて齊の宰相となり、覇業を成せり。）○有湯（殷の湯王を有湯と稱す、有に特に意味無く語調を好くする爲に用ゐる、有虞・有周など皆其例である。）○伊尹（湯王をして王業を成さしめた名宰相。）○鼎俎（鼎はカナヘ、物を煮る器、俎は肉を盛る器。）○庖宰

三大夫豈不賢哉。而三君不明也。上古有湯至聖也。伊尹至智也。夫至智說至聖。然且七十說而不受。身執鼎俎爲庖宰。昵近習親而湯乃僅知其賢而用之。故曰。以至智說至聖。未必至而見受。伊尹說湯是也。以智說愚必不聽。文王說紂是也。

訓讀　故に子胥は善く謀りしも、呉、之を戮し、仲尼は善く說きしも、匡、之を圍み、管夷吾は實に賢なりしも、魯、之を囚へたり。故に此の三大夫は豈賢ならざらんや。而るに三君明かならざるなり。上古、有湯は至聖なり。伊尹は至智なり。夫れ至智、至聖に說くも、然も且つ七十說して而して受けられず。身、鼎俎を執りて庖宰となり、昵近習親して湯乃ち僅に其の賢を知りて之を用ひたり。故に曰く、至智を以て至聖に說くも、未だ必ずしも至りて受けられずと。伊尹の湯に說くは是れなり。智を以て愚に說けば必ず聽かれずと。文王の紂に說くは是れなり。

通釋　故に伍子胥は呉の爲に善く計畫を爲したが、呉は却て之を誅戮し、孔子は循々として善く德

【說論】以上建言の困難十二項を列擧し此の篇の大綱を述べたものである。

故度量雖正、未必聽也。義理雖全、未必用也。大王若以此不信、則小者以爲毀訾誹謗、大者患禍災害死亡及其身。

【訓譯】故に度量正しと雖も、未だ必ずしも聽かれざるなり。義理全しと雖も、未だ必ずしも用ひられざるなり。大王若し此れを以て信ぜずんば、則ち小は毀訾誹謗とおもはれ、大は患禍災害死亡、其の身に及ばん。

【通釋】右の樣な次第故、申上げる計畫が正しいからとて、必ず聽き容れられるとは限らず、又道理が完全に立つて居つても、必ずしも採用せられるとは限らぬのである。大王若し右の如き思召しで臣下の言を信用爲し給はぬならば、臣下こそ誠に災難で、少くとも王を謗るものと誤解せられるし、重い場合は種々の災禍や殺戮の難が其の身にふりかゝることになります。

【餘論】此の段は前段を收束して說者の危險を言へるものである。

故子胥善謀而吳戮之。仲尼善說而匡圍之。管夷吾實賢而魯囚之。故此

と思はれ。話が世俗的で、君の心に逆はぬ辭使ひをすれば、生命を貪りて上に諛ふものと思はれ。反對に言ふことが世俗とかけ離れ、常識に合はぬ場合には、君主からは出鱈目と思はれ。辯舌敏捷で修飾を十分に施して述べれば、誠實少い修辭家と思はれ。反對に文學的修飾を全く除き去り、生地の有りのまゝを申述べれば、野鄙だと思はれ。時に詩經書經の文句を持出し、古聖人の道に循はうとすれば、徒に古書を諳誦する腐儒と思はれます。斯樣に人君の同情有る理解を得難きことが、臣韓非の言上致すを憚り、深く心配致居る所以であります。

語釋 難言(難は畏憚の意、即ちおそれはばかり、尻ごみすること。) ○順比滑澤(順は從順、比は親む意、滑澤は圓滑で人の心をそこねぬ言葉づかひをいつたもの。) ○洋洋纚纚然(洋々はうるはしきさま、纚々は連續の意。即ち美辭麗句が口を衝いて續け樣に出て來ること。) ○敦祗(敦は厚の意。祗は敬の意。) ○鯁固愼完(鯁は硬に同じ。鯁固はまじめに手堅きこと、愼完は十分注意してぬけめなきこと。) ○倫(倫は次序なり又條理) ○連類比物(例を引き喩をとる。) ○徑省(徑は直の意。無用を省き手つ取り早く語ること。) ○劇(けづりて傷けること。) ○激急親近(激急は婉曲ならぬこと、親近はあまり立ち入ること、一本には激急を微意に作るべしと爲し、意をむかへると訓む亦通ず。) ○具數(計算を合はせること、一本具を算に作るべしとなす。) ○人情(人の內情。) ○閎大(閎も大の意。) ○妙遠(妙は眇。即ちはるかなること。) ○纖計小談(金錢、穀物上のこまかい話。) ○言而近世(世は世俗の意。) ○詭譟人間(詭は詐の意で又常に反すること、譟は言多くして實無きこと、人間は世間普通のことであるから、奇怪な言論を弄んで常識に合はないことをいふ、然しこの句は少し無理な言ひ方であるから一說に間を聞に作るべしとなし、詭辯を弄し人の耳をそばたてしめる意となす、亦通ず。) ○誕(荒誕不稽、即でたらめ。) ○史(修飾多くして實少きこと、記錄を掌る人(史)は兎角此の弊に陥り易いものと考へられた。) ○質性(生地のまゝ。) ○道法(のつとり、從ふこと。)

りて上に諛ふと以爲はれ、言うて俗に遠く、人間に詭譎すれば、則ち誕なりと以爲はれ、捷敏辯給にして、文采に繁ければ、則ち史なりと以爲はれ、文學を殊釋し、質性を以て言へば、則ち鄙なりと以爲はれ、時に詩書を稱し、往古に道法すれば、則ち誦すと以爲はる。此れ臣非の言ふを難りて重く患ふる所以なり。

【通譯】臣韓非は元來、君に意見を言上致すに憚り畏れる程に臆病ではありませぬ。然るに言上致すを憚り居る事由は、こちらの思ひ通りに理解して戴くことができないからで御座います。即ち申上げまする議論が御意に逆はず、圓滑にして味ひあり、而もすら〳〵と淀み無ければ、唯表面だけ華やかで、實意が無いと思はれます。又愼み深く叮嚀に、且つ手堅くして脫け目無ければ、拙劣にして條理無しと思はれ。又言葉を多くして同類の事物を澤山、例證として並べ立てれば、內容空虛で、無用の冗辯なりと思はれ。さればとて事の精微を摘み、要領を說き、直截簡明にして虛飾を省けば、餘りに簡短過ぎて話が判らぬと思はれ。又、無遠慮且露骨に、人の內情に立入つた話をすれば、分を越えた僭上の沙汰で、謙讓の德を缺くと思はれ。話が廣大高尚で容易に解り兼ねる場合には、徒に誇大にして役に立たぬと思はれ。さればとて細かい計算を述べ立て、勘定の引き合ふ樣にすれば、下品だ

人情。則見以爲僭而不讓。閎大廣博。妙遠不測。則見以爲夸而無用。纖計小談。以具數言。則見以爲陋。言而近世。辭不悖逆。則見以爲貪生而諛上。言而遠俗。詭躁人間。則見以爲誕。捷敏辯給。繁於文采。則見以爲史。殊釋文學。以質性言。則見以爲鄙。時稱詩書。道法往古。則見以爲誦。此臣非之所以難言而重患也。

訓讀 臣非、言ふことを難るに非ざるなり。言ふを難る所以の者は、言、順比滑澤、洋洋纚纚然たれば、則ち華にして實ならずと以爲はれ、敦祗恭厚、鯁固愼完なれば、則ち拙にして倫ならずと以爲はれ、多言繁稱、類を連ね物を比すれば、則ち虛にして用無しと以爲はれ、微を總べ約を說き、徑省にして飾らざれば、則ち劌にして辯ならずと以爲はれ、激急親近、深く人の情を知れば、則ち僭にして讓らずと以爲はれ、宏大廣博、妙遠にして測られざれば、則ち夸にして用無しと以爲はれ、纖計小談、具數を以て言へば、則ち陋なりと以爲はれ、言うて世に近く、辭、悖逆せざれば、則ち生を貪

難言第三

【敍說】難言とは「言ふをはゞかる」の意。臣下として君上に事を言上して嘉納を得ることは、なかなか困難なことで容易ならぬ苦心を要する。加之うつかり物を申上げ君の御機嫌を損ねたら最後、死亡立どころに至る有様である。故に臣下たる者、君に對し申上げたいことは山々あつても、勢ひ、差控へざるを得ないと謂ふのが此の篇の趣旨である。

此の篇、上書の體を成してゐるからして、或は韓非が秦王に上つたものと謂ひ、或は韓王安に上つたのだともいふが果して何れか判定できない。

臣非非難言也。所以難言者。言順比滑澤。洋洋纚纚然。則見以爲華而不實。敦祇恭厚。鯁固愼完。則見以爲拙而不倫。多言繁稱。連類比物。則見以爲虛而無用。總微說約。徑省而不飾。則見以爲劌而不辯。激急親近。深知

【語釋】畢辭於前（大王の御前に於て、思ふことを全部述べつくす意。）

【餘論】李斯の韓に使したのは前文に見えた様に韓王を生捕にして人質にせんとする恐ろしい計畫なのである。而も單身敵地に乘り込み、唯賴む所は三寸の舌である。韓王直に之に拜謁を許さないのは李斯の心中を怪しと睨んだ爲ではないか。それで此の時の李斯の身はかなりの危險に暴されてゐるものと見なければならぬ。臣斯願一得レ見レ前。進道二愚見一。退就二葅戮一。といへるが如きは李斯自ら身邊の危險を自覺してのことではないか。然し强秦を背形に有つてゐることは李斯の最も强みとする所にして若し此の李斯を殺す様のことがあつたら韓は直に滅されて了ふだらうと、威嚇的言辭を以て身の危險を豫防してゐる。此の點になると弱國韓の使臣たる韓非は誠に氣の毒千萬で、如何に智辯を極めた議論をしても相手を動かす力が足らぬ。其の結果李斯に一疇を輸するの已む無きに至つた形である。韓非たるもの「長袖善舞、多錢善賈。」——（五蠹篇に見ゆ）——の諺なども思ひ合はされて如何に殘念がつたことだらう。

【訓譯】若し臣斯の言ふ所、事情に應ぜざる者有らば、願はくは大王幸に辭を前に畢るを得しめよ、乃ち吏誅に就かしむるも晩からざるなり。秦王は飲食も甘しとせず、遊觀も樂しとせず、意専ら趙を圖るに在り。臣斯をして來り言はしむ。願はくは身見ゆるを得、因つて急に陛下を計る有らんことを今臣をして通ぜさらしめば、則ち韓の信未だ知る可からざるなり。夫れ秦必ず趙の患を釋てゝ兵を韓に移さん。願はくは陛下、幸に復た之を察圖して、臣に報決を賜はらんことを。

【通譯】若し私の申上げますることが事實に合はぬ點が御座いますならば、願はくは大王何卒御前に於て愚見を十分述べ得さして下さい。其の上に法吏に引渡して誅罰し給うても晩くは御座いますまい。只今秦王には飲食も甘く感ぜず、遊覽も樂しと思れず、ひたすらに趙を攻め取ることをのみ思ひつめて居られるので、私を派遣して大王へ言上せしめられたわけで御座います。何卒親しく拜謁を賜はり、至急に陛下と御打合せ致したいことが御座います。然るに臣の此の願ひを退け、御會ひ下さいませぬならば、韓の秦に對する信義は明瞭になりませぬ。さうなつたら秦は必ず趙の問題を差し置いて、先づ兵を韓に差向けるでありませう。何卒陛下、是等の事情をよく御考へ遊ばされ、何分の御返事を賜はりまする樣御願申上げます。

左右之を計る者は用ひられざらん。願はくは陛下之を熟圖せよ。

通釋 且、韓の兵力がいつたい、天下に於いて如何なる地位に在るかは明かなことである。其の韓が今又彊秦に背き、而も城を棄てゝ敗走することゝならば、必ず手近な處に內亂が起つて城を襲ふに至るだらう。城が陷れば士卒離散するであらうし、士卒離散すれば軍隊を成さなくなる。たとひ城を固守するとしても、秦は大軍を興して韓の一都を圍んで交通を遮斷するであらうから、策の施しよう無く、之を救はうとしても救はれず、左右近臣の計も此の時に及んでは何の用をも爲さないであらう願はくは陛下此の點をよく〱御考慮遊ばす樣に。

語釋 夫棄城（夫は衍字。） ○反掖之寇（掖は腋に同じ、腋の下の樣に手近かな處に謀反を起す寇賊即ち內亂のこと。） ○聚散（聚は士衆又は民衆のこと。）

若臣斯之所言。有不應事情者。願大王幸使得畢辭於前。乃就吏誅不晩也。秦王飲食不甘。遊觀不樂。意專在圖趙。使臣斯來言。願得身見。因急與陛下有計也。今使臣不通。則韓之信未可知也。夫秦必釋趙之患而移兵於韓。願陛下幸復察圖之。而賜臣報決。

れにならなければ、必ず禍結んで解けなかろう。即ち秦は兵を發してどん〳〵攻め寄せるから、韓の社稷も危ふきに至るであらう。私が殺されて屍を韓の市に暴すならば、もう取りかへしのつかぬことで、あとで私の誠意ある計りごとを見屆けようとしたつて、それは到底得ないことである。邊鄙の地は侵入軍に荒され、都城も固く籠城せねばならず、戰陣の鐘太鼓の聲が近くお耳に聞える樣になつて、而る後に私の計を用ひようと遊ばされても、もう晩いことであります。

語釋　邊鄙（國境に近い地方。）　○國固守（國は國都をいふ。）　○鐸且（軍中に用ふる大鈴。）

且夫韓之兵於天下可知也。今又背彊秦、夫棄城而敗軍則反掖之寇必襲城矣。城盡則聚散。聚散則無軍矣。使城固守、則秦必興兵而圍王一都。道不通則難必謀。其勢必不救。左右計之者不用。願陛下熟圖之。

訓讀　且夫、韓の兵の天下に於けるや知る可きなり。今又彊秦に背き城を棄てゝ軍を敗らば、則ち反掖の寇必ず城を襲はん。城盡きば則ち聚散ぜん。聚散ぜば則ち軍無からん。城をして固守せしめば、則ち秦必ず兵を興して王の一都を圍まん。道通ぜずんば則ち必ずしも謀り難く、其勢必ず救はれず。

とは、是は私を待遇する適當な方法とは申されますまい。私は一たび御前に伺候することを得、進で不束乍ら私の考を申上げた上に、御氣に召さずは、退いて一寸試しの刑でも何でも受けませう。願はくは陛下よく御考慮あらんことを。

語釋 將（送るとよむ。） ○效（「いたす」とよむ。） ○逆（迎へる意。） ○葅戮（寸斷の意、即一寸だめしといふにあたる。）

今殺臣於韓則大王不足以彊。若不聽臣之計則禍必構矣。秦發兵不留行而韓之社稷憂矣。臣斯暴身於韓之市則雖欲察賤臣愚忠之計不可得已。邊鄙殘國固守。鼓鐸之聲聞於耳。而乃用臣斯之計晚矣。

訓讀 今、臣を韓に殺さば、則ち大王以て彊くするに足らず。若し臣の計を聽かずんば、則ち禍必ず構せん。秦、兵を發して行くことを留めずして韓の社稷憂あらん。臣斯身を韓の市に暴さば、則ち賤臣の愚忠の計を察せんと欲すと雖も、得可からざるのみ。邊鄙殘はれ、國固守し、鼓鐸の聲耳に聞こえ、而して乃ち臣斯の計を用ひんとするも晚し。

通釋 今大王が私を韓に於いて殺しても、韓を彊くするに足らず。そして若し私の計をお聽容

斯をして來らしむるに、見ゆるを得ず。恐らくは左右曩の姦臣の計を襲ぎて、韓をして復た亡地の患有らしめんことを。臣斯見ゆるを得ずんば請ふ歸りて報ぜん。秦韓の交りは必ず絶えん。斯の來り使せるは、以て秦王の歡心を奉じて、便計を效さんことを願ふなり。豈陛下の賤臣を逆ふる所以の者ならんや。臣斯一たび前に見ゆるを得て、進んで愚計を道ひ、退きて葅戮に就かん。願はくは陛下意有らんことを。

〔通釋〕秦と韓とは右の如く同憂の關係に在るものだから、以前に魏が兵を發して韓を伐たんと欲して秦に協力を申込み來つた時に、秦は其の申込を承知しなかつたばかりでなく、其の魏の使者を韓に護送したことがある。秦の韓に對する誠意は、之を見ても十分御判りの筈であるのに、今回秦王が私をこちらへ派遣しましたのに、私が陛下に御目にかゝることさへ得ないとは何としたことだらう。恐らくは陛下の近臣がまたもや姦臣の浮計を採用し、其結果韓をして再び領土を亡ふ樣な禍に遭はせることであらう。私がどうしても御目にかゝれなければ、歸國して秦王に其旨報告申上げませう。さうなつたら最後、秦・韓の國交は必ず斷絶致します。私が派遣されて參りました意味は、秦王の韓に對する好意を奉體し、韓の爲に便利な計を申上げる爲であります。然るに謁見をも賜はらぬ

り、然る後に秦を伐つ下心らしい。且つ臣の承はりまする語に、「脣亡ぶれば齒寒し」とあります。抑も秦と韓とは恰も此の脣齒の關係に在り、憂を同じうせざるを得ない、其形勢たるや明瞭である。

語釋 浮說（浮薄な不眞面目な議論）　○權（はかりの分銅の意から、物の重さをはかり事の利害を考へることゝなる）

餘論 前段より此段にかけて、韓が秦に親むべきを親まなかつた爲に大なる不利を招いたのだ、秦韓は脣齒の關係に在りといふのだが、暴秦の從來のやりかたを以てして、よくも斯樣なことを言へたものだと呆れる次第だが、其の佞辯は感心の外はない。

魏欲發兵以攻韓、秦使人將使者於韓。今秦王使臣斯來而不得見。恐左右襲曩姦臣之計、使韓復有亡地之患。臣斯不得見請歸報。秦韓之交、必絕矣。斯之來使。以奉秦王之歡心。願效便計。豈陛下所以逆賤臣者邪。臣斯願一得見前、進道愚計、退就葅戮。願陛下有意焉。

訓讀 魏、兵を發して以て韓を攻めんと欲するや、秦は人をして使者を韓に將らしめき。今秦王、臣

道言欲伐秦、其勢必先韓而後秦。且臣聞之、脣亡則齒寒。夫秦韓不得無同憂。其形可見。

訓讀 夫れ韓は嘗て一たび秦に背いて國迫られ地侵され兵弱くして今に至れり。然る所以の者は姦臣の浮說を聽いて、事實を權らざるが故なり。姦臣を殺戮すと雖も、韓をして復た强から使むる能はざるなり。今趙は兵士卒を聚めて秦を以て事と爲さんと欲し、人をして來りて道を借り、「秦を伐たんと欲す」と言はしむ。其の勢、必ず韓を先として秦を後にせん。且臣之を聞く、「脣亡ぶれば齒寒し」と。夫れ秦韓は同憂無きを得ず、其の形見る可し。

通釋 かくして韓は一たび秦に背いたが爲に、國勢は危く、土地は侵略せられ、兵力は弱くなつて今日に至つた。かうなつたのも、姦臣の無責任な議論を聽き容れ、實際の利害を考へなかつた爲である。然し今となつては其の姦臣を殺戮しても、韓をして再び强國に致すことは得ませぬ。然るに今趙は士卒を聚め秦を攻める計畫を立て、使者を韓に派遣し、秦を伐ちたいので、道を貸して與れと申込ませてゐる。然し事狀を察するに、道を借りるとは表面上の名ばかりで、實は先づ第一に韓を攻め取

而も其の先陣となつて秦に攻め寄せ、函谷關の下まで軍を進めたのであつた。處が秦軍が頑强に防いだので、さすが諸侯の聯合軍も兵困み力盡き、如何ともすること得ず、退陣する事になりました。此時杜倉が秦の宰相と爲り、大に將卒を動員して、諸侯に對する怨を報いんが爲に先づ楚を攻めました處、楚の宰相が之を患へて曰く、「抑も韓は秦をば無道の國と認めて置き乍ら、後には兄弟の如き親密の交を結び、相共に天下の諸侯を苦めた、さうかと思ふと又秦に背いて諸侯側について其先陣となり、函谷關に攻め寄せた。斯樣に韓は天下の中央に位して、あちらに附き、こちらに從ひ、其の向背の程は知ることが得ない。こんな國は十分痛い目に遭はしてやつて宜い、」とて五諸侯相談の結果、韓の最も好い土地十城を秦に割讓して御詫を爲し、秦軍に退いて貰つた。

語釋 五諸侯（秦の昭王十一年に齊韓魏趙宋中山五國共に秦を攻むと見えて居るが、こゝの五諸侯は之を指すのではないらしい、前後の關係から見て荊即ち楚も同盟に加はつて居らねばならぬ。）○雁行（雁は行くに列を爲し次を以て進むが、韓が諸侯の軍の先頭となつたこと。）○關下（一本に關下に作る關の誤。）○展轉（反覆といふに同じ。）○上地（土地の上等なるもの、一說に韓の上黨地方をいふとなす。）

夫韓嘗一背秦。而國迫地侵、兵弱至今。所以然者、聽姦臣之浮說、不權事實故。雖殺戮姦臣、不能使韓復强。今趙欲聚兵士卒、以秦爲事。使人來借

因力極無奈何。諸侯ノ兵罷。杜倉相秦。起兵發將。以報天下之怨。而先攻荊。荊ノ令尹患之曰。夫韓以秦爲不義。而與秦兄弟共苦天下。已又背秦。先爲雁行以攻關。韓則居中國。展轉不可知。天下共割韓上地十城。以謝秦。解其兵。

訓讀　先時五諸侯共に秦を伐つや、韓反つて諸侯に與し、先づ雁行を爲し以て秦に嚮ひ關下に軍せしも、諸侯の兵困み力極まり、奈何ともする無く、諸侯の兵罷けり。杜倉秦に相とし、兵を起し、將を發して、以て天下の怨に報いんとして、先づ荊を攻むるや、荊の令尹之を患へて曰く、「夫れ韓は秦を以て不義と爲し、而も秦と兄弟となりて共に天下を苦しめ、已に又秦に背いて先づ雁行を爲し、以て關を攻めたり。韓は則ち中國に居りて、展轉して知る可からず」と、天下共に韓の上地十城を割いて以て秦に謝し其兵を解けり。

通釋　然るに先頃、五諸侯聯合して秦を伐つた時、韓は從來の恩誼を無視し、反つて諸侯に與し、

通釋 昔、秦と韓とは力を合せ、心を一にして、互に相侵略することが無かつたから、天下の諸侯も兩國を恐れて之を犯さぬこと數代に及びました。さきに五諸侯が協同して韓を伐つた時の如きは、秦は兵を發して韓を救うて上げたことでありました。韓が天下の中央に位して、何方からも攻められ易い國であり、且つ其の面積も千里四方にも滿たぬ小國であり乍ら、而も諸侯と同列に立つて、君臣相共に安穩にして居られる所以は世世傳統的敎令に從つて秦に事へ來つた效力に因るのであります。

語釋 戮力（戮は勠に同じ幷せる意。） ○五諸侯（五諸侯とは趙魏燕齊楚の五國を指すらしいが、韓世家に依れば、韓の釐王二十三年に趙魏の聯合軍が韓を伐ち事力に急なる時、救を秦に求めたところ秦は白起を遣はして大に趙魏の軍を破らしめたのであつて五諸侯の五の字は當らない。或は衍であらう。） ○班（列の意。）

餘論 先づ最初に秦が韓を助けてやつたことを述べて恩に著せてゐるが、史實を案ずるに韓は小國の悲しさ、懿侯以來代々秦に事ふること鄭重を極めてゐるに拘らず、世々秦の侵略を被らぬことは無きのみならず、秦が外國と戰爭する時には韓は常に兵を出して秦を佐けてやつて居つたので、そして秦から助けて貰つたのは此の釐王二十三年の一役だけなのである。李斯が「戮力一意云々」などと巧いことを言つてゐるが、事實を無視した放言である。

先時五諸侯共伐秦。韓反與諸侯先爲雁行以嚮秦軍於關下矣。諸侯兵

【訓讀】秦遂に斯を遣りて韓に使せしむ。李斯往き、韓王に詔げんとせしも未だ見ゆるを得ず。因つて上書して曰く。

【通釋】李斯が右の書を秦王に上りたる結果、秦王はいよ〳〵李斯を韓國に派遣することになつたさて李斯は韓へ往つて韓王に來意を申上げようとしたが、中々謁見が得ない。それで上書して申上げた。

昔秦韓戮力一意。以不相侵。天下莫敢犯。如此者數世矣。前時五諸侯嘗相與共伐韓。秦發兵以救之。韓居中國。地不能滿千里。而所以得與諸侯班位於天下。君臣相保者。以世世相教事秦之力也。

【訓讀】昔秦韓、力を戮せ意を一にし、以て相侵さゞりしかば、天下敢て犯す莫かりき。此の如き者數世なり。前時五諸侯嘗て相與に共に韓を伐つや、秦兵を發して以て之を救へり。韓は中國に居りて地千里に滿つること能はず。而るに諸侯と天下に班位して、君臣相保つを得し所以の者は、世世相教へて秦に事へしの力を以てなり。

だ國境より進出せずして、勁韓を威壓して其の王を擒にし、强齊をば義に依つて服從させることになります。此の事が他の諸侯に聞えたならば、趙は膽をつぶして驚き懼れ、楚も秦に抗爭するだけの自信を失うて、寧ろ秦に事へる計畫を立てるでありませう。從て楚が兵を發して魏を援けないだらうし楚の後援が無ければ、魏も一向憂ふるに足らぬことになります。さうなれば諸侯の土地を漸次蠶食して占領して了ふことも得るし、合從の盟主たる趙と抗爭することも得るのであります。願はくは陛下詳しく私の計を御考慮遊ばされ、決して忽せに爲し給はざらんことを。

語釋 社稷之臣（國家と存亡を共にすべき重臣。）○與韓人爲市（市は賣買又は取引の意、王を人質としてとつて置き、之をかへす代りに土地を取る計である。）○象武（秦臣の名であるが、象の字は蒙の字の誤だらうといふ說がある蒙武ならば始皇本紀や蒙恬列傳等に見える人である。）○蘇之計（秦が齊へ遣はした荊蘇といふ人の計。）

餘論 以上第三段、李斯が自分の考へた策略を述べたものである。其の結果、李斯が秦の命を受けて韓に使した時の經過を次に附載してある。李斯の徒の加筆であること益々明かである。

秦遂遣斯使韓也。李斯往詔韓王、未得見。因上書曰。

ち齊人は懼れて蘇の計に從はん。是れ我が兵未だ出でざるに、勁韓は威を以て擒にし、彊齊は義を以て從はん。諸侯に聞えなば趙氏は膽を破り、荆人は狐疑して、必ず忠計行らん。荆人動かずば、魏は患ふるに足らざるなり。則ち諸侯は蠶食して盡す可く、趙氏は得て與に敵す可し。願はくは陛下幸に愚臣の計を審かにして忽にすること無かれ。

〔通釋〕今臣の愚見によりて考へまするに、秦國が軍兵を召集し今にも戰ふばかりの樣子を示し、而も何れの國を伐つのかを聲明せず、滿を持して控へて居りまするならば、鄰國の韓の大臣共は屹度自國が攻擊を蒙るのだらうと懼れを爲し、之を免れんが爲に、秦に臣事することを計るであらう。そこで私は韓に往き韓王に見え、彼を誘き出し、來朝して大王に御目にかゝる樣に致させませう。若し彼がやつて來たならば、之を留め置いて歸しなさるな。さうして置いて、だん／＼韓の重臣を召し寄せ王を戾したければ土地を渡せと脅迫したならば、韓は否應無しに多くの土地を我に割讓する事になりませう。そこで一方又象武に命じて、東郡の兵卒を發し、國境に於て勢揃ひして他國を伺ふ樣子を示し、而も何れの國を伐つかを明言しない。さうすると齊人が或は秦が我國を伐つのではないかと懼れて、荆蘇の說に聽從し、趙と絕交してこちらに靡くことゝなるであらう。斯樣な次第で、我が兵未

餘論 以上第二段、韓非が秦に來れる動機心術を道破す。

今以臣愚議。秦發兵而未名所伐。則韓之用事者。以事秦爲計矣。臣斯請往見韓王。使來入見。大王見。因內其身而勿遣。稍召其社稷之臣。以與韓人爲市。則韓可深割也。因令象武發東郡之卒。闚兵於境上。而未名所之。則齊人懼而從蘇之計。是我兵未出。而勁韓以威擒。彊齊以義從矣。聞於諸侯也。趙氏破膽。荊人狐疑。必有忠計。荊人不動。魏不足患也。則諸侯可蠶食而盡。趙氏可得而與敵矣。願陛下幸審愚臣之計無忽。

訓讀 今、臣の愚を以て議せんに、秦、兵を發して未だ伐つ所を名いはずば、則ち韓の事を用ふる者、秦に事ふるを以て計と爲さん。臣斯請ふ、往いて韓王に見え、來りて入見せしめん。大王見ば因つて其身を內れて遣る勿かれ。稍く其社稷の臣を召して、以て韓人と市を爲さば、則ち韓は深く割く可きなり。因つて象武をして東郡の卒を發し、兵を境上に闚はしめて、未だ之く所を名いはずば、則

り。辯說屬辭、非を飾り謀を詐り以て利を秦に釣らんとし、而して韓の利を以て陛下を闚ふ。夫れ秦韓の交り親しければ、則ち非重ぜらる。此れ自便の計なり。臣非の言を觀るに、其淫說を文り、靡辯の才甚し。臣恐る陛下非の辯に淫し、而して其盜心を聽き、因て事情を詳察せざらんことを。

通釋　韓非が秦に來たのは、之に由つて韓國を保存するを得べきが爲とは限らず、彼自身が韓に於て重ぜられんが爲であります。辯舌を弄し、文辭を振ひ、つまらぬことを誠しやかに述べ立て、謀を詐つて申し上げ、秦に於て自ら利益を得んとし、一面に韓の利益の爲に陛下の御意を推測し、隙間も有らば取り入らうとしてゐます。抑も秦と韓との交はりが親しければ、韓非自身が韓に於て重ぜられる立場に在ります。それで韓非のやることは自分の便宜を計る爲であります。韓非の議論を視るに其の不當の說を飾り立て、無用の巧言を馳せる手際は驚き入つたものであります。それで陛下が辯口に惑はされて、彼の狡猾な願ひをウカと御聽容れになり、つひ事の眞相を詳しく御取調べにならぬ樣のこともあらうかと心配申上げて居ります。

語釋　未必（一本に未を大に作り、下句、爲重於韓の上に小字を補ひ、大にしては韓を存せんとし、又傍ら韓に重んぜられようとしたと解す、亦通ず。）　○淫說（人を惑はす有害な議論）　○靡辯（虚飾の多い辯舌。）
○盜心（利己的なずるい野心。）

ゐるのであります。今秦が專ら齊趙に力を注ぎ他を顧みるの暇無ければ、韓は恰も腹心の持病が痛み出すが如くに、秦に反逆するでありませう。其韓が又楚と共謀し、他の諸侯も之に應援することにもならば一大事で、秦は往年殽塞に攻めこまれた時の様な苦難を復たも嘗めなければならぬでせう。

語釋 腹心（心はむねのこと。）○虛處（虛は墟に通用、高燥の地をいふ、處は「居る」なり、或は曰く虛處は虛曠無事にして以て處ること、即ち何事もなく樂にしてゐる意だと。然し今前說に從つておく。）○恔然（恔、如の意、即妨碍有る感じがすること。）○卒報（卒はにはか、卒報は急變といふが如し。）○悉趙而應二萬乘（全書の說により、悉趙は悉棄の誤と見る。二萬乘は齊趙二大國の兵力をいふ。）○殽塞之患（秦策に、「秦、齊兵の爲に殽塞の上に困むこと十年」とあり、之を指すのであらう。）

餘論 以上第一段、韓の信用すべからざるをいふ。

非之來也。未必以其能存韓也。爲重於韓也。辯說屬辭。飾非詐謀。以釣利於秦。而以韓利闚陛下。夫秦韓之交親則非重矣。此自便之計也。臣視非之言。文其淫說。靡辯才甚。臣恐陛下淫非之辯。而聽其盜心。因不詳察事情。

訓讀 非の來るや、未だ必ずしも其の能く韓を存するを以てならざるなり。韓に重ぜられんが爲な

候之に應ぜば、則ち秦必ず復た崤塞の患を見ん。

通釋　秦の始皇は　詔　を發して、韓の使者韓非が韓の未だ取る可からざることを論じて申上げた上書を、大臣李斯に下附して其可否を論議せしめた。李斯の對へは次の樣なものであつた。

私の考に由れば、韓非の意見は甚だ當を得てゐないものであります。秦が其郡國として韓を有して居るのは、恰も人が腹や胸の內臟に病を有つてゐる樣なものであります。此の內臟に病を有する場合も、高燥な空氣の良い處に住へば、患部に少し凝りを感ずる位で別段の苦痛は無いが、若し濕地に住へば病根深く根ざして去らず、疾走したり烈しく運動したりすると、症狀が顯はれ來り苦痛を發するものであります。夫れ韓は秦に臣從して居ますけれども、常に秦の腹心の病となつて居ります。今若し急變の事でも有らば、韓の向背は如何なるか、決して信用はできない。といふのは只今秦は趙と對戰するに當り、齊が趙に加擔するのを防がんが爲、荊蘇を使者として齊に說かしめて居りますが其結果は如何なるか未だ判明しないけれども、私の觀測によれば、齊と趙との親交は荊蘇の力によつて斷絕されるとは限らず、若し斷絕されなければ、秦は全力を擧げて、齊趙二大國に對抗せねばならぬ苦境に立つわけであります。元來韓は秦の德義に心服してゐるのではなく、秦の勢力に屈服して

夫韓雖臣於秦。未嘗不為秦病。今若有卒報之事。韓不可信也。秦與趙為難。荊蘇使齊。未知何如。以臣觀之。則齊趙之交未必以荊蘇絕也。若不絕是悉趙而應二萬乘也。夫韓不服秦之義。而服於彊也。今專於齊趙。則韓必為腹心之病。而發矣。韓與荊有謀諸侯應之。則秦必復見崤塞之患。

訓讀 詔して韓客が上る所の書に、韓の未だ擧ぐ可からずと言ふを以て臣斯に下す。臣斯甚だ以て然らずと為す。秦の韓有るは人の腹心の病有るが如きなり。虛處すれば則ち恢然たり。若し濕地に居れば、著して去らず、以て極走すれば則ち發す。夫れ韓は秦に臣たりと雖も、未だ嘗て秦の病を為さずんばあらず。今若し卒報の事有らば、韓は信ず可からざるなり。秦、趙と難を為し、荊蘇齊に使せしも、未だ何如を知らず。臣を以て之を觀れば、則ち齊趙の交は未だ必ずしも荊蘇を以て絕えざらん。若し絕えずんば、是れ趙を悉して二萬乘に應ずるなり。夫れ韓は秦の義に服せず、而して彊に服するなり。今齊趙に專にせば、則ち韓は必ず腹心の病となりて發せん。韓、荊と謀る有りて諸

究で、危ふきこと風前の燈に似、事正に急であつた。さればといつて秦の天下一統の野望を思ひ止まらしめることは不可能である。そこで韓非は韓に向はうとする秦の鋒芒を他に轉じようとして心血を注いだのである。それで「兵力を用ひるのはお爲にならぬ、若し用ひるならば趙を伐ちなされ」といふ趣意を反覆力說してゐる。是が本篇の命意であり、最後の此段に於いても特に力を入れて之を說いて結んだのである。韓非の意中を察するに、何れ秦の攻擊を免れることは不可能であらうとも、其時期を一日も遲からしめ、其の間に何とか方法を講じて形勢の好轉を圖らうとしたのであらう。

以下一千餘字は李斯の駁論、其他李斯の活躍した事實を述べたもので、李斯一派の人の補筆らしく、韓非の著書中に載すべき性質のものでないが、舊來の諸本に載せてあるので、こゝに續けて講說して行くことにする。

詔以韓客之所上書。言韓之未可擧。下臣斯。臣斯甚以爲不然。秦之有韓若人之有腹心之病也。虛處則㤥然。若居濕地。著而不去。以極走則發矣。

に弱めらるゝは危事なり。計を爲して我を意ふの心有らしむるは至殆なり。二疏を見すは諸侯に彊き所以に非ざるなり。臣竊に願ふ、陛下の幸に之を熟圖せられんことを。夫れ攻伐して從者をして聞せしむるは、悔ゆ可からざるなり。

通釋 趙と秦との强弱を決するのは今年中であります。然るに趙は諸侯と秦を亡ぼすの陰謀を企てゝ居ることは久しいことであります。此形勢に氣付かずに、ウカと一回兵を動かして諸侯の爲に弱められるのは秦を危ふくすることであります。拙劣な計りごとをやつて、却つて天下の諸侯として秦に對して疑懼の心を有たせるのは、至極殆ふいことであります。以上二つの拙策を他に暴露するのは諸侯の間に勢威を振ふやりかたでは決して御座りませぬ。

私は恐れ乍ら、陛下が幸に此の事を吳れ〴〵もよく御考へ遊ばされるよう御願ひ申上げます。韓を征伐して、合從の列國に乘すべき間隙を與へて了つては後悔しても、はや無效であります。

語釋 趙秦（舊本に韓秦に作る、中島恒久の說により改む。）〇意我（意は疑ひ慮ること、我は秦をさす、一本我を伐に作る、此の場合、秦に伐たれることを疑ひ慮ると解す、亦通ず。）〇二疏（疏は疏拙で、二疏は二つの拙策といふ意味、即ち上述の危事、至殆の二をさす。）〇閒（閒隙を伺つて之に乘ずること。一に聞に作る。）

餘論 此れは本篇の第六段で結論を成してゐる。當時韓の國情は秦の一擊を受ければ滅びること必

韓の反感を買ひ、そして未だ一方楚や魏との親交を堅めもしない有樣であるから、若しも韓と一戰して勝利を得ずんば、秦國の禍ひ茲に起ることは言ふまでもありませぬ。凡そ計ごとは事の成敗を決する者であります。よく〱詳細に考察せねばならぬものであります。

【語釋】賤臣、愚計（何れも韓非自ら卑下する詞。）○幣（財物のこと、又それを贈ること。）○用事之臣（國家の重大事を行ふ人即ち當局者のこと。）○從而伐趙（從は事の次第を明かにする時に用ひたもの、「其の次に」といふ程の意味、異本に從の下に韓字あり、韓を從へてと讀ませるけれども、さうすると、下の韓可以移書定也の句が解けなくなる、それで意解に引いた意從の說により從韓の韓字を省略して置く。）○兵者凶器也（孫子の語。）○敵衡（兩々相對して匹敵すること。）

【評論】以上第五段、徒らに兵を用ふるよりも、眼を天下の大局に著け、外交的手腕を振ふことの得策なるを言ひ、殊に不用意に韓を伐つ時は却て取返しのつかぬ禍をひき起すであらうといふに在り。

趙秦彊弱在今年耳。且趙與諸侯陰謀久矣。夫一動而弱於諸侯危事也。爲計而使諸侯有意我之心至殆也。見二疏非所以彊於諸侯也。臣竊願陛下之幸熟圖之。夫攻伐而使從者閒焉。不可悔也。

【訓讀】趙秦の彊弱は今年に在るのみ。且つ趙は諸侯と陰謀すること久し。夫れ一たび動いて諸侯

以ふに秦は趙と敵衡し、加ふるに齊を以てし、今又韓を背かしめて、而も未だ以て荊魏の心を堅うする有らず。夫れ一戰して勝たずんば、則ち禍ひ構せん。計は事を定むる所以なり。察せざる可からざるなり。

通釋 さて不束乍ら私の考に依りますれば、徒に兵を用ひずに外交的手腕を用ふるがよいと存じます。即ち先づ使者を楚に遣はし、同國の政局に當れる大臣に鄭重な贈物を贈與して之を取入れて、趙が秦を欺きたる事を信ぜしめて趙と結合することを思ひ止まらしめ、又魏に人質を與へ、之を安心させて之も趙に附くことを防止して置いて、然る後趙を伐てば、たとひ趙が齊と聯合したとするも、心配するに足りません。かやうにして齊趙の二國を征服して了へば、韓は唯一片の文書を送るだけで之を平定することができます。それで此計に依れば秦は一擧して齊趙二國を滅亡の形勢に立至らしむることになるし、又かうなると楚と魏とも自ら屈伏するでありませう。さればこそ古人も「兵は凶器なり」と申して、成るべく兵を用ひずに勝を制するを說いて居ります。兵を用ひるには善く其用ひ方を注意しなくてはなりませぬ。

今秦一國を以て趙と對戰して居るのに加へて、齊とも戰はねばならぬ形勢であります。然るに今又

【論評】以上第四段、合從の盟主たる趙を伐ち取る秦年來の計畫に背き、從つて霸業成るの日は永遠に來らぬことを指摘して反省を促す。

今賤臣之愚計、使人使荊、重幣用事之臣、明趙之所以欺秦者、與魏質以安其心、從而伐趙。趙雖與齊爲一、不足患也。二國事畢、則韓可以移書定也。是我一舉二國有亡形、則荊魏又自服矣。故曰、兵者凶器也。不可不審用也。以秦與趙敵衡、加以齊。今又背韓、而未有以堅荊魏之心。夫一戰而不勝、則禍構矣。計者所以定事也。不可不察也。

【訓譯】今賤臣の愚計は人をして荊に使せしめ、事を用ふるの臣に重幣し、趙の秦を欺く所以の者を明かにし、魏に質を與へて以て其心を安じ、從つて趙を伐たば、趙齊と一となると雖も、患ふるに足らさるなり。二國の事畢らば則ち韓は以て移書して定む可きなり。是れ我一舉して、二國亡形有るなり。荊魏は又必ず自ら服せん。故に曰く、「兵は凶器なり」と。用を審かにせさる可からさるなり。

以の心に非ざるなり。均貴臣の計の如くせば則ち秦は必ず天下の兵質とならん。陛下金石と以に相弊すと雖も、則ち天下を兼ぬるの日は未だしからん。

通釋 抑も進んで趙を撃つも之を取ることも出來ず、退いて韓を攻むるも之を破ることも出來ず、對陣徒らに長びきますると、流石向ふ所敵無き勇卒も野戰に勞れ、輜重隊も後方勤務の爲に疲れはてて了ふでありませう。此時に至つて疲れて弱り切つた者共を寄せ集めて齊趙の二大國に對抗することになりますれば、合從の主謀國たる趙を孤立せしめて之を亡ぼさうといふ秦の本來の計畫とは全く相反したることに相成ります。それで、若し貴國大臣の計の如く、忠順な韓を伐つ様なことをなさるならば、秦は列國總攻撃の的となるでありませうからして、秦の霸業は前途遼遠でありまして、陛下の御壽命が金石と共に長久に渡らせられようとも、却々天下を一統するの日はやつて來ないことでありませう。

語釋 陷鋭之卒（敵の精鋭の軍をも撃破する勇卒のこと。）○勤於野戰（勤は勦に通用、勦は勞と訓ず。）○負任之旅（負任は荷物を背負ふこと、旅は軍隊のこと、即ち輜重隊。）○罷於内攻（罷は疲に同じ、内攻は内功で國内の仕事とも見られるが、野戰に對していふからには後方勤務といふが最も妥當だらう。）○以敵而共二萬乘（而共の二字を生かして讀むために先儒も大部苦心してゐるが、自解は土滑の說により二字を衍としてゐる、余は之に從ふ、二萬乘は萬乘の國なる齊趙二國の兵力をいふ。）○天下兵質（質は鑕に通用、物を斬る臺で刄の當る所、攻撃の的といふ意味に譬ふ。）

を固めてありませう。斯樣になりますれば、つまり韓魏兩國をして或は趙を貧けしめ、或は齊に力を假さしめて、其結果彼等列國の同盟を愈々固くして、我が秦と强を爭ふことになりませう。して見れば、つまり趙の爲に福であつて、秦の爲には禍であります。

【語釋】贖（こゝでは當る、即ち對抗する意味。）○摧（挫くこと。）○爲厚（齊を後援として、自分の勢力を厚くすること、厚を一に原に作る。原は源で、齊を後援としてひかへてゐることは、川に源を有する時にその水が滾々として湧きんが如く、なるにたとへるのである。）

【餘論】是が第三段、韓を攻めることは、合從の氣運を促進することゝなるをいふ。秦にとつては合從ほど氣味の惡い、嫌なものは無いのだから、韓非はその急所を突かうとするわけである。

夫進而擊趙不能取。退而攻韓弗能拔。則陷鋭之卒勤於野戰。負任之旅罷於內攻。則合羣苦弱以敵而共二萬乘。非所以亡趙之心也。均如貴臣之計。則秦必爲天下兵質矣。陛下雖以金石相弊則兼天下之日未也。

【訓讀】夫れ進んで趙を擊つも取る能はず、退いて韓を攻むるも拔く能はずんば、則ち陷鋭の卒は野戰に勤れ、負任の旅は內攻に罷れん。則ち羣苦弱を合せて以て二萬乘に敵せんことは、趙を亡ぼす所

を同じうすること久しく、守備を修め、疆敵に戒め、蓄積を存し、城池を築きて以て固く守る。今韓を伐つとも、未だ一年にして滅ぼすべからざらん。一城を拔きて退かば、則ち權天下に輕く、天下我が兵を摧かん。韓叛かば則ち魏は之に應じ、趙は齊に據りて以て厚となさん。此の如くば則ち韓魏を以て趙に資し、齊に假し、以て其從を固くして以て與に彊を爭はん。則ち趙の福にして、秦の禍なり。

通釋 元來韓は小國であります。然るに秦に身方したが爲に天下の怨を買ひ、四方列國の攻撃に當らねばならぬことになつて參り、君は恥辱を忍び、臣は勤苦に堪へ、上下相共に國難を憂ふること久しきに及びました。それで小國とは申し乍ら擧國一致して國防を充實し、强敵に對する警戒を嚴重にし、糧食を貯藏し、城を築き濠を深くして、固く守つて居りますから、今韓を伐たれましても、一年やそこらではとても滅ぼすことはできませぬ。さればといつて、僅に一城を拔いただけで退く樣なことにもなれば、それこそ秦の權威地に墜ちて、天下より輕ぜられ、列國は秦軍を打ち摧くことになりませう。

韓が一旦秦に叛いたとなると、魏は之に應援することになりませうし、又趙は齊にたよりて根據地

秦が列國共同の敵であるかの如く吹聽し、西に向つて秦を滅ぼす計畫を行はんと欲すること、年來のことで、一朝一夕のことではありませぬ。今趙の秦に及ぼす害惡を釋ておいて、內臣とも謂ふ可き親しい韓を排擊するならば、それこそ、列國は秦のやりかたに呆れはてゝ、趙氏の合從の計をもつともなりと思ひ之に贊成するでありませう。

語釋 貢職（貢はみつぎもの、職は賦役。）○從徒（從徒一派の合從論者。）○贅（連結すること。）○明（明白にすること、即ちさとすこと又さとること。）

說論 是が第二段で、韓を伐つはとんでもない無謀の擧なるを述べ、それが列國に如何に響くかを考へると益々秦の不爲であると言ふに在り。

夫韓小國也。而以應天下四擊。主辱臣苦。上下相與同憂久矣。修守備戒彊敵。有蓄積。築城池。以固守。今伐韓未可一年而滅。拔一城而退。則權輕於天下。天下摧我兵矣。韓叛則魏應之。趙據齊以爲厚。如此則以韓魏資趙。假齊。以固其從。而以與爭彊。則趙之福而秦之禍也。

訓讀 夫れ韓は小國なり。而して以て天下の四擊に應ず。主は辱しめられ臣は苦み、上下相與に憂

ふること三十年と。先づ韓の秦に事ふることの親密なるを説く。

且夫韓入貢職與郡縣無異也。今臣竊聞貴臣之計。擧兵將伐韓。夫趙氏聚士卒。養從徒。欲贅天下之兵。明秦不弱則諸侯必滅宗廟。欲西面行其意。非一日之計也。今釋趙之患。而攘內臣之韓。則天下明趙氏之計矣。

訓讀 且つ夫れ韓は貢職を入るゝこと郡縣と異なる無きなり。今臣竊かに貴臣の計を聞くに、兵を擧げて將に韓を伐たんとすと。夫れ趙氏は士卒を聚め、從徒を養ひ、天下の兵を贅せんと欲し、秦弱からずんば則ち諸侯必ず宗廟を滅せんことを明かにし、西面して其意を行はんと欲すること、一日の計に非ざるなり。今趙の患を釋てゝ、而して內臣の韓を攘はゞ則ち天下は趙氏の計を明かにせん。

通釋 夫れに又、韓は秦に對し貢物を奉り賦役を勤め、全く秦の領內の一地方と異ならぬのであります。然るに今、私が蔭乍ら貴國の大臣の計を承はりまするに、兵を擧げてこの忠順な韓を伐たれる計畫の由、是は甚だ不得策のことゝ存じます。何となれば、彼の趙は士卒を聚め、合從論者を召抱へ、天下の兵力を聯結せんと欲し、秦の勢を挫かなければ列國は秦に滅ぼされて了ふであらうと、

言へぬ。故に贋鼎の樣に斷じて韓非の筆に非ずと言ふは穩當を缺いて居る。但、李斯の反駁論を附載してゐる點から考へて、少くとも後人の加筆せるものなることは否定し得ない。

韓事秦三十餘年。出則爲扞蔽。入則爲蓆薦。秦特出銳師。取韓地而隨之。怨懸於天下。功歸於強秦。

訓讀　韓は秦に事ふること三十餘年、出でては則ち扞蔽と爲り、入りては則ち蓆薦と爲り、秦特り銳師を出すや韓の地を取りて之に隨はしむ。怨は天下に懸り、功は強秦に歸す。

通釋　韓は秦に臣從すること三十餘年の久しきに及び、其間、外敵に對しては秦の盾とも掩護者ともなり、內輪同志では秦を安樂ならしめる敷き物と爲つて參りました。處が秦獨り強くして、精銳の軍隊を發して外國と戰ふ場合は、韓の土地をも身方に取りこめて、從軍させます。その結果韓は列國から怨まれるばかりで、其の功績は皆秦のものとなつて了ひます。

語釋　扞蔽（盾即ち防禦物。）○蓆薦（蓆はむしろ、薦はこも、即ち秦の爲に敷物となりてつかへること。）○秦特云云（特は或は「時」に作り、隨之を隨士に作る其の方が意義明瞭である。）

餘論　是は第一段、功は悉く秦に歸し、韓は獨り怨を天下に取る、然も猶且秦に貳かず、之に事

存韓第二

【叙説】存韓とは韓非の祖國たる韓を、秦の侵略より免れしめ、其滅亡より救うて、國の命脈を存置せんとする議論なりとして名づけた篇題である。韓非は韓の日に削弱せらるゝを見て憂へに堪へず、屢次韓王に獻策したが用ひられず、秦の始皇、韓を攻め、事急なるに及んで、王命を以て秦に使せしめられた。始皇は夙に韓非の書を讀み大に之に共鳴し居り、韓を攻めた動機も韓の地を得んとするよりも、寧ろ韓非其人を召し寄せんとするに在り、召し寄せた上に、場合によつては之を任用せんとするに在つた。然し始皇の希望は如何にもあれ、韓非入秦の使命は、韓を救ふに在つたのだからして、此使命の爲、即ち存韓の爲に種々苦心奔走したであらうが、果して此篇に述べてあるが如き形式で、甚だ露骨に、存韓の趣旨を始皇に說いたかどうか、頗る疑はしい。こんな風に說いたのでは、愈始皇の信用を失うて、韓非の望みは遂げられないわけである。然し如何に遊說術の奧義を極めた韓非と雖も、時非にして萬策盡きた場合には、短刀直入、心中を披瀝して萬一を僥幸することもあり得可きことである。そして韓非の勸說が事實失敗に歸してゐることを考へ合せる時には、益々以て無いとは

それに又イヤそんな見え透いた術策を弄するのは、却て疑はれる本だと主張する者もあつて結局水かけ論に終るのである。それよりも此問題を決定すべき最有力な證據を擧げ得ると思ふ。それは第三段以下。秦の國策の失敗を論じて居る歴史的事實を見るに、皆秦の昭王時代の事であつて、殊に此の篇の作者が現に上書せんとして、「大王」と呼びかけてゐる王樣がどうしても始皇帝であり得ない。即ち天下又比周而軍二華下一。大王以レ詔破レ之云々　は昭王三十四年に白起をして魏軍を破らしめ三晉の將を得た史實を指すに相違ない。又乃復悉二士卒一以攻二邯鄲一不レ能レ拔也。より大王又井レ軍而至與戰不レ能レ尅レ之也。に至る一節に於ける「大王」も昭王を指すものと解釋するのが最も穩當で、どうしても始皇帝を指すものとは見られない。

然らば則ち此篇を韓非が始皇帝に奉つた書と見ることは得きない。而して韓非が始皇帝に對してならば上書をする因縁も有つたが、昭王に上書する程の因縁は無かつたのだから、結局「初見秦」は韓非の自筆でないことは明かである。然らば何故「韓非子」中に入れられたか。之については種々に想像されるが、それは想像に過ぎないから、述べる必要も有るまい。

とならず、齊と燕とが我に親まず。從つて覇王の名も成就せず、四隣の諸侯も參內せず卽ち臣の申上げました通りの成績が擧らなかつたならば、大王は臣を斬殺して、國中に普く告示をなし給へ、「此奴王の爲に謀りて誠意を盡さぬ不屆者である」と。

【語釋】味死（味はぬと不明の意、假借して冒となし、向ふ見ずに犯す意に用ふ、味死は向ふ見ずに上書して死罪を犯すこと、本篇の冒頭に在る「言而不當亦當死」の語に應ず。）〇大王誠聽（誠字、戰國策には試に作る。試の方意味の通りがよい。）

【餘論】是は此篇の末段で、秦は今謀臣の誤れる政策に禍せられて、國勢振はないとはいひ乍ら、本來その面積から言うても、國民の素質から言うても、大國たる資格十分であるからして、其の國策さへ宜しきを得たならば、天下に覇王たるは決して難くない。それにつけても、是非一度拜謁して臣の意の在る所を十分申上げたい。其の上で臣の議論が當を得て居なかつたなら、如何なる嚴罰を受けても露程も恨み無しと。冒頭の「言而不當亦當死」の句に照應して結んだものである。

さて此篇を通讀した上で、作者の問題に、もう一度觸れて見る。先儒が屢々、此篇が韓を亡ぼす方策を說いてゐることを指摘して、韓非たるもの韓の公族として、祖國を亡ぼすことを秦王に說くの理無しとて、此篇は韓非の作でないといへば、之を駁するものは、韓非たる者、秦王に信用せられるが爲には、殊更に亡韓の方策を主張せざるを得なかつたのだ。是が卽ち遊說の術といふものだといふし、

地形利害、天下如くもの莫し。此を以て天下に與せば、天下は兼ねて有す可きなり。臣昧死して願はくば、大王を望見し、天下の從を破り、趙を擧げ、韓を亡ぼし、荊魏を臣とし、齊燕を親ましめ、以て霸王の名を成し、四隣の諸侯を朝せしむる所以の道を言はん。大王誠に其說を聽かんに、一擧して天下の從破れず、趙擧がらず、韓亡びず、荊魏臣たらず、齊燕親ます、霸王の名成らず、四隣の諸侯朝せずんば、大王臣を斬りて以て國に徇ふるに、王の爲に謀りて忠ならさる者なるを以てせよ。

通釋 今秦の領土は如何といふに、長きを折り短きを補ひ方形に直して計つて見れば、數千里四方もあり、それに特別の名稱を有する精銳の軍隊が數十百萬も有り、號令賞罰の嚴肅なる點からいうても天然の要害堅固の點からいうても、天下に並ぶ者が有りませぬ。これだけの大勢力を以て、天下の諸侯に對抗するなら、勝算歷々たるもので、天下を一統することができます。されば臣は死罪を冒して御願ひ申上げまするが、何卒大王にお目通りを得た上に、列國の對秦同盟を破り、趙を占領し、韓を亡ぼし、楚と魏とを臣下となし、齊と燕とを我に親しませ、斯くして霸王の名譽を成就し、四隣の諸侯を參內させるに至る方策を言上致させて下さりませ。若し大王が臣の說を御聽容れになられました場合に、一擧にして列國の同盟が破れず、趙を占領することができず、韓が亡びず、楚や魏も臣下

のである。）　○數筴（筴（音サク）は筮竹、戰國策に筴を策に作る、同意、數は舊本に之を脱す。戰國策により之を補ふ。）　○占兆（うらかた、即ち吉凶を示す象、その筮竹の數により現はれたのを占といひ、龜甲に現はれたのを兆といふ、しかしこゝでは、これらの「うらかた」によりて吉凶を判斷することをいつたものである。）

餘論　以上は此篇の第四段で、歷史上の事實を例に引き來つて、强豪も恃むに足らず、弱小も悲觀するに足らず、唯憍るものは亡び、常に戒愼する者は興ることを述べ、次段を導き出さんとするものである。

今秦地折長補短。方數千里。名師數十百萬。秦國號令賞罰。地形利害。天下莫如也。以此與天下。天下可兼而有也。臣昧死願望見大王。言所以破天下之從。擧趙亡韓。臣荊魏。親齊燕。以成覇王之名。朝四鄰諸侯之道。大王誠聽其說。一擧而天下之從不破。趙不擧。韓不亡。荊魏不臣。齊燕不親。覇王之名不成。四鄰諸侯不朝。大王斬臣以徇國。以爲王謀不忠者也。

訓讀　今秦の地、長きを折り、短きを補はゞ、方數千里にして、名師數十百萬あり。秦の號令賞罰

白色の鎧を着たる兵士三千人を將ゐて、紂の大軍に當り、僅か一日の中に紂の國都を破り、紂王を禽にし、其土地を占領し、其民を我が民となしたが、天下に誰一人として、紂王の爲に傷み悲しむ者は無かつた。又知伯は自國と韓・魏と三ケ國の聯合軍を率ゐて、趙襄主を晉陽城に攻めた時は、汾水の水を切り落して晉陽を水浸しとなすこと三ケ月に及び、城且に陷落するばかりとなつた。此時趙襄主は龜の甲を灼き筮竹を數へ、占ひによつて利害得失を考へ、何れの國に降伏したらよいかを決め、そして其臣張孟談を使ひせしめた。是に於いて張孟談は潛かに攻圍軍の目をかすめて城外に出で、韓康子・魏桓子の二人に說いて、知伯との盟約に反かせ、韓・魏兩國の軍勢の應援を得て知伯を攻め、其身を禽にし、趙の舊領を回復した。紂王といひ、知伯といひ、皆勢力を恃んで油斷をなし、戰々栗栗日愼一日の戒を忘れたから此の失敗を招いたのであります。

語釋　戰々栗々、日愼一日（淮南子に引ける堯の戒の詞、戰は前に說いた戰栗の戰でおそれること、栗は慄の古字でつつしむこと、栗と日と同韻、日愼一日、は日々その日をいふ。）○苟愼（苟は「マコトニ」と訓するが忠誠の誠の意とは異なり、「先ヅ」「シバラク」といふ意。）○將率（率は帥と同意）○左飲於淇溪云々（左は左軍、右は右軍のこと、飲は馬に水を飲ませること、淇溪・洹水は何れも河南省を流れる河。）○素甲（素甲は白色の甲、喪服には白色を用ひるが支那古來の禮である。この時武王は文王の喪に服し居りたれば部下の將士と共に素甲を用ひたのであつた。）○知伯（趙・韓・魏等と共に晉の卿たり、此人驕慢にして身を亡ぼせる事情は、本書十過篇にも見える。）○晉陽（今の山西省の太原）○鑽龜（古の卜法によれば龜甲の裏面に鑽（キリモミ）して、薄い處を作つて置き、荊芒を燃いて龜甲を灼（アブリヤキ）するのだが、その鑽して薄くして置いた處を灼するに及んで、判斷の資料たる裂け目が甲の表面に現はれる、之を兆といふ

し」と。何を以て其の然るを知るや。昔、紂天子と爲り、天下の甲兵百萬を將率し、左は淇溪に飲ひ、右は洹溪に飲ひ、淇水竭きて、洹水流れず、以て周の武王と難を爲せり。武王、素甲三千を將ゐ、戰ふこと一日にして紂の國を破り、其身を禽にし、其地に據りて、其民を有てるも、天下傷む莫し。知伯、三國の衆を率ゐて以て趙襄主を晉陽に攻め水を決して之に灌ぐこと三月、城且に拔けんとす。襄主龜を鑽し筴を數へ、占兆して以て利害を視る、「何れの國にか降る可き」と。乃ち其臣張孟談を使せしむ。是に於いて乃ち潛行して出で、知伯の約を反して兩國の衆を得、以て知伯を攻め、其身を禽にし、以て襄主の初に復せり。

通釋 且つ臣の承はり居ります古語に、「恐れに懼れて日々に其一日を愼むべきである。苟に其の履むべき道を愼み行うたならば、天下を領有して之に王たることもできる」とあります。何故に斯程まで日常の些事に深く注意すべきであるかといふに、昔、殷の紂王は天子の位に居り、天下の軍勢百萬を率ゐて出征した時の勢は實に盛なもので、其左軍は淇溪に、其右軍は洹溪に、各々その馬を放ちて水を飲ました處、淇溪は水爲に竭き、洹溪は水爲に流れざるに至つたといふことである。これだけの大軍を以て周の武王と戰を交へることになつた。此時武王は父の文王を喪うて、喪中であつたので

【餘論】以上が第三段で、謀臣の無能不誠意を反復詳論し、其の結果秦國が悲觀すべき狀態に立ち至つたことを述べ、之を救はんとせば作者の說を聽かざるべからざる所以をほのめかしたのである。

且臣聞之曰。戰戰栗栗日愼一日。苟愼其道。天下可有。何以知其然也。昔紂爲天子。將率天下甲兵百萬。左飲於淇溪。右飲於洹溪。淇水竭而洹水不流。以與周武王爲難。武王將素甲三千。戰一日而破紂之國。禽其身。據其地而有其民。天下莫傷。知伯率三國之衆。以攻趙襄主於晉陽。決水而灌之三月。城且拔矣。襄主鑽龜數筴。占兆以視利害。何國可降。乃使其臣張孟談。於是乃潛行而出。反知伯之約。得兩國之衆。以攻知伯。禽其身。以復襄主之初。

【訓讀】且つ臣之を聞く。曰く。「戰々栗々として日一日を愼め、苟に其の道を愼まば、天下は有つ可

して此處に到著し、趙軍と一戰を交へられましたが、之を破ること能はず、さればといつて直に軍勢を引きあげることもできず、ぐづ〳〵してゐるうちに軍氣弛み兵馬疲れ、辛じて退却せられました。天下の諸侯が秦の與し易きを見拔き之を輕侮するに至つた第三の事情であります。斯樣に內部に於いては謀臣の無能を見透かされ、外部に於いては我が兵力を疲らし盡したわけであります。以上の事情に由つて考ふるに列國の合從は決して困難でないことゝ思はれます。顧へば內部に於いては軍兵の意氣銷沈し、士民は疲弊し、年來蓄積せる財貨は費し盡くし、田畝は荒れ、穀倉は空虛となり甚だ悲觀すべき狀態なる上に、外部に於いては列國の結合甚だ鞏固であつて益々以て樂觀を許さない狀態であります。何卒大王篤と御考へ遊ばれます樣御願ひ奉ります。

語釋 攻邯鄲不能拔（秦の昭王がさきに應侯の言を信じて、趙を攻むることを果さず、軍を引いて退いたが、既に民を息し、兵を繕し復た趙を伐ちて利あらず、強ひて武安君を起用せんとしたが武安君が承知せず、更に王齕をして王陵に代つて趙を伐たしめ邯鄲を圍むこと十七月にして下らなかつた。之を言ふ。） ○棄甲負弩（戰國策には「棄甲兵怒」に作れるがそれでは意味通じない。又集解は「棄甲與弩」に作るべきだといふ、或は然うだらうが今通行本に從つて置く。） ○戰竦（戰は顫の音通、ふるひをのゝく。竦は悚に同じ、おそれるなり。） ○幷於李下（幷は屛に通用、屛息のこと、李下は李帛城下） ○大王又幷軍（戰國策には「復夕益々軍ヲ發シ云々」とあり、この幷の字は軍勢を集合した意味で、前條の幷とはちがふ。） ○運罷（運は弛（ユル）むこと、罷は疲れること一本に運を暈に作る、亦通ず。） ○幾不難矣（幾は「ホトンド」若しくは「近し」とよむ、一本難を能に作る、此の場合、幾を豈と同じに見る、古文に幾と豈と通用の例多く、「豈ニ能ハザランヤ」と讀んでも意味は通ずるが、難の字の方意味の落ちつきがよい。）

訓讀　且つ夫れ趙は當に亡ぶべくして亡びず、秦は當に覇たるべくして覇たらず、天下固より以に秦の謀臣を量ること一なり。乃ち復た士卒を悉して以て邯鄲を攻めて拔く能はず、甲を棄て弩を負ひ、戰竦して卻けり。天下固より已に秦の力を量ること二なり。軍乃ち退き、李下に幷し、大王又軍を幷せて至り、與に戰ひしも之に尅つこと能はず、又反ること能はず、運罷して去れり。天下固より秦の力を量ること三なり。內は我が謀臣を量られ、外は吾が兵力を極む。是に由つて之を觀れば臣以爲へらく、天下の從は幾ど難からさらん。內は吾が甲兵頓し、士民病み、蓄積索き、田疇荒れ、囷倉虛しく、外は天下皆比意すること甚だ固し。願はくば大王以て之を慮るところ有れ。

通釋　且つ又、趙は上にも言へる樣な事情により當然亡びるべきであるのに亡びず、秦は當然覇者となるべきであるのに覇者とはならなかつた。これは秦の對外政策の拙劣なのを示したもので、列國は秦の謀臣の無能を看破しました。是れが秦の列國より輕ぜられるに至つた事情の一であります。然るに秦は再び大軍を出して邯鄲を攻めたが之を陷すこと能す、鎧を脫ぎ捨て、弩を背負ひ戰き懼れて退卻した。之に依り列國は秦の兵力の恐るゝに足らぬことを推測したのは言ふまでもない。是れ秦が輕ぜられる第二の點であります。秦軍は退卻して李帛城下に屏息し、大王之を救はんと大兵を集合

かれて了つた。斯様に馬鹿々々しいことになつたのも偏へに謀臣のやりかたが拙いからであります。

語釋 民萠（萠は氓と通用、萠は新參の移住民で完全な公民權を有しないもの。） ○爭韓上黨（史記世家によると、趙の孝成王の四年に韓の上黨の守將馮亭が趙に降つたが、後二年、即ち韓の桓惠王の十四年に秦は趙の上黨を拔き長平の戰に於て趙括の率ゐた軍卒四十萬人を殺したとある。こゝは其の史實をさす。） ○武安（武安城は邯鄲の西に在り趙括の父趙奢の封ぜられた處） ○莞（管權の管と同義、思ひのまゝに統括する意。） ○修武（修武はもと殷の甯邑で武王が殷の紂王を伐つ時、こゝで軍隊の勢揃ひをしたから修武といふのだといふ傳說あり。） ○羊腸（趙世家の註に太行山の坂道の名とあり。） ○蠹（蠹は木の中に居て木を食ひ枯らす蟲、國を内から瓦解させる意味。） ○白馬口（黄河の渡船場で東郡に屬せり。） ○垂拱（衣を垂れ手を拱（コマネ）いで何もせずに樂にしてゐること。） ○須（待なり。） ○編隨（踊でからげる樣に、諸國を一つぺんに服從さする意、又偏隨に作りアマネクシタガツテと讀む說もある。）

且夫趙當亡而不亡。秦當覇而不覇。天下固以量秦之謀臣一矣。乃復悉士卒以攻邯鄲、不能拔也。棄甲負弩戰竦而卻。天下固已量秦力二矣。軍乃引而退、并於李下。大王又并軍而至。與戰不能尅之也。又不能反。運罷而去。天下固量秦力三矣。內者量吾謀臣。外者極吾兵力。由是觀之。臣以爲天下之從幾不難矣。內者吾甲兵頓。士民病。蓄積索。田疇荒。囷倉虛。外者天下皆比意甚固。願大王有以慮之也。

人の兵士をも勞せしめず、卽ち一戰を用ひずして秦の有に歸したでありませう。代と上黨とが戰はずして畢く秦となつて了ひますれば、趙の劣勢に乘じて齊や燕も默つては居らず、各その隣接の地方に侵出することになり、東陽・河外の地方は（さきに齊が趙に奪はれたものだが）戰はずして畢く齊の手に復歸し、中山及呼沱河以北の地は戰はずして畢く燕の有となるであらう。さうすれば趙は領土全部を失ふことになります。趙が國土を失へば、韓も從つて亡びるであらうし、韓が亡びれば楚と魏とも友邦を失うて獨立できなくなります。楚・魏が獨立できなくなるとすれば、此の邯鄲攻略の一擧は、啻に趙一國を取るに止まらず、之に由つて以て韓を破り、魏を內より瓦解せしめ、楚を侵略し、東は以て齊や燕の勢力を殺ぎ、白馬津の河水を切り落し、魏の都大梁に沃ぎかけて水攻めをなさば、是れ一擧にして趙・韓・魏の三國は亡び、列國の同盟は敗れて了ふわけでありますから、大王は少しも骨を折らず、たゞ安坐して待つて御いでになりさへすれば天下の諸侯は續々降服し、霸王たるの名譽も得られたことでありませう。而るに大王の謀臣は此の好機會に遇ひ乍ら、おめ〳〵と軍隊を引きあげて再び趙氏と和を結んで了うたのであります。抑も大王の英明と秦兵の強豪とを以てして當然成功すべき霸王の業を棄て、尺寸の土地をも取ることはできず、趙の如き滅亡に瀕した國から欺

【通釋】趙氏は天下の中央に位する國であります。それで各國交通の要路に當るから四隣諸國の民が來つて雜居する所であり、民心の不統一は免れ難い。又其の民は輕薄で誠意が無いからして、國家の爲に忠實に働かせることは困難であります。そこへ以て爲政者の號令が明肅を缺き、賞罰も實行されず、又地形上四面敵を受け乍ら天然の要害を有せず、國防上甚だ不便であり、そして其の民の力を十分發揮させることも得ない次第であるから、彼れ趙氏は亡國の形勢を備へて居ります。而るに此の危急の際に人民の身の上を憂へずに無理な戰爭を起し、有らん限りの士民を徵發して長平の城下に軍を進め、韓の上黨を取らうとして秦と爭うたのであります。此の時大王は詔を發し趙軍を擊たしめて之を破り、趙の都、邯鄲の西なる武安城まで押し寄せ、遂に之を陷れなさいました、是の時に當つて趙に於いては、君主と人民と相親まず、上流と下流とは相信ぜず互に相疑うて居るといふ有樣で擧國一致外敵に當ることは到底できないのであります。それで國都邯鄲も籠城できない狀態であつた。邯鄲が籠城できぬとすれば秦軍は直に之を取りて、山東・河間の地方を占領し、それより一旦軍を此の方面より引きあげ、西の方修武城を攻め、羊腸の塞を踰え、代と上黨との二地方を降し得たでございませう。さうすれば代に屬する四十六縣及び上黨に屬する七十縣は、一領の鎧をも用ひず、一

賞罰信ならず、地形便ならず、下其の民の力を盡す能はず。彼は固より亡國の形なり。而るに民萌を憂へず、其の士民を悉して、長平の下に軍し、以て韓の上黨を爭へり。大王詔を以て之を破り武安を拔けり。是の時に當つてや、趙氏は上下相親まず、貴賤相信ぜざるなり。然らば則ち邯鄲守られざらん。邯鄲守られざらば、邯鄲を拔き、山東河間を筦し、軍を引いて去り、西のかた脩武を攻め、羊腸を踰え、代・上黨を降さん。代四十六縣と上黨七十縣とは一領の甲をも用ひず、一士民をも苦めずして、此れ皆秦の有なり。代・上黨戰はずして畢く秦と爲らば東陽河外は戰はずして畢く反つて齊と爲り、中山呼沲以北は戰はずして畢く燕と爲らん。然らば則ち是れ趙擧らん。趙擧らば則ち韓亡びん。韓亡べば則ち荊魏獨立すること能はざらん。荊魏獨立すること能はざらば則ち是れ一擧して韓を壞り、魏を蠹み、荊を拔き、東は以て齊燕を弱め、白馬の口を決し以て魏に沃がん。是れ一擧して三晉亡び、從者敗るゝなり。大王垂拱して以て之を須たば、天下編隨して服し、霸王の名成る可かりしなり。而るに謀臣爲さず、軍を引いて退き、復た趙氏と和を爲す。夫れ大王の明と秦兵の彊とを以てして、霸王の業を棄て、地は曾て得可からずして乃ち欺きを亡國に取れり。是れ謀臣の拙なければなり。

親也。貴賤不相信也。然則邯鄲不守。拔邯鄲。筦山東河閒。引軍而去。西攻修武。踰羊腸。降代上黨。代四十六縣。上黨七十縣。不用一領甲。不苦一士民。此皆秦有也。代上黨不戰而畢爲秦。東陽河外不戰而畢反爲齊矣。中山呼沲以北不戰而畢爲燕矣。然則是趙擧。趙擧則韓亡。韓亡則荊魏不能獨立。荊魏不能獨立則是一擧而壞韓蠹魏拔荊。東以弱齊燕。決白馬之口。以沃魏。是一擧而三晉亡。從者敗也。大王垂拱以須之。天下編隨而服矣。霸王之名可成。而謀臣不爲。引軍而退。復與趙氏爲和。夫以大王之明秦兵之彊。棄霸王之業。地曾不可得。乃取欺於亡國。是謀臣之拙也。

訓讀 趙氏は中央の國なり。雜民の居る所なり。其の民輕々しくして用ひ難きなり。號令治まらず、

於外。士民疲病於內。霸王之名不成。此固以失霸王之道三矣。

【訓譯】前に、穰侯の秦を治むるや、一國の兵を用ひて以て兩國の功を成さんと欲す。是の故に兵は終身外に暴露し、士民は內に疲弊し、霸王の名成らず。此れ固より以に霸王の道を失ふの三なり。

【通釋】さきに宰相の穰侯が秦の政治を行うた時には、其の勢力強大で別に一國を成すの觀あり。そして秦の國家の兵力を用ひて、專心國の爲に功を立てようとはせず。自己の利益の爲に計つたのです。それで兵卒は休息の暇無く追ひ使はれ、一生戰場の風雨に曝され。國內一般の人民は、軍費、軍役の爲に疲れはて、而も秦の霸業成らなかつた。此れ實に霸王に成り損ねた第三回目であります。

【語釋】穰侯（姓は魏、名冉、昭王の母、宣太后の弟で秦の宰相となり穰に封ぜられ勢力秦王を凌ぐ。）〇兩國之功（秦國の爲外征の軍を起し、實は自分の封邑の利を計つたことをいつたもの。）

趙氏中央之國也。雜民所居也。其民輕而難用也。號令不治。賞罰不信。地形不便。下不能盡其民力。彼固亡國之形也。而不憂民萌。悉其士民。軍於長平之下。以爭韓上黨。大王以詔破之拔武安。當是時也。趙氏上下不相

であつた。此の時梁城を攻圍すること數十日にも及んだことであつたならば梁城は陷落したらうし、梁を陷落させたなら魏の全土も取れたらう。魏を取り得たら、南方の楚と北方の趙との中間の連絡が絶たれ意志の疏通を缺いて聯盟は破れ、趙は危險に陷る。趙が危險に陷れば、楚も自信を失ひ懼れを懷くだらう。かうなつたら進んで東の方齊と燕との勢力を殺ぎ中原に於いては三晉を制馭することも得よう。斯樣な次第でありますから彼の際は一擧して霸王の名も成就し得たのであるし、四隣の諸侯を參內させることも得たのでありました。然るに謀臣は此の計を爲さず。可惜千載一遇の機會を逃がして、軍を引いて退き、復た魏と和を結び、亡ぶべきであつた魏が反つて廢殘の都邑を回復し、離散せる人民を聚め、社稷宗廟の儀禮をも復奮して再び國家の體面を保つことを得る樣にさせた。此れも固より矢張霸王となるべきになり損ねた第二の場合であります。

語釋 比周（下文に比意其固の句あるから、こゝの比周は比意の誤であらう。但し意味に於いては大差なし、互に共謀し、ぐるになること。）○以詔（謀臣の意見によらず、「大王の獨斷で」といふ心持を含め間接に謀臣が忠を盡さぬことをほのめかす。）○狐疑（狐の樣に疑ひ深く擧動落ちつかず、おど〱してゐること、一說に孤危の誤だといふ。然し必ずしも字を改める必要もあるまい。）

前者穰侯之治秦也。用一國之兵而欲以成兩國之功。是故兵終身暴露

拔梁則魏可舉。舉魏則荊趙之意絕。荊趙之意絕則趙危。趙危而荊狐疑。東以弱齊燕。中以凌三晉。然則是一舉而霸王之名可成也。四鄰諸侯可朝也。而謀臣不為。引軍而退。復與魏氏為和。令魏氏反收亡國。聚散民。立社稷主。置宗廟令。此固以失霸王之道二矣。

訓讀　天下又比周して華下に軍するや、大王詔を以て之を破り、兵梁の郭下に至りき。此の時梁を圍むこと數旬なりしならば則ち梁拔く可かりしならん。梁を拔かば則ち魏舉ぐ可く、魏を舉げば則ち荊趙の意絕え、荊趙の意絕えば則ち趙危く、趙危くば荊は狐疑せん。東は以て齊燕を弱め、中は以て三晉を凌がん。然らば則ち是れ一舉して霸王の名成る可かりしなり。四隣の諸侯朝す可かりしなり。而るに謀臣爲さず、軍を引いて退き、復た魏氏と和を爲し、魏氏をして反つて亡國を收め散民を聚め、社稷の主を立て、宗廟の令を置かしむ。此れ固より以に霸王の道を失ふの二なり。

通釋　六國又もや連合して秦に攻め入らうとして華山の麓まで軍を進めた時、大王の獨斷によつて名將白起に命じて之を破らしめ、秦兵は逃ぐるを追うて魏の國都梁の城郭の下まで攻め寄せたこと

とになつたであらう。斯様な次第でありますれば一擧して覇王の名を成就し、四方近隣の諸侯は參內して秦に敬意を表することになつたでありませう。而るに大王の謀臣が此の計畫を爲さず、軍を率ゐて退き、再び楚と和を結んで切角の好機を逸し、楚人をして一旦亡された都城を回復し、離散せる人民を召し聚め、社稷の神を祀り宗廟の官吏を置き、著々國家の基礎を固めたるのみならず、進んで復讎を企て、天下の諸侯を率ゐて秦に向つて戰端を開くに至らしめた。此れ固より覇王となるべき方法をやりそこねた第一であります。

語釋 且臣聞之（臣の字舊本に脫す、國策には有り、今之を補ふ。）　○削跡云々（此の三句は根・都・存と韻を押して句調を整へてゐる、古語に此例多し。）　○郢（楚の都で今の湖北江陵縣の北十清里の紀南城は即これ。）　○洞庭・五湖・江南（洞庭は湖南省の洞庭湖附近の地をいふ。五湖は五渚の誤、洞庭湖畔の五處の洲なりといふが。異說有り。其の所在定かならず、江南は揚子江南岸に沿うた楚の十五邑をいふ。）　○東服於陳（服は戰國策に伏に作り、伏しかくれたこと陳は郢都の東北方に當る陳城。）　○三晉（趙韓魏三國の地は古の晉の地なれば三晉といふ。）　○亡國（國の原義は城郭に圍まれた都邑を意味す、ここでは郢以下一旦敵手に歸した都邑をいふ。）　○社稷主（凡そ國を建つる者必ず土地の神を祀る之を社といふ、又穀物の神を祀る、之を稷といふ、主とは神主、即御神體で神を象徵するもの、社稷は國と共に存亡するから國のことを社稷といふ。）　○宗廟令（令を後の句に連續して讀む說もあるが今は上に續け宗廟のことを司る官吏の意に解しておく。）　○固以（以は無くてもよい、有れば已と通用と見てスデニと讀む外あるまい。）

天下又比周而軍華下。大王以詔破之。兵至梁郭下。圍梁數旬。則梁可拔。

ち倂せず」と。秦荊人と戰ひしとき、大に荊を破り、郢を襲うて洞庭・五湖・江南を取り、荊王の君臣亡走して東のかた陳に服せり。此の時に當りてや、荊に從ふに兵を以てせば則ち荊擧ぐ可く。荊擧ぐ可ければ則ち民貪るに足るなり。地利するに足るなり。東は以て齊燕を弱め、中は以て三晉を凌がん。然らば則ち是れ一擧して霸王の名成る可く、四隣の諸侯朝す可かりしなり。而るに謀臣爲さず、軍を引いて退き、復た荊人と和を爲し、荊人をして亡國を收め、散民を聚め、社稷の主を立て、宗廟の令を置き天下を率ゐて西面して以て秦と難を爲すを得しむ。此れ固より以に霸王の道を失ふの一なり。

通釋　且つ臣の承はれる古語に、「凡そ害物を除かうとするには徹底的に跡を遺さぬ樣にすべきで、禍根を遺してはならぬ。又禍に近づかなければ、觸らぬ神に祟り無しで禍は起らぬ」とあります。然るに秦は楚と戰つた時には大に楚軍を破り、楚の國都郢に攻め入り、洞庭・五湖・江南等の諸地方を楚より割き取りたる爲め、荊王の君臣相携へて亡げ走り、東方の陳城に潛伏するの已むなきに至つた。此の時に當つて猶も軍兵を遣はして楚軍を追擊させてあつたならば楚國を全部取ることが得たのである。楚國を取ることが得れば、其の人民を我が民とすることが得き、其の國土も我が有となすことができ、其の餘勢を以て、東部に於いては齊や燕の勢力を挫き、中部に於いては三晉を完全に抑へるこ

巨防（平陰を去る三里の處に齊侯が与門といふ塹濠を作り濟水の水を引き入れた其の防門のことを巨防ともいふ。）○五戰（東・西・南・北・中の五方面に兵を用ひ皆勝つたことをいふ。）○一戰不剋而無齊（齊の閔王屢々兵を用ひ隣國を侵略したが、燕の昭王が名將樂毅を用ひるに及び、樂毅は趙と聯合して齊軍を濟西に敗り、長驅して國都臨菑を攻落し、齊の七十餘城を皆下し、未だ下らざるもの唯莒・卽墨の二城のみとなつたが、折しも燕の昭王死し、惠王立ち樂毅と合はず、且齊に田單といふ名將現はれ、その力により燕軍を退け、齊の諸城を回復したが一時齊は滅亡せんとした。）○萬乘（當時の大諸侯の國をいふ、乘は兵車の義、兵車一乘には甲士三人を載せ、卒七十二人之に從ふ、戰時地方の民力富力に應じ、卒乘を割りあてゝ出さしむ、故に乘は兵力を計る單位でもあり且又國土、國勢を計る單位でもあつた、そして周の本來の定めは天子は萬乘諸侯は千乘であつたが當時の諸侯互に攻伐して强大となり大諸侯は萬乘の國となつてゐた。）

且臣聞之。曰。削迹無遺根。無與禍鄰。禍乃不存。秦與荊人戰。大破荊。襲郢取洞庭・五湖・江南。荊王君臣亡走東服於陳。當此時也。隨荊以兵則荊可擧。荊可擧則民足貪也。地足利也。東以弱齊燕。中以凌三晉。然則是一擧而霸王之名可成也。四鄰諸侯可朝也。而謀臣不爲。引軍而退。復與荊人爲和。令荊人得收亡國。聚散民。立社稷主。置宗廟令。率天下西面以與秦爲難。此固以失霸王之道一矣。

訓讀 且つ臣之を聞く。曰く、「迹を削りて根を遺すこと無かれ、禍と隣すること無かれ、禍乃

のかた燕を破り、中韓魏を使ひ、土地廣くして兵強く、戰へば剋ち攻むれば取り、天下に詔令せり。齊の清濟濁河は以て限りと爲すに足り、長城巨防は以て塞と爲すに足れり。齊は五戰の國なり。一戰剋たずして齊無し。此に由つて之を觀れば、夫の戰ひは萬乘の存亡なり。

【通釋】謀臣其の忠を盡さゞる實情について、憚り乍ら説明申上げます。さきに齊は南方に於ては楚を破り、東方に於ては宋を破り、西方に於ては秦を服從せしめ、北方に於ては燕を破り。中部に於ては韓魏を使役し、領土は廣く兵は強かつたので、戰へば必ず勝ち、攻むれば必ず其の地を取るといふ有樣で、天下に號令を下して威權を振うたもので、清濟と濁河の天險は國境の固めとなすに十分であり、長城や巨防の要塞は優に外敵を威壓し得た。斯樣な有樣で齊は五戰五勝の國であつたが、燕との一戰に敗れたる爲、全國を敵に占領されて了つた。此の實例に依つて考ふるに戰爭は大國の存亡を決する一大事であります。

【語釋】齊南破荊（齊の閔王二十三年、秦と力を合せて楚を重丘に破り、楚の淮北の地を取つた。）○東破宋（閔王三十八年宋を伐ち宋王偃に死す。）○西服秦（閔王二十六年、韓魏と與に秦を攻め函谷に至りてこゝに軍す。）○北破燕（齊が燕を伐つたのは宣王の二十九年とも閔王の十年ともいふ。）○中使韓魏（韓魏兩國をして秦を攻めしめ戰爭に從はしめたことをいふ。）○詔（詔はもと一般に告げる意味、始皇帝の二十六年に至つて天子のミコトノリを特に詔といふことにした。）○清濟濁河（黄河の濁れるに對して濟水の澄んでゐることからかくいうたのである。）○長城（集解に水經の濟水の條の註に平陰城南に長城有り東は海に至り西は濟水の河道に至るとあり。）○

王の爲に計りごとを運らす謀臣共が皆國家の爲に誠意を盡さないからであります。

語釋 兵甲頓(兵は刀槍等の武器、甲は鎧(ヨロヒ)、兵甲は元來武器を謂ふのだけれども轉じて軍隊の意味ともなる、頓は鈍の假字で罷(ツカ)れて意氣沮喪すること、南岳は兵甲は器械の意で人をさすは非なりといつてゐるが、さうすると却て頓の解釋に無理をしなければならなくなる。) ○覇王(覇は諸侯をひきゐる頭。王は天下の王様。) ○田疇(疇はウネを起したる田、即ち耕地をいふ。)

餘論 以上が此の篇の第二段である。其の旨意は秦の爲に誠意を以て考へて居る自分としては、一身の利害を省みず危險を冒しても一言大王に申上げねばならぬ。其の理由として、六國は其の財力兵力共に極めて弱い、之に反し秦は元來極めて強い國で過去に於て目覺ましい發展をなした。然るに今日甚だ振はないのは謀臣が誠意を缺いてゐるからだといふのである。以下段を追うて此の旨意を詳論するのである。

臣敢言之。往者齊南破荊。東破宋。西服秦。北破燕。中使韓魏。土地廣而兵强。戰剋攻取。詔令天下。齊之淸濟濁河足以爲限。長城巨防足以爲塞。齊五戰之國也。一戰不剋而無齊。由此觀之。夫戰者萬乘之存亡也。

訓讀 臣敢て之を言はん。往昔齊は南のかた荊を破り、東のかた宋を破り、西のかた秦を服し、北

無く、如何なる敵と對戰しても之を打ち破らざることは無く、領土を廣むること數千里に及びました。是れ秦の過去に於ける大功であります。

語釋 名師（特殊な名を稱する强い軍隊で宋の岳飛の軍を「岳家の軍」と稱するが如しと先儒も說いてある。）○與天下（與は「韓信與（クミ）シ爲シ」といふ時の與で對抗の義。通常「與（クミ）ス」といへば共同、共力の意だが、こゝはその正反對の意だ。この正反對の義の出て來るわけは與の字の本義に徵すれば判る、與は元來、舁と与との合字、与に意味なく音を示すのみ、舁は一物を雙方より手を出し合うて擧げる形を示したもの、それで共力でもあり互に相持して下らず、對抗する義ともなる。）○其大功（其の字、一本に共に作る、戰國策も然り、集解は共とすべきだといひ、南岳は本文を共に改めてゐる。然し、顧廣圻は其を生かしてゐる、それでよいと思ふ。）

然而兵甲頓。士民病。蓄積索。田疇荒。囷倉虛。四鄰諸侯不服。霸王之名不成。此無異故。其謀臣皆不盡其忠也。

訓讀 然り而して兵甲頓し、士民病し、蓄積索き、田疇荒れ、囷倉虛しく。四隣の諸侯服せず、霸王の名成らず。此れ異故無し、其の謀臣皆其の忠を盡さざればなり。

通釋 然るに今日の有樣は如何といふに、軍隊は意氣沮喪し、一般士民は疲弊して生氣無く、糧食の蓄へは已につき、耕地は荒れ、穀倉は空虛となつた結果、遠國は言ふに及ばず四隣の諸侯さへも之を侮つて服從せず、霸王の威名を成すことなどはとても得ない。是れは他の理由有るのではない。大

今秦地折長補短。方數千里。名師數十百萬。秦之號令賞罰地形利害。天下莫若也。以此與天下。天下不足兼而有也。是故秦戰未嘗不剋。攻未嘗不取。所當未嘗不破。開地數千里。此其大功也。

訓讀 今秦の地、長を折り短を補はゞ、方數千里にして、名師數十百萬あり。秦の號令賞罰、地形利害、天下に若くもの莫し。此れを以て天下に與せば、天下は兼ねて有するに足らざるなり。是の故に秦は戰へば未だ嘗て剋たずんばあらず。攻むれば未だ嘗て取らずんばあらず。當る所未だ嘗て破らずんばあらず。地を開くこと數千里、此れ其の大功なり。

通釋 今秦の領土は不規則な形をして居るが、その長い所を折り、それで短い所を補ひ、方形に直して測つて見るに數千里四方の大國であります。そして精鋭を以て特別な名稱を有する軍隊は數十百萬もあり、それに號令賞罰の嚴肅な點から言うても、天然の地形要害堅固な點から言うても、天下の諸國、秦に及ぶものは有りませぬ。此の優勢を以て天下の諸侯に對抗するならば、天下を征服兼併して猶ほ餘りある位であります。是の故に秦はこれまで戰つて勝たざること無く、攻めて取らざること

有功無功は一一之を認めて判然と差別をつけるやうにして居る。それで人民は國家の爲に働らくに働き甲斐があるので、父母の懐を離れてよりこのかた未だ嘗て敵に遇つた經驗は無くとも、戰爭と聞けば勇み立ち躍り上り素肌のまゝ白刃にも立ち向ひ、烈火の中にも飛び込んで必死を覺悟する程の勇者が一人や二人でない。總ての人皆然樣なのであります。抑も必死の覺悟をするのと必ず生きようと思ふのとでは大變な相違でありますが、斯樣に秦人が六國の人々と全く違つた行動をするのは、秦國の上に立つ人が戰死を貴び之に報ゆることが厚いからであります。抑も一人が死を決して奮鬪する時は十人の敵に當ることが得るものであります。從つて十人は百人に當り、百人は千人に當り千人は萬人、萬人は天下の兵に打ち勝つことが得るわけであります。

【語釋】　有功無功相事（此の句の解釋古來異說紛々たる有樣であるが迂評の說が一番確かだと思ふ。即ち「事ハ治ナリ」で事務に一一意を用ひて治むる之を「事」といふ用例に依り、有功か無功か一一意を用ひて之を區別して混淆せざらしめる意に解する。即ち信賞必罰の徹底した態度をいつたもの。翼毳によれば荀子性惡篇の用例により、「事ハ爲ナリ」と解し、有功者も無功者も互に相勵まし武勳を立てようとする意と考へた。是は信賞必罰の民に及ぼす結果を述べたことになる。余は前の句からの續き具合から見てどうしても上に立つ人のやりかたを說明したものと解すべきだと思ふから迂評の說を取る。）○生未嘗見寇（この生の字は前句と意義重複するので文理からいつて省くべきである。前句の註釋として書いてあつたものが紛れて本文に入つた者のだらうといふ人がある。多分さうだらう。）○頓足（頓の字は元來頓首の頓で敬禮をして頭もて地を叩く意味、頓足は足踏みならして跳躍する樣をいつたもの。）○徒裼（裼（音セキ）は袒（音タン、はだぬぐ）の意、特に徒の字を附け加へたのは甲冑を身に著けない意味なのである。史記張儀傳に「秦人甲ヲ捐テ徒裼以テ敵ニ趨ク」とあるのを考へ合せれば明瞭である。）○鑪（鍛冶（カヂヤ）の用ひる爐で金鐵をもとろかすに足る。）

此の二十字を省いて讀む説がよい。

今秦出號令而行賞罰。有功無功相事也。出其父母懷衽之中。生未嘗見寇。耳聞戰頓足徒裼。犯白刃蹈鑪炭斷死於前者皆是也。夫斷死與斷生不同。而民爲之者貴奮死也。夫一人奮死可以對十。十可以對百。百可以對千。千可以對萬。萬可以剋天下矣。

訓讀 今秦は號令を出して賞罰を行ひ、有功無功相事とするなり。其の父母の懷衽の中を出でてより、生れて未だ嘗て寇を見ざるも、耳に戰ひを聞けば頓足徒裼、白刃を犯し鑪炭を蹈みて前に斷死する者此是なり。夫れ死を斷むると生を斷むるとは同じからず。而も民の之を爲す者は是れ奮死を貴べばなり。夫れ一人の奮死は以て十に對ふ可く、十は以て百に對ふ可く、百は以て千に對ふ可く、千は以て萬に對ふ可く、萬は以て天下に剋つ可し。

通釋 今、秦の方は如何といふに、號令を下して之に從ふ者は賞し、從はざる者は罰することにし

鑕等の刑罰の道具を前後に備へて逃亡者を嚴重に警戒してゐるに拘らず、而も猶彼等は逃げ走つて了ひ、進んで戰死をすることは能きぬのである。これ彼等士民がどうしても戰死することが能きぬのではない。上に立つ爲政者が彼等をして命を捨てる樣に仕向けることが能きぬからである。彼れ爲政者は賞を說明して置き乍らそれを與へず、罰を揭げて置き乍らそれを行はず、賞罰は單に口先ばかりで一向實行しない。かるが故に士民は馬鹿馬鹿しく思つて國の爲に命を捨てないのであります。

語釋　府庫（府は文書を藏するところ、庫は軍器を藏するところ。）○囷倉（米穀を藏するところの圓いくらを囷といひ、四角なくらを倉と曰ふ。）○斧鑕（斧は罪人を腰斬の刑に處する時に用ひるをの、鑕は其の斬るべき罪人をのせる割石―だい―である。）

餘論　數十百萬の十の字が戰國策には千になつてゐる。猶舊刊本には此の下に「兆頓首戴羽。爲將軍斷死於前。不至千人。皆以言死。」の二十字が有つて白刃在前の句に續いてゐるが、戰國策には此の二十字が無い。無い方が意味の通りがよい。此の二十字を生かして讀まうとした爲に古來の學者が種種考へて、或は「頓首」は顚首の誤りで顚首は頸を眞直にすることだと曰ふ者もあり、又頓首は頓足の誤りで下文に「頓足徒裼云々」とあるのと相應ずるのだと曰ふもあり、又「不至千人」は「不ㇾ至ㇾ千ㇾ人」の誤だと曰ふもあり。非常に苦心を重ねてゐるに拘はらず結局前後の意味が好く通じない。矢張

○連（連合の意）　○收韓（六國の中、韓は最も秦に接近し、從て最も秦に親まねばならぬ關係に在るのに同盟諸侯が無理に韓を身方に引き入れたといふ意味を收の一字に含めて、韓の立場を擁護しようとしたものと見られる。）　○從（南北を從（たて）といひ東西を衡（よこ）といふ。六國を連結すれば南北に長し、故に六國の同盟を合從といふ。秦と結合すれば東西に長し、故に連衡といふ。）　○强秦（戰國策には强の字無し。又舊本には秦强に作り「秦ト强ヒテ云々」と讀ませる。今强秦に改める說に從ふ。）　○爲難（舊注に「難ハ敵ナリ」とある。難はすべて事の容易ならざること、從て困苦の意ともなる。轉じて兵難をひき起すこと、挑戰することなどをも爲難といふに至つたのである。）　○其此之謂乎（藤澤南岳は此の五字は餘計だといつてゐるが、なるほど無くもがなだ。）

今天下之府庫不レ盈。囷倉空虛也。悉ニ其士民ヲ張ルコト軍ヲ數十百萬。白刃在リ前ニ。斧鑕在ルモ後ニ。而モ却走シテ不レ能ハ死スル也。非ザル其士民不ルニ能ハ死スル也。上不ルガ能ハ故也。言ヘバ賞ヲ則不レ與ヘ。言ヘバ罰ヲ則不レ行ハ。賞罰不レ信ナラ。故ニ士民不ル死セ也。

訓讀　今天下の府庫盈たず、囷倉空虛なり。其の士民を悉して軍を張ること數十百萬、白刃前に在り斧鑕後に在るも、而も却走して死すること能はざるなり。其の士民死すること能はざるに非ざるなり。上能はざるが故なり。賞を言へば則ち與へず、罰を言へば則ち行はず、賞罰信ならず、故に士民死せざるなり。

通釋　今天下の諸侯を見るに、國庫充實せず、穀倉空虛である。然るに其の有らん限りの士民を徵發して、數十百萬の大軍を成し、兵數だけは尨大ではあるが、彼等は一向戰意を有たないので、白刃斧

て以て強秦と難を爲さんとすと。臣竊に之を笑ふ。世に三亡有り、而して天下之を得とは其れ此れを之れ謂ふ乎。臣之を聞く曰く「亂を以て治を攻むる者は亡び、邪を以て正を攻むる者は亡び、逆を以て順を攻むる者は亡ぶ」と。

通釋　承はりまする處、天下の諸侯は趙を中心として燕を北に負ひ、魏を南に抱き、楚を身方に引き入れ、齊との好を固くし、韓を身方の勢力範圍に取り込めて、謂はゆる合從の聯盟を組織し、將に西に向つて強秦に抵抗しようとしてゐるとのこと。此の餘りにも淺はかな諸侯の謀りごとをば、私は陰乍ら可笑しく思つて居りまする。何となれば、世の中に滅亡に至る道三ケ條あり、而も天下の諸侯は此の三ケ條とも併せ有して居るとのことでありますが、夫れは此の謬れる計謀をば謂うたものである。我が承る所の謂はゆる三亡の道とは、「亂れた國が治まれる國を攻める時は亡びる。邪道の國が正義の國を攻める時は亡びる。暴逆の國が順當の國を攻める時は亡びる。」と曰ふ此の三ケ條であるが、天下の諸侯が秦を攻めるのは正に此の三亡の道に當てはまるのであつて、結局自滅するだけのことであります。

語釋　天下（當時は戰國の七雄割據の時代で、秦以外の趙韓魏燕齊楚の六國をさして天下といふたのである。）○陰陽（陰は北、陽は南の意。秦を敵とする同盟の盟主たりし趙を中心として見れば北方に燕、南方に魏が在るので、か樣にいうたのである。）

【語釋】私の承り居りまする古語に「判然と知らないのに無責任にもそれを述べたてるのは愚なことであり、又確實に知りつゝも個人的事情に束縛されて敢て言はないのは不忠なことである」とあります。人の臣下と爲りて不忠なる者は死罪に相當するし、申上げたことが間違つて居つた場合にも亦死刑に處せらるべきであります。斯樣に君主へ言上し奉ることは容易ならぬことでありますが、大王とその國の御爲を思ふが故に、我が聞知れることを悉く申上げませう。唯大王、之を御聽取りの上にて如何樣にも其の罪を御裁き下さいまする樣御願ひ申し上げます。

【語釋】臣聞（自分のことを臣といふのは君王に對するからで上書の體である、臣聞、吾聞、などいふ下には古語を引用する場合が多い、こゝはそれである。）○裁（もと衣をたつに寸法を見料つてたち切る意味であるがこゝでは申し上げた言葉の當否を見屆けた上に罪の有無又は輕重を判定する意味）

臣聞天下陰燕陽魏連荊固齊收韓而成從。將西面以與强秦爲難。臣竊笑之。世有三亡。而天下得之。其此之謂乎。臣聞之曰。以亂攻治者亡。以邪攻正者亡、以逆攻順者亡。

【訓讀】臣聞く天下、燕を陰にし、魏を陽にし、荊を連ね齊を固め韓を收めて從を成し、將に西面し

初見秦は詳しくは初見秦王といふべきを略稱したもので陳明卿本及び歸有光本は初見秦王としてある。第一は篇目の次第を示したもので後世第一第二の字を削除して了つた本が多いが舊體に據る意味から之を存して置く。

さて韓非が秦に使した年は史記の韓世家に依れば韓王安の五年即ち秦王政の十三年であるが同じ史記の秦本紀及び六國年表に依れば一年後れて秦王政の十四年になつてゐる。秦の六國攻略史から考へて見ると後説が正しい樣である。

臣聞不知而言不智。知而不言不忠。爲人臣不忠當死。言而不當亦當死。雖然臣願悉言所聞。唯大王裁其罪。

【訓讀】臣聞く、知らずして言ふは不智、知つて言はざるは不忠なりと。人の臣となりて不忠なるは死に當し、言つて當らざるも亦死に當す。然りと雖も臣願はくは悉く聞く所を言はん。唯大王其の罪を裁せよ。

【敍說】此れは此の篇の第一段、上書せんとするに當つての意氣込みを述べたものである。

韓非子新釋　上卷

文學士　平澤東貫著

初見秦第一

〔敍說〕此の篇は韓非が韓王（名を安といひ韓の最後の王）の命を受けて秦に使し、秦王（名は政、即ち後の始皇帝）に奉つた文章として古來韓非子の卷頭第一に置かれてあるが、此の篇が果して韓非の手によりて成つたものかどうかに就いて幾多の疑問說があることは解題に詳說した通りである。余も韓非の自筆を否定する說に贊成する一人であるが、太田全齋の樣に存韓篇と共に之を附錄として全然他の諸篇から切り離して了ふことは今は敢てしない。何故かといふに、疑はしい篇は是等二篇のみでないので、本文批評を徹底的にやつた上でなければ眞贋を決められるものでないし、又左樣な研究は解說を旨とする本書の使命でもないからである。

十過　第十……一九七
孤憤　第十一……二七五
說難　第十二……三〇〇
和氏　第十三……三二八
姦劫弑臣　第十四……三三九
亡徵　第十五……三八六
三守　第十六……四一一
備內　第十七……四一九
南面　第十八……四三五
飾邪　第十九……四四九
解老　第二十……四七七
喩老　第二十一……五六一

韓非子新釋

上卷目次

初見秦第一……一
存韓第二……三三
難言第三……六四
愛臣第四……七六
主道第五……八四
有度第六……一〇一
二柄第七……一三〇
揚權第八……一四五
八姦第九……一七六


LIBRARY
MAY - 3 1971
UNIVERSITY OF TORONTO


韓非子新釋
上卷
文學士　平澤東貫著




大禮記念
昭和漢文叢書





